市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1	B86−市HP、新着情報のタイトル「インフルエンザが過去最多になっています」の間違いについて	1）2月6日に市HPの新着情報に掲出された標題について、サイトを開くと、吹田市が含まれる豊能地区の定点あたり患者数は2.91人。過去最多になったのは、昨年末の62.30人です。 ⇒注意報基準の10人を下回っており、市HPへの掲出時には、市民に間違った情報を与えないような注意が必要。 大阪府が発表をする前に、吹田市の保健所が感染者状況を大阪府に報告をされている事から、当然把握をされている筈。気付いて欲しい事象。 ⇒添付画像。B86−インフルエンザ定点あたり患者数（2月3日～2月9日）大阪府感染者情報 2）今回の投稿は、吹田市の市長・副市長・各部局長・市職員（特に地域保健課・広報課）の皆様方が市HPを閲覧されていたら、誰かが地域保健課に間違いについて連絡をされるのかと思い、9日間待ちましたが、訂正をされなかったことによるものです。 3）サイトには、“不織布マスクを着用しましょう”の語句が有りますが、“正しいマスクの着用方法について”の説明・画像が必要。 ⇒昨年、吹田市民病院で、看護師さんから「マスクの前後（裏表）が逆です」と初めて指摘されました。添付画像で2画面を貼り付けておきますので、【A】【B】どちらが正しいのか教えて下さい。 4）吹田市民病院のHPには、“当院におけるマスク着用について”のサイトが有りますが、今年、病院職員に“マスクの前後”について質問をしましたが、「分かりません」との事でしたので、病院職員および来院者への周知が必要と思います。 ⇒添付画像。B86−マスクの正しい着用方法。 ※広報課に供覧を願います。 ※危機管理室は、現在、「安心安全の都市づくり推進計画の廃止に対する意見について集約中」である事から、担当部署に供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1について インフルエンザの定点報告数が警報基準ではなくなったため、2月6日に市ホームページの内容を修正しました。その際に、新着情報に関する前回の設定が残ったまま更新作業をしたため、誤ったタイトルを表示したものです。正しい情報を掲載できていなかったことについて深くお詫びします。 （担当：地域保健課） 2について 今回の御指摘を踏まえ、2月6日付けの新着情報のタイトルについては、早急に削除いたしました。今後、ホームページの更新作業を行う際には、誤った情報が掲載されないよう複数人で確認する体制を強化するとともに、今回の事案を課内で周知し再発防止に努めてまいります。 （担当：地域保健課） 3について 本市ホームページの基本的な感染症対策に、正しいマスクの着用方法を掲載しております。今回の御指摘を踏まえ、マスク着用に関する情報としてインフルエンザのページにも当該ページをリンクさせることとします。また、マスクは、折り目が下向きであることが正しい着用方法となります。不鮮明な部分があり正確には分かりかねますが、画像Bが下向きに見えますので、Bが正しい着用と思われます。マスクは、メーカーによって仕様が異なる場合がありますので、パッケージ等に記載している使用方法を確認することが望ましいとされています。 （担当：地域保健課） 4について 御意見につきまして、市民病院へお伝えします。 （担当：健康まちづくり室）	健康まちづくり室、地域保健課	R7.2.17	R7.2.27
2	吹田市から助成金を受けている施設で、男性であるという理由で利用を制限されました	私は男性です 吹田市の〇〇)については、吹田市から助成金を受けている施設と聞いております。 1月下旬に自宅に投函されたチラシにおしゃべり広場について、誰でもOKと書かれていたので、何回か参加しました。 2月19日のおしゃべり広場で、〇〇さんに、授乳したい女性が困るから、事前連絡なしに来ていいのは、水曜日の14時半以降のみと言われました。 〇〇が開いている火曜日と木曜日にも、事前連絡なしに来ないように言われました。 利用制限がないのは、高齢者と子育て中のママだけで、子育て中のパパもだめだそうです。 誰でもOKとチラシに書かれている吹田市から助成金を受けている施設で、このような利用制限を受けることが納得できません。 心が大きく傷つきました。 制限を解除してほしいです。	お問合せの件につきまして、吹田市では、高齢者と世代が異なる市民とが気軽にふれあい、交流できる場「ふれあい交流サロン」を運営する団体に対して、補助金を交付しております。 ふれあい交流サロンは、原則として利用を希望する者の利用を妨げないこととなっており、当該のふれあい交流サロンへは、このたび改めてサロンの事業目的等を説明いたしました。 このたびは、御意見ありがとうございました。	高齢福祉室	R7.2.20	R7.2.26

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
3	B71-3。市HPの『令和6年度未来がきらり吹田学生応援プロジェクト』。※未着です。	1月8日および2月1日（未着）に標題について投稿しましたが、2月17日現在、回答が未だ頂けておりません。 よろしくお願い致します。	メールアドレス誤りにより送信できておらず申し訳ございません。 （市民の声No.8728の回答をメールにて送信）	福祉総務室	R7.2.18	R7.2.25
4	B76-2。『令和6年能登半島地震にかかる社会福祉施設等への介護職員派遣依頼』について	標題について、1月21日に投稿、1月31日に回答を頂きましたが、再度の市HPへの掲出の提言です。 [市回答（再掲・部分）]：国や大阪府からの通知文書等のうち、能登半島地震にかかる社会福祉施設等への介護職員派遣依頼など、（中略）各事業所宛てに直接メールで連絡しております。 [私見]：資格や知見を有しておられる方の中には、(1)老々介護を終えられた方で、勤労されていない方や (2)定年退職されて余生を社会への恩返しを考えておられる方。(3)子どもさん達が結婚されて子育てを終えられ、“これからが自分の人生…やり残したことがないか？”、社会貢献を考えておられる方がおられるのでは…と思います。知人の看護士さんは、子育てを終えられて今年、新しい資格取得をめざして、社会貢献を考えておられます。 私は、福祉関係でのボランティアを30年余りさせて頂いており、現在も自分が出来る事を出来る時に…というスタンスで週に2～3回させて頂いております。 1）吹田市は、輪島市と支援協定を締結されている事。また後藤市長様が「困った時はお互いさま、という心で支えあいたい」の言葉も有ります（吹田市報5月号「放っておけない」）ので、高槻市のように市HPに掲出、周知をされて能登半島への支援を考えて頂けませんでしょうか。 2-1）1月21日の投稿時では、厚生労働省及びこども家庭庁（事務連絡）が13回目であり、ほぼ毎月発信して居られ、大阪府も同様に各市町村に発信されている事から、困っておられるものと思います。 吹田市福祉部は、各事業者に周知されている…との事ですが、最新の発信文書の記番号、発信年月日を教えて下さい。 2-2）送信宛ての事業者数（公的機関、私立事業者別に）を教えて下さい。 3）秘書課長様への要望。後藤市長様へ情報提供を願います。	1）当室で検討した結果、国から発出される令和6年能登半島地震の発生に伴う社会福祉施設等への介護職員等の派遣依頼に係る通知等を本市のホームページに公開していくことといたします。 2）当室から事業者へ周知した最新の日付は令和7年2月4日で、周知方法は国からの通知文等を上席に確認のうえ、メールに添付して送信しているため、文書番号はありません。メールで周知した事業所は延べ991事業所です。うち公的機関（吹田市立総合福祉会館、吹田市地域包括支援センター及び指定管理者制度導入施設）は合わせて21施設です。	福祉指導監査室	R7.2.6	R7.2.21

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
5	ニコチン・ヘイヴン吹田7	市内で健康増進法違反を7件見かけました。 それぞれ対応と回答願います。 (1) ○○ 以前も通報したが、是正されていない。 店内で加熱式タバコを喫煙していたり(写真参照)、テーブルに灰皿が置いてあるにもかかわらず、店の出入口に標識がない。 さらに悪質なことに、20歳未満のアルバイト募集まである(写真参照)。 そもそも従業員の雇用が府条例違反なのに18，19歳の募集までしている。 しっかり是正を指導願いたい。 (2) ○○ 店内に灰皿があって喫煙しているが、標識はない(写真参照)。 タバコを20歳未満だとか「未成年」に売らないだとかは書いてあるが、健康増進法に係るものではない。 是正を指導願う。 (3)○○ 屋内駐車場への通路の踊り場が喫煙所になっているようで、喫煙している(写真参照)。 灰皿も設置されているようだ。 健康増進法29，30条違反である。 撤去と禁煙を指導されたい。 (4)○○ 車庫のシャッター前に喫煙所を設置しているが、屋内に該当する場所と思う(写真参照)。 健康増進法30条違反であるので、撤去を指導されたい。 (5)○○ 1階エレベーターの手前や○○の出入口前に灰皿が設置されている(写真参照)。 屋内ともいえそうな場所だ。 健康増進法30条違反であるので、撤去を指導されたい。 (6)○○ どうもフロア全体が喫煙専用室を除いて、加熱式タバコ喫煙可能となっているようだ(写真参照)。 加熱式タバコ専用室が認められるのはフロアの一部に限られるのではないのか？ 健康増進法に違反していると思うので是正を指導願う。 それと子ども110番の家でもあるようだが、20歳未満はそもそも入れないので、登録を解除すべきだ。 (7)○○ 2025年2月7日15時4分頃、岸辺中5丁目交差点で 赤信号待ち(府道14号線を東から西へ向かう)していたタクシーの車内で運転手が喫煙していた(写真参照)。 健康増進法29条違反である。 禁煙を守るよう指導されたい。 ※写真については、公表しておりません。	1について 通報を受け、当該店舗に連絡し、店舗の出入口に標識を掲示するよう指導しました。また、喫煙可能店は従業員についても20歳未満立入禁止である旨を伝え従業員募集の掲示について是正するよう指導しました。 (担当：健康まちづくり室) 労働基準法第57条及び第60～64条において、満18歳に満たない者に関する保護規定が設けられていますが、満18歳以上の者について就業を制限する規定はございません。また「府条例」を「大阪府青少年健全育成条例（以下「同条例」）」と解釈した場合、同条例第3条において青少年は18歳未満の者と定義されており、御指摘の事由には該当いたしませんので、御理解くださいますようお願い申し上げます。 (担当：青少年室) 2について 通報を受け、当該店舗に連絡し、店舗の出入口に標識を掲示するよう指導しました。 (担当：健康まちづくり室) 3について 通報を受け、当該店舗の灰皿設置場所を確認したところ、屋内に該当する位置であったため、管理権原者に対し、灰皿を撤去するよう指導しました。 (担当：健康まちづくり室) 4について 通報を受け、現地及び管理権原者確認の上、必要な対応を行ってまいります。 (担当：健康まちづくり室) 5について 通報を受け、現地及び管理権原者確認の上、必要な対応を行ってまいります。 (担当：健康まちづくり室) 6について 通報を受け、現地及び管理権原者確認の上、必要な対応を行ってまいります。 (担当：健康まちづくり室) こども110番の家運動については、地域の諸団体が主体となって行う地域活動の一環であるため、吹田市は言及する立場にありませんが、子供の生命を脅かす危機的な状況における緊急避難場所としての用途として登録・同運動に参加するということであれば、地域の推進団体の裁量に含まれていると認識しています。 (担当：まなびの支援課) 7 について 通報を受け、当該事業所に連絡し、車内禁煙とするよう指導しました。 (担当：健康まちづくり室)	健康まちづくり室、まなびの支援課、青少年室	R7.2.10	R7.2.21
6	B71。市HPの『令和6年度未来がきらり吹田学生応援プロジェクト』への提言	1月7日に市HPの新着情報に掲出されましたが、サイトを開くと、「吹田市内に在住・在学の高校生・大学生・大学院生・専門学校生等を対象に、食料品を配付します。」でした。 1）対象者に、“短期大学生”の記載が有りません。吹田市内には、2校有ります。再考されませんでしょうか？ ※吹田市の学生に対する認識度が問われるように思います。 2）福祉部 福祉総務室は、タイトルに具体性（食料品の提供）を持たせれば、分かり易かったと思います。 ※危機管理室は、現在、「安心安全の都市づくり推進計画の廃止に対する意見について集約中」である事から、供覧を願います。	ご意見をくださりありがとうございます。ご指摘に基づきホームページを修正させていただきます。 なお、未来がきらり☆吹田学生応援プロジェクト実行委員会が主催する本プロジェクトにつきましては、短期大学等を含めた大学生を対象としている旨をお聞きしております。今回いただいたご意見につきましては本プロジェクトの問合せ先となる吹田市社会福祉協議会にもお伝えし、今後の周知活動等の参考とさせていただきます。	福祉総務室	R7.1.8	R7.2.18

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
7	B71-2。市HPの『令和6年度未来がきらり吹田学生応援プロジェクト』への提言	1）1月8日に標題について投稿しましたが、2月1日現在、回答が未だ頂けておりません。 ［投稿内容（再掲）］「吹田市内に在住・在学の高校生・大学生・大学院生・専門学校生等を対象に、食料品を配付します。」でしたが、対象者に、“短期大学生”の記載が有りません。 2）市HPのサイトを見ると、1月16日に更新がされており、“短期大学生”が追記されていました。 ⇒サイトの更新が1月16日にされていますが、申込の期日が1月16日であり、加えて市HPの新着情報に掲出されていませんでした。これでは、対象者の方への周知が出来ていないと思います。	作成した回答書の送付ができておらず大変申し訳ございませんでした。 以下、回答書原文 ーーー

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
9	進捗の確認	以前より手帳の進捗について確認をさせていただいておりますが、下記の返答をいただきました。 「この内容で以前（11月）返送させていただいておりましたが、届いていなかったのなら申し訳ございません。 手帳の申請は11月にされておられますので、まだ3か月は経過しておりませんので、もう少し待っていただければと思います。 と昨日もメールさせていただきましたが、メールがとどいていないようでしたら申し訳ございません。」 障害者雇用で活動したいので、今の状況を教えてください。 頂いた案内文では2～3ヶ月と記載がありました。期間内だからオッケーというのはお役所仕事の典型的な考えですので改めていただければと思います。（税金からお給与が出ているということを理解してください。） 担当者だけでなく市長などにも共有してください。 それでは、申請日は11／1ですのでよろしくお願いします。	R6.11.1申請の精神障害者保健福祉手帳については、すでに「決定」が下りており、手帳はR7.1.29に発送している旨を電話にて本人に伝えました。	障がい福祉室	R7.1.27	R7.1.31
10	B75。市HPサイト『HPVワクチン（子宮頸がん予防ワクチン）接種の期間延長』への提言	1）1月９日に市HPに掲出されたタイトル「HPVワクチン（子宮頸がん予防ワクチン）接種」が、市HP（Top頁）の新着情報に掲出されていません。 ⇒添付画像B75。吹田市HPVワクチン接種−子供。1／9 ⇒添付画像B75。HPVワクチン。新着情報になし ⇒添付画像B75。HPVワクチン接種の期間延長。厚労省 ※公費による無料接種期間が延長された事が、対象者への周知が徹底されているように思えません。 2）吹田市のHPへの掲出サイトは、[健康・医療]⇒[予防接種]⇒[こどもの定期予防接種]のサイトに掲出されており、キャッチアップ接種対象者（平成9年（1997年）4月2日～平成20年（2008年）4月1日生まれの女性）の内、大人世代の方への期間延長の周知徹底されているように思えません。 ※危機管理室は、現在、「安心安全の都市づくり推進計画の廃止に対する意見について集約中」である事から、供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1について 今後、国において正式に延長の特例措置が決まり、政省令改正が行われ次第、速やかにホームページを更新する予定です。その際には、いただいたご意見も参考に、新着情報への掲載を予定しております。 2について HPVワクチン接種は、小学校6年～高校1年相当の女性を対象に、予防接種法A類疾病の予防接種として定期接種化されておりますことから、本市ではホームページの「子どもの定期予防接種」ページに分類し、掲載しております。 キャッチアップ接種の対象者には、これまで複数回個別に接種勧奨をしており、延長措置につきましても医療機関等と連携し周知に努めております。	地域保健課	R7.1.20	R7.1.24

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
11	生活保護をして頂きたい	現在両親の介護で生活状態が困窮しているため、吹田市役所の生活保護申請へ行きましたが受付の黒とグレーのネイルをしている女性職員は「親と同居していると同一世帯と見なすので、今の状態じゃ生活保護は出ない。」の一点張りで、こちらの「苦しくて助けてほしいから生活保護の申請に来ている」という訴えに全く聞く耳を持ってくれませんでした。 もちろん親とは別世帯で届け出て登録してあります。なのに「生活保護では同一世帯と見なすんです～」の一点張りです。 なんなら「親の資産を食いつぶしてから来い」や、「親と同居だと光熱費の計算が出来ないじゃないですか～」や、「社会協議会（？）か何かの組織から借金をしてください」とまで言われました！！ 吹田市は、生活困窮者を勝手な判断で跳ねのけて、借金まで推奨して、市民を殺す気ですか？！ 早急に生活保護をして頂きたい状況であることをシッカリ考慮してご返答ください。	この度は、ご不快な思いをさせてしまい、大変申し訳ございませんでした。 生活保護の要否につきましては、相談者の方よりお話をお伺いする等して把握した世帯の状況と、法令により定められた生活保護の規定に基づき、判断を行っているところです。 また、生活保護制度では、原則として、保護決定は世帯単位で行い、扶養義務者による扶養が生活保護に優先するため、住民票上では別世帯で住民登録をされている場合であっても、実際に御両親と3名で生活されている居住実態がある場合には、3名でひとつの世帯として取り扱って保護の要否を判断させていただくこととなります。 以上を踏まえますと、先日の来庁された際にお聞きした貴世帯の状況の場合には、当日に御説明させていただきましたとおり、御両親との3名で保護の要否を検討することとなり、御両親が多額の預貯金を有しているとのことから、このような状況下で生活保護の申請を行っていただいた場合、生活保護の対象とならない可能性は高いと考えられます。 なお、窓口で対応させていただいた職員に当日の状況を確認したところ、「親の資産を食いつぶしてから来い」「借金をしてください」と発言はしていないとのことでございました。	生活福祉室	R7.1.14	R7.1.20

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
12	B68-2。「インフルエンザ（警報レベル超え）」についての補足情報	【12/27投稿-再掲】 12月26日に市HPに掲出の「インフルエンザ（警報レベルを超えました）」への提言。 ・吹田市の感染者数情報がインフルエンザのサイトの“関連リンク” に「大阪府感染症情報センター」が貼り付けておられますが、吹田市の数値については、「豊能」ブロックであることの説明文が必要。 ※「豊能」の語句については、能勢地域に豊能町という自治体が有る事から、また吹田市が「三島」ブロックと勘違いをされるかもしれません。 【補足情報】 1)「大阪府感染症情報センター」の定点の患者数のブロックの見方につい12月27日に投稿しましたが、1／7現在、説明書きが有りませんので、補足説明をさせて頂きます。 ⇒「豊能」・「三島」の吹田市の成り立ち⇒吹田市のHP（データで知る吹田）から転載。 ※昭和15年に、1町3村（三島郡吹田町、三島郡千里村、三島郡岸部村、豊能郡豊津村）が合併し、吹田市が誕生。 ⇒当時の吹田市の多くが、旧三島郡のエリアであり、思い違いをされる可能性が有ります。 ⇒添付画像B68-2。インフルエンザ-左：市関連リンク。右：大阪府感染症情報 ⇒添付画像B68-2。「豊能」・「三島」と吹田市の成り立ち 2)健康医療部 地域保健課は、吹田市の感染者状況が（警報レベル超え）である事から、市HP（Top頁）へ注意喚起のアイコンを豊中市のHPのように、作成されたら良いかと思います。 ⇒添付画像B68-2。B68-2。インフルエンザ対策を。豊中市HP_元日。12／27掲出 ※広報課に供覧願います。 ※危機管理室は、現在、「安心安全の都市づくり推進計画の廃止に対する意見について集約中」である事から、供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1について 前回の御指摘の内容を踏まえ、1/8付で本市インフルエンザのページに、吹田市が豊能ブロックに含まれる旨を追加しました。 2について インフルエンザが流行期入りした際には、本市ホームページの注目ワードに表示するとともに、市公式SNS等で注意喚起をしております。引き続き、効果的な注意喚起の方法について検討してまいります。	地域保健課	R7.1.8	R7.1.10

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
13	B68。「インフルエンザ（警報レベル超え）」について	12月26日に市HPに掲出の「インフルエンザ（警報レベルを超えました）」への提言。 1）吹田市の感染者数情報がインフルエンザのサイトの“関連リンク” に「大阪府感染症情報センター」が貼り付けておられますが、吹田市の数値については、「豊能」ブロックであることの説明文が必要。 ※「豊能」の語句については、能勢地域に豊能町という自治体が有る事から、また吹田市が「三島」ブロックと勘違いをされるかもしれません。 ⇒添付画像B68。インフルエンザ-左：市関連リンク。右：大阪府感染症情報 2）市民に感染状況を文字・数字の情報だけでは無く、視覚による“警報レベル” の状況周知により、注意喚起の観点から、年末年始（9連休）の医療ひっ迫を避けるためにも、大阪府の 「ブロック別 インフルエンザ流行状況（グラフ）」のリンクを貼付けされませんでしょうか。 ※街や飲食店（含む従業員）でも、マスクの着用者は少ないです。 ⇒添付画像B68。インフルエンザ-大阪府 ブロック別グラフ ※危機管理室は、現在、「安心安全の都市づくり推進計画の廃止に対する意見について集約中」である事から、供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1について 御指摘の内容を踏まえ、本市インフルエンザのページの関連リンク「大阪府感染症情報センター」に、吹田市は豊能ブロックに含まれる旨を追加しました。 2について 御指摘の内容を踏まえ、本市インフルエンザのページに「ブロック別インフルエンザ流行状況」のリンクを追加しました。	地域保健課	R6.12.27	R7.1.8
14	B65。「医療従事者による2年に1度の届出（三師届、業務従事者届）」について市HPに掲出が必要	標題のタイトルについて、吹田市が提唱された“NATs” の内、吹田市を除く、西宮市・尼崎市・豊中市が各市HPに12月に掲出され、対象者に周知されており、吹田市に於いても市HPに掲出が必要と思います。 ・日本国内に居住の医師、歯科医師、薬剤師の方および、業務に従事している保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士の方は、2年に一度、12月31日現在の住所地、業務従事場所等を届け出ることが法律により義務づけられています。 ・令和6年は届出が必要な年となりますので、期日（令和7年1月15日）までに届出が必要。 ※吹田市のHPで検索しましたが、ヒットしませんでしたので投稿致します。 ※危機管理室は、現在、「安心安全の都市づくり推進計画の廃止に対する意見について集約中」である事から、供覧を願います。	医療従事者の届について、市内各病院、診療所、薬局等に届出書を送付し、協力依頼を行ったところですが、ご指摘のとおり吹田市ホームページでも周知に努めます。	保健医療総務室	R6.12.13	R6.12.27

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
15	B67。「全国で1万人超え…感染者数急増する『梅毒』」について	12月13日に標題の報道がされましたが、吹田市のHPでは、7月31日に“HIV・性感染症（梅毒・クラミジア）検査”。そして12月16日に“妊娠前からの健康づくり” のサイトが掲出されていますが、いずれも市HP（Top頁）の新着情報に掲出されていません。 ⇒これでは、関心がある方以外の市民への周知が出来ているとは思えません。 ⇒添付画像B67。梅毒-吹田市（7月31日） 1）検査日が12月13日なのに、HPへの掲出日が7月31日であり、掲出時期・方法（再掲）に工夫が必要。 ⇒添付画像B67。梅毒-吹田市。新着に無し（7月31日） ⇒添付画像B67。梅毒-吹田市。妊娠前からの健康 ⇒添付画像B67。梅毒-吹田市。妊娠前から。新着に無し（12月16日） ・尼崎市（12／16HP）。豊中市（11／28市報）。高槻市（12／12HP）。摂津市・茨木市は市報で検査の周知がされており、吹田市に於いても市民への周知が必要と思います。 ⇒添付画像B67。梅毒-大阪府HP 2）健康医療部 地域保健課および児童部 すこやか親子室は、吹田市がエイズ予防週間実行委員会のメンバーでもあり、市民への周知をお願いします。 3）健康医療部 地域保健課および児童部 すこやか親子室は、大阪府の「梅毒」（梅毒報告者数の年間推移グラフが有り）についてのサイトのリンクを貼付けされませんでしょうか？ ※広報課に供覧願います。 ※危機管理室は、現在、「安心安全の都市づくり推進計画の廃止に対する意見について集約中」である事から、供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1について 地域保健課「HIV・性感染症(梅毒・クラミジア）検査」のページは、直近では令和6年12月16日に更新しておりましたが、更新日の設定漏れにより変更できていませんでした。今後、情報を更新する際には、気をつけてまいります。 また、市民への周知が必要な場合につきましては、新着のお知らせに掲載するとともに、市公式SNSや本庁舎のデジタルサイネージ等を活用し、広く情報発信に努めてまいります。なお、HIV・性感染症検査の市報への掲載については、6月の検査普及週間及び12月の世界エイズデーの周知と合わせて行っているところでございます。 （担当：地域保健課） すこやか親子室が作成する「プレコンセプションケア～妊娠前からの健康づくり～」のサイトは、妊娠前の健康管理に関する望ましい生活習慣等の正しい知識の啓発を目的としており、梅毒検査日を含む梅毒に関する情報は本市地域保健課の「HIV・性感染症（梅毒・クラミジア）検査」サイトリンクを掲載し、関心のある方が閲覧できるようにしております。 （担当：すこやか親子室） 2について エイズ予防週間実行委員会とは、大阪府健康医療部保健医療室感染症対策課内に事務局を設置し、大阪府、政令市及び保健所設置市が連携を図りながら、エイズに関する啓発活動を行うための組織でございます。令和2年4月の中核市移行後、本市では健康医療部地域保健課が委員として活動に参画しています。御指摘の内容を踏まえ、本市地域保健課の「HIV・性感染症」及び「HIV・性感染症（梅毒・クラミジア）検査」のホームページに当該実行委員会の説明を掲載いたしました。 （担当：地域保健課） エイズ予防週間実行委員会には、本市では健康医療部地域保健課が委員として活動に参画しており、担当所管の本市地域保健課が一括して市民への周知も行います。 （担当：すこやか親子室） 3について 御指摘の内容を踏まえ、本市地域保健課「HIV・性感染症」のホームページに大阪府の梅毒感染者数の年間推移グラフ等のリンクを掲載いたしました。 （担当：地域保健課） 御指摘の内容を踏まえ、すこやか親子室が作成する「プレコンセプションケア～妊娠前からの健康づくり～」のサイトに本市地域保健課が作成する「HIV・性感染症」のリンクを掲載しました。そのサイトには大阪府の梅毒に関するサイトのリンクが掲載されており、関心のある方が閲覧できるようにいたしました。 （担当：すこやか親子室）	地域保健課 すこやか親子室	R6.12.19	R6.12.27

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
16	新型コロナワクチン後遺症患者救済についての提案	予防接種健康被害救済制度について、奈良県や春日井市のようにホームページや幅広い広報媒体で分かりやすく案内する事。 予防接種健康被害救済制度申請希望者に、分かりやすい書き方案内を作成し、希望者に案内を配布、ホームページや幅広い広報媒体で周知する事。 市内全ての病院に対して予防接種健康被害救済制度を希望される患者さんに、受診証明書の記載やカルテの写しの拒否をしないように通達を出す事。 病院用に「受診証明記載マニュアル」を作成しホームページ広報で案内する事。また作成したマニュアルを医師会、各病院に分かりやすく案内、周知する事。 ワクチン接種記録の保管期限延長、若しくは接種者手帳の発行を国に働きかける事。 市内の小中学校に通う、ワクチン健康被害の児童・生徒に対する、教育を受ける機会の保持の為、被害を把握するための調査を行い、各学校に体調不良で通えなくなった子供にオンライン授業を検討したり、出席日数に関して、診断書がある場合出席停止扱い等を検討したり、進級卒業に関し柔軟な対応を行うよう各学校に通知する事。 ワクチンによる健康被害によって職を失った方、体調不良による再就職の難航者に対する生活の救済の為、調査を行い必要な処置を行うよう、国に働きかける事。	1つ目について 本市においては、新型コロナワクチン及びインフルエンザワクチン定期予防接種対象者である高齢者には、予防接種健康被害救済制度の案内を含めた個別通知を行いました。 また、市報、ホームページへの掲載やSNSを通じた案内に努めています。 （担当：地域保健課） 2つ目について ホームページには健康被害救済制度のページを作成し、申請に必要な書類や記入例を記載するなど、丁寧な対応に努めています。 また、保健師等を配置し、症状等の聞き取りや医学的な相談ができる体制を整え、健康被害救済制度の申請を希望される方には、必要となる書類や申請用紙の記入方法などの説明も行っています。 （担当：地域保健課） 3つ目について 接種協力医療機関に対しては、定期予防接種の接種前には効果や副反応、健康被害救済制度等の説明をし、本人の同意を得たうえで接種するよう周知しています。 また、国からの情報が発出された場合や周知等が必要な場合は、医療機関等に周知しています。 （担当：地域保健課） 4つ目について 接種協力医療機関に対しては、定期予防接種開始前に「予防接種ガイドライン」及び「予防接種マニュアル（本市作成）」を配布し、予防接種健康被害救済制度を含めた丁寧な制度説明及び情報提供に努めています。 （担当：地域保健課） 5つ目について 予防接種記録のデータ管理、活用の在り方については、国の審議会において議論されているところであり、本市としてもその議論を注視しています。また、接種記録の保管期限延長については、大阪府を通じて、国に要望しています。 （担当：地域保健課） 6つ目について 予防接種による健康被害が生じた際には、迅速に予防接種健康被害救済制度を活用できるよう、申請のサポートとして、保健師等の配置により丁寧に対応するとともに、個別の健康相談にも応じています。被害を把握するための調査については、児童・生徒に対する個人情報保護の観点から実施は困難です。 （担当：地域保健課） 学習用端末を活用し、本人、保護者と相談のうえ、各学校での授業をオンラインで配信することができるよう環境を整備しております。 （担当：教育センター） 出席停止の取扱いにつきましては、学校教育法第35条及び学校保健安全法第19条による出席停止日数並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条・第20条・第26条及び第46条による入院の場合と定めており、新型コロナワクチン後遺症の児童・生徒の欠席につきましては、出席停止には当たらず、現時点で、その取扱いに対する検討には至っておりません。一方で、市立小・中学校において、出欠状況が、直接進級及び卒業に影響を与えることはございません。 （担当：学校教育室） 7つ目について 予防接種健康被害による生活救済のための必要な施策については、国の責任の元で実施すべきものであり、引き続き、国から出される情報を注視し、市民に対して必要な情報提供に努めます。また、国への要望については、社会状況を見ながら判断していきます。 （担当：地域保健課）	地域保健課、学校教育室、教育センター	R6.12.9	R6.12.19
17	旧市民病院の建物について	標記の件、市立吹田市民病が岸辺に移転して5年以上が経過していると存じますが、旧市民病院の建物はそのままとなっております。建物の解体及び跡地の利用について、吹田市の方針をご教示願います。	旧市民病院の土地及び建物については、本市ではなく地方独立行政法人市立吹田市民病院（以下、市民病院）が所有しております。市民病院では当該跡地については売却の方針で過去に公募を実施しましたが不成立となった経過があり、現在は課題を整理し再度の公募に向けて検討を進めているところです。本市としても地域のまちづくりの観点から市民病院と協議を行っております。	健康まちづくり室	R6.12.6	R6.12.17

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
18	『戸別避難計画』作成提出について	先般、送付されました『戸別避難計画』作成提出につきまして、問題提起したく思っております。 郵送確認送付前に事前確認されていない様に感じました。 ●本件提出の意味は？明確に通知して欲しい。 ●避難場所、計画はそもそも市が主導で指示してくれるものでは無いのか？ ●避難のタイミングは確認するのでは無く、指導するべきでは？ ●緊急連絡先は氏名、住所だけ確認しても連絡付くまでに時間がかかるのでは？連絡先、電話番号を確認すべきでは？ 形だけの確認アンケートにしかなっていない様に思います。改善をお願い致します。 なお、本件回答は本文を掲載の上返答をお願い致します。何に対しての返答かが確認できませんので。	個別避難計画を作成し、市に提出いただくことで、災害時に消防、警察等の関係機関に個別避難計画の情報を提供し、安否確認や避難誘導等に活用すること、また、平常時には避難支援等の実施に必要な限度で、本人や地域の避難支援者でその情報を共有し、支援方法等を確認し合うことで、災害時により実効性のある避難行動や避難支援につなげることを目的としています。 本市では、平常時のうちに避難行動に関する情報を整理し、準備を進めていただくことで、災害時に迅速な避難行動につながると考えており、あらかじめ自ら確認しておいていただくために個別避難計画の作成の取組を進めています。避難所として市内の小中学校や地区公民館等を指定していますが、避難所だけでなく、状況によっては、知人宅や在宅避難として自宅も避難場所として想定されます。安全性や行きやすさ等を考慮し、あらかじめご本人で避難場所の候補を確認いただくものです。 災害時要援護者の方については、基本的には、市から住民に対する避難情報として、警戒レベル3「高齢者等避難」が発令された時に、危険な場所にいる人は速やかに避難行動をとっていただく必要があります。この設問は、自治体が発令する避難指示等よりも先に大雨警報等の防災気象情報が発表された時に、避難することを決めておられる場合なども想定されることから、あらかじめ自ら確認しておいていただくために、ご記載いただくものです。 緊急連絡先は、氏名（フリガナ）、関係、住所・連絡先の記載項目があります。住所・連絡先の箇所には、ご住所及び連絡先（電話番号）の記載をお願いしています。記入例をご参照ください。 個別避難計画に関しまして、制度の周知や理解促進が進むよう市民の方向けの作成勉強会を開催するなど、引き続き取組の推進に努めてまいります。	福祉総務室	R6.12.2	R6.12.16

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
19	ニコチン・ヘイヴン吹田6	市内で健康増進法違反を5件見かけました。 それぞれ対応と回答願います。 (1) ○○ 店内に灰皿が設置されているのを見かけました(写真参照)。 健康増進法30条違反なので撤去を指導願います。 (2) ○○ 喫煙室が店内に設置されているようであったが、 店及び喫煙室のそれぞれの出入口に適法な標識が掲示されていない(写真参照)。 是正を指導願います。 (3) ○○ 1階の車庫内に赤い灰皿が設置されているのを見かけました(写真参照)。 健康増進法30条違反なので撤去を指導願います。 (4) ○○ 駐輪場に赤い灰皿が設置されているが、 屋根があって3方向を壁に囲まれている(写真参照)ので屋内だと考えます。 健康増進法30条違反なので撤去を指導願います。 灰皿のすぐ上の貼り紙には、 通行人への受動喫煙に注意するようにみたいに書かれていますが、 どう考えても受動喫煙が防ぎようのない場所でもあります。 (5) ○○ 店内に灰皿が設置されているのを見かけました(写真参照)。 健康増進法30条違反なので撤去を指導願います。 ※写真については、公表しておりません。	1について 通報を受け、当該店舗の現地確認を行い、店舗内の灰皿を撤去するよう指導しました。 2について 通報を受け、当該店舗に連絡し、喫煙専用室及び店舗の出入口に標識を掲示するよう指導しました。 3について 通報を受け、当該ビルの現地確認を行い、灰皿が設置されている場所は屋内に該当する場所であったため、灰皿を撤去するよう指導しました。 4について 通報を受け、当該事業所の現地確認を行い、灰皿が設置されている場所は屋内に該当する場所であったため、灰皿を撤去するよう指導しました。 5について 通報を受け、当該店舗の現地確認を行い、店舗内の灰皿を撤去するよう指導しました。	健康まちづくり室	R6.12.11	R6.12.16

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
20	B52-3。「全国のマイコプラズマ肺炎患者が過去最多更新（警報レベル）報道」について	10/16及び11/11に投稿。11/18に市から回答を頂きましたが、疑問点、提言。 1-1)[前回投稿（再掲）]：掲出月日が、10月23日ですが、市HPの新着情報に掲出されていません。これでは、市民への周知による注意喚起が出来ているとは、思えません。 ［市回答］：感染症情報に関する市民への効果的な注意喚起が実施できるよう 今後は、市HPの新着情報への掲載や市公式 SNS の活用等にも取り組んでまいります。 ⇒添付画像B52-3。吹田市のマイコプラズマ肺炎HP。 ・回答文に「今後は…」の記述が有りますが、流行時期は秋冬です。今日は、11月24日で、1か月が経過しましたが、健康医療部　地域保健課は、市HPの新着情報への掲載がされていません。 ・大阪府感染症情報センターは、８月１５日に「感染者増加」の情報提供を既に提供をされています。 ⇒添付画像B52-3。大阪府感染症情報センターHP。 ・11月21日の情報では、1～14歳の感染者数が86%を占めており、速やかに、市民、保育・幼稚園、小・中学校への周知が必要と思います。 1-2）１０月８日付けで、厚生労働省から保健所設置市宛てに「マイコプラズマ肺炎に関する注意喚起について」協力依頼の通知が出されています。 ⇒添付画像B52-3。厚労働省の通知文。 ・吹田市HP「マイコプラズマ肺炎」のサイトの閲覧者数（10/23～11/22の間）を教えて下さい。 2）吹田市は、“感染症発生動向調査事業実施要綱”を作成されていますか？。⇒吹田市の例規集には、見当たりません。 ［参考］豊中市感染症発生動向調査事業実施要綱「第１条 この要綱は、感染症の患者情報（中略）を正確に収集分析し、その結果を、市民に公開及び医療機関へ提供することにより、感染症の予防及び防止を図るため、（後略） ⇒添付画像B52-3。豊中市感染症発生動向調査事業実施要綱。 ※府下の他の市でも制定がされています。 3)[前回投稿（再掲）]：市のサイトには、吹田市の感染者数についての情報の記載が全く有りません。 ［市回答］：大阪府全域及び本市が含まれる豊能圏域の発生動向を公表しています。 ・市のサイトには、吹田市を含む“豊能圏域の発生動向”を探すことが出来ませんでした。 ⇒市HPサイトに“豊能圏域の発生動向”の推移グラフの表示または、リンク先の貼付けをお願い致します。また注意・警戒レベルの基準点の明記が有れば判断がしやすいと思います。 ⇒[参考]添付画像B52-3。枚方市の北河内ブロック推移グラフ。 ⇒[参考]添付画像B52-3。尼崎市の推移グラフ。 4）市民、保育・幼稚園、小・中学校での、園児・児童・生徒への注意喚起の教材として、図画をサイトに貼付けされると分かり易いと思います。 ⇒[参考]添付画像B52-3。茨木市図画（厚労省）。 ⇒[参考]添付画像B52-3。摂津市図画 5）後藤吹田市長様は、常々、吹田市は中核市になった事により、保健所業務が直接担う事が出来、市民にダイレクトに対応が可能…との趣旨の発言が有ります。 ⇒中核市としてのブランドの確立と定着化をお願い致します。 ※危機管理室は、現在、「安心安全の都市づくり推進計画の廃止に対する意見について集約中」である事から、供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1-1について 御指摘の内容を踏まえ、市民への注意喚起として本市HP新着情報へ掲載しました。また、保育・幼稚園や小・中学校等関係機関には、大阪府感染症情報センターが公表する最新情報を毎週還元しており、注意喚起に努めているところです。 1-2について 10/23～11/22の閲覧数は178件でした。 2について 本市では、吹田市における要綱及び要領等の取扱基準に基づき、吹田市感染症発生動向調査事業実施要領として作成しています。また、例規集への掲載については、要綱以上のものと定められているため、掲載しておりません。 3について 御指摘の内容を踏まえ、吹田市を含む豊能圏域の発生状況が把握しやすいように、マイコプラズマ肺炎、咽頭結膜熱、水痘、手足口病の感染症情報について、府内の発生状況に加えて、ブロック別年齢別発生状況のリンクを追加しました。 4について 御指摘の内容を踏まえ、本市HPに基本的な感染症対策のページを新たに作成し、啓発媒体を掲載しました。 5について 引き続き、基礎自治体としての強みを活かし、市民に身近な保健所として業務を実施できるよう努めてまいります。	地域保健課	R6.11.25	R6.12.6
21	ニコチン・ヘイヴン吹田5	市内で健康増進法違反を2件見かけました。それぞれ対応と回答願います。 (1) ○○ 倉庫の中に赤い灰皿が見えます(写真参照)。健康増進法30条違反です。撤去を指導願います。 ストビューにも写ってます: (2) ○○ 駐車場の奥の方に衝立を置いただけの喫煙所があるみたいでした(写真参照)。 ここは屋内です。健康増進法30条違反です。撤去を指導願います。 ※写真等については、公表しておりません。	1について 通報を受け、○○に対し現状の喫煙所の状況を確認し、現在設置している灰皿について撤去するよう指導したところ、灰皿を敷地内の屋外に移動させたいとの申し出がありました。敷地内の屋外は法の規制の対象ではありませんが、通行人や近隣住民に受動喫煙のリスクが高まる恐れがあるので十分に配慮するよう助言を行いました。 2について 通報を受け、○○に対し現状の喫煙所の状況を確認し、現在設置している喫煙所について、撤去するか技術的要件を満たす喫煙室とするよう指導したところ、喫煙所を敷地内の屋外に移動させたいとの申し出がありました。敷地内の屋外は法の規制の対象ではありませんが、通行人や近隣住民に受動喫煙のリスクが高まる恐れがあるので十分に配慮するよう助言を行いました。	健康まちづくり室	R6.11.12	R6.11.26

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
22	B52-2。「全国のマイコプラズマ肺炎患者が過去最多更新（警報レベル）報道」について	[10/16投稿文の再掲]：10月15日のニュースで、国立感染症研究所によりますと、「マイコプラズマ肺炎」の患者は、6週連続で増加。1999年の統計を始めてから最も多かった前の週よりさらに増え、2週連続で過去最多を更新。 1）10月16日に投稿しましたが、市から回答をまだ頂けておりません。 2）今、市のHPの「感染症情報」を確認したら、マイコプラズマ肺炎のサイトが掲載されていました。 ⇒掲出月日が、10月23日ですが、市HPの新着情報に掲出されていません。これでは、市民への周知による注意喚起が出来ているとは、思えません。 3）市のサイトには、吹田市の感染者数についての情報の記載が全く有りません。 ⇒吹田市の定点観測点は、何か所ですか？。直近の最大感染者数と日付を教えて下さい。 4）健康医療部 地域保健課は、市民の健康を衛る為に、日常管理は誰がどのようにされているのでしょうか。今後どのようにされますのでしょうか？ 5）投稿してから今日で27日目です。市民部　市民総務室は、どのような管理をされているのでしょうか？ ※危機管理室は、現在、「安心安全の都市づくり推進計画の廃止に対する意見について検討中」である事から、供覧を願います。	1について 10月30日付で回答書をお送りしておりましたが、こちらのメールアドレスの入力誤りにより送信できていなかったことが判明しました。11月11日付で回答書を送付しております。回答が遅くなりましたことお詫び申し上げます。 （担当：地域保健課） 2について 御指摘の内容を踏まえ、感染症情報に関する市民への効果的な注意喚起が実施できるよう、今後は、市HPの新着情報への掲載や市公式SNSの活用等にも取り組んでまいります。 （担当：地域保健課） 3について 市内の定点医療機関は16か所（令和6年5月時点）ありますが、そのうち、マイコプラズマ肺炎の報告が義務づけられている医療機関は1か所のみとなります。本市は近隣市とのアクセスがよく、本市民が市内外の医療機関を受診する場合も想定されるため、市内定点医療機関からの報告数だけでは感染症の発生動向を正確に解釈することが難しいと考え、大阪府全域及び本市が含まれる豊能圏域の発生動向を公表しています。 また、直近の感染者数につきましては、第45週（11/4～11/10）の大阪府全域で61例、定点あたり3.39、同週の本市が含まれる豊能圏域で6例、定点あたり3.00でございます。（参考：第44週（10/28～11/3）大阪府全域で59例、定点あたり3.28、豊能圏域で3例、定点あたり1.50） （担当：地域保健課） 4について 日常的な業務の管理は、各業務担当ごとにリーダーを配置し、課の管理職が中心となり対応しています。今回の送信誤りについては、速やかに課内で情報共有を行い、注意喚起いたしました。引き続き、再発防止に努めてまいります。 （担当：地域保健課） 5について 市民総務室では、〇〇様に10月30日にメールにて回答をしたと地域保健課からの報告を受けていたため、既に回答済のことと認識しておりました。 （担当：市民総務室）	市民総務室、地域保健課	R6.11.11	R6.11.18

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
23	B52。「全国のマイコプラズマ肺炎患者が過去最多更新（警報レベル）報道」について	・10月15日のニュースで、国立感染症研究所によりますと、「マイコプラズマ肺炎」の患者は、6週連続で増加。1999年の統計を始めてから最も多かった前の週よりさらに増え、2週連続で過去最多を更新。 ・「警報レベル」の目安とされる「5人」を前の週に続き、超えて、全国およそ3000の小児科で今月6日までの1週間に報告された患者は1医療機関あたり8.6人。 ・10月8日に過去最多の報道がされ、吹田市のHPの「感染症情報」を見ましたが、マイコプラズマ肺炎の項目が有りません。 ⇒添付画像B52 吹田市感染症情報 ・厚労省は「マイコプラズマ肺炎は秋冬に増加する傾向があり、今後、さらに感染が広がる可能性がある」として、手洗い・マスクなど基本的な感染対策を呼びかけています。 ・大阪の医療機関でも症状を訴える人が急増。検査キットが不足。学級閉鎖についての問合せも。 ⇒成人している方の罹患も有り、吹田市は、現状の感染状況ならびに感染予防の周知が必要と思います。 ※「安心安全の都市づくり」の担当部署である危機管理室に供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	今回の御指摘を踏まえ、本市ホームページの「感染症情報」に、マイコプラズマ肺炎に関する情報を新たに追加しました。 引き続き、感染症の流行状況に合わせた、必要な情報発信に努めてまいります。	地域保健課	R6.10.17	R6.11.11
24	B49-2。吹田市民病院の選定療養費の意見要望。	10/7に投稿。10/18に市から回答を頂きましたが、意見・要望。 1)【投稿内容(再掲)】記事の中に「選定療養費として徴収する事が義務付けられています」や「初診時及び再診時の選定療養費を徴収することになります」の記事が有りました。 ［市原文］、令和3年4月1日以降は（中略）初診時及び再診時の選定療養費を徴収することになります。 ［仮(案)］、受診される場合は、令和3年4月1日以降は（中略）初診時及び再診時の選定療養費を「ご負担いただきます。」 ⇒添付画像B49-2 市民病院「徴収」 2)タイトルが、「(地独)市立吹田市民病院の地域医療支援病院の承認について」 ⇒承認は、厚労省ですか。それとも、大阪府ですか？。パッと見たら吹田市が承認…と思ってしまいました。 3)出来れば、適用除外の項目についての記載が有れば、良かった。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1）及び3）について 改めてとなりますが、当該ホームページについては、地域医療支援病院に承認されてから一定期間を経て選定療養費の徴収についての周知は行えたものと判断し、今回の意見要望以前の本年８月中旬に既に削除しておりますので対応できかねます。 2）について 地域医療支援病院制度は都道府県知事が個別に承認する制度であるため、大阪府知事による承認です。	健康まちづくり室	R6.10.21	R6.10.28

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
25	ニコチン・ヘイヴン吹田4	市内で健康増進法違反を4件見かけました。それぞれ対応と回答願います。 (1) ○○ 店先に「1F 13:00まで禁煙、2F 終日喫煙可能」と掲示してあったが、 20歳未満立入禁止の記載は見当たらなかった(写真参照)。 是正を指導願う。 (2)○○ 店先の屋根があって3方向壁に囲われている場所に灰皿が設置され、 客が喫煙していた(写真参照)。 ここは屋内に該当すると思う。 健康増進法29, 30条違反なので撤去+禁煙を指導されたい。 (3)○○ 2階のベランダに灰皿が設置してあった(写真参照)。 ○○という店の出入口とエレベータとの間あたりの場所。 ここは3方向壁に囲われていて屋根があるので屋内と思う。 健康増進法30条違反なので撤去を指導されたい。 (4)○○ 標識に日本語の表記がなく、しかも喫煙専用室のものである(写真参照)。 是正を指導願う。 ※写真については、公表しておりません。	（1）について 通報を受け、○○の管理権原者に対し、加熱式たばこ専用喫煙室、喫煙専用室の設置及び標識の掲示について指導してまいります。 （2）について 通報を受け、○○の管理権原者に対し、灰皿を撤去するよう指導してまいります。 （3）について 通報を受け、ビルの管理権原者に対し、灰皿を撤去するよう指導してまいります。 （4）について 通報を受け、○○の管理権原者に対し、正しい標識を掲示するよう指導してまいります。	健康まちづくり室	R6.10.7	R6.10.22

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
26	幼稚園や学校周辺での喫煙について	佐竹台幼稚園に通う子供の親です。 今日14時に幼稚園へお迎えに行き、帰ろうと敷地内に停めている自転車に子供を乗せて準備していると濃厚なタバコ臭が入ってきて子供と共にむせました。 外を見るとフェンス越しの歩道で喫煙している二人組の建設作業員のような男性がいました。幼稚園の門を出る際にもタバコ臭く、何人もの親子が受動喫煙させられていたと思います。幼稚園のすぐ目の前かつ門の真横あたりで一人は地べたに座り込んで一人はガードレールに腰を掛けわざわざそんな場所で喫煙するという行為の意味が全く理解できません。かといって子連れで注意する勇気もありませんでした。 幼稚園や保育園や学校など周辺はもちろん通学路は禁煙にすべきだと思うのですが、スモークフリー都市を目指す吹田市として歩きタバコだけを禁止している中で実際は受動喫煙を防ぎきれていないことに関してどうお考えでしょうか！？ 同日お昼には佐井寺小前で自転車タバコの男性とすれ違って臭いのはもちろん危うく火傷しそうになりましたし、いつも東佐井寺小～佐井寺小の前を歩きタバコしている上下デニム姿で白髪混じりの男性も本当に頻繁に見ます！（特に下校時間が多く本当に迷惑です） 佐井寺小前では小学校のフェンスにもたれてタバコを吸うメガネの男性を頻繁に目撃するのと、歩きタバコやポイ捨てされた吸い殻も目立ちます。我が子は来年から小学生ですが、受動喫煙だけでなく火傷をさせられる可能性もあると思うと怖いです。大人の持つ火種の高さは子供の目線の高さなので、最悪失明する可能性もあり恐ろしいです。 市内全域歩きタバコ禁止と条例で決めてもこんなにルールを守れず、ルールを守ったとしても受動喫煙を防げていないのであれば、次の段階は市内全域路上喫煙禁止ではないでしょうか？来年から大阪市はそうなりますし、それに伴い吹田市も更に厳しくすべきではないでしょうか。 大阪市と比べたらかなりマシではありますが(大阪市の路上喫煙が酷すぎるのでそこと比べるのも失礼な気もしますが…)子供たちが安心して登下校できるようにしてもらえませんでしょうか。よろしくお願いします！	受動喫煙防止について 大阪府では、受動喫煙防止条例により、全ての府民に対し、他人に望まない受動喫煙を生じさせることがないよう努めることが義務付けられています。本市におきましても望まない受動喫煙を防止し、また、喫煙者本人の健康を守るという意味でも本市では「スモークフリーシティ・すいた」の実現を目指し、段階的に取組を推進しているところです。喫煙場所に関わらず、喫煙者の方一人ひとりの意識の向上が必要だと考えており、市としても引き続き、効果的な周知啓発方法について検討し、実施に努めてまいります。 （担当：健康まちづくり室） 市内全域路上喫煙禁止について 吹田市環境美化に関する条例では、まちの美化を悪化させるポイ捨て、火災発生の防止、悪臭対策など都市環境を良好な状態に保つという観点から、市内全域での歩行喫煙及びポイ捨て、路上喫煙禁止地区での路上喫煙を禁止しております。 市内全域路上喫煙禁止につきましては、規制的な手法を用いるのではなく、引き続き丁寧に啓発活動を行い、市民の方々に環境保全意識の醸成を図っているところです。 今回御報告いただいた歩きタバコをしている方の情報は、路上喫煙防止啓発員と共有し、指導、啓発の実施に活用させていただきます。 これからも粘り強く啓発活動を続けてまいります。 （担当：環境政策室）	健康まちづくり室、環境政策室	R6.10.8	R6.10.22

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
27	B25-2。市HP（新着情報）で8月9日掲出のタイトル「令和6年度第1回吹田市高齢者生活支援体制整備協議会」（後略）について	8月16日に投稿。⇒8月30日に回答して頂きましたが、回答内容に疑問点が有り、教えて頂けますか。 【吹田市高齢者生活支援体制整備協議会（すいたの年輪ネット）】更新日2024年8月28日 Q-6：冒頭の根拠法令等「吹田市高齢者生活支援体制整備協議会設置要領」の記述が有りますが、市HPの“例規集”に掲載がされていないように思います。 A-6：例規集には条例・規則等を掲載しており、吹田市高齢者生活支援体制整備協議会の設置につきましては、要領で規定していることから、本設置要領は例規集に掲載しておりません。 Q-6-2：冒頭の【根拠法令等】の用語は、回答内容の【要領】と整合性が有りません。⇒法令ではなく【運用のマニュアル？】の意味合いになると思われます。 ⇒委員の定数が、18名以内。委員報酬が日額8,400円。記述が有ります。 ⇒金銭の支出が伴うものは、市条例化が必要と考えます。⇒金銭の支出は、何に基づいて執行されているのでしょうか。 ⇒【設置要領】には、出席委員への日当の記述は、見当たりませんので教えて下さい。	根拠法令等につきましては、「吹田市高齢者生活支援体制整備協議会（すいたの年輪ネット）」は、介護保険法第１１５条の４５第２項第５号に基づくものです。 設置につきましては、吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針に基づき、懇談会とし位置づけ、その内容や、委員の人数等を要領（運用マニュアルを含みます）により定めております。 ホームページの記載について、介護保険法に基づくことの記載を追加いたします。 吹田市高齢者生活支援体制整備協議会の委員報酬につきましては、吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針に基づく懇談会であることから、会議出席の謝礼として報償費で支出しているものです。その額については、庁内の審議会等の報酬等を参考に決定しており、議会の議決を受けて支出しているものです。	高齢福祉室	R6.10.4	R6.10.18
28	B49。吹田市民病院の選定療養費の意見要望。	吹田市のHPに“健康街づくり室”のサイトに、吹田市民病院が、令和3年3月に地域医療支援病院に承認がされました。これに伴い、初診時や再診時に金額の徴収を。の記事が有りました。 1）記事の中に「選定療養費として徴収する事が義務付けられています」や「初診時及び再診時の選定療養費を徴収することになります」の記事が有りました。 ⇒添付画像B49-市民病院。徴収 2）一市民として、この「徴収」という語句に違和感を感じます。個人としては、支払いについて趣旨は理解できますが、「徴収」という語句は、市庁舎内で使われて、市民に対しては「お支払い願います」や「ご負担願います」の方がよいのでは…と思います。 3）吹田市民病院では、患者さんへの周知方法として、看板などではどのように記載をされているのでしょうか？ ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	１）及び２）について 選定療養費の「徴収」という表現につきましては、国の広報等においても使用されており、特段の問題はないものと考えております。引き続き適切な表現での情報発信に努めてまいります。 なお、当該ホームページについては、地域医療支援病院に承認されてから一定期間を経て選定療養費の徴収についての周知は行えたものと判断し、今回の意見要望以前の本年８月中旬に既に削除しております。 ３）について 市立吹田市民病院では「選定療養費の徴収が厚生労働省により義務化されています。」「負担金が発生します。」「選定療養費がかかります」「ご負担いただきます。」といった記載をしています。	健康まちづくり室	R6.10.7	R6.10.18

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
29	ナビダイヤル、書類郵送対応について	国民健康保険課後期グループに書類郵送依頼したのに未だ届きません。 9月17日に郵送依頼の電話をしましたが届かなかったため、9月30日に17時25分ごろ電話をしたらナビダイヤルで無駄に時間を引き伸ばされ17時30分過ぎに呼び出し音になりましたが無言で切られました。 そのためメールで事態連絡し、書類を送付する旨返信をもらいましたが未だに届きません。 ナビダイヤルなどの導入で職員の負担軽減を図られてるのはわかりますが、負担を軽減した分市民に金銭的負担がかかっているのはわかってるのでしょうか。 電話は無料ではありません。 時間を超えたら電話にでないのであれば、そもそもナビダイヤルに繋がらないようにするや電話受付の時間をもっと早く切り上げるなど対策できないのでしょうか？ そもそも職員の方の勤務時間は17時30分までなんでしょうか？しかも依頼した書類は届かない。 しっかりお仕事していただきたいです。 該当課にも不着の連絡はしていますが、ナビダイヤルのこともあり、市として事態確認し回答いただきたい。	先日の17時25分頃にお電話で御連絡いただいた際は、回線が大変混雑しつながらない状況で大変申し訳ございませんでした。また、17時30分過ぎに再度お電話いただいたにも関わらず、終業時間の17時30分を過ぎていたため、お電話が切れてしまい、お客様の貴重なお時間および金銭負担をおかけしましたことにつきましても、重ねてお詫び申し上げます。 御依頼いただきました書類につきましては、9月27日にまだ届いていない旨のメールを受けまして、9月30日に住民票の住所にお送りさせていただきました。10月10日に届いていないとの御連絡を再度いただき、メールに記載いただいたお電話番号にお電話しましたが、つながらなかったため、10月11日に書類を再送するとともにメールで回答させていただいたところでございます。 お忙しいところ大変恐縮ですが、書類が届いているか御確認いただけると幸いです。届いていない場合は送付先の確認等をさせていただきたく、大変お手数ではございますが、御連絡いただきますようお願いいたします。書類が届くまでお待たせして誠に申し訳ございませんが、どうぞよろしくお願い申し上げます。	国民健康保険課	R6.10.11	R6.10.18
30	ニコチン・ヘイヴン吹田3	市内で健康増進法違反を3件見かけました。それぞれ対応と回答願います。 健康増進法を守らせることができないなら、令和7年4月以降に予定されている府条例の権限移譲は断わって下さい。 市がやっても意味ないでしょうし、府がやるべきだと思います。 (1) ○○ 以前も通報したが未だに店内に灰皿が設置されていた(写真参照)。 健康増進法30条違反である。撤去を指導し、従わないなら罰則を適用して下さい。 (2) ○○ 店の壁1面がなく区画違反であるのに相変わらず店内で喫煙させている。 ○○の通路にタバコ煙が漏れ出し通行人らに受動喫煙が生じている。 壁を作り区画するか、禁煙とするかどっちかを選ぶように指導して下さい。 (3) ○○ 店内を見ると灰皿が設置されていました。 この店は2020年4月以降の開店です。 ストリートビューのタイムマシン機能によると、2020年12月に○○という店がここにはありました。 健康増進法30条違反です。撤去と禁煙での営業を指導願います。 ※写真については、公表しておりません。	(1)通報を受け、○○の管理権原者に対し、灰皿を撤去するよう文書で指導しました。 (2)通報を受け、○○の管理権原者に対し、たばこの煙が通路に流出しないように対策を講じるよう文書で指導しました。 (3)通報を受け、○○の管理権原者に対し、灰皿は撤去して施設内を禁煙とするか、喫煙専用室または加熱式たばこ専用喫煙室を設置するよう文書で指導しました。	健康まちづくり室	R6.9.18	R6.10.3

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
31	9月16日は「敬老の日」です。。	後藤圭二 市長様へのお願いが2点あります。 1）敬老の日の関連で後藤市長様は、吹田市の色々な敬老行事に出席をされるものと思います。 ・人生100歳時代が言われ、吹田市に於いても218人の100歳以上の方がおられます。後藤市長様は、この方たちとも会って話をされると思いますので、元気で長生きされている方たちから、秘訣を聞いていただき、市民に伝えて頂けませんでしょうか。 ［余談］私は、近隣におられた107歳の方と不思議なご縁で、お話をさせて頂きました。 ・この時、「TVは、国会中継がおもしろい」…と言っておられました。 ・60才で〇〇を習い始められて〇〇の師匠に。お弟子さんには銀行の支店長さんも。そして「始める事に、年齢は関係は無い」…のお言葉。 ・私に「今、何歳？」。…私「今、70歳」。…⇒「わっかい(若い)なぁ～」 ⇒その通りです。 ・部屋間の移動は、杖も手摺も使わずに自立歩行をされていました。 ・「お肉は、食べなあかんでぇ～」のお言葉も。 ・庭の草取りもされていましたが、115才を目前に天寿を全うされました。 ※後藤市長様も、この方を訪問されています。 2）来年は、記念すべき“昭和100年”の年に当たります。吹田市が発展してきた100年の一翼を担って来られた、個人事業者を調べて頂けませんでしょうか。 ⇒そして、市民への広報ならびに記録をお願い致します。	1について 現在、各地区で開催される敬老行事に可能な限り出席し、御参加の高齢者に祝辞を述べさせていただいております。 御意見のような長寿の秘訣など発信できる機会があれば、検討してまいりたいと考えております。 （担当：高齢福祉室） 2について 個人事業者の皆様が地域に根差し、長きにわたって本市の発展に寄与していただいていることについては、大変ありがたく感じております。 しかしながら、数多くの個人事業者について、個別の情報を詳細に捕捉することが難しく、広報等も現実的に困難でございます。 個人・法人を問わず、魅力的な市内事業者の情報については、広く発信に努めてまいります。 （担当：地域経済振興室）	地域経済振興室、高齢福祉室	R6.9.17	R6.9.26

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
32	A型事業所への指導について	私は、吹田市〇〇〇〇の就労継続支援A型〇〇〇に障害者の利用者として勤める〇〇と申します。株式会社としての名前は〇〇で、〇〇〇〇でもあります。 ①会社が有休の残り日数を教えてくれると約束したのに、教えてもらえません。教えてもらう日時点での前月最終日の残り日数を教えてほしいです。 2024年4月に一応の数字を伝えられたのですが、計算が合わず、社長の〇〇さんの態度も高圧的で怖かったです。2024年7月に改めて、正確な数字を教えてもらう約束をしたのですが、その後一度も、実行されていません。なお、この問題の担当は、〇〇〇職員の〇〇さんです。 ②会社が有休についての嘘の説明を撤回していません。 2024年7月1日、 支援職員の〇〇さんが、全員に対し、次のように説明しました。 「有給は週5日、出勤できる人にしか与えられない。週4日以下の人が申請した分は欠勤扱いになっているはず。 私の所属する物販担当の人が、弁当担当の人より、有給を多くとる傾向にあり、社長の〇〇さんが、気にしておられます。」 2024年7月1から7月4日まで シフト表を入力するスプレッドシートに、以下のような記載がありました。 「有給は、週5日の8割以上の方のみ適用されます。週4日出勤の方は不可です。 週4日だと、一度でも遅刻早退すれば、雇用保険にも入れないため、当社だと退職後、室病　保険も申請できなくなります。ご注意ください。」 （本日時点では、嘘の説明したことを撤回していない。）	８月６日付けで回答させていただいたとおり、勤務先の有給に関することについては、障がい福祉室ではお答えいたしかねますので、下記の相談窓口をご利用いただきますようよろしくお願いします。 (1)茨木総合労働相談コーナー　072-604-5491 https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/roudoukyoku/kanren_shisetsu/corner.html (2)吹田市の法律相談 https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018939/1018938/1025366.html (3)吹田市の労働相談 https://www.city.suita.osaka.jp/kurashi/1018560/1018565/index.html	障がい福祉室	R6.9.4	R6.9.20
33	新型コロナワクチン定期接種について	この度新型コロナワクチン定期接種に伴い吹田市としては該当者一律に案内状を送り、個人負担3000円と差額は税金で補填ということですが、mRNAワクチンは死亡認定者799人と言う過去に例を見ない被害を出しています。先ずは一度立ち止まるべきではないでしょうか、対象年齢が下がるごとに貴重な国民、市民への被害が拡大します。再度御検討頂ますようお願い致します。 mRNAワクチンは遺伝子組換え製剤であり感染予防、発症予防も実証されておりません、重症予防も定かではありません。泉大津市の南出市長とも連携頂き市民を守って頂ますようお願い致します。	令和6年4月に新型コロナウイルス感染症は「予防接種法」のB類疾病に位置づけられ、定期接種の開始は令和6年の秋とされました。定期接種の対象者は、「予防接種法施行令」において、65歳以上の者、60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものと規定されております。 B類疾病の定期接種となる新型コロナワクチン接種は、定期接種化の初年度であること、また、インフルエンザワクチン接種と同時期での接種となるため、対象者が混乱しないように定期接種対象者である高齢者に対して、制度の案内を行うものです。 今後も、予防接種による感染症予防の効果と副反応リスクの双方について理解し、自らの意思で接種する・しないの判断をしていただけるようわかりやすく丁寧な情報提供に努めてまいります。	地域保健課	R6.9.11	R6.9.20

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
34	B38。「10月から先発医薬品の自己負担」ついて市HPに掲出要	・10月から使用感や味など薬の有効性とは関係がない理由で先発医薬品を希望すると「特別の料金」がかかります。 ・選定療養費として薬価の差額の一部を患者さんが負担する仕組み。 ⇒添付画像B38-先発医薬品-10月～ ・市のHPでは、掲出される気配が感じられませんので投稿します。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	市ホームページへ掲載に向け、検討してまいります。	国民健康保険課	R6.9.18	R6.9.20
35	男性へのHPVワクチン接種助成について	現在HPVワクチンは女児にしか費用助成がありません。男児にもその適応範囲を広げて欲しいと強く望んでいます。 公表されている市の回答を拝見し、昨年にも同趣旨の要望がなされていることを知りました。その頃、東京都中野区で男児への費用助成が開始されることが決まったとありましたが、現在では、東京都内のさらに多くの自治体が次々と助成を開始しています。 このワクチンは大変高額であり、特に多子の子育て世帯には負担が重いと感じます。我が家にも10歳未満の男児がおりますが、子の友人の母親たちと話をしていても「あれは女の子だけが打つものでしょう？」「男の子には関係ないのでは」「男児も必要と言われても、費用が高くて躊躇する」などという意見を聞きます。 費用助成を行うことにより「男性にも利益のあるワクチンである」ということを広く伝えることが可能であり、さらに、費用面から接種を躊躇っている家庭を後押しすることが可能であると考えます。 未来ある子どもたちの健康のため、国（女性のHPVワクチンすら接種がなかなか広がらなかったのは明らかに国の失政だと個人的には感じております）の助成開始を悠長に待たずに、市での助成を是非開始して欲しいと強く思っております。	本市といたしましては、定期接種以外の任意接種の費用を助成した場合、接種後の国による健康被害の救済制度が十分でないことから、原則として、予防接種法に基づいた定期接種を実施することとしております。 HPVワクチンの定期接種の対象として男性を位置づけることについては、現在国の会議において議論が行われており、市独自での男性へのHPVワクチン接種費用助成については検討していません。	地域保健課	R6.9.9	R6.9.17

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
36	B30。市HP（新着情報）で7月1日掲出のタイトル『金婚夫婦の方へお祝状を贈ります』について改善提言	昨年９月にも投稿しましたが、市の回答は「高齢者に配慮した対応に努めて参ります」で、電子申込システムの導入が取り入れられましたが、高齢者の事を考えると個人的には不十分と思います。 [昨年９月投稿の概略] ・「金婚祝状申請書」の用紙は、市役所または各出張所で配布。また申請書のダウンロードがサイトからもできる…との事ですが、ご夫婦の年齢は80才前後。歩行が体力的にもしんどい方がおられます。またプリンターを保有されていない方もおられます。 ⇒近隣の公民館で「申請書」のプリントアウトのサービスをされませんでしょうか。 ・提出先は、市役所の高齢福祉室または各出張所の窓口、または郵送で提出。 ⇒近隣の公民館での受付、または吹田市の電子申込みシステムの利用を考えて頂けませんでしょうか。 ・他市では、電子申込システムに加えて、申請者が市役所に電話⇒申請書と返信用封筒を申請者に郵送⇒申請者は記入後返送…の2つの方法。 [市の回答] ・「電子申込システムの導入及び電話での申請書送付依頼受付を実施する形で検討して参ります。」であり、今年は、電子申込システムの導入のみが取り入れられました。 [要望] 申請期限まで残り1か月ですが、今年の気温は危険な暑さが6月後半頃より続いており天気予報では、今週は34度の日が続きます。 1)「金婚祝状申請書」の用紙の配布について、公民館でのプリントアウトをされませんでしょうか？ ・公民館の行事は多くなく、事前予約方式を採れば可能。現在、市の「防犯機能付電話機等購入補助」のサイトでは、申請書等の配布場所が公民館他9カ所の公共施設で可能です。 ・申請期間も3か月間であり、申請者も多くないので対応が可能と考えます。7～9月の酷暑時期を考えますと、一考願います。 ⇒添付画像B30-金婚申請書、防犯電話機補助サイト 2)申請手続きについて、電子申込システムの導入されましたが、年齢的にネットの手続きに不案内の方が多いと思われ、公民館での電子申込システム入力作業の補助をされませんでしょうか。 ⇒入力箇所も少なく、高齢者に入力体験で吹田市が取組んでおられるDXに対応可能者の増加が期待。加えて電子データの場合は、一覧表の作成時にコピペが可能、申請書の保管業務の軽減など高齢福祉室にもメリット有り。 3)申請書を、高齢福祉室の窓口に提出時の職員の感性に疑問。 ・職員は申請書の内容チェック後「お預かりします」のみ。⇒お世辞でも良いから「おめでとうございます」の一言を言われたら良い。高齢福祉室そして吹田市のイメージダウンになりませんでしょうか。 ※申請者が生誕された頃は、戦後間もない頃で物も食料も不足気味の頃。梅田の阪急百貨店と国鉄ガードの所では、戦災孤児たちの靴磨きの児童の年代の子が何人も。街には体じゅう白い包帯だらけで腕の無い人や脚が無く松葉杖の傷痍軍人さんたちが空き缶を首からぶら下げて寄付を募っているのを多く見ました。 私が中学生時には、ゴム草履での通学や新聞配達をしている生徒。高校に進学できずに就職する生徒がクラスに4人ほど。他人同士が結婚して50年、艱難辛苦の人生を送られた方がおられる事を知って、対応をされたら良いかと思います。 ※情報政策室に供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	現在も申請書の送付希望があれば、対応させていただいております。 ホームページでもその旨掲載するようにいたします。 いただいた御意見を共有させていただきます。	高齢福祉室	R6.9.2	R6.9.13
37	くらしサポートセンターすいたの対応について	くらしサポートセンターすいた 吹田市泉町1丁目3番40号（吹田市役所312番窓口）職員の〇〇氏（男性）の電話対応の言葉で、後期高齢者の母及び私自身がハラスメント発言を受けました。 〇〇氏に謝罪の言葉を求めましたが論点のすり替えを行なわれ、一切ありません。「あなたに答える義務はない」と拒否するケースも多々ありました。 なぜ困窮について相談し、〇〇氏の地位的優位な私見で傷つけられないとならないのでしょうか。悲しく余計辛いです。 よって本件をエスカレーションさせます。施設管理者宛の内容証明郵便を送付します。 〇〇氏の公式な謝罪がないときは、録音音声のやり取りをハラスメントに該当するか否か、法に則り司法の判断を仰ぎます。 また、後期高齢者の母が本件で体調を崩した点が、高齢者虐待行為相当に該当するため、吹田警察への被害届の提出を、知り合い（後輩）の弁護士と相談しています。 メールにて事前にご通知いたします。	この度は、くらしサポートセンターすいたの職員の対応並びに発言につきまして、ご不快な思いをさせてしまい、申し訳ございませんでした。 生活困窮者自立支援事業の委託元としまして、窓口や電話対応の中での対応につきましては、適宜、くらしサポートセンターすいたに詳細を確認のうえ、より良い対応を行えるように指導を行って参ります。	生活福祉室	R6.8.30	R6.9.10

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
38	B27。吹田市は「子宮頸がん予防のワクチン接種」の呼びかけが必要。	９月末までに初回接種しないと最大10万円の自己負担も（キャッチアップ世代）…のニュースが早くから出ていますが、吹田市のHP（新着情報）には、掲出されていません。 ⇒添付画像B27-1 市のサイト。新着情報に無し ・厚生労働省によると、国内では毎年約1万1000人の女性が子宮頸がんにかかり、約2900人が亡くなっている。大阪府では、毎年約2700人の女性が子宮頸がんにかかり、約200人が亡くなっている。 1）吹田市のHPで検索すると、[健康・医療]⇒[予防接種]⇒[大人の予防接種X]⇒[その他の予防接種X]⇒[こどもの定期予防接種〇]のサイトに掲出されていました。 ⇒R6年7月11日に健康医療部　地域保健課が[予防接種]のサイトに掲出をされていますが、市HP(Top頁)に掲出されておらず、市民の目に触れる機会は少ないです。 ⇒市報の６月号に掲載されていますが、キャッチアップ世代の17～27歳の方（スマホ世代）の市報の閲覧率を推測すると…、加えて他市からの転入された大学生などの夏休みを考えると、市報8月号への掲載ならびに市HP(Top頁)に掲出で平列周知が必要。 加えて、キャッチアップ世代(17～27歳)の接種を考えると、[こどもの定期予防接種]のサイトに掲出ではなく、独立したタイトルでの掲出が必要。 2）市HPのキャッチアップ接種の項に、接種時に必要なものに、“母子健康手帳”の記述が有りますが、他市のHPと比較すると説明不足の気がします。 ・東京都豊島区のHPのサイトのレイアウトが良く、図も多くて全体的に分かり易いと私は思っています。 ⇒添付画像B27-2 豊島区と吹田市の比較 3）吹田市保健所が作成のR5年度事務概要書の86頁に記載の接種率は１１４%。吹田市の接種率計算の分母・分子の定義を教えて下さい。 ⇒吹田市のサイトの厚労省のPR用リーフレット(詳細版)には、接種率が8割の国（カナダ・イギリス・オーストラリア）。日本は令和3年度、3回接種率は26.2%です。 ⇒添付画像B27-3 接種率。上：吹田市。下：厚労省 ⇒吹田市の3回接種率について（定期接種とキャッチアップ接種別）、厚労省の計算式でのR5年度末の数値を教えて下さい。 ※広報課に供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	１について HPVワクチン（子宮頸がん予防ワクチン）接種は、小学校6年～高校1年相当の女性を対象に、子宮頸がんの原因となるHPVの感染を防ぐため、予防接種法A類疾病の予防接種として定期接種化されています。そのため、本市では市ホームページの「子どもの定期予防接種」ページに分類し、掲載しているものです。 ご指摘いただいたキャッチアップ世代（平成9年4月2日生まれ～平成20年4月1日生まれ）の女性に対する広報としては、市報や市ホームページをあまり閲覧されない傾向にあり、対象者には、個別に接種勧奨通知を郵送しております。また、市内の大学と連携し、セミナーや学園祭等での周知活動にも努めております。 ２について 今後のページ作成の参考とさせていただきます。 ３について 接種率計算の分母は標準的な接種期間が中学１年生からであることと、１人３回接種であることから、中学１年生の女子の人口を3倍にした数字にしております。分子は定期接種とキャッチアップ接種の延べ被接種者数となっております。 吹田市の定期接種とキャッチアップ接種の3回接種率につきましては、市では転入前や定期接種以外の接種記録が確認できないことから、接種率の算出が困難となっております。	地域保健課	R6.8.22	R6.9.2

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
39	B25。市HP（新着情報）で8月9日掲出のタイトル「令和6年度第1回吹田市高齢者生活支援体制整備協議会」ならびに「…（すいたの年輪ネット）」について改善提言	同様のタイトルが続けて掲出されており、整理をされて対象者の方に見やすく、分かり易く、活動内容を知って頂く事が必要。 ⇒添付画像B25-1 新着情報-2件 【令和6年度第1回吹田市高齢者生活支援体制整備協議会】 1）このタイトルでは、協議会の説明なのか、協議会の開催案内なのか、協議会の結果報告なのか…が分かりません。⇒タイトルに工夫が必要。 サイトを開くと、2024年6月27日に開催済みであり、タイトルの末尾に“会議録公開”の補記が必要。 ⇒添付画像B25-2 サイトの開催案内。新着更新情報に無し 2）6月27日に開催されていますが、事前の開催案内がHPの新着更新情報に掲出されていません（5月24日以降確認済）。協議会が“公開”となっている事から、傍聴希望者への事前案内は必要。 ※参加された傍聴者は、開催情報の入手をどのようにされたのか疑問。 3）議事録に、事務局の部室名称、担当の氏名・役職名の記載が必要。 4）委員の方が、17名おられその内、欠席委員の方が、5名おられます。⇒欠席の場合の代理出席者について、並びに任期が現在2年の延長（案：5年）の検討が必要。 ※現在、任期が2年であり、また開催頻度も年に1回程度で有り、委員の中には吹田市の高齢者支援の知見に疎い方がおられるかもしれません。後任委員の育成？面…と考えられたら…。 ⇒添付画像B25-3 協議会。公開・任期 5）議事録を斜め読みしましたが、対象者の状況が多岐にわたり難しいのか分かりませんが、各委員の発言で良い取組事例の水平展開、吹田市の課題・各委員への要望。委員長（or 委員長職務代理者）のまとめ、吹田市への意見・要望の記述が少なかったように思えます。 【吹田市高齢者生活支援体制整備協議会（すいたの年輪ネット）】 サイトを開くと、タイトルの内容説明、委員、市民フォーラム、地域会議、R6年およびR5年実施の協議会の概要・議事録が掲載。 5）冒頭の根拠法令等「吹田市高齢者生活支援体制整備協議会設置要領」の記載が有りますが、市HPの“例規集”に掲載がされていないように思います。 ⇒添付画像B25-4 例規集に無し 6）このタイトルでは、協議会の説明なのか、協議会の開催案内なのか、協議会の結果報告なのか…が分かりません。⇒タイトルに工夫が必要。 ⇒（仮案）：「吹田市高齢者生活支援体制整備協議会（すいたの年輪ネット）について」 ⇒添付画像B25-1 新着情報-2件 7）R6年の協議会の概要・議事録が前記のサイトと重複掲載。R5年の協議会の概要・議事録は、“過去の開催履歴”に包含されれば、市民はサイト内の多くの情報の確認が不要となります。スマホの場合は顕著。 ⇒添付画像B25-5 すいたの年輪ネット会議概要重複 ⇒添付画像B25-6 過去の協議会 8）このサイト内の“市民フォーラム”（生活支援体制整備）を開くと、更新日 2024年6月6日ですが、市HPの新着情報に掲出されていません。 ⇒添付画像B25-7 生活支援体制整備が新着に無し 9）このサイト内の“地域ケア会議”を開くと、更新日 2024年7月3日ですが、市HPの新着情報に掲出されていません。 ⇒添付画像B25-8 地域ケア会議が新着に無し ※私は、後期高齢者であり、いつかお世話になるかもしれません。しかし今回、“（すいたの年輪ネット）”の言葉を初めて知りまた、色々な活動についても知りました。 ⇒福祉部 高齢福祉室は、高齢者並びに前段階の年代の市民への広報が必要。公民館の空き室の日が多いです。フレイルにならないためにも活用されたし。 10）市HPに掲出されるにあたり、上席者の決済を受けられたのでしょうか？ ※広報課に供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1について 御指摘のとおり、掲載の目的が分かるように修正をいたしました。 2について 令和6年度第1回本協議会の開催にあたりましては、令和6年5月8日付で新着情報も含めてホームページに掲載しております。また、開催案内はホームページのほか、市報でも周知しております。 3について 今後の議事録では事務局の部室名称、担当の氏名・役職名の記載を行うことといたします。 4について 本協議会の委員は、各関係団体より御推薦いただき、委員として選任しているため、欠席の場合の代理出席という形態はとっておりません。また、本協議会は年3回開催していることから、2年間という限られた任期にはなりますが、より多くの委員に参画していただき、御意見をいただきながら、市の施策や取組に反映させてきた経過もありますので、現時点で変更の予定はございません。 5について 令和6年度第1回本協議会は、2年間の任期の1回目の協議会であり、新しく委員となられた方が多いことから、主な内容としては、これまでの経過の説明や取組内容の紹介といった部分が中心となっておりますが、本協議会での検討結果が、様々な取組につながっていることを各委員に理解していただいた内容であったと思っております。 すいたの年輪ネット5について 例規集には条例・規則等を掲載しており、吹田市高齢者生活支援体制整備協議会の設置につきましては、要領で規定していることから、本設置要領は例規集に掲載しておりません。 本要領につきましては、令和6年度第1回本協議会資料として掲載しておりますので、御覧ください。 7について 令和5年度本協議会の概要・議事録につきましては、御指摘のとおり、修正を行いました。 8及び9について 「地域ケア会議」や「生活支援体制整備事業」のページにつきましては、ページ内の更新作業は行っているものの、軽微な修正点であり、新着情報として掲載するほどではないと判断し、更新のみを行ってきましたが、「地域ケア会議」や「生活支援体制整備事業」等の取組につきましても、新着情報への掲載を行うなど、市民に幅広く周知を図ってまいります。 10について ホームページの更新作業にあたりましては、上席の決裁を受けたうえで掲載を行っております。	高齢福祉室	R6.8.16	R6.8.30

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
40	ニコチン・ヘイヴン吹田2	市内で健康増進法違反を6件見かけました。 それぞれ対応と回答願います。 (1) ○○ 店員が店横の通路で喫煙していた(写真参照)。 ここは○○というアーケード商店街の中なので健康増進法29条違反である。 再発防止を指導されたい。 (2) ○○ 店から未就学児を連れた母親が出てくるのを見かけました。 店内を覗くと客が喫煙していました。 扉やその付近に標識等はなかったです。 健康増進法違反なので是正を指導願います。 (3) ○○ 2ヶ月前に見たことなので今どうなってるか分かりませんが、 店内に喫煙専用室があって、その扉に標識がなかったです(写真参照)。 あと店の入り口の標識も北口にはあるけれど、西口にはなかったです。 どちらも必要と思うので、是正を指導願います。 ○○ ここはいつも酷い。3件ある。 (4) ○○ 喫煙可能店の要件を満たさず壁がないまま営業している中、客に喫煙をさせていた(写真参照)。健康増進法29, 30条2項違反である。 壁を作り、風速要件を満たすまで禁煙とするよう指導されたい。またその間、喫煙可能店の届出を受理すべきでない。 (5) ○○ 新規開店してるのにもかかわらず、店内で客が喫煙していました(写真参照)。 店員も黙認です。 健康増進法29, 30条2項違反である。 禁煙とするよう指導願います。 (6) ○○ 3方向に壁がなく開放されています。 客が喫煙しているのでタバコ煙が地下街の廊下へとダダ漏れ状態です。 健康増進法に違反してますので、禁煙とするよう指導願います。	1について 通報を受け、○○の管理権原者に連絡し、アーケードの商店街内での喫煙について再発防止を指導しました。 2について 通報を受け、○○の管理権原者に連絡し、喫煙可能店の表示をするよう指導しました。 3について 通報を受け、現地確認を行い、○○が入居する複合施設の同一フロアに設置されている喫煙専用室の表示に関し以下を確認しました。 ア　喫煙専用室…表示なし イ　複合施設北側出入口…表示あり ウ　複合施設に入居する○○の出入口（複合施設西側）…表示なし ウについて、複合施設の出入口としての機能を有しています。 以上のことから、複合施設の施設管理会社に連絡をとり、ア及びウの2か所について、標識を掲示するよう指導しました。 4について 通報を受け、○○の管理権原者に連絡し、店舗と外部を区画するよう指導しました。 ○○に対しては、これまで、喫煙可能店として営業する場合は、たばこの煙が室内から外部に流出しないよう店舗と外部を区画するよう指導してきました。喫煙可能店の届出に際しては、上記を含む喫煙専用室におけるたばこの流出を防止するための技術的基準に照らし合わせ、適切に対応してまいります。 5について 通報を受け、○○の管理権原者に連絡し、禁煙とするよう指導しました。 6について ○○の管理権原者に対し、これまで煙が外に漏れない開口部とするか喫煙室を設けるよう指導してきました。引き続き、改善に向けた助言・指導を行ってまいります。	健康まちづくり室	R6.7.30	R6.8.13
41	定額減税の調整金は吹田市はどうなる	自営業を大阪市内で行い、住んでいるのは吹田市ですが、よく分からない、定額減税の調整金って吹田市はどうやって手続きになるのですか？	調整給付金については、課税市での給付となります。 課税市が吹田市であれば、吹田市役所市民税課より税額決定通知書がお手元に届いているかと思いますので、一度ご確認ください。 課税が吹田市であれば、調整給付金の対象となる方には7月上旬に確認書を送付いたしますので、確認書に必要事項をご記入いただき、添付書類とともにご返送いただければ申請手続きは終了です。	生活福祉室	R6.6.18	R6.7.2
42	○○における健康増進法29条違反	3度目の通報となるが、○○のカウンターで客の女性が喫煙していた(写真参照)。 店員の女性は後ろを向いて見えないフリをしていた。 健康増進法29条及び30条2項違反である。是正を指導されたい。 カウンター等の分かりやすい場所に禁煙のシールを貼る等が考えられる。 ※写真については、公表しておりません。	通報を受けまして、管理権原者に確認したところ、当該店舗は喫煙可能店として営業されたい意向があり、既存特定飲食提供施設の要件を満たしていることから、必要となる手続きについて案内しました。 なお、当該店舗は開口部からたばこの煙が通路に漏れる状態であったことから、たばこの煙の流出を防止するため、外部と区画するよう指導しました。	健康まちづくり室	R6.6.14	R6.6.28

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
43	B8-2。市HP。更新情報の3月11日のタイトル「低所得者支援給付金の2件」のHPへの掲出が必要	1)「低所得者支援給付金（均等割のみ課税世帯）、（子育て世帯加算）」の2件の受付期限が5月31日であり、福祉部 生活福祉室は、速やかにHPに【再掲】の掲出により周知が必要と考えます。 ・4月28日投稿内容：Q「このタイトルの2件は、市HPの新着情報に掲出がされていません。」 ・5月8日に回答（抜粋）：A「新規作成時のみ新着情報に掲載し、更新時には新着情報に掲載しておりませんでした。」 ⇒添付画像。低所得者給付金-1受付期限5月末。新着に掲出無し ⇒2件について、4月28日投稿後もHP新着更新に掲出がされておらず、HPに新規の掲出時期が1月の場合、約4か月経過。また3月11日の更新内容が対象者に伝わっていない可能性が有ります。 2）令和5年度給付金のサイト内の上記の2件には、「受付期限が5月31日」の記述が無く、対象者は分かりません。 ⇒添付画像。低所得者給付金-2受付期限要。新着に掲出無し ※広報課および情報政策室に供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	問合せ時点で該当ページ更新・公開を進めており、回答日時点で更新済みであることを報告しました。	生活福祉室	R6.5.20	R6.5.28

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
44	2歳6ヶ月歯科健診について	先日、子どもの2歳6ヶ月歯科健診へ行きました。 健診前に初期虫歯のような箇所を見つけたので、この機会にしっかり見てもらいたいと思っていました。 ところが、歯科医師は子どもの歯をサーっと見て「虫歯なし」の診断を出しました。 明らかに前歯の隙間が白くなっていて、「これは虫歯ではないのですか？」と歯科医師に聞くと、「かかりつけ歯科医に見てもらって下さい」と言われました。 横にいた記録担当の看護師？にも「そろそろかかりつけ歯科医を見つけないとね。健診表には虫歯なしって書いといたから大丈夫！」と言われました。 私が疑問に思い不快な気持ちになった点は以下の通りです。 1、歯科健診は虫歯がないか、チェックをする場ではないのですか？確実に虫歯があるなら「かかりつけ医に行け」と言われるなら分かります。虫歯かどうか判断できない歯科医師は果たして歯科医師なのでしょうか？なぜ真面目に診てくれないのですか？ 2、健診表に「虫歯あり」と記載することは面倒なことになるのでしょうか？なぜ看護師が上記のように大丈夫と言ったのか意味がわかりません。 3、歯科健診は無料ですが、私たちが払っている税金で賄われています。こんな杜撰な健診では納得いきません。真面目に健診をしてくれる歯科医師を吹田市が選んでください。 そしてこの集団検診に来る歯科医師はどのように選定しているのでしょうか？ 4、なぜ内科検診はかかりつけ医で行えるのに、歯科健診は集団検診なのですか？ 以上、回答をお待ちしています。	1.歯科健診では、歯の萌出状況やむし歯の有無等について診察しております。ご心配されていた箇所については、現段階ではむし歯ではないと判断しております。 一般的に歯の白濁は、むし歯の初期の場合と形成不全の場合があります。初期のむし歯であれば、正しい歯みがきと、食事指導を含む生活指導、フッ素の局所塗布で元に戻る場合があります。ただし、形成不全の場合は、フッ素塗布やその他の生活習慣の改善では元に戻りません。 この区別は、かかりつけ歯科医をもって経過を診ないとわかりません。その様な観点から、かかりつけ歯科医を見つけて相談するようにとの意図でお伝えしたものです。 2.歯科衛生士は歯科医師の診察結果をもとに、保健指導や相談を行います。お子さまにつきましては、歯科医師がむし歯ではないと判断したため、保護者の方に安心していただくために「大丈夫です」との意図で、お声掛けをさせていただきました。併せて、予防的な観点から該当箇所の経過をみていくうえで、今後、かかりつけ歯科医をもつと良いですとの意図でお伝えさせていただきました。 かかりつけ歯科医の推奨については、健診票に歯科受診歴がないと回答された方皆様にお伝えしています。 3.歯科健診は、吹田市歯科医師会の協力を得て実施しており、健診マニュアルに沿って、診察と保健指導を実施しています。 4.内科健診につきましては、乳児期より予防接種や病気等でかかりつけ医を持っている方が多くおられ、これまでの経過を踏まえ発育や発達の判断をすることが必要な場合もあり、個別内科健診を実施しております。 一方、歯科についてはかかりつけ歯科医を持つ方は少ないため、集団健診でより多くの方に受診していただくことが大切だと考えています。健診を通じてむし歯等の問題がありそうな幼児に関しては、フォロー健診としてより指導に重点を置いた歯科健診も実施しています。 また、集団健診として実施することで、保健師等の専門職が出務し、お子さまの精神発達面の確認や保護者が育児の相談などができる有効な機会となるようにしております。 ご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。	すこやか親子室	R6.5.7	R6.5.17
45	市内で受け入れ拒否をされています	吹田市内の医療機関で、補助犬の受け入れ拒否をされています。スーパー、コンビニ、飲食店などでも受け入れ拒否をされています。 市として、市内の医療機関、スーパー、コンビニ、飲食店などの事業者に対して、受け入れ啓発をどのようにされているのでしょうか？	本市は、障がいのある方が「自立と社会参加するための大切なパートナー」である「補助犬」を多くの方に知っていただきたく、ホームページにて「身体障害者補助犬法」の一部を掲載させていただいております。令和5年9月には、ガンバ大阪のイベントにおいて「盲導犬」の理解普及における取組も行いました。 また、補助犬の受け入れ拒否について、具体的な状況等を御教示いただければ、差別相談として対応することができます。御希望の場合は、改めて御連絡ください。	障がい福祉室	R6.4.30	R6.5.14

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
46	何故、保護することをしなかったのですか？	友人が虐待されていることを連絡しましたが、一度本人がそちらにいった後にどんな目にあったか、担当者はわかっているんですか？保護なりとりあえずでも安全の過ごせるようにする対応さえしたら、また何度もひどい目に合うことなどなかったはずです。野宿したりすることも考えなくてよかったはずです。 なんの為に、虐待業務を職員はしているのですか？	（1）過去の対応状況を確認するため、ご友人の下記項目についてご教授ください。 ①氏名 ②居住地 ③連絡先 ④生年月日（ご存知であれば） （2）ご友人が相談を希望される場合、基幹相談支援センターに連絡いただけるようお伝えいただくか、本市から連絡をいれてもよいかの確認をお願いします。連絡の許可を得られた場合は、上記(1)―③の連絡先に連絡を取るようにします。 （3）相談対応の詳細はご友人の個人情報です。〇〇様にはお伝えすることはできませんのでご了承ください。 ＊基幹相談支援センター　Tel　06-6384-1348　FAX　06-6385-1031 Mail kikan-shogai@city.suita.osaka.jp	市民総務室	R6.4.30	R6.5.14
47	B8-市HP。更新情報の3月11日のタイトル「令和5年度給付金」「低所得者支援給付金の2件」他1件についての提言	1）このタイトルの3件は、市HPの新着情報に掲出がされていません。 ⇒添付画像。給付金-1 2）市HP。更新情報の4月3日のタイトル「令和5年度住民税非課税世帯支援給付金」も市HPの新着情報に掲出がされていません。 ⇒添付画像。給付金-2 ⇒申請の締切日が、“令和6年4月30日”の記述が有る項目が有りますが、市民への周知がされているのか疑問です。 3）福祉部 生活福祉室は上記の給付金について、市のHP（Top頁）の新着情報に掲出すべきと案件と思います。 ※広報課および情報政策室に供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	これまで給付金のホームページにつきましては、新規作成時のみ新着情報に掲載し、更新時には新着情報に掲載しておりませんでした。 しかし、今後は更新時においても新着情報に掲載していきたいと思います。 貴重なご意見をありがとうございます。	生活福祉室	R6.4.30	R6.5.8
48	B11-市HP。新着更新の4月30日のタイトル「令和5年度　第1回　バリアフリー吹田市民会議」についての疑問	Q1：このタイトル「令和5年度 第1回　バリアフリー吹田市民会議」をクリックすると、実施時期は、2023年8月22日であり、今日は令和6年5月1日です。間違っていませんでしょうか。 Q2：このタイトルでは、開催案内なのか、開催の実施報告なのかが分かりません。 Q3：福祉部 障がい福祉室へ。タイトルが間違っていない場合、何故今、HPに掲出なのでしょうか？	Q1：令和5年度第1回バリアフリー吹田市民会議が実施されたのは、2023年8月22日で間違いありません。頂いた御意見を参照しまして、新着タイトルの表記が、会議を実施したためにホームページに掲載したと解釈されることがあると判断し、回答2のとおり新着タイトルを変更します。 Q2：頂いた御意見を参照しまして、新着タイトルを「令和5年度第1回バリアフリー吹田市民会議について情報を更新しました。」に変更します。 Q3：2024年4月30日付で「令和5年度第1回バリアフリー吹田市民会議フィードバック」を更新したため、このタイミングで掲出しています。概要にも更新内容を記載するよう変更します。	障がい福祉室	R6.5.1	R6.5.8

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
49	コロナワクチン接種証明書申請時の対応について	叔母のコロナワクチン接種証明書の申請について吹田市保健所へ行きました。窓口に座り担当者とお話しするやいなや、一番奥の管理者の方が立ち上がり、腕組みしながら、こちらをずっと見下ろしてるのですがとても威圧的な態度でした。同様にあと二名の方も隣に立たれました。5分以上はこちらの様子を伺っており、大変不快でした。何か仰りたいことがあるのでしょうか。そもそも窓口に行く前に電話で問合せしていたのですが、救済制度のことも伝えると、いつ頃来られますか？叔母の名前を教えてくださいなど、聞かれたのにも違和感がありました。こちらは相談に行っているので偏見な目で見ないでほしいです。誠意のある回答をお願いいたします。	この度は、窓口対応時において〇〇様に不快な思いをさせてしまいまして、誠に申し訳ございませんでした。謹んでお詫び申し上げます。 当日の対応において、該当するであろう職員に状況確認しましたところ、業務対応のために自席あたりで職員数名で協議しており、その場面が〇〇様に不快な印象を与えてしまいました。 また、電話対応時にも配慮に欠ける対応をしてしまいましたようで、重ねてお詫び申し上げます。 今後も、担当職員一同、日々の業務に努め、丁寧な応対を心掛け、接遇力の向上を図ってまいります。	地域保健課	R6.4.22	R6.5.2
50	手話講座の需要と供給に関して	この4月から手話の初級講座が始まっています。 応募が昼夜あわせて130名、当選が60名と残り70名が手話の勉強を開始できない状況です。それって来年まで「待て」ということなのでしょうか？ 玉井議員は何年も待って今年当選した様ですが、それって一般市民も同様に当たるまで待てということでしょうか？何のための言語条例でしょうか。講師が不足しているのでしょうか？講師の依頼先が吹田の聴言協会だけに任せているのが疑問に思っています。 他市から又は協会以外から講師を募集して希望者全員が受講できる環境を整えてほしいと思います。例えば民間の「五月ケ丘ふれあいサロン」で月1・2回手話をコンセプトにした場がある様ですが、あくまでゴッコであり、勉強の場ではありません。そういった場を活用して手話にふれる、学ぶ機会をもっと作って欲しいと思います。 現状、条例制定前と何ら環境が変わっていないと思いますので、善処の程よろしくお願いします。	手話講習会につきましては、新型コロナ感染症の影響により、令和2年度及び令和3年度は開催中止、令和4年度及び令和5年度は、感染予防対策に伴う定員制限により、昼の部·夜の部それぞれ15人定員、今年度は若干緩和され30人定員で開催しています。ここ数年はこのような経過もあり、特に入門コースにおきましては、多くの方が受講できない状況となっていることから、定員の拡大に向けて新たな会場の確保等を模索しているところです。 また、本市の手話講習会は、当事者団体である吹田市聴言障害者協会との共催で運営していますが、今後は現行の講習会とは別に、手話講座の開催可能な団体·法人にも働き掛け、初心者の方を対象に手話を楽しみながら学ぶというような講座についても検討し、できるだけ多くの方に手話に接していただけるよう、受講環境の向上に努めてまいります。	障がい福祉室	R6.4.19	R6.5.1
51	感染症発生動向調査の市民への還元について	八尾や寝屋川では感染症発生動向調査の結果を毎週市ホームページに掲載し、市民に情報提供していますが、吹田市は感染症発生動向調査をしているにもかかわらず市民へ情報提供を行っていません。 市民の税金を使って行っているのだから公表するべきではないでしょうか？	本市での感染症発生動向調査の市民への還元につきましては、市ホームページに感染症発生状況として、疾患別に大阪府感染症情報センターの外部リンクを掲載し、感染症に関する市民への情報還元を行っています。 本市は近隣市とのアクセスがよく、本市民が市内外の医療機関を受診している場合が想定されるため、市内16か所の定点医療機関（令和6年4月時点）からの報告数だけでは感染症の発生動向を正確に解釈することが難しいと考え、本市が含まれる豊能地域の発生動向を公表しています。 今回の御意見を踏まえ、市ホームページ感染症発生状況の記載部分に感染症発生動向調査の公表のタイミングや本市が豊能医療圏域に含まれる等の説明を追記いたしました。また、本市では、感染症発生動向調査に基づき、麻しんや感染性胃腸炎等に流行の兆しがみられた場合は、市ホームページや公式SNS等を活用し、市民に対して感染予防に関する注意喚起を発信しております。引き続き、市民に分かりやすい情報還元に努めてまいります。	地域保健課	R6.4.2	R6.4.9

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
52	○○における健康増進法30条違反	○○の通路付近に「○○」という居酒屋が出店していて、カウンターに灰皿が積まれているのを見かけました。 この店には通路とを区画する壁がないので、健康増進法30条違反です。撤去を指導願います。	通報を受けまして、施設管理者に連絡し、当該店舗に対する喫煙器具の撤去について助言を行いました。	健康まちづくり室	R6.3.11	R6.3.25
53	吹田市障がい者福祉年金の廃止についてのお知らせについて（4）	廃止の是非は問うていません。貴市ホームページの「今後はこの財源を活用し、重度障がい者（児）へのサービス拡充、相談支援体制の充実・強化、福祉人材の確保・育成策の推進等、障がい者(児)に係る制度・施策のさらなる充実化を図ってまいります。」が確実に実行されることを望んでいます。 2月16日付で障がい福祉室から「障がい者医療費助成の縮小と、その後の障がい者(児)に係る制度・施策の充実化との財源上の関連性について、明確にするのは困難」という回答がありました。今回は、そのようなことにならないよう、今議会において当初予算案が議決されましたら、その活用事例が、貴市ホームページ等で周知されるということで間違いないですか。 広辞苑で「相当」という言葉を調べますと「程度や地位などがそのものにふさわしいもの、釣り合うこと、あてはまること」とあります。つまり、廃止財源相当額とは廃止財源と釣り合った額、すなわち廃止財源とほぼ同額ということになります。その確認もできるよう、拡充等の対象事業の内容のみではなく、その事業費も合わせて周知ください。 市のホームページの記載内容につきましては、ほぼ100%の信用をもって見ています。この前提が違うと言われますとそれまでですが、前提通りであるならば、冒頭でお示ししました貴市ホームページの記載についても確実に実行されたことを貴市からのご回答のとおり、貴市ホームページ等で周知いただけますようよろしくお願いします。	障がい者福祉年金の廃止財源の活用(案)につきましては、本年２月議会における議案参考資料において、活用事業一覧としてその内容や予算の内訳をお示し、現在御審議いただいているところです。 これらの内容が議会で承認され、令和６年度当初予算に反映されましたら、先般回答いたしましたとおり、廃止財源相当額の活用事例として、本市ホームページ等において周知してまいります。	障がい福祉室	R6.3.11	R6.3.21

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
54	〇〇における健康増進法29条違反	2月28日、〇〇において健康増進法29条違反を見かけた(写真参照)。 特定屋外喫煙場所の外でアイコスらしき加熱式タバコを喫煙しながら女子学生2名と談笑する男子学生2名がいた。 どうも違法行為の認識がないかのように見えた。しかし違法であり、受動喫煙が生じていたことだろう。 フィリップモリスジャパンはアイコスがあたかもタバコではなく、周囲に受動喫煙が生じないかのような広告を打っているからこのような誤解が生じ、違法行為が行われているのだと考える。 したがって吹田市は、この誤解を強化する喫煙所の寄贈をフィリップモリスジャパンから受けるべきでない。吹田市の掲げる「スモークフリー」はフィリップモリスジャパンの唱える「スモークフリー」とは全く異なるものなのだから。 また実験棟から校門にかけてタバコの吸い殻や箱が投棄されていた。これらも違法喫煙の痕跡である。 管理権原者には是正を指導されたい。 ※写真については、公表しておりません。	通報を受けまして、管理権原者に対して現在の状況について改善するよう指導を行いました。また、引き続き学内外の巡回指導及び周知啓発の強化をお願いしております。	健康まちづくり室	R6.3.1	R6.3.11

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
55	吹田市障がい者福祉年金の廃止についてのお知らせについて（3）	市ホームページの障がい福祉室のお知らせにある「吹田市障がい者福祉年金の廃止について」の記載のうち『今後はこの財源を活用し、重度障がい者(児)へのサービス拡充、相談支援体制の充実・強化、福祉人材の確保・育成策の推進等、障がい者(児)に係る制度・施策のさらなる充実化を図ってまいります。』を切に願う立場からその担保を問うています。 障がい福祉室からの御回答により『この財源を活用し』ということについては、障がい者医療費助成の縮小に係る財源について、その活用の実績はなく、それどころかその精査や検討もされていないことがわかりました。 また、市ホームページにある『障がい者(児)に係る制度・施策のさらなる充実化』と御回答にある『優先順位などを検討のうえ、持続可能な障がい福祉制度を構築する』は全く違います。持続可能な障がい福祉制度の構築には今回の年金廃止のようなさらなる充実とは言い難いものも入ります。また、優先順位などを検討のうえ、持続可能な障がい福祉制度を構築することは税金を使っている以上当たり前のことであり、わざわざ、財源を作ってからすることではないはずです。 直近の事業縮小に係る財源の活用実績もなく、考え方も不明確であり、何一つ確かなことがないにもかかわらず、『実現可能性がほぼない』ということを否定される根拠をお教えください。併せて『この財源を活用し、障がい者(児)に係る制度・施策のさらなる充実化を図ってまいります。』を担保する確かなものをお示しください。 現行の現金給付制度を見直していく必要があることについては一定理解できるものの、国が物価高への対応策として給付金を断続的に支給している中、吹田市はなぜ、このタイミングでの年金廃止なのか、活用方法も明確でない中では急ぐ必要も不明であり、年金廃止にかかる動きの何もかもが全く理にかなっていません。市民は市ホームページをみるとき、ほぼ100パーセント市を信用しています。その信用を裏切ることのないよう、せめて、充実化が確実になされることが実感できるようきっちり説明してください。	本市ホームページでもお知らせしておりますとおり、障がい福祉サービスの利用者が増加する中、今後もサービスや施策等の維持･向上を図り、障がい者(児)の生活や社会参加への支援を安定的に行うには、現行の現金給付からサービス給付へ転換を図る必要があることから、本年9月期の支給をもって当制度を廃止するものです。 廃止財源相当額につきましては、障がい者(児)に係る制度･施策のさらなる充実化を実現させるため、拡充等の対象事業に充てたうえで、来年度当初予算(案)に計上し、現在本議会において御審議いただいているところです。廃止財源相当額の活用事例につきましては、本議会において当初予算(案)を議決いただきましたら、本市ホームページ等で周知してまいります。	障がい福祉室	R6.2.19	R6.3.4
56	吹田市社会福祉協議会パワハラについて	吹田市社協でのパワハラに関してネットに10年を超えるパワハラだと書かれていた。ひどいパワハラに対してあまりにも軽い処分であるため、公表できないのではないか？その間、市役所は全く社協のパワハラを指導しなかったのか？宝塚と同じ構造で、親会社が知らないと言うのは簡単だが職員が働いてる吹田市民のために税金で働いてる…市役所が知らないとは言えないはず。きちんとした処罰を与え、体制を変える。10年も同じ体制が続くから空気が変わらない…パワハラが起こるのではないか？ 市役所は業務の委託先法人としてきちんと情報公開を求めると書かれていたがどのように求めたのか？どのような返事だったのか？そして今も社協は取材に対応していないのはなぜなのか？情報公開をして反省して体制を変えて再出発させるべきである。	吹田市社会福祉協議会にはハラスメントに関する処分内容及び再発防止策について文書での提出を求めました。同法人のホームページにおいても報告書が掲載されており、今後は再発防止に向けて、法人として研修や第三者によるハラスメント相談窓口の設置等の取組を進めていくとお聞きしております。また、同法人の行った懲戒処分に対して、市が設立に関わった外郭団体とはいえ、独立した法人に対して第三者である市が指導できる立場にはありませんので、市としては業務に影響がないよう助言する必要があると考えています。	福祉総務室	R6.1.31	R6.2.19

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
57	障害者手帳の更新について	障害者手帳の更新の期日がわからなくて、過ぎてしまい、手続きに診断書や書類を用意しなくてはいけないので、交付まで時間がかかりました。前もって、連絡があるとそういうことがないと思います。 なんらかの方法で連絡してもらえるとありがたいのですが。検討お願いします。	精神障害者保健福祉手帳は2年毎の更新となっており、毎月約150件ほどの対象者がいるため、現時点でそのような対応はしていませんが、今後の事務改善の参考として承っておきます。	障がい福祉室	R6.2.14	R6.2.19
58	吹田市社協パワハラについて	私は吹田市在住で様々なボランティアを行っております。昨年末に吹田市社協の局長がパワハラを職員に行っていた記事を新聞で知りました。大変驚きました。先日、市のイベントにその局長が出席されていてさらに驚きました。こっそり聞けば謝罪も降格もなくそのまま働いているということでした。吹田市社協は地域の福祉を守る、弱い立場の人を助ける団体だと思っていました。パワハラを行う局長がそのまま局長として働いて良いのでしょうか？市役所は社協を指導しないのでしょうか？	この度の吹田市社会福祉協議会に関する一連の報道について、市としましては、独立した社会福祉法人である同協議会に対して、直接指導する立場にはありませんが、法人として、今後は全職員を対象にした研修を定期的に開催することや第三者によるハラスメント相談窓口の設置等、再発防止に向けて積極的に取り組んでいく旨を聞いております。市としては、引き続き、業務等に影響がないよう同法人に対して助言等を行ってまいります。	福祉総務室	R6.1.29	R6.2.16
59	吹田市障がい者福祉年金の廃止についてのお知らせについて（2）	早々に回答いただき、ありがとうございます。 回答を読ませていただき、すぐにというわけではなく、一定の期間の中で、当該財源相当額を有効活用するということが分かりました。そうであるならば、新たな疑問が三点ありますのでお伺いします。 一つ目の疑問は、直近では、障がい者医療費助成の縮小があって、その時も、同じようなことを言っていたと思いますが、その活用実績をお教えください。まだ活用実績がないのであれば、または相当額にはまだまだ満たないのであれば、障がい者福祉年金の廃止をしなくても、その時の財源相当額で、持続可能な障がい福祉サービスの構築に資することができるのではないですか。 二つ目は、当該財源相当額ということはかなりの額と思われ、しかも持続可能ということであれば、一定の期間継続するものと考えると一大プロジェクトと考えますが、それはどのようなものですか。そもそも近年の財政事情の中でそのような高額の一大プロジェクトは可能なことなのですか。 三つ目は、一つ目、二つ目の疑問から当該財源相当額を有効活用するということの実現可能性がほぼないに等しいと思われることを市のホームページのお知らせに掲載してもいいのですか。検討するという言葉だけで、そのほかに何の保証も全くないことを市民と約束するということですか。それはあまりにも無責任であり、誠意がないことではないですか。	障がい者医療費助成の縮小と、その後の障がい者(児)に係る制度･施策の充実化との財源上の関連性について、明確にするのは困難ですが、今後、持続可能な障がい福祉サービスの構築に際しては、現行の現金給付制度を見直していく必要があることから、このたび障がい者福祉年金を廃止するものです。 当該財源相当額の使途につきましては、前回御回答申し上げたとおり、優先順位等を検討のうえ、持続可能な障がい福祉サービスの構築に資するよう有効に活用してまいります。 最後に、1月16日に公開したホームページでのお知らせは、障がい者福祉年金の廃止と、今後の財源活用に関する市の考え方をお示ししたものであり、「実現可能性がほぼないに等しい」内容を掲載しているものではありません。	障がい福祉室	R6.1.29	R6.2.16

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
60	○○の猫による被害がひどいのでなんとかしてほしい！みんな困っている！	○○に最近、野良猫が住み着いておりバイクや自転車のカバーの上に乗ったり、下に潜り込んだりしてマーキングのおしっこをしているようです。 最近、自転車やバイクに油のようなものをかけられる被害が頻発し警察に110番通報すると、おまわりさんからこんなにやられていて誰か見当がつかないのなら、人間でなく猫かもしれないとのことだったので駐輪場の巡回を強化していました。 するとある日の午前中、よく猫が乗っているバイクのカバーの下の布のようなものに少しだけ水分がありました。これはと思い、拭いてみると私のバイクにかけられたものと同じ色、臭い。そしてそのときカバーの下から1匹の茶色い太った猫がでてきて上の駐車場の方に走って行きました。 これで私の自転車やバイクに嫌がらせをしていた犯人は猫であることが確定しました。 猫の被害については他にも困っている人が大勢います。 自治体によっては猫避けの超音波機器を貸し出しているとのことなので吹田市でも保健所でぜひ貸し出して欲しいと思っています。 レモンの汁を薄めてスプレーしたりカバーの上にトゲトゲを置いたりしていますが、また入り込まれています。 今日見に行った時は特にひどくバイクのシートに座っていたようで人のものではない明らかに細い毛が何本も落ちていました。猫が乗っている証拠です。 この前はバイクのシートの上を叩くとフロント部分から猫が飛び出したのでコラーと叫びましたが、まだ学習していないのか居座っているようです。 希望者には猫避けの超音波機器の貸し出しをお願いします。	超音波猫忌避装置につきましては、本市でも2週間の貸し出しを行っておりますのでご利用ください。その他の糞尿対策等につきましてもホームページに詳しく掲載しておりますのでご参考にしてください。 https://www.city.suita.osaka.jp/kurashi/1018501/1018506/1018507/1015351.html	衛生管理課	R6.2.9	R6.2.14
61	市内における健康増進法30条違反4件	1月16日、市内の第2種施設4件において喫煙器具の設置を見かけた。健康増進法30条違反であるので撤去を指導されたい。 (1)○○ あいあいあいかわらず灰皿が設置されたままであった。早く違反を吹田市民に公表すべきである。そして過料徴収もすべきである。 同業他店にとっても迷惑なことである。吹田市内には未公表の受動喫煙ヘアサロンがあるというのだから。 池田保健所は通報のたびに現地に見に行ってくれるが、どうして吹田市は動かないのか？ (2)○○ 店内で客が喫煙していた。机に灰皿も設置されていた。喫煙可能店だか知らないが、標識がなかったので、違法だろう。健康増進法29条違反でもある。 (3)○○ 車庫に灰皿が3つ程設置されていた。ここは屋内(屋根があり半分以上(この場合3方向)が壁に囲まれている)に該当するので違法だ。 (4)○○ 出入口前に関係者用の灰皿が設置されていた。 構造的に屋内の可能性があると思う。違法だ。 そうでなくても健康増進法27条2項違反であろう。	（1）について 通報を受ける都度、現地確認を行っており、改善に向け再度助言等を行ってまいります。 （2）について 通報を受けまして、主たる出入口に標識を提示するよう指導いたしました。 （3）について 通報を受けまして、喫煙器具の撤去するよう助言等を行いました。 （4）について 通報を受けまして、現地確認を行い、管理権原者に対し、設置場所について検討いただくよう助言をいたしました。	健康まちづくり室	R6.1.19	R6.2.2

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
62	吹田市障がい者福祉年金の廃止についてのお知らせについて	市のホームページにある吹田市障がい者福祉年金の廃止についてのお知らせについての質問です。 「令和6年（2024年）9月期の支給を最後に」とあります。そして「この財源を活用し」とあります。 この場合の「この財源を活用し」とは、「令和6年（2024年）度3月期相当分を使って」ということになると思いますが、令和6年度に令和6年（2024年）度3月期分と相当規模の障がい者（児）福祉にかかる新たな事業が立ち上がるという理解でいいですか。 市は単年度会計ですので、そうでない（令和7年（2025年）度以降になる）と、「この財源を活用して」というのは無理があり、安易なごまかしのように思います。 ゆえに、令和6年（2024年）度予算はまだ決まっていないと思いますので、令和6年（2024年）度中に立ち上げようとしている事業内容をご説明していただくことはできないと思いますが、いつごろの予定であるのかそのスケジュール案をお示しください。	御指摘の「この財源を活用し」とは、令和5年（2023年）11月議会における「吹田市障がい者福祉年金支給条例を廃止する条例」の可決に伴い、今後、当該財源相当額を持続可能な障がい福祉サービスの構築に資するよう有効に活用していくという趣旨であり、令和6年度（2024年度）中に新たな事業を立ち上げるということではありません。 なお、令和6年度当初予算におきましては、障がい者(児)に係る制度・施策のさらなる充実化に向けて、優先順位等を検討のうえ予算要求を行っているところです。	障がい福祉室	R6.1.22	R6.1.26
63	続-83。12月22日掲出の市HPタイトル「土日納付相談・夜間納付相談（要予約）」での要望	吹田市への納付には、水道・下水料金、健康保険料、税金などが有ります。 ⇒このタイトルからは、「何の納付」なのかが不明。 ⇒添付画像。タイトル新着情報。 ・市HPのサイトを開くと、「国民健康保険料や後期高齢者医療保険料の納付相談」。 加えて、来庁窓口相談。電話相談で対応されるとの事。 ⇒[仮案]『土日納付相談・夜間納付相談（要予約）「国民健康保険料や後期高齢者医療保険料」（来庁窓口相談。電話相談）』 ・広報課の方へ。同様の投稿を数多くしております。市民が市のHPを見て分かり易いように、再度、全部局に周知徹底を願う。 ・DX時代に取組んでおられる情報政策室へ供覧を願います。 ※添付の画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	「HPタイトル」について 吹田市ホームページの令和5年12月22日に掲出の「土日納付相談・夜間納付相談（要予約）」のタイトルにつきまして検討をさせていただき、令和5年12月27日付けで「国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の窓口・電話納付相談に係る土日納付相談・夜間納付相談（要予約）」に修正致しました。 この度は貴重な御意見を賜りましてお礼を申し上げます。 （担当：国民健康保険課） 「広報課の方へ」について 引き続き、ガイドラインの充実などを図り、見やすくわかりやすいHPの運営に努めてまいります。 （担当：広報課）	広報課、国民健康保険課	R5.12.25	R6.1.9

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
64	続-82。12月22日掲出の市HPタイトル「啓発や研修事業」での要望	このタイトルからは、「何の啓発や研修事業」なのか、「対象者が個人or 事業者向けなのか」。または「啓発や研修事業を運営の事業者募集」なのか…説明不足。 ⇒添付画像。タイトル新着情報。 ・市HPのサイトを開くと、「アフターコロナにおけるこころの健康づくり」の講演会であり、具体的な内容を含めたタイトルにされたら・・・ ⇒[仮案] 健康医療部　地域保健課は、『講演会「アフターコロナにおけるこころの健康づくり」[要申込]』にされたら… ・市HP（Top頁）のイベントカレンダー（2月15日）に掲載が必要。 ・広報課の方へ。同様の投稿を数多くしております。市民が市のHPを見て分かり易いように、再度、全部局に周知徹底を願う。 ・DX時代に取組んでおられる情報政策室へ供覧を願います。 ※添付の画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	「HPタイトル」について 市のホームページの新着情報欄のタイトルを市民にわかりやすいように修正いたしました。今後もわかりやすい表記に努めます。 （担当：地域保健課） 「広報課の方へ」について 引き続き、ガイドラインの充実などを図り、見やすくわかりやすいHPの運営に努めてまいります。 （担当：広報課）	広報課、地域保健課	R5.12.25	R6.1.5
65	非課税世帯の給付金について	均等割り世帯は、非課税世帯とあまり収入が違いません。7万円と0円ではとても不公平です。 去年の収入が非課税で、今年は充分に収入がある世帯にも7万円が給付されています。 一部の市民にだけの給付なら、不公平を感じるので、やらないほうがいいのに。	住民税非課税世帯支援給付金につきましては、国の交付金を活用して、全国で行われているものです。 この度、国で住民税均等割のみ課税世帯につきましても、住民税非課税世帯と同水準の10万円程度の給付を令和6年2～3月以降を目途に実施することが決定されました。 本市といたしましても、迅速に給付できるよう体制を整えているところでございます。 お待たせして申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。	生活福祉室	R5.12.25	R5.12.26
66	車の貸出しについて	最近、吹田市社会福祉協議会の軽トラックを時間帯関係なく利用している団体を頻繁にみかけた。驚くことに軽トラックの車体文字〈吹田市社会福祉協議会〉の上に、〈災害支援車両ダッシュ隊〉のマグネットを覆い隠すように貼っている。不都合で隠しているのであるのか、もしくは、使用時に吹田市社会福祉協議会の車体文字を隠せば借りることができるのか。小生は福祉の活動をしており、以前、地域イベントで運搬できないものがあり、利用をお願いしたが局長より許可がおりず断念した。 社用車を貸し出す基準と貸出し方法を知りたい。	市所管外の他法人が所有する車両に関しての問い合わせのため、当該法人に対して、直接問い合わせ者に回答していただく旨、依頼の上、問い合わせ者御本人に対しては、上記のとおり社会福祉法人吹田市社会福祉協議会から回答がある旨連絡をさせていただきました。	福祉総務室	R5.12.6	R5.12.21
67	還暦祭行事について	おはようございます。今年は私の干支、兎年でした。そして間もなく60歳の誕生日、還暦となります。皇后陛下様と同じ生年月日です。世の中、世間や吹田市様では毎年、成人祭や敬老の日などの行事開催はよく聞きますが何故か還暦祭だけは聞いた事はありません。私も一生に1度の事ですので何か還暦祭行事があれば嬉しいです。チャンチャンコを着ると言われていますが私もチャンチャンコを着てみたい気持ちです。何卒よろしくお願い致します。	現在、本市では敬老事業として、地域で75歳以上の方を対象とした敬老行事を開催することを支援する地区敬老行事開催事業、100歳の方を対象とした祝金を贈呈する長寿祝賀事業を実施しております。 御意見のような行事開催の予定はございませんが、これら事業の実施により、多年にわたり社会に貢献された高齢者に対し敬愛を表するとともに、長寿を祝い福祉の向上を図ってまいりたいと考えております。 御理解くださいますようよろしくお願いします。	高齢福祉室	R5.12.8	R5.12.18

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
68	社会福祉協議会の融資条件に落胆した。誰のための融資だ。	12月初めに社会福祉協議会（以下、社協）に新規事業の融資のための福祉資金の借り入れの相談に伺いました。 女性の方が対応してくださったが、3人世帯の場合に借りられるのは世帯の月収が生活保護基準の1.8倍まで。つまり16万5000円から29万7000円までで、さらに開業資金の2割の自己資金が必要と言われました。世帯自体は世帯分離をしていて別ですが、同居しているので同じ世帯とみなしますと言われました。そして融資を受けられる月収の要件に自分の収入以外に親の収入も加えるとのことでした。 私は障がい者で将来親が亡くなっても安定してお金を稼いで生活していくために新規事業の融資を受けたかったのに、なぜ親の収入まで申し込みの要件にするのか疑問です。 自分だけなら年収は200万円にも満たないが親を含めると月収は30万円を優に超える金額になる。返せるかどうかの審査に親の収入を含めるのは理解できるが、なぜ申し込む条件に親の収入を加えて審査するのかが理解できません。 障がい者などの自立をと言っている割に自立させる気はありますか？ ちなみにこの条件の上限である月収30万円の3人世帯では預金はほぼ0円が普通です。なぜならうちでは毎月約30万円の支出があるからです。これでも団地に住んでいて家賃段階は一番下。民間に比べ格段に安い方です。社会的に言ってまぎれもない低所得者層、俗にいう底辺なのに低所得世帯ではないと言うような発言もされました。 これでは貸す気がないのは明らかです。自己資金があれば月収がオーバーで申し込みができず、月収がなければ今度は自己資金が要件を満たさなくなります。 なお私は資産が数百万円あるため自己資金の要件は満たしていましたが、月収の要件で申し込みができませんでした。さらに言えば詳細は言えませんが、私が行おうとしている事業では融資ができないと言われたのもおかしいと感じます。反社会的な事業やいわゆる夜職関係でなければ融資すべきだと思います。 最後にこの担当の方からは政策金融公庫の創業融資を受けてはどうかと言われたが、事業の経験のない障がい者に融資するところなど福祉関係以外では存在しないと思います。 ちなみに吹田市では障がい者などの事業のための融資制度はありますか？ 社協にあってはこれからは反社会的な事業以外はどんな事業であっても融資を受け付け、さらに月収に関しては本人の給与収入のみを要件とし、返済できるかの審査のときにのみ同居の親族の収入を加えて審査するよう変更をお願いいたします。 このようにすれば借りられる人が圧倒的に増え、自立できる人が増えていくものと思います。 社協でできないのなら吹田市でこのような制度を作っていただきたいです。	社会福祉協議会での対応について 今回頂きました御意見は、吹田市社会福祉協議会へお伝えさせていただきます。 （担当：福祉総務室） 障がい者向けの融資制度について 障がい福祉室では、障がいを有する方が地域で安心して暮らすためのグループホーム運営補助、福祉サービス等を提供する人材を確保するための補助、重度障がい者の日中活動の場の利用促進を図るためのサービス事業者向け補助等の事業を行っておりますが、障がい者などの事業のための融資制度はございません。 （担当：障がい福祉室）	福祉総務室、障がい福祉室	R5.12.4	R5.12.18

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
69	続-76。「ロービジョン者」に対する福祉施策の要望	12月4日掲出の市HPタイトル『令和5年度障がい者週間記念事業』での要望 吹田市で11月11日に開催されましたシンポジウムの基調講演のプレゼンテーションの資料の中に「ロービジョン」の用語が有りました。シンポジストには、土木部総務交通室参事が出席。 1）吹田市HPのサイトで「ロービジョン」で検索結果は1件。医療・福祉関係では皆無の状態。 ⇒吹田市の福祉部署は、情報提供、相談窓口、障がい者認定・手帳交付、医療相談機関、訓練・・・など福祉行政の取組を要望。 ・[公益社団法人 日本眼科医会] ⇒ロービジョン（low vision）とは、WHO：世界保健機関の定義では、矯正視力が0.05以上0.3未満とされていますが、日本では視力・視野のみでなく、病気やけがなどの原因により視覚に障がいを受け、「見えにくい」「まぶしい」「見える範囲が狭くて歩きにくい」など、日常生活で不自由がある状態のことを「ロービジョン」と総称しています。 ⇒大阪のロービジョンケア施設は、大阪大学医学部附属病院のみです。 ・[国立障害者リハビリテーションセンター病院]⇒眼科（ロービジョンクリニック） が設置されています。 ・[枚方市]⇒ロービジョンひらかたサポート「―見えない・見にくい方々のために」の講演会が関西医科大学附属病院眼科医を講師に開催。 ・[さいたま市]⇒視覚障がいやロービジョンへの理解を深めようと、市長ら幹部職員約40人を対象に研修会を開催。 2）ロービジョン者にも障がい者手帳の交付が可能ですが、吹田市の障がい者認定のサイトでは、視力での判定のみです。認定の医療機関は多く記載されていますが。ロービジョン者対応が出来ているのでしょうか？。 ⇒吹田市民病院の眼科は、対応可能なのでしょうか？ 3）「ロービジョン」については社会的にまだ認知度が低いですが、視覚障がいの原因疾患の4割が緑内障。40歳以上の20人に1人、70歳以上の10人に1人が罹患。高齢化社会が進む事から「誰もが視覚障がいになる可能性がある（含む失明）」。同行援護サービスなどを知らない人も多いと考えられます。 ⇒吹田市の障がい者福祉計画に反映が必要と考えます。 4）吹田市役所では現在、増築工事がされていますが、検討・対応がされているのでしょうか？。 5）吹田市バリアフリー懇談会現地点検報告【JR 岸辺駅周辺】⇒点検は令和元年10月31 日に行われており、報告書の②南駅前広場-表示・案内⇒Q：点字ブロックと床材のコントラストはロービジョンに分かりにくくないか。⇒市A：今後、検討してまいります。 ⇒市の検討結果を教えて下さい。 6）「ロービジョン」については、福祉行政以外にも道路行政・都市整備、市の公的施設への考慮などが必要となります。 ⇒“安心安全のまちづくり” & “健康医療都市”を宣言されている吹田市。後藤吹田市長様におかれましては、速やかに全部局長様を含めて、専門医・視覚障がい者団体からの研修会を開かれる事を要望致します。 ※秘書課長様に供覧をお願い致します。	1について 相談窓口の対応としましては、それぞれの障がい者に合った対応を心掛けております。 （担当：障がい福祉室） 2について 指定医師の診断により、視覚障がいに係る障がい程度等級表に該当すれば、身体障がい者手帳は交付されます。 （担当：障がい福祉室） 3について 障がい福祉計画では、同行援護について、サービスの内容及び利用実績と今後の見込量を記載しています。 （担当：障がい福祉室） 4について 現在建築中の増築棟につきましては、大きくわかりやすいサインや点字による案内、また、トイレへの音声案内の導入等、ロービジョンの方を含め、視力の低下や障がいのある方にも利用しやすい施設となるような設計としています。 （担当：総務室） 5について 現状、市内歩道に点字ブロックを新設する場合においては、インターロッキングブロック等の特殊舗装の場合、既設の舗装と新設する点字ブロックの輝度比を一定数確保するよう検討し設置しております。 （担当：総務交通室） 6について 各部局と連携を図り、庁内において周知できるよう、「ロービジョン」についての広報誌等を活用し、啓発に努めてまいります。 （担当：障がい福祉室）	総務室、障がい福祉室、総務交通室	R5.12.7	R5.12.18
70	分割納付中の差押	1月以上返信等がありませんので再送信します。 国民健康保険の分割納付につき、分割納付計画書及び分納誓約書に、納付計画通りに履行している場合でも常に財産調査を行う旨及び差押を行う旨を記載下さい。現に交付されている分割納付計画書及び分納誓約書では、計画書通りに履行していれば差押はされないものと考えてしまいます。	回答については令和5年11月10日に回答書を郵送している。 念のため回答書の内容を返信メールに記載し、更に11月10日と同じ内容の回答書を特定記録郵便でお送りし、対応。	国民健康保険課	R5.12.4	R5.12.7

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
71	続-75。吹田市民病院の患者送迎用バスの停留場移設について市民への周知が必要。	1）市立吹田市民病院の患者送迎用バス・垂水町3丁目のバス停が12月1日（金）から北東方向へ270m移設されます。 ⇒速やかに市HPに掲出が必要。 2）市民病院のHPも、バスの停留場移設について市民に周知が必要。 ・市民病院のHP（Top頁）には、表記されていません。 ⇒添付画像-バス停-1 ・同HPの交通アクセスのサイト（バスのルート）にも、表記されていません。 ⇒添付画像-バス停-2 ・同HPの時刻表のサイトにも、表記されていません。 ⇒添付画像-バス停-3 ・垂水町3丁目のバス停（現在）には、バス停の移設についての掲示がありますか？ ・垂水町3丁目のバス停（新）には、バス停の停車位置についての掲示がありますか？。 ・市民病院の院内には、10月末時点で掲示がされていませんでした。⇒入院されていた方が退院時に利用された場合、降車場所が異なります。 ・同HPの交通アクセスのサイトのバス停の案内画像に、垂水町3丁目のバス停のみが表記されていません。※他の3か所は表記あり。 ⇒添付画像-バス停-2 ※添付の画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	（1）、（2）、（3）について トップページの「お知らせ」に10月15日・11月29日付けで変更に関するお知らせを掲載しています。なお、（2）（3）につきましては、ルート変更前にページの差し替えを行うと混乱を招く可能性があるため、ルート変更後に掲載いたしました。 （4）、（5）について 現地に変更のお知らせを掲示しております。 （6）について 市民病院のバス乗り場に掲示をしております。また、バス車内にも掲示しています。 （7）について バス停変更後に現地の画像とともに、掲載する予定です。	健康まちづくり室	R5.11.27	R5.12.6
72	理容店における健康増進法30条違反2件	10月19日、市内理容店の店内における喫煙器具の設置を2件見かけた。 健康増進法30条違反であるので是正を指導されたい。 特にうち1件はこれまで何何何何何度も指摘しているところである。 早く違反を吹田市民に公表して市民等が誤って同店に入店しないよう受動喫煙を防止する措置を吹田市は講ずるべきである。それとも吹田市においては理容店内は喫煙が可能なのであろうか？ (1) ○○ (2) ○○	○○について、通報を受けまして現地確認を行い、健康増進法等の趣旨・内容を説明した上で、喫煙器具を撤去し、改善するよう助言を行いました。 また、○○につきましては、8月8日付けで施設の管理権原者に対し、法令の規定に基づく指導を書面にて行ったところです。 このたびの通報を受け、現地確認を行ったところ、喫煙器具が撤去されていなかったため、再度書面等による改善に向けた助言・指導を行います。	健康まちづくり室	R5.11.1	R5.11.15
73	分割納付中の差押	国民健康保険の分割納付につき、分割納付計画書及び分納誓約書に、納付計画通りに履行している場合でも常に財産調査を行う旨及び差押を行う旨を記載下さい。現に交付されている分割納付計画書及び分納誓約書では、計画書通りに履行していれば差押はされないものと考えてしまいます。	現在お電話や窓口で分納の御相談をいただいた際に、分納中であっても財産調査を行い、財産が判明した場合には差押も行うことについて説明しているところでございます。 しかし今回頂戴しました御指摘のように、分割納付計画書（控）及び納付誓約書（返送用）に財産が判明した際は差押を行う旨を記載することで、より一層御理解いただけるものと考えております。 今後、御指摘のように、分割納付計画書（控）及び納付誓約書（返信用）に財産差押の件につきまして記載するよう検討してまいります。 貴重な御意見ありがとうございました。	国民健康保険課	R5.11.2	R5.11.8

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
74	RE:吹田市民病院 跡地について	いまだに進展がなさそうですが今年度も進展なく終わるのでしょうか？どのような議論が進められて検討が進んでいるか透明性の観点で提示はされないのでしょうか。 また前回の問い合わせで、「防犯面等の対応として、市民病院の職員が毎週現地の見回りを行うなど、適切な管理に努めております。」とありますが、これにも経費が掛かっており、結果的に国民の税金が使われていることになる認識であってますでしょうか。	旧市民病院跡地については、これまで市立吹田市民病院が売却に向け建物の解体や開発に必要な造成工事に関する費用の調査や、今般の物価高騰の影響を受け、対象不動産の再鑑定を行うなど、各種費用の精査に取り組んできたところです。 当該跡地の活用につきましては、同病院が適切に対応するものでありますが、売却に要する期間が長期化しており、本市といたしましても、改めて地域のまちづくりという観点から再度の検討が必要と考えております。 同病院との協議内容につきましては、今後の公募の実施等に影響を与える恐れがあるため、詳細な情報提供は困難でありますが、適切な時期に売却できるよう、引き続き同病院と連携を図ってまいりますので、御理解賜りますようお願いします。 同病院は地方独立行政法人であり、御質問の防犯面に関する経費につきましては、同病院が独自で負担をしております。	健康まちづくり室	R5.10.4	R5.10.17
75	コロナワクチン予約が取れない	コロナワクチンの予約が取れない。 空きがない。 Webサイトみても空きがなく、コールセンター電話しても解決せず（気長に待ってくださいとのこと）。 3ヶ月しか期間がないと聞いてるので、どうしたら良いのかご教授ください。	接種予約が混雑しており、御不便をおかけし大変申し訳ございません。 現在、国から各自治体への新型コロナワクチンの配給量が限られているため、各医療機関では予約枠を絞って接種を実施しております。 接種予約に関しまして、医療機関によって予約枠を開放する時期が異なります。 接種を希望する方すべてが接種できるように、国から段階的にワクチンが供給される予定です。国からのワクチン供給に伴い、医療機関の予約枠も増えていく見込みのため、今しばらくお待ちください。 御面倒おかけいたしますが、引き続き御希望の医療機関の予約方法に従って、御予約いただきますようお願いいたします。 なお、令和5年秋開始接種につきましては、国の方針変更により、令和5年9月20日から令和6年3月31日まで期間が延長されております。 接種券を一括で発送するため本市が印刷委託業者へ依頼を行った後に、国の方針変更が行われたため、お手元の接種券に同封の案内チラシの内容と期間が異なる場合がございます。 御迷惑をおかけいたしまして、申し訳ございませんでした。 令和5年秋開始接種の詳細につきましては、以下の吹田市ホームページを御参照ください。 https://www.city.suita.osaka.jp/coronavirus/1020194/1028839/1028842.html	地域保健課	R5.10.2	R5.10.4

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
76	続-58。9月4日掲出の吹田市HP、『認知症支援に関する展示を行います』の改善提案（今後）。	・サイトを開くと、『1994年、「国際アルツハイマー病協会」が、世界保健機構(WHO)と共同で、毎年9月21日を「世界アルツハイマーデー」、9月を「世界アルツハイマー月間」と定め、世界各地で様々な認知症の啓発活動が展開』…の記述が。 ・日本では、今年６月16日に、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が公布され、広く認知症についての関心と理解を深めるため、第九条で９月は認知症月間、９月21日は認知症の日と定められました。 ⇒吹田市福祉部高齢福祉室は、認知症についての関心と理解を深めるため、日本の法律で決められた「認知症月間」「認知症の日」の行事名を採用されるのが良いかと思います。 他市では、全国的に既に採用されています。 ⇒第五条に、地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた認知症施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。…の記述が有ります。 ・9月4日掲出の『認知症支援に関する展示を行います』の内容は、ビエラ岸辺健都での認知症の啓発活動が行われますが、日本での法律制定の背景・目的・概要などの紹介を吹田市全域に周知（含む市報９月号）をされたら良かった。 ・法制室は、行政に関わる法律の制定がされた時には、関係部局への通知が必要と思います。 ※人事室・広報課へ供覧願います。	行事の名称について 貴重な御意見ありがとうございます。本市では、厚生労働省や大阪府のホームページ等を参考に世界的な取組である「世界アルツハイマーデー」及び「世界アルツハイマー月間」の名称を表記いたしましたが、本年６月16日に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が公布されたことを受け、今後は「認知症月間」及び「認知症の日」の名称の併記についても検討してまいります。 （担当：高齢福祉室） 認知症の法律制定の背景・目的・概要などの紹介について 頂戴いたしました御意見を踏まえ、市民の皆様に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の概要等も含めた認知症施策の周知・啓発に取り組んでまいります。 （担当：高齢福祉室） 法律が制定された際の通知について 法律が制定された場合、その情報収集は当該法律に関する業務を所管する部署が行うものであり、法制室が法律の制定の情報収集を行い、関連する部署に通知を行うものではありません。 （担当：法制室）	法制室、高齢福祉室	R5.9.21	R5.9.29
77	公務員の仕事内容	先日、国民健康保険課より督促状が届きました。内容は1年以上前の保険料で分割払いでの残りの金額が支払われていない、という内容。私にはその支払いに関する「納付書」も渡されておらず、督促状が届くまで何の連絡も全くなかった為、未納金額があるとは夢にも思っていませんでした。 「どうして1年以上たってからじゃなく未納がわかった2～3ヶ月で何らかの連絡くれなかったのですか？」と尋ねると「こちらは忙しいから2～3ヶ月で調べるのは無理」と3回くらい返答あり。 はっきり言って呆れました。民間では絶対に考えられないことです。 こちらは「未納金を支払いたくない」で電話したのではなく「どうして1年以上たってからしか連絡できないのか？」のクレームだったのですが「忙しいから無理」との回答が余りの常識はずれの為、あきれて「もういいわ」になりました。 公務員さん、しっかり仕事して下さい。その回答は「私は仕事してません」と言ってるのと同じで民間企業では考えられない回答ですよ。 とりあえず未納金は本日、振り込みました。	国民健康保険料につきましては、吹田市国民健康保険条例により納期限が定められており、納期限までに納付されないときは、吹田市債権管理条例により納期限後30日以内に督促状を発送することとなっております。 督促状の発送から10日を経過しても納付されない場合には、徴収職員は滞納者の財産を差押えなければならないこととなっており（国税徴収法第47条）、職員の裁量による納付書の分割や、納付書の期限伸長は本来できないこととなっております。 しかし、納付義務者様におかれましても諸般の御事情が有られることから、状況によっては、御本人様の申出による分割納付を便宜上の処理により承っていることがございます。 〇〇様につきましては、御本人様の分納誓約に基づき納付書を発行させていただいたものであり、お渡しした納付書を全て納付された後の残額について御本人様から再相談いただくこととなっておりましたが、再相談がなかったため催告を行ったものです。 なお、分納の納付書は、その時の状況に応じた暫定的な金額としているため、一般的に半年分以内の納付書発行とさせていただいております。納付もなく再相談もされていない方につきましては、順次確認し催告や滞納処分を行っている次第です。	国民健康保険課	R5.9.8	R5.9.22

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
78	子供の塾習い事に関して	隣の大阪市は、塾代助成所得制限撤廃だそうです。吹田市は塾代助成もありません。塾代に13,000円はかかります。3人子供がいます。とても下の子達には塾に行かせてあげる余裕はありません。 どうか塾代助成を考えていただけませんか？住んでいる場所によって、子育て支援が違うのはどうかと思います。大阪市だけの子供たちだけが優遇され、習い事ができるなんて。なんだか辛いです。 吹田市は子育てに優しいということで住んでいたのですが、これでは大阪市に引っ越そうかと思います。周りの保護者も言っています。検討宜しくお願いします。	大阪市習い事・塾代助成事業とは対象範囲等は異なりますが、本市においても令和6年度からの習い事（学習塾含む）の費用に対する助成事業の実施に向けて、準備しているところです。 なお、本事業での助成対象は、生活保護世帯または児童扶養手当受給世帯の、小学5年生から中学校3年生までの習い事に係る費用となります。 これは、令和4年に実施した「吹田市子供の生活状況調査」において、「経済的な理由で子供を習い事に通わせることができなかった」と回答した割合が困窮世帯ほど高く、学校外での体験活動について世帯収入による格差が見られたことを踏まえ、助成対象を設定したものです。	子育て政策室	R5.9.11	R5.9.15
79	後期高齢者医療被保険者証等　送付先変更の件	吹田市千里山に老親が在住しており、わたくし自身もいずれ転入したいと考えております。 このたび、標記書類の送付先変更方法について本サイトを検索したところ、それらしいフォームがありませんでした。 担当課に電話で質問したところ、書類を郵送するので、記入の上返信してほしいとのこと。送られてきた書類を見たところ、ハンコ欄もありません（今時当たり前ですが）。 このような申請は、本サイト上に申請フォームを設置して入力すれば事務が電子化できますし、申請者にとっては即時性が担保できます。 昨年度、郵送にかかったコストを算出し、申請フォーム設置費用と比べた上で、フォーム設置をお願いいたします。 本申請以外にも「紙による申請」がたくさん存在し、膨大な郵送費がかかっていると推察します。すべての申請書類の電子化につき、点検（コスト比較）を希望します。	後期高齢者医療被保険者証について 後期高齢者医療被保険者証等送付先変更申請の電子化につきましては、本市では現在他の業務も一部開始していることから導入の検討ができるものとなっております。 後期高齢者医療制度は大阪府後期高齢者医療広域連合と吹田市とで事務分担を行っており、その運営主体は大阪府後期高齢者医療広域連合となっております。 今回電子申請の可否について同連合に確認をしたところ、後期高齢者医療被保険者証等送付先変更申請は申請者からの相談を伴うものであり、電子申請になじまないものとのことでした。 つきましては、申請フォームを郵送又は電子メールにて送付させていただきますので、郵送での申請をお願いいたします。 （担当：国民健康保険課） すべての申請書類の電子化について 「紙による申請」について、情報政策室では「吹田市行政手続の電子化取組方針」を策定し、手続等を「原則電子化」する全庁的な取組を進めております。 法令などの制約により、電子化できない手続等も一部ございますが、市民の利便性向上のため、電子申請可能な手続の増加に一層努めてまいります。 （担当：情報政策室）	情報政策室、国民健康保険課	R5.8.16	R5.8.28

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
80	国民健康保険の納付	今年の3月に社会保険から国民健康保険に切り替えました、3月分は無職であったので減額して頂いたのです、その時は3月分の振込案内（4月に到着）が来てから離職票を持って5月末までに来て下さいと説明がありましたので手続きをしました。そして5月中旬に就職も決まったので社会保険の切り替えで来庁して手続きをした時に「もう国民健康保険は払わくても良いのか？」と聞いたら4月分を払って貰わないとダメですと言われましたが給料が大幅に下がって（約4分1以下）の為、減額とかしてもらえるのかと聞いたら就職してるので基本的には無理ですが、収入が減ってれば減額手続きが出来ると聞きましたので詳しく聞きました。 申込案内は来てないよっと言ったら、中旬位には届くかと返答を貰い、その時に必要な物は新しい就職先の給料明細を持って来て下さいと言われました。振込案内は6月16日位に届きました、ただ給料明細が就職先が末締めの末なので5月分の給料の明細が手元に来たのは7月1日でした、で早くに行かないとと思って本日の5日に昼勤務を夜勤務に変更して貰って来庁して手続きに行ったら納付期限が6月末なので減額は無理ですと言われてしまって、でも給料明細を持参するのであれば期限が不可能なので納得出来ないです。手元に必要書類が揃ってて期限を過ぎたのでと言われるのなら自分が悪いと思いますので仕方がありませんが、物理的に無理な期限なのに減額の対象にはならないと突き放され払わないと差し押さえとかになりますよ!とか言われると受けざるを得ないのかと思い分割（31回）を手続きしましたが毎月振込して半年ごとに残りの金額の分割して頂く為に仕事の調整もしくは休暇をとり市役所まで行って手続きしないとダメなのは、どうしても納得行かないのですが、減額して貰って一括で払ってサッサと片付けたい気持ちも大きく、また仕事がら休暇申請するとその分給料も減りますし忘れたら差し押さえされるんですよね！（結構強めに言われたので怖かったです） せめて6月の相談の際に5月から就職と言ってるので明細を手にするのは早い人で25日とか28日ですよね？うちは末なので明細来たら申請に来たら良いですね？と言う話もしたのですが、その時点では手元に振込案内が無かったので期限の確認も出来なかったのですが、一言6月中やからそれまでに何らかの手続きしないと減額出来ないですとか教えてほしかったです。 どうしても納得出来ないのですが、どうすれば良いですか？差し押さえされますか？	国民健康保険料は前年の所得により算出し決定することとなっており、また、決定された保険料は正規の納期限までに納付いただかなければならないこととなっております。 保険料の納付が困難な場合で、かつ、前年所得と比較して今年の見込所得が3割以上減少する場合は減免申請ができることもあります。退職後無職の場合や、何らかの仕事に就いたものの収入が安定せず、前年と比べて収入額が大幅に減少となる場合などがこれに該当します。 〇〇様におかれましては、令和5年度国民健康保険料決定の時点（6月）において既に再就職されており、社会保険にも加入されていたため、令和5年4月分の国民健康保険料について減免申請できなかったものです。 再就職後の給料額が前職と比べて大幅減少となる場合につきましては、減免基準に適合すれば減免申請できる場合もありますが、減免申請は保険料決定日～6月30日の間に行っていただく必要があります（給与明細書が遅れる場合は、事前に御連絡の上、減免申請書と所得見込額内訳書のみを先に御提出いただくこととなります）。 減免申請できない場合は、決定された保険料額を正規の納期限（6月30日）までに納付いただかなければならないこととなりますが、どうしても無理とのことで便宜上の処理により分納を承りました。2年以内での完納をお願いした件につきましては、法律上の徴収猶予ができる場合における猶予期間に準じたものです。 法律上の徴収猶予の要件（災害、事業の休廃止、大きな病気や怪我など）に該当された方に限り、申請により最長1年間保険料の納付を猶予できることとなっております。1年で完納できないやむを得ない事情がある場合のみ猶予期間の延長申請をすることができ、既に猶予した期間と合わせて最長2年まで猶予ができる場合があるものです。 本来、分納は徴収猶予期間内に完納できる場合に限って受け付けるものです。 督促状発送後10日を経過しても納付されない場合は、法律上差押の対象となります。しかし、1年以内に完納となる分納誓約（やむを得ない事由により1年以内に完納できないと認められるときは2年以内に完納となる分納誓約）をされた場合は、その分納履行中は差押執行を保留しております。 応対の際には、丁寧に説明を行うよう指導しているところですが、職員の応対により不快感を与えてしまったのであれば、その点につきましては誠に申し訳ございませんでした。	国民健康保険課	R5.7.6	R5.7.21
81	市の保健所で開催された会議について	先日、市の保健所で開催された会議で、とある大学の看護学部の教授が、「学生に対してコロナワクチンを打たないと実習に行きづらくなると話した」と言っていたということを聞きました。このことは本当なのでしょうか？もし本当なら、その教授の勤めている大学を教えていただきたいです。	後日ホームページに議事録を掲載しますのでご確認ください。	保健医療総務室	R5.7.6	R5.7.20
82	健康増進法30条違反について	吹田市保健所御中 5回目の通報となりますが、6月21日に確認したところ、ヘアーサロンの店内に灰皿が設置されたままでした(写真参照)。健康増進法30条違反です。撤去を指導願います。 指導に従わないなら、受動喫煙を防止するため、公表や罰則を適用して下さい。 ※写真については、公表しておりません。	本市では、これまで当該ヘアーサロンの管理権原者に対し、複数回にわたって法令に基づく改善指導を行ってきたところです。 この度いただきました通報内容を受け、改めて職員による現地及び電話による確認を行いました。通報内容である灰皿の撤去につきまして、施設の管理権原者に対し、法令の規定に基づく指導等の必要な対応を行ってまいります。	健康まちづくり室	R5.7.6	R5.7.20

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
83	吹田市はもっと福祉を充実してほしい。大阪市の方がマシだ。	表題のとおりです。 大阪市は生活困窮者は簡単に生活保護を受けられ、食べるには困らないと聞くし、2級以上の精神障がい者や知的障がい者などは地下鉄がタダで乗れます。また高齢者は50円で地下鉄に乗れます。 なので大阪市内は見た目はヤバそうでも喧嘩を売ってくる輩はほとんどいません。 吹田市はどうか。見た目がヤバければ高確率で因縁をつけてきたり絡んでくる問題のある者が多いです。路上でも駅でも電車内でもスーパーでもどこでもいます。そういう人はほぼ50代以上です。若者でもヤバい人（特にZ世代）はいますが中高年に比べればまだ少数派です。まあこの人たちが高齢者になればどうなるかわかりませんが。 私は以前に吹田市内を走る阪急電鉄に乗っていて電車で若い男に因縁をつけられ110番して警察を呼びましたが、最近はそういう人が増えていると警察官が言っていました。そのときはコロナ前ですが、今やコロナで国や地方の財政はめちゃくちゃです。でもその中でも福祉に力を入れている自治体は数多くあると思います。 このように大阪市と吹田市で全然違うのは、福祉制度が充実しているかです。 まず吹田市も大阪市に倣って近隣他市と連携し、障がい者や高齢者などの移動弱者に対して鉄道パス（阪急電鉄全線、北大阪急行全線、大阪モノレール全線）、バスのフリーパスの支給を検討ください。高齢者のバスのパスについては現在阪急バスが格安のパスを販売しているので問題ないでしょう。高齢者の鉄道パスについては人数が多いので障がい者は無料でそれ以外は使った分の5割等にすればいいと思います。 障がい者で見ると、14人に1人が障がい者なので38万人の人口がいる吹田は約3万人が障がい者です。年間交通利用分が10万円とすると約30億円の負担で実現できます。吹田市の税収は1542億とのことなので十分実現できます。 また、高齢者については高齢化率は3割として11万人。10万円利用で110億円、そのうち5割負担で55億円。合計85億円です。歳入の5%なので実現可能でしょう。 高齢者は外出機会が少なく、認知症の発症などの問題になっているので移動の支援をするのが最善です。 そして、生活困窮者には生活保護などの支援をきちんとして低収入や失職、職が見つからない人などを適切に福祉につなげれば、餓死や自殺や刑務所に入るのが目的の犯罪、他人に因縁をつけたりするなどの問題行動をする人は圧倒的に減ります。 ぜひ、先ほど挙げたような政策を中心にして福祉制度の大幅な充実をお願いします。 職員の給料を上げる余裕があるなら福祉に回して欲しい。回覧板でも市報でも福祉がどんどん削られているように感じている。 少子化の中、今がまさに正念場です。安易に人口を増やして税収を増やしても住みにくい吹田になっては意味がありません。 税収が増えたらその分、生活困窮者等に還元する。みんなが暮らしやすいように、吹田に来てよかったといえるような施策を実行し、魅力ある街づくりをしてください。	生活困窮者への支援等について 本市においては、経済的に苦しい、生活に困っている等の生活困窮者に対する相談の窓口として、市役所内に生活困窮者自立支援センターを設置しております。相談窓口では、一人ひとりの状況に応じて、就労、債務整理、家賃補助等の支援を行い、その状況によっては、生活保護の窓口におつなぎできるよう御案内しています。 （担当：生活福祉室） 高齢者への支援等について 高齢福祉室では、通院の利便性向上を図ることを目的として「通院困難者タクシークーポン券」を交付しています。このクーポン券は、在宅の65歳以上かつ市町村民税世帯非課税で、要介護1以上の認定を受けている高齢者を対象としています。 高齢者の外出は地域での日常生活を継続するために欠かせないものであり、本市では、はつらつ体操教室のほか、身近な通いの場の充実による外出意欲や機会を持つことで歩行能力や社会活動の維持につながるように、介護予防・フレイル予防の取組を推進しているところです。 （担当：高齢福祉室） 障がい者への支援等について 障がい福祉室では、移動に困難のある方への支援策として、重度障がい者(児)を対象に初乗運賃分のタクシー利用券を交付して運賃の一部を助成し、障がい者(児)の地域における暮らしを支える制度を実施しています。御要望の障がい者等に対する鉄道やバスのフリーパスの支給につきましては、現時点では困難と考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。 （担当：障がい福祉室）	生活福祉室、高齢福祉室、障がい福祉室	R5.6.26	R5.7.6
84	吹田市民病院跡地について	吹田市民病院跡地について、2年もの間、進展がないように見受けられます。時々議会でも議題に上っているようですが、体のいい回答で終始しており、何一つ具体的な進展が市民からは見て取れません。 小学校も近いのに廃墟のような建物が2年も放置されている現状に危機感はないのでしょうか。具体的な対応スケジュールをご教示ください	旧市民病院跡地については、市民病院が主体となり、令和3年度に実施した売却に係る事業者公募の不調要因と思われる建物の解体や造成等に係る費用の見直しを昨年度に実施し、現在、次回の公募に向けた準備を進めているとお聞きしております。また、防犯面等の対応として、市民病院の職員が毎週現地の見回りを行うなど、適切な管理に努めております。 現時点では売却に向けた具体的なスケジュールは未定でございますが、周辺の住環境への影響も踏まえ、適切な時期に売却できるよう引き続き市民病院と連携を図ってまいります。	健康まちづくり室	R5.6.26	R5.7.5

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
85	Re: RE:高齢者生活支援ギフトカードについて	ご担当者様 ご回答ありがとうございます。 追加でご質問がありますのでご回答いただけますと幸いです。 あらかじめ申し添えておきますが、高齢者に対する支援策を全て否定するつもりはではなく、現役世代にも納得感のある説明をいただけるかを確認したい趣旨になります。全国的に少子化が止まらない現実を念頭に置いて検討いただけますと幸いです。 質問1のご回答 「できるだけ早く」が理由と理解しました。時間があれば所得や貯蓄額に応じた対策等、支援の必要性をより踏まえた支援策を考えたという前提を置いて意見させていただきます。 少なくともコロナ禍の最初の給付金が始まった2020年4月からこの種の議論はあったと思いますし、3年以上経っています。それでもまだ時間が足りないですか？5年後、10年後も同じことを言うつもりですか？「できるだけ早く」は全く説明になっていませんし、納得感がありません。「できるだけ早く」と言っておけば問題ないという姿勢に感じられ、単純にやる気がないのだと感じてしまいます。市民のために気概をもってお仕事されてると思いますので、どうかもう一歩踏み込んだ施策の見直しをお願いします。 もし私が理解できていない、3年でも時間が足りない理由があればご教示下さい。 質問2のご回答 要するにキャッシュレス決済ポイント還元事業で高齢者世代が恩恵を受けられなかったことが大きな要因となって高齢者施策を考えたと理解しました。 まず、65歳以上が恩恵を受けられなかったことはどのように把握されたのですか？高齢者もキャッシュレスを多く使っているという記事が多く見られるので、吹田市が調査した方法とその結果をご教示下さい。キャッシュレスを利用していない現役世代はなぜ対象から外れるのですか？ 次に、「キャッシュレス決済ポイント還元事業で恩恵が受けられなかった高齢者」にギフトカードを配るという理屈なので、「消費支出全体に占める食費及び光熱費の割合が高い傾向にある高齢者に対し」ギフトカードを配るという説明は間違っていませんか？「消費支出全体に占める食費及び光熱費の割合が高い傾向にある高齢者に対し」という説明だと、食費及び光熱費に加えて、住宅ローンや車のローン、その他子供に関する養育費、教育費等支出の絶対額が多く貯蓄も少ない現役世代からすると全く納得感がありません。 この現役世代の感覚をご理解いただけるのであれば、ぜひ「消費支出全体に占める食費及び光熱費の割合が高い傾向にある高齢者に対し」という目的の施策は見直してください。 質問3のご回答 今後の施策についてはぜひ適切な判断をお願いします。 よろしくお願いします。	質問1について 本事業につきましては、昨年末からの急激な物価高騰による高齢者の経済的負担の軽減を図るため、急遽事業を実施したものであり、できるだけ早急に配付できる方法をとらせていただきましたので、御理解いただきますようお願いいたします。 （担当：高齢福祉室） 質問2について キャッシュレス決済ポイント還元事業の年代別の利用状況につきまして、キャッシュレス決済事業者から情報提供を受け把握したものです。 現役世代に対しては、就学前児童を養育する世帯への支援金や小中学生の給食費の負担軽減など、子育て世帯への支援を重点的に取り組んできておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。 （担当：企画財政室）	企画財政室、高齢福祉室	R5.6.8	R5.6.19

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
86	JR吹田駅北口ロータリーの喫煙所ディスプレイの不備	JR吹田駅北口ロータリーの喫煙所に設置された禁煙啓発ディスプレイの不具合が続いていることをお伝えします。2023年6月10日と11日に確認した際、映像ではなく、PCの壁紙画像が表示されているのみでした。喫煙所の動画が再生されない問題は既に2023年4月に市へ報告されていましたが、2023年6月時点でも解決されていないようです。 以下、具体的な質問と提案をさせていただきます。 質問： 1. 前述の不具合について、市は認識していますか？ 2. 啓発映像の再生問題の解消予定日を教えていただけますか？ 3. 問題の対処に伴う経費、特に人件費について、設置業者や製造メーカーに請求する予定はありますか？市民の税金が本来必要であった費用以上に使われている状態です。費用請求を行うべきではないでしょうか。 提案： 1. 啓発の効果を高めるために、ショッキングな画像が掲載された禁煙ポスターを喫煙所に掲示するのはいかがでしょうか。万が一映像再生が止まっても、ポスターは常に禁煙を促すメッセージを伝えることができます。たとえば、公益財団法人日本対がん協会からは禁煙ポスターが手頃な価格で入手可能です。 市が推進している「スモークフリーシティ・すいた」には、深く共感しております。公共スペースで喫煙者を減らすための施策の継続を、何卒よろしくお願い申し上げます。	卒煙支援ブースの供用開始以降、映像が流れていない時間帯があることから、応急的な対応を行ってまいりましたが、5月15日に職員立会いの下、取付業者と製造メーカーが現状を確認し、ディスプレイの再設定を行い、常時再生が確認できる状態に復旧いたしました。 復旧作業の対応以降も職員が定期的に現地確認を行い、現在は正常に稼働しているものと認識しておりますが、改めて調査を行うにあたりまして参考にさせていただきたく、恐れ入りますが〇〇様がディスプレイの不具合を確認された時間帯を御教示いただけますでしょうか。 なお、現時点で取付業者や製造メーカーへの費用請求の予定はございませんが、ブース内での効果的な啓発に向けまして、御提案をいただきました内容を含め、今後も検討してまいります。	健康まちづくり室	R5.6.12	R5.6.16

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
87	ごまかすので再度質問です。うつ病の市民への国民健康保険の減免制度の有無についてなど	吹田市民の〇〇です。2023年5月19日の質問への回答が、5月31日（水）によやく届きました。ごまかしのある回答でしたので再度質問いたします。 その前に整理を。 整理①事実の捏小化。国保窓口の職員による虚偽説明 5月31日の回答では、減免の種類について ①国民健康保険料の減免について ②国民健康保険料の非自発的失業者に係る軽減措置について ③所得に応じた国民健康保険料の軽減等について と3つあります。（それぞれの詳細な記述は、そちらからの先のメールを参照ください） しかし、2023年5月18日（木）に窓口で相談したところ、対応した職員〇〇氏は ・収入が基準を下回るという理由での減免か、 ・失業をして、前年の所得と今年の所得を比べて少なくなっているという理由での減免しかない と明言でした。なので、〇〇氏は、 1の①の ・事業又は業務の不振、休廃止、失業等により所得が著しく減少した場合（所得割の減額） と、 1の③の ・ 国民健康保険料を算定する際、法令により定められた所得基準を下回る世帯については、均等割、平等割額の7割、5割又は2割を減額します しか説明していません。1の②の、非自発的～という説明はいっさいされていません。 通常、職員は業務を行うにあたって必要な知識を有していると考えるのが妥当な判断ですので、〇〇氏は！②を知っているはず。 これは、説明不足とご言かしていますが、虚偽説明でしょう。私は何度も尋ねましたが、教えてきませんでした。ですので！②の減免が「ない」と判断しても仕方ありません。 もし私が！②に該当するのであれば、権利があるのに、それを行使させなかったことになります。それを、先に回答をした職員の〇〇氏は、説明不足というように問題の矮小化をはかりました。 整理②論点のずらし、質問のすり替えについて 私の質問は「うつ病の市民への国民健康保険の減免制度はありませんか？」です。ですので、回答としては「ある」か「ない」かです。なのに、回答をした〇〇という職員は「吹田市にはどのような減免制度がありますか？」に質問をすり替えています。そして、このような減免がありますと紹介することで、あたかも回答に答えたふうに装う。これは、さきに私が言言を呈したとおりで、吹田市職員が答えたくない時によくやる手法です。一般的に、これは嘘つきの答え方で、何かを隠している可能性を疑います。 質問への回答をお願いします。 質問：うつ病の市民への減免制度はあるのか？ こちらに明確に回答をください。 ちなみに4月21日診断、5月7日退職。現時点で会社から離職票が届いておらず、失業手続きはまだしていません。 その前に、1をご確認ください。 吹田市職員行動指針 1 法令やルール、マナーの遵守 2 市民感覚、市民目線での考動 3 強い責任感と高いプロ意識 4 接遇力、説明力の向上 5 改善・改革の継続的な取り組み せっかく素晴らしい指針を設けているのですから、守りましょう。 私は4月21日にうつ病の診断を受けています。しんどく、頭もほーっとするため、いろいろ調べたり考えたりするのも、うまくできません。ですので、専門知識を有し、税金からお給料ももらい、業務としているみなさん方に、ご案内をお願いするのも妥当でしょう。さらに！の指針にも適合します。 そちら様が先に回答したメールの①、②、③のいずれかに、うつ病の市民への減免は該当するのですか？ 4月21日に診断、5月7日で退職。失業手続きはまだしていません。 前例にとらわれず、市民が今、何を必要としているかを敏感に感じ取り（指針2）、上司の指示を待つだけでなく、自ら考え積極的に仕事に取り組み（指針3）、親切、丁寧な対応を心掛け、市の代表であるという意識を持ち、より質の高い満足をしていただける市民応対に努めます。また、市民に対する説明責任を果たします。（指針4）。 今度こそ、明確な回答をお願いいたします。 あいまいな回答の場合、「ない」という回答として判断せざるを得ません。私はうつ病ですので、認知機能が弱っており、判断を専門のみなさんに委ねざるをえません。 「ない」なら「ない」ものとして保険料（公金）を納めます。お金の移動が発生します。 うつ病の私がお支得られる減免額よりも多く支払った場合、専門知識を有し業務に従事するみなさんは、それを十分予見でき、阻止できるわけですので、そうならないようにご注意願います。未必の故意になると思われます。 誤りがあれば認めて、正確なほうへ案内してくだされればそれで済む話です。私はそれを望んでいます。 私はね、病気ですごくしんどいんですよ。こういう文章を作成するのも辛いんですよ。お役所対応で保身に走るのはやめていただけませんか？	令和5年6月5日及び令和5年6月15日にお問い合わせいただきました、「うつ病の市民への国民健康保険の減免制度の有無」について回答いたします。 質問：うつ病の市民への減免制度はあるのか？ 回答：うつ病の市民への減免制度はありません。	国民健康保険課	R5.6.5	R5.6.15
88	無視をするので再度質問。うつ病の市民への減免制度の有無についてなど	吹田市民の〇〇です。2023年6月5日（月）に市民の声に質問を送信しています。重要な質問ですが、無視をされています。 質問：吹田市では、うつ病の市民への国民健康保険の減免制度はありますか？ 私は、回答・公開ともに「希望」しています。シンプルな質問ですので、容易に回答できるはずですが、無視とされました。 ・あなた方は業務として国保の相談を受け続けている ・これまで、うつ病の市民からの減免の相談が一件もなかったはずがない ・うつ病に限らず、心身の不調の市民からの減免相談が一件も存在しなかったはずがない ・あなた方は税金から給料をもらう専門家。なので必ず誰かが知識を持っている ・この質問に答えることで、誰かのプライバシーを侵害することもない、業務と関係ある質問 あなたがたは回答をするのが妥当。 ・2023年5月18日（木）、国保窓口で〇〇氏は「ない」と明言 ・2023年5月31日（水）、メールで〇〇氏は、問いをすりか入回答せず ・2023年6月5日（月）の私からの再度の質問を無視 〇〇氏は「ない」と明言でした。ですので公式に「ない」と明言すれば済む話です。 私は、うつ病の市民への減免制度が「ない」ものとして納付します。病気も辛く、お金もなく、たいへん苦しいのですが、公務員による強制力（権力）があるので従わざるを得ません。 あるのなら訂正して「ある」として、説明・案内をしてください。簡単なことです。 もし「ある」のに「ない」とすると、職権の濫用になります。 第193条 公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、2年以下の懲役又は禁錮に処する。 （疑わしい事情があるのか？）もしかするとこのような可能性がありますか？ ・最初に窓口で〇〇氏が虚偽説明をした ・それを追及されたくないので、メールでの質問を無視 ・ところが尽介なことに、〇〇は市民の声から追及してきたので、答えざるを得なくなった。 しかし、正直に答えるとまずいので質問をすり替え、それに回答してごまかす。 ・ところが、また〇〇は市民の声から追及してきた。 本当のことをいうとまずいので、徹底的に無視をする。そして〇〇に諦めさせて問題をうやむやにしてしまう こういうことでしょうか？職務の宣誓をし、法律順守の義務のある公務員のみなさまですので、そういうことはないと思います。「ある」なら説明と・案内を。「ない」ならそう明言で済む話です。回答をお待ちしております。 （未必の故意の成立可能性）刑法ですので成立には故意が必要。故意は未必の故意で成立です。 ・私は、現時点で「ない」と判断しています。〇〇氏が「ない」と明言で、〇〇氏など専門家のあなた方から回答が得られないので、知識に劣る市民の私としましては、そう判断せざるを得ません。 ・あなたがたは、回答をすべき責務を負っていながら、それを怠っています。 ・〇〇氏が説明した減免制度（A）がある。 もし、Aとは別にうつ病の市民が利用できる減免制度（B）があるとする。 ・A と B とを比較して、Bのほうが安けれ、 吹田市は本来より多く保険料（公金）を徴収したことになる。それは当然、望ましくない結果である ・望ましくない結果への予見可能性がある。それを回避することも十分可能。説明し、訂正すれば済む話な の で ・私は繰り返し、間違いがあるのなら訂正し、案内と説明を要求している。記録にも残っている ・しかし、あなた方がそれを怠り、私が保険料を納付してしまう。そして、もし減免制度（B）があるのなら、あ なた方の未必の故意が成立するのではと思われます ！これは193条とは別の法律に抵触する可能性がありますが、大丈夫でしょうか？ 都合が悪いので、無視をして諦めさせる手法ですと、のちのち大きな問題に発展する可能性があります。 吹田市役所職員というのは公務員ですので、市役所内の独自ルールでなく、法律で縛られています。 私は、訂正があるのならそうするようにお伝えしています。「ない」なら「ない」で明言をし、「ある」なら「ある」と明言し、説明と案内をしてくだされば済む話です。シンプルです。 無視をするというのは、存在を抹消するのと同義。すでに〇〇氏が嘘の説明をした経緯があるのに、さらに市民に対して尊厳を傷等するようなうちをするのでしょうか？ 法律順守義務のある公務員であるという前提を忘れず、対応をお願いします。	令和5年6月5日及び令和5年6月15日にお問い合わせいただきました、「うつ病の市民への国民健康保険の減免制度の有無」について回答いたします。 質問：うつ病の市民への減免制度はあるのか？ 回答：うつ病の市民への減免制度はありません。	国民健康保険課	R5.6.15	R5.6.15

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
89	不妊治療費助成について	体外受精保険適応について、適応回数が決められており、超えた際は補助が全くなくなり、私たちは金銭的に子どもは諦めるしかないのかなと思っています。 保険適応になり負担は軽減しましたが、タイムラプスなどの先進医療などは保険適応外で一回の採卵移植でトータル40万円はかかります。 不妊の原因は、わからないことがまだまだ多いそうで、私たち夫婦共に何も問題がなく、原因が分かっていません。ただ37歳だったら、病院の先生からは6回で諦めるのはもったいないと言っていただき、私自身も続けたいと思っていますが、金銭的に難しく思っています。 政府も異次元の少子化対策を検討し、少子化対策を重要視されています。 また、京都市は不妊治療費助成制度（一般不妊治療費等助成事業）もあります。吹田市でも同様の制度をご検討頂けないでしょうか？	本市では、国の制度に準拠する形で、特定不妊治療（配偶者間の体外受精・顕微授精）に要する費用の一部助成を行ってまいりましたが、不妊治療が保険適用化され、国から市への補助事業が廃止されたことに伴い、「吹田市不妊治療に係る自己負担額助成金事業」も経過措置をもって、令和4年度末に終了させていただいております。 今回ご意見いただきましたように、保険（高額療養費）の適用化により、一定の負担軽減が図られた一方で、先進医療については、選択する治療によって金銭面の負担が大きくなるケースがあることについては、本市としても認識しているところではございます。しかしながら、現在のところ費用助成の実施は予定しておらず、今後については、保険適用化の影響や国の動向について注視しつつ、助成制度の必要性について判断してまいります。 以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	母子保健課	R5.5.29	R5.6.7
90	高齢者生活支援ギフトカードについて	HPには「消費支出全体に占める食費及び光熱費の割合が高い傾向にある高齢者に対し」ギフトカードを配るという記載があります。高齢者とは65歳以上の方を指していると理解しています。支援対象が高齢者だけであることに違和感を覚えますので以下の質問に回答を願います。 質問1 貯蓄や資産の多い高齢者も対象になるのは何故ですか？それらのデータをどのように検討されたか教えて下さい。 質問2 食費や光熱費の絶対額は現役世代の方が多く支出していると思いますが、そこが支援の対象にならないのは何故ですか？現役世代は家のローンや学費等で支出が増えるため、相対的に食費等の支出が占める割合が少なくなるのは当たり前だと思います。 質問3 65歳未満にもギフトカードを配布するべきだと考えますがいかがでしょうか？予算が足りないならこの施策自体をやめてもっと有意義な予算の使い方をお願いします。	質問1について 本事業につきましては、急激な物価高騰による高齢者の経済的負担の軽減を図るものであるため、できるだけ早急に対象者のお手元にお届けするために所得要件を設けておりません。 （担当：高齢福祉室） 質問2について コロナ禍における物価高騰等に係る支援策として、低所得世帯や就学前児童を養育する世帯への支援金や小中学生の給食費の負担軽減など、低所得世帯や子育て世帯に対して、重点的に取組を実施してきたところです。全世帯を対象としたキャッシュレス決済ポイント還元事業も実施しましたが、キャッシュレス決済に不慣れな高齢者からの声も受け、高齢者世代に特化した事業実施が必要であると考え、実施したものです。 （担当：企画財政室） 質問3について ギフトカードの配付に限らず、さらなる取組の必要性につきましては、社会情勢や国等の動向を注視しつつ、状況に応じて適切に判断したいと考えています。 （担当：企画財政室）	企画財政室、高齢福祉室	R5.6.1	R5.6.7

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
91	障がい福祉室における事務遅滞の放置と吹田市職員の職務怠慢について	部長様 室長様 御回答確認させていただきました。 すみません、質問の仕方が悪かったですか？ 貴市の事務遅滞の受け止め方は5月2日回答の「本市と致しましては事務遅滞が発生していることを重く受け止め、必要な取り組みを進めているところでございます。現在の状況をできるだけ早く改善したいと考えておりますが、新たな取り組みの効果が出るにはなお時間を要する状況であり、効果について具体的な達成期限を申し上げるのは困難な状況でございます。」ですよね？お聞きしているのは”なぜ”昨年の8月から半年以上も放置してるのかと、貴部で何故それを容認されているのかを聞いています。すみませんが、質問の趣旨がご理解いただけないのであればご理解いただける上司の方から回答いただけませんか？半年以上も事務遅滞を放置されている理由と、「福祉部」として事務遅滞を認識していながら改善されていない理由の回答をお聞きしています。5月2日の回答のどこにそれが示されていますか？ 私も行政職員でしたので理解しているつもりです。〇〇様もお忙しいことかと存じますが、回答を作成されている方がいるならその方にきちんと指導されたほうが良いかと思いますよ。福祉部長にも共有されているとされていますが、本当にこのような稚拙な回答を共有されているのですか？意見を出す私がいうのもなんですが、もう少しお考えになられたほうが良いかと思います。 また「本市が申請の提出期限を設け、厳格に運用致しますと、翌月の支給決定ができず、利用者のサービスの継続ができない事態となることから、事業者様への支払いに影響が出る」とされていますが、迷惑をかけてるのは今回貴市でしょう？ほかの事業所の運用は知りませんが、今回の問題は、あなた方ケースワーカーが、うちの利用者の受給者証の発行を事務遅滞しておいて何を言ってるんですか？今回問うてるのはあなた方の事務遅滞です。ミスを理由とした発行遅れの問題を話していることはご理解いただけていますか？問題をすり替えるのはやめてください。今回の件は、既に報告を受けていると〇〇様がご自身でご発言されていますことから、ケースワーカーの事務遅滞で起こっている問題なのは大前提ですよね。運用を厳しくすると請求が通らないとかではなく、貴方方ケースワーカーが事務遅滞して市民に迷惑をかけ、不安にさせるのを対処してくださいと言っています。この半年間で25回以上口頭注意しても職員も問題ですし、それを指導できない管理職も問題ですよ。 恐らくこうやって意見を言ってることも、そろそろ慣れてこられている頃でしょう。しかし、私はこの仕事に責任と誇りを持っています。責任感の欠片も感じられないケースワーカーには関わっていただきたくありません。貴市の福祉行政を憂いています。このままだと本当に市民の信頼を失いますよ？ 個人の特定は貴室ではできないのですか？報告を受けているはずですから特定できていないのはおかしくありませんか？個人攻撃をしたいわけではないので今回の回答では控えますが、本当に指導されるのであれば是非ご協力させていただきます。本当に人を馬鹿にしたような回答だったので今でも忘れられません。 貴市のケースワーカーはその方以外にも言いたいことが沢山ありますので。 貴市のケースワーカーの方からは市民のためという責任が一切感じられません。前にも書きましたがこのままだと”必ず”ミスを起こされると思います。この間にも事務遅滞は発生していませんか？誤発送や紛失などはありませんか？もし無かったとしたらたまたまだと思いますよ。 五月蝿く感じられるのは重々承知していますが、貴市と関わる事業所の職員としては、貴室のケースワーカーに対して憤りしかありません。せめて同じような思いをする利用者が一人でも減ることを切に願います。 〇〇様はそれを変えれる立場にある方だと思います。どうかこの意見を見て、少しでもケースワーカーの育成に本気で臨んでいただけますようお願いいたします。	まず、事務遅滞についての本市の受け止め方についてでございますが、先に送付致しました令和5年5月2日付の文書でお示ししたとおりでございます。その内容について〇〇様は放置、容認と認識しておられると推察致しますが、本市ではそのような認識ではございません。 次に、職員の育成・指導につきましては、先に送付致しました令和5年3月31日付文書及び令和5年4月17日付文書でお示ししたとおりでございますが、本市の職員を特定してのお話が可能ということでございましたら、今後の職員の育成・指導に役立つものでございますので、御教示いただければ幸いです。	障がい福祉室	R5.5.23	R5.6.6

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
92	洗濯洗剤柔軟剤などの危険性について	毎日家のベランダから他所の洗濯洗剤や柔軟剤や抗菌剤などの香料が流れてきて、家の中にまで入ってきて頭痛吐き気咳など体調が悪くなるので換気も自由に出来ません。 昔は雨の日の匂いなど自然の香りがあったはずなのに、今では屋外でも当たり前のように人工的な香料が漂っていて自然の香りを打ち消していて異常です。幼稚園から帰ってきた子供は他の園児や先生方の香料まみれで制服や持ち物にも染み込んでなかなか取れません。何度も酸素系漂白剤などで漬け置きし何日も天日干ししてやっと薄れる状態です。他のものと一緒に洗濯してしまった時には、香料や抗菌剤などの成分が服や洗濯機にまで移ってしまうので、またそれを落とすのが大変で疲弊しています。 柔軟剤は、例え無香料でもホルムアルデヒドなど発がん性物質が含まれており香り長持ち成分共に放出させているので特に成長過程の子供に使用するのは危険ですし、それを排水として流すことも環境にとって本当に大丈夫なのか？と心配になります。洗剤や柔軟剤などの香料入りの貝が実際にもう見つかっていますし、海を汚すと結局は人間に返ってくることになるので公害と言えると思います。 香り長持ちの仕組みは、マイクロカプセルという樹脂の中に入れた香料で、それが擦れたり動く度にそのカプセルが弾けて周囲に拡散され香りが長続きするようできています。そのカプセルが今は洗濯以外のシャンプーリンスなどにも使用されているのでどこに行っても本当に臭いです。例えば電車や病院の待合室などに誰も居なくても、椅子に数分座るだけでズボンや下着にまで臭いが移ってしまうほど強烈です。 娘は電車やバス(レンタカーの車も)に乗ると毎回臭い！と言って必ずお腹や頭が痛くなるので、これから乗ると分かると泣いて訴えて乗りたがりません。小学生になる頃、教室に入れるのか集中して勉強できるのか…？と、とても不安です。 実際に他人の香料のせいで登園登校できない子供が増えているそうです。 沖縄県の県立中学校では化学物質過敏症の調査が行われ、634人もの生徒が香りで体調が悪くなったことがあると回答したそうです。 吹田市でも困っている人は居るはずですし、まさか日用品のせいで体調を崩してるとは思っていない人も絶対に居るはずです。ぜひ吹田市でも沖縄県同様の調査をして頂けませんか！？ そして国作成のポスター「その香り困っている人がいるかも？」ではなく、困っている人がいます！と強い文言で保育園幼稚園小中高校へ向けて注意喚起を促して頂けませんか？ また、市報などでも大きく扱っていただけませんか？ 私も園に少しずつ相談していますが、その先生自体が香料製品を使用しているので話がなかなかスムーズには伝わりません…。こちらの話を聞いてもらえるだけで有り難いしことではありますが、単に好き嫌いの話でもワガママでもないことをどうか分かって欲しいです。 洗剤柔軟剤メーカーから既に、嗅覚を麻痺させる商品も実際に出ているように、鼻と脳は直結しているので香料製品使用者は使ううちに嗅覚が麻痺するのでどんどん使用量が増える傾向にあり、他人に指摘されたところで自覚がないので話が伝わりません。 やはり諸外国のように、日本でも国が危険な成分を規制するのが一番ですが、利権のせいかなかなか動いてくれないのでどうか自治体から啓発して頂けないでしょうか？どうかよろしくお願いいたします！！	沖縄県同様の調査の検討について 保健給食室では、市内公立小中学校における化学物質過敏症の児童・生徒数についての調査を行っております。 （担当：保健給食室） 啓発活動について 「香り」による体調不良を訴えている方からの相談があることから製品を使用する際の配慮等について、市で啓発リーフレット（「香り」で体調を崩す方がいます）を作成し、ホームページや市役所内のデジタルサイネージを活用した啓発や市役所以外の公共施設等に掲示用のリーフレットの配布を行っております。 今後も、国や大阪府の取組みの情報収集に努め、新たな知見が得られれば、必要に応じて啓発内容の見直しを行ってまいります。 また、リーフレットの掲示場所を拡充するなど、より効果的な啓発方法を検討してまいります。 （担当：衛生管理課） 小中学校へ向けての注意喚起について 本市が作成している、香りを含む製品を使用する際の配慮に関する啓発リーフレット（「香り」で体調を崩す方がいます）を市内公立小中学校に送付し、教職員や児童生徒に周知を行っております。引き続き、市内公立小中学校における化学物質過敏症の児童生徒の状況把握や、香りを含む製品を使用する際の配慮についての周知等に努めてまいります。 （担当：保健給食室） 保育園幼稚園へ向けての注意喚起について 保育幼稚園室では、市内公立保育所、認定こども園、幼稚園に対し、本市が作成している啓発リーフレット（「香り」で体調を崩す方がいます）を送付し、周知を行うとともに、施設への掲示も行っています。この度、〇〇様から頂きました御意見も参考に、引き続き周知に努めながら、公立や私立の保育所等への啓発につきまして、効果的な手法を関係部局と連携し、検討してまいります。 （担当：保育幼稚園室）	保育幼稚園室、衛生管理課、保健給食室	R5.5.15	R5.6.5

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
93	うつ病の市民への国民健康保険の減免制度の有無についてなど	2023年5月18日（木）に、窓口で国保への切り替え手続きをしました。対応した職員の回答に疑問があるので、19日（金）に質問のメールを差し上げています。ですが、返事がいっこうにありません。都合の悪いことがあるのでしょうか。無視はないでしょう。以下、転載しますので回答をください。 （転載） 2023年5月18日（木）17:20過ぎに窓口で相談。対応職員〇〇（女性）。〇〇氏はよく分かってない可能性もありますので、吹田市としての公式な回答をください。 その前に説明。 ・私は、2023年5月7日（日）で、会社の健康保険の期限が終了です。今は無職。 ・2023年4月21日（金）に、心療内科でうつ病の診断を受けています。 ・これから働くかどうかは未定です ・確定申告をしました。住民税非課税世帯になると思われます ・2023年5月18日（木）に国保への切り替え手続きをしました。 〇〇氏による説明 ・うつ病という理由での減免措置は一切ない ・収入が基準を下回るという理由での減免か、 ・失業をして、前年の所得と今年の所得を比べて少なくなっているという理由での減免しかない ・住民税非課税世帯という理由での減免措置は一切ない 質問①うつ病の市民への、国保の減免措置は一切ないのか？ 質問② ↑の①について、ただちにではなく、ハローワークでの失業認定を受けてからのケースも含めて、一切の減免措置はないのか？（〇〇によれば、ない） 質問③住民税非課税世帯のケースで、減免措置は一切ないのか？ 吹田市としての公式な回答をください。 5月18日（木）に窓口で国保切り替えのための書類を出したところ、〇〇氏はよく理解していないのか他の職員に聞きに行っていましたので、制度を知らない〇〇氏の説明に間違いがある可能性もあります。吹田市としての公式な回答をください。 吹田市として、虚偽の説明がないようにお願いいたします。利用できる制度があるのに、虚偽説明で利用させないようなことがないよう、よく確認をお願いいたします。繰り返しますが、公式な回答になりますので、詳しい人に確認をお願いいたします。 吹田市職員がよくやる手法ですが、答えたくない質問に答えるとき、こちらがしていない質問を勝手に設定して、それに回答をして、きちんと回答をしたというやり口はなしでお願いします。 （転載ここまで） 質問はシンプルですし、回答も容易なはずです。「ある」のか「ない」のかです。窓口では「ない」と明言でした。でしたら、「ない」で結構ですし、対応した職員の対応に誤りがあれば訂正してください。 はぐらかす回答はおやめください。たとえば、 ・「個別の事情についてはお答えしかねます。窓口でご相談ください」←すでに窓口で個別に相談しています。制度の有無について回答できないのは何故でしょうか？個人のプライバシーにも抵触しません。 ・「吹田市では減免の相談にのっています。ご相談ください」← すでに相談しています。そのうえで疑問があるので質問です。質問と回答がかみあっていません。 など。 「ある」か「ない」かのシンプルな回答になるはずですので、ごまかすのはおやめください。「ない」であれば、吹田市が公式に「ない」と明言したものとして保険料を納めます。一般市民の私より、専門のみなさん方のほうが制度に詳しいのは当然です。	この度は窓口での説明不足から〇〇様には不信感を抱かせてしまったことについて、また回答が大変遅くなったことについて深くお詫び申し上げます。改めまして、 国民健康保険料の減免と軽減について説明させていただきます。 ①国民健康保険料の減免について 吹田市の国民健康保険料の減免要件は次のとおりとなります。 保険料のお支払いが困難で、下記のいずれかに該当する場合、申請により保険料の減額となります。 ・災害、風水害、火災その他これらに類する災害の場合（保険料の減額） ・事業又は業務の不振、休廃止、失業等により所得が著しく減少した場合（所得割の減額） ・65才以上の社会保険等の被扶養者が被保険者の後期高齢者医療保険に移行したことにより国民健康保険に加入した場合（保険料の減額） ・刑事施設、労役場、その他これらに準ずる施設に拘禁された場合（保険料の減額） ※保険料は、所得割、均等割、平等割から構成されており、所得割の減額とは所得割部分の減額、保険料の減額とは所得割、均等割、平等割全てを減額します。 ②国民健康保険料の非自発的失業者に係る軽減措置について 国民健康保険の減免制度とは別に65才未満の方でリストラなど会社都合により退職し、特定受給資格者及び特定理由離職者で「雇用保険受給資格者証」をお持ちの方は、申請により、失業した日の翌日の属する年度から翌年度末まで、保険料計算時に給与所得を30/100として算定します。 ③所得に応じた国民健康保険料の軽減等について 国民健康保険料を算定する際、法令により定められた所得基準を下回る世帯については、均等割、平等割額の7割、5割又は2割を減額します。また、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児に係る均等割保険料の5割を軽減します。これらの軽減措置については申請の必要はございません。	国民健康保険課	R5.5.29	R5.5.31
94	地域猫	地域猫は困ります。 餌をやることは糞尿に繋がります。猫の餌をやるのなら自宅でやって欲しいです。 吹田市が地域猫を認められても糞尿の掃除はしてくださいません。本当に地域猫を大切にするのなら、もっと啓発活動をするなり、掃除をするなり、考えて欲しいです。以前より、この地区で餌をやらないようにお願いしていましたが、いつの間に地域猫がどこでもOKになったのか分かりません。野良猫による被害もあります。地域猫は絶対に困ります。 餌をやるなら自宅でやって欲しいものです。	ご相談の地域では、市に登録して地域猫活動に取り組まれている団体はございません。餌やりを強制的にやめさせることはできないため、餌やりをする場合は、避妊・去勢手術をする、置餌はしない、糞尿等の掃除をすることを守るように、啓発しています。	衛生管理課	R5.5.29	R5.5.29

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
95	障がい福祉室における事務遅滞の放置と吹田市職員の職務怠慢について	福祉部長　様 CC（障がい福祉室長様） まずは室長様、受給者証の発行遅滞について御回答ありがとうございました。 さてこれまでの経緯を踏まえて福祉部長様に下記の点をお聞きします。御回答ください。 ①今回の回答でも〇〇様より御回答いただいているとおり、障がい福祉室においては、受給者証の発行遅滞が昨年8月時点で発生していることについて認識されているにも関わらず、現時点においても具体的な期限や見通しを立てれないとのことです。今年の2月にも同様の事務遅滞を発生させられております。市民に直接関係する事務の遅滞は何においても優先度が高いものと考えますが、貴部ではいかがお考えでしょうか？そのうえで今回の障がい福祉の事務遅滞をどのように受け止めておられますか？ ②事務遅滞の数については、把握されていないと認識していますが、一方で職員に口頭で25回も注意する事案が発生しているとのことです。個人の感想としてはあり得ないことだと思いますが、そのような職員をケースワーカーとして配置しながら、まともに育成・指導もできていない事態をどのようにお考えになられますか？また、今後はどのように改善されていく予定なのか、ご教示ください。 ③今回の御回答で、運用を厳しくすると支払いに影響がでると御回答いただいていますが、貴市の男性ケースワーカーからは、「受給者証は決裁中で遅れている。しかし請求は通るから問題ない」と御回答いただいた経緯があります。今回の御回答が貴市としての回答ということであればケースワーカーの男性が嘘をついていたのでしょうか？請求は通るから、受給者証の遅滞をそこまで大きな問題ではないというのが彼の説明でしたがそれも嘘ですか？貴市として、どちらが正しい回答なのかご教示ください。 こちらは回答者を控えていますので、個人を特定して話すことも可能ですが、あまりそういうことはしたくありません。しかし、もしこれがこれまでの貴市の職員の対応としてまかり通っていたなら大きな問題と考えます。 これまでも何度も注意させていただいていますが、貴市の障がい福祉室のケースワーカーについては資質がないと言わざるを得ないでしょう。これまでの対応からもずっと憤りを感じております。 半年以上も事務遅滞を放置されている障がい福祉室のみでは改善が困難であることが明らかなため今回の事務遅滞と職員の対応について福祉部長に回答を求めます。 これまでの私の公務員としての経験から言わせていただくと貴室のケースワーカーには責任感が全くありません。職員の資質を鑑みて配置するなり、人事異動なりで、職員の質を向上させないと、今回の受給者証の事務に限らず、”必ず”大きなミスが起こると危惧されます。貴市の発展とこれからの障がい福祉行政のさらなる活躍を祈りここまでとさせていただきます。 御回答お待ちしております。	まず、事務遅滞についての本市の受け止め方についてでございますが、先に送付致しました令和5年5月2日付の文書でお示ししたとおりでございます。 次に、職員の育成・指導につきましては、先に送付致しました令和5年3月31日付文書及び令和5年4月17日付文書でお示ししたとおりでございます。 次に、先に送付致しました令和5年5月2日付文書における「ひいては事業者様の支払いまで影響する恐れがある」という部分に対する御質問でございますが、本市が申請の提出期限を設け、厳格に運用致しますと、翌月の支給決定ができず、利用者のサービスの継続ができない事態となることから、事業者様への支払いに影響が出る旨を御説明差し上げたものでございますので、本市の職員が申し上げたとされる「受給者証は決裁中で遅れている。しかし請求は通るから問題ない。」という説明と矛盾するものではないと認識しております。本市の職員を特定してのお話が可能ということでございましたら、今後の職員の育成・指導に役立つものでございますので、御教示いただければ幸いです。 なお、本件の回答者に福祉部長を指名しておられますが、先に送付致しました令和5年3月17日付文書にお示ししたとおりでございます。 頂きました御指摘の点につきましては、福祉部長に報告し情報共有を行いながら業務改善を進めております。	障がい福祉室	R5.5.8	R5.5.22

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
96	障がい福祉サービス受給者証の発行遅延及と対応について	福祉部長様 障がい福祉室長様 まずはお忙しい中、御解答ありがとうございます。 さて、質問させていただいた内容に御解答いただけていないので繰り返しの質問となります。私がお聞きしているのは、昨年8月から、報告のあがっているはずの事務遅滞を、「なぜ」放置されているかを教えてください。 少なくとも昨年8月に私の勤める事業所において受給者証の遅れや記載ミスを起こされており事務の改善を求めました。それがなぜ今年になっても改善されていないのかの理由を教えてください。きちんとうちの利用者さんたちに納得のいく説明をさせていただきたいので貴室が事務遅滞を放置されている見解を教えてください。謝罪とかではなく説明を求めています。 上司による管理責任の問題でしょうか？担当ケースワーカーの責任の無さが原因でしょうか？ 恐らく両方でしょうね。多い人間で25回も口頭指導を行ったとありますが、そこまで指導しなければいけない人間を利用者に一番近いケースワーカーの業務に臨ませている理由はなんですか？普通に考えて個別で指導が半年で25回は多すぎませんか？利用者の方々を馬鹿にされているのですか？ 25回の口頭指導を実施されながら結果、まだワーカーによる事務遅滞を改善できていないというのはあまりにもひどい回答です。その回答で十分答えがでているじゃないですか。あなた方は、障がい福祉の利用者を馬鹿にしているのではないですか？それが故意か過失かは別としてそれが業務の結果として出ています。 そのような職場だから、職員が事業所を馬鹿にした態度をとられているんですよ。受給者証が遅れても悪びれず、請求が通るから大丈夫だと発言するような職員を出している責任をしっかり自覚してください。本当に腹立たしい回答です。同じ福祉に携わる人間として、元公務員として断じて許容できない回答です。本当に馬鹿にされているようにしか感じませんし、憤りを感じています。 今回の回答で思いましたが、これはやはり障がい福祉室だけでは解決できないですよね？口頭指導も25回も実施され、職場でも接遇研修も実施され、半年以上かけても改善できないのですよね？部長様には相談されていますか？ 御解答の内容には具体の方策や、期限が全く示されていませんよね？これは今の職場や担当者では難しいとご認識されている証拠ですね。そのような心づもりで改善などできようはずがありません。人事担当や部長様ときちんと相談され、適切な人間がケースワーカーとして担当していただかないと利用者はたまったものではありません。忙しいのもあるでしょう。ですが利用者からするとあなた方の事情は知る由もありません。 また「遅延により利用者様及び事業者様に御迷惑が掛かる旨を丁寧に説明し、遅延の防止に努めてまいります」について、本市から連絡するものではないとのことですが、連絡をされてはいかがですか？それができないほどの数の事務遅滞が発生されているのでしょうか？ 最後に書かれている部分がその答えでしょう。直接指導したいが叶わないと仰っているのは、それだけ事務遅滞が発生していて把握しきれていないということにしかなりません。最初に数を出していただけない部分もここが原因ですね。つまりあなた方は、遅滞は把握しているが、数も把握できないくらいの遅滞の件数があり、改善もいつまでに出来るといったスケジュールも立てれていないと仰られているのを自覚されておられますか？ 自覚があるかは知りませんが、貴室の回答はそういうことですよね？もし違うのであればきちんとした数字を出してお話をしていただけませんか？受給者証の期限が切れるまでにきちんと利用者の手元に届けられている数や率でお話をしましょう。 また、今回の内容を部長様にも御共有ください。 貴室では対応しきれなくて、利用者に迷惑をまだかけ続け、具体的な方策や期限も示せないのであれば貴室はこれ以上お話しても貴室にも御迷惑になろうかと思いますので、そちらを管理すべき方に御対応をお願いいたします。	吹田市では食料支援が必要な方に対しては、食料品等を詰めた自宅療養支援パックを配布しております。1世帯につき1セットになります。 以下の全てに該当する方が配布の対象となります。 ・症状があること ・同居家族が自宅療養支援パックの配布を受けていないこと ・独居又は買い物に行ける同居家族が全員陽性であること ・インターネットでの食料調達ができないこと ・身近に食料等を届けてもらえる方がいないこと ・その他の方法による、食料品の確保が困難であること 食料支援に関する申し込みは下記にご連絡ください。 連絡先：吹田市新型コロナ関係事務処理センター（06-6155-6121） よろしくお願いいたします。	障がい福祉室	R5.4.18	R5.5.2
97	コロナの物資支援について	コロナになりました。高熱が出て外出もできません。家族もコロナになり、他に頼れる人もいません。なぜ他の大阪府市は物資支援しているのに吹田はないんですか？高齢者や低所得者向けにしか、お金を使ってませんよね？働いてる人はそれなりに税金払ってるのにおかしくないですか？考え方が古いです。	吹田市では食料支援が必要な方に対しては、食料品等を詰めた自宅療養支援パックを配布しております。1世帯につき1セットになります。 以下の全てに該当する方が配布の対象となります。 ・症状があること ・同居家族が自宅療養支援パックの配布を受けていないこと ・独居又は買い物に行ける同居家族が全員陽性であること ・インターネットでの食料調達ができないこと ・身近に食料等を届けてもらえる方がいないこと ・その他の方法による、食料品の確保が困難であること 食料支援に関する申し込みは下記にご連絡ください。 連絡先：吹田市新型コロナ関係事務処理センター（06-6155-6121） よろしくお願いいたします。	地域保健課	R5.5.1	R5.5.2

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
98	続-8。吹田市HPの改善提案	４月11日に掲出の「国民生活基礎調査への御協力を…」の疑問。 ・サイト内の説明文は、情報不足であり調査を受ける方は「そんな事、書いていなかった」…の場面が想定され、調査への信頼が無くなるとスムーズな調査が行えなくなります。 1）調査日が、令和5年6月1日（木曜）の記述が有りますが、調査スケジュール（４月中旬頃・５月下旬頃・６月１日以降・６月下旬頃・７月１３日以降）の項目&内容が必要。 ⇒４月中旬頃から、調査員が訪問される…～７月迄続く事から、記述が必要。 ⇒添付画像-1 2）調査日が、令和5年6月1日（木曜）の記述が有りますが、この表現では6月1日に調査員が訪問…と勘違いが…。 ⇒6月1日時点の情報の調査と思いますので表現に工夫が必要。⇒[例]調査基準日は6月1日（木曜日） ⇒添付画像-2 3）回答方法について、国勢調査のように対面回収方式とオンラインによる方法の選択式について記載が必要。 ⇒調査事項が、「世帯員数、5月中の家計支出総額、最多所得者、世帯主との続柄、性、出生年月、配偶者の有無、医療保険の加入状況、傷病の状況、公的年金・恩給の需給状況、所得の種類別金額等」…など、調査員に知られたくない項目が多いので明記が必要。 4）サイトの末尾に「不審に感じた場合は、調査員証の掲示を求めるか、国民生活基礎調査コールセンターまでご連絡ください」の文言に違和感が…。 ⇒今回の調査項目には、世帯員の構成・収入・支出他があり、回答者にすれば非常に不安。⇒調査員は調査員証(顔写真付き)をまず最初に提示して信頼関係を築く必要有り。順序が逆。 ・数か月前に、関東で押し込み強盗・強殺が連続発生。 拙宅で2か月前にインターネットのプロバイダーの切替の営業マン。首から顔写真月の名札が有りましたが、説明につじつまがなく、結局は騙しの営業でした。 5）調査員証の発行者は、吹田市長さんが任命・委託することから、調査員証(見本字入り)の画像をサイトに貼付けられたら…。 ⇒「不審に感じた場合は、国民生活基礎調査コールセンターまでご連絡…」では無く、吹田市が調査員の信用度を調査を受ける方に対して担保すべきと考えます。 ⇒吹田市の連絡先の電話番号を掲載されたし。 ※写真については、公表しておりません。	調査日について、６月１日（木曜）と記載していましたが、基準日であり実際に調査員が訪問する日ではなく、誤解を招く表現であったことから、詳細なスケジュールを追記しました。 回答方法について、記載がなかったため、オンラインでの回答を含め、詳細に記載しました。 調査員証の提示について、実際には、これまでから調査員であることを名乗り、調査員証を提示のうえで訪問しておりました。厚生労働省の表現にあわせておりましたが、実態に沿うよう修正しました。 調査員証をホームページに掲載という御提案については、偽造防止等の観点から差し控えさせていただきます。 吹田市の連絡先については、ホームページの下段に記載があること、本事業の主体は国であり、本市へ問い合わせをいただいたとしても、国のコールセンターを御案内することになることから、本文への記載を見送らせていただきます。	保健医療総務室	R5.4.12	R5.4.21

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
99	障がい福祉サービス受給者証の発行遅延と対応について	○○室長様 御連絡、御解答ありがとうございました。 いただいた内容に、事務遅滞について報告があがっていたが未だ迷惑をかけている状況とおっしゃられていますが、それが怠慢だとは思われませんか？ 室長様のおっしゃることが本当であれば事務遅滞の報告が少なくとも去年の夏から3回以上挙がってきていたが、何ら改善することもなく今回同様の案件を起こしていることとなります。それを職務の怠慢と言わずなんというのでしょうか。半年以上現在の状況を放置されていたということですよね？半年以上、この状況を放置していた理由を教えてくださいませんか？ また接遇に関しても、当該案件かは不明だが不適切な接遇があったので指導したとのことですが、去年の8月以降にケースワークに携わる職員に接遇に関する研修を実施した回数を教えてください。 貴市の職員は他市の職員に比べとても事務が遅れているにも関わらずとても横柄で、市民に寄り添うことのない接遇をされていると感じています。障害当事者と接する仕事で、市民に一番近いはずの市の職員に全く福祉の思いやりが感じられません。今いる職員方が全員だと思いませんが、以前回答された男性のワーカーの方なんかは本当に今の担当から外していただきたいです。仕事ぶりや言いぶりから全く市民目線が感じられませんでした。 このような状況下ですので、所属の長としての責任で、昨年8月以降に接遇に関する研修を実施された回数をご教示ください。 また3月17日に回答いただいている内容で、遅滞に関して連絡をすると回答いただいていますが、3月末の受給者証まだ未着の方がいますが連絡いただいてないと思います。これはどういうことですか？虚偽の回答をいただいているのでしょうか？ 室長からは指示をされているが、指示が渡っていないのでしょうか？それとも指示自体が、実際は行われていないのでしょうか？御説明ください。 責任は室長にあるとのことで障害福祉とやりとりさせていただいていますが、市民の声の回答だけで、実際に行動されていないのであれば、申し訳ありませんが、障害福祉の監督責任は福祉部長や市長の責任かと思いますが、障害福祉室としての対応に問題ありませんか？ 回答いただいた内容と実際行われている業務の内容に乖離があると思いますよ。 まずは職員の質の向上に努めてください。いまそちらにいる方々は正直一緒に仕事する相手としては御免こうむりたい。信用できない方ばかりで、貴市の利用者がいなければ関わりたくないとさえ思います。 室長として、ケースワーカーに求めている資質とはどういったものでしょうか？そして今の職員はそれを満たされていますか？ 障害という困難な業務だからこそ高い資質の求められる仕事だと思います。私は今の仕事に責任と誇りを持っています。貴市の職員にそれを問いたい。それがないなら関わらせないような職務に異動させてください。利用者のためにお願いします。	重ねての貴重な御指摘を頂き誠にありがとうございます。頂きました数点の御指摘についてお答えさせて頂きます。 まず、事務遅滞を放置していることは職務怠慢との御指摘でございますが、市の行う業務の遅滞に対する厳しい御指摘と受け止めさせて頂きます。本市と致しましては、遅滞が発生している状況を速やかに改善すべく、必要な取り組みを進めているところですが、依然として一定数の遅滞が発生しており、関係者様には多大な御迷惑をお掛け致しておりますことにつきまして、重ねてお詫び申し上げます。 次に、職員への接遇に関する研修の回数でございますが、令和4年（2022年）8月以降本日まで、私から全職員に対して2回研修を実施し、4回個別指導を行いました。また、職員の上司に当たる者からの指導につきましては、口頭での指導などもあり、全ての件数を把握することは困難ですが、最も多い職員には少なくとも25回の指導を行ってまいりました。 次に、受給者証発行の遅延に係る関係事業者様への連絡につきましては、令和5年3月17日付で回答致しました「その他、利用者様のお考えが確定しない場合や、関係事業所様の書類作成状況に起因する場合につきましては、遅延により利用者様及び事業者様に御迷惑が掛かる旨を丁寧に説明し、遅延の防止に努めてまいります。」の記載に基づいて御意見を頂戴しているものと推察致しますが、この部分は遅滞発生の一因となり得る利用者様や事業者様（例えば計画相談支援事業者）に対して関係書類の速やかな作成を丁寧に説明してまいる旨を記載したものでございまして、利用者様が利用されている事業所様に対し、受給者証発行の遅延について本市から連絡を行う旨を記載したものではございません。 しかしながら、利用者様が利用されている事業者様に対して、事務遅滞について情報提供がなされないという事態については改善する必要があると考えており、現在どのような方法が可能か検討致しております。 最後にケースワーカーの資質に関する御指摘でございますが、御指摘頂いた接遇の内容は公務員としての資質に関わる部分であり、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」とする服務の根本基準にのっとり、勤務時間の内外を問わず、公務員としての自覚と責任を持ち、信用を傷つける行為は厳に慎むことが求められていると認識しています。本事案の担当職員には事案の重大性について直接指導したいところですが、あいにく叶いませんので、公務員の資質について、職員が常に認識を持ち続けることができるよう、研修・指導を継続してまいります。	障がい福祉室	R5.4.3	R5.4.17
100	骨髄提供について	骨髄提供の該当者になりました。他の市町村では、助成金があることを知りました。吹田市は、2023年度も無いのでしょうか。	本市におきましては、骨髄ドナーの方への助成制度につきましては、現在実施しておりませんが、骨髄移植には、一人でも多くのドナー登録が必要であり、引き続きドナーの方が安心して骨髄を提供できるよう環境の整備について、国に要望をしております。 引き続き国等に要望してまいるとともに、国や他市等の動向を注視してまいります。	成人保健課	R5.4.3	R5.4.17

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
101	続-2。吹田市HPの改善要望	４月１日に「徘徊高齢者家族支援サービスは、令和5年3月末で市が業務委託している事業者との契約を終了しました」…についての疑問。 ・３月末で終了なのに、HPへの掲出が４月１日。利用者には通知されていると思いますが、今後利用を考えて居られる方に対して非常に不親切。 ・サイトの内容は、タイトル名と同じ文面であり、吹田市は今後どうされるのか…の記述が一切なし。⇒何らかの記述が必要。 ・参考に、既システムの利用者は、何人ですか教えて下さい。 ・サイトの最下段の「福祉部　高齢福祉室　支援グループ」の市役所内の位置として（低層棟1階、仮設棟）の表記がされていますが、市HPのフロア案内図には、仮設棟の表記・図示が有りません。 利用者は困ります。仮設棟が庁舎屋内通路から行けるのか、入口が屋外からなのか、自転車の場合は駐輪位置も悩みます。 ⇒添付画像参照。 ※写真については、公表しておりません。	１つ目の御指摘について 令和5年4月1日以前の「徘徊高齢者家族支援サービス」のホームページにおいては「徘徊高齢者家族支援サービスは令和5年3月末で市が業務委託している事業者との契約は終了する予定です。」のお知らせを掲載しておりました。また、ホームページ以外では、「令和4年度（2022年度）吹田市　やさしい　介護と予防」の冊子にも、記載するとともに、高齢者の総合相談の窓口である地域包括支援センター等への周知を行い、新規利用者への対応を行っていたところです。 （担当：高齢福祉室） ２つ目の御指摘について 今後につきましては令和５年４月から本格実施になった「徘徊高齢者SOSネットワーク（みまもりあいステッカー）」ついて、同サイトに掲載し、みまもりあいステッカーやアプリの普及啓発に引き続き努めてまいります。 （担当：高齢福祉室） ３つ目の御指摘について 「徘徊高齢者家族支援サービス」の利用者は、令和5年3月末で18名でした。 （担当：高齢福祉室） ４つ目の御指摘について 市ホームページに掲載している市役所本庁舎案内図につきましては、御指摘の点を踏まえて仮設棟の標記を追加する等、より分かりやすいものとなるよう改善いたします。 （担当：総務室）	総務室、高齢福祉室	R5.4.3	R5.4.17
102	続-5。吹田市HPの改善要望	A；３月２８日に掲出の「令和4年度第4回吹田市成年後見制度利用促進体制整備検討会議の開催について」の疑問 ⇒開催日が、2023年5月23日の記述が有る事から、新年度の行事だと分かりましたが、タイトルの令和４年度の表記では、実施済み内容かと勘違いをしました。 ⇒福祉総務室の方へ。タイトルの令和４年度が正しければ、何らかの補足説明が必要かと思います。 B；３月２８日に掲出の「令和4年度第5回吹田市成年後見制度利用促進体制整備検討会議の開催について」の疑問 ⇒開催日が、2023年8月29日の記述が有る事から、新年度の行事だと分かりましたが、タイトルの令和４年度の表記では、実施済み内容かと勘違いをしました。 ※サイトの内容は、会議の内容についての説明資料が全く無いことにより、イメージが出来ません。 高齢化社会に進む中で、会議の目的、成年後見制度についての説明、メリット・デメリットの説明、吹田市の現状の資料が有れば、市民の関心度が高まると思います。 今までに3回開催されている事から、第3回の議事要旨も添付して頂ければ… サイトに傍聴者の可否についての記述有れば良いかと思います。	【回答１】 会議開催日が令和５年度のためタイトルの元号を令和５年度に修正いたします。 【回答２】 会議の開催日が令和５年度のためタイトルの元号を令和５年度に修正いたします。 【回答３】 会議資料や議事録につきましては、以下のページにある「開催履歴」の各会議名を選択しますとご確認いただけます。なお、３回目の議事録につきましては、作成次第ホームページにて公表いたします。また、同ページには会議の「公開・非公開の別」として「公開」と記載しており、会議の開催月にあわせて市報においても傍聴が可能であることをご案内しております。 https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018951/1018987/1023343/index.html	福祉総務室	R5.4.4	R5.4.14

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
103	【急ぎます】12歳のコロナワクチン4回目接種について	小児用オミクロン株対応2価ワクチンの接種券が、接種が3月8日から始まっており、最後の接種から3か月以上経過していて接種可能な時期にもかかわらず、4月2週目に送付されております。 11歳までの子は、接種期間が長いため大きな問題にはなりませんが、12歳の誕生日前後の子が大変困っております。 12歳から大人用ワクチンの接種となりますが、大人用ワクチンは5月8日から「令和5年春開始接種」となり、健康な12歳であれば接種できません。 3月4月生まれであれば、4月中に大人用「令和4年秋接種」を打つ必要が生じます。 5月生まれであれば、誕生日以前に小児用オミクロン株対応2価ワクチンを打つ必要が生じます。いずれにしても、接種券の到着が遅れたことにより、残り2週間しか残されておりません。 接種できる医療機関が限られていることもあり、非常に急いで予約する必要があります。 これらの事情を、特記することもなく送付してあり、気づかずにいる方も多いと存じます。学校を通じての周知は難しく、個人での周知には限りがあります。市のLINEやTwitter等で周知していただきますよう、強くお願い申しあげます。	まずは接種券の発送についてお待たせしましたこと、心よりお詫び申し上げます。 令和4年秋開始接種については、御指摘のとおり12歳の誕生日の時期により接種できる期間が限られております。 本市では12～64歳の方、8月末までに12歳の誕生日を迎えられる方へ接種券を送付する際に、接種できる期間が限られている旨の文章を同封し注意喚起を行っているほか、12歳以上の方へは市報でもお伝えしております。 今後、より多くの方へお知らせできますよう、御指摘いただきましたとおりSNSの活用にも努めて参ります。	地域保健課	R5.4.13	R5.4.14
104	吹田市地域自立支援協議会の職員が職務怠慢2	前回の質問への基幹相談支援センター〇〇氏からの回答で、 ・仕事の遅れについて、職員から委員に対し説明も謝罪もなく、いつ行う予定かも伝えないのは何故か。 ・今後改善する予定はあるのか。あるならそれはいつか。 への回答がありません。 3月7日、3月20日に事務局から当事者会の各委員に送られた会議の案内のメールでも、仕事の遅れについては一言も触れられていません。3月9日の当事者会の議事録にも載っていません。 質問に対して謝罪しておきがら、委員に対しては説明も謝罪もしないのは矛盾しています。 質問に答えていただけないので書き方を変えます。 [仕事の遅れについて、近日中に、職員から委員に対し説明と謝罪をし、いつ行う予定かを伝えてください] 本当に申し訳ないと思っているなら、当然される筈です。	本市地域自立支援協議会・当事者会運営に関する事務の進め方及び対応につきまして、〇〇様に大変不快な思いをさせてしまいましたことを重ねて心からお詫び申し上げます。 当事者会運営に関する事務につきましては、できるだけ当事者会委員の皆様の御賛同を得ながら進めて参りたいと考えており、新年度の会議開催の折に、これまでの運営方法等を振り返り、皆様方と共に改めて検討させていただく機会を頂戴できればと存じます。 皆様方からの貴重な御意見を基に運営方法等について改善に努めてまいりますので、御理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。	障がい福祉室	R5.3.22	R5.4.4

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
105	障がい福祉サービス受給者証の発行遅延及と対応について	まずはお詫びと回答ありがとうございました。広聴の担当として〇〇様が責任をもって対応されていくとのことで理解しました。 直接のお詫びは結構です。私は代表ではないので、所属の法人に迷惑をかけてしまうかもしれませんので事業所名の公表は考えておりません。 しかし、遅延割合も出せないことに関しては理解できません。 私の事業所では少なくとも昨年夏前から3度以上同じような相談を貴市担当とさせていただきましたが本年2月になっても事態は改善されていません。 担当の方には上席にもきちんと報告して市として対応するようにお願いさせていただきましたが、改善されませんでした。失礼ですがそちらの職員の方々は〇〇様に事務遅滞があることをきちんと報告されていたのでしょうか？ もし報告されていたのであれば、ご存じのうえで今回の状況を改善できなかったということになるかと思います。 遅延の割合をだせないということであれば、なぜこのような事態を常態化されているか利用者にもわかるようにご説明をお願いします。 失礼ですが、そちらの担当者の回答は、受給者は遅れているのが当たり前のような言いぶりでした。そのような職員方々の言葉では信用できません。きちんと数字や割合で、福祉部長とお話させていただきたいと申したつもりでした。〇〇様が対応されるということでしたら、貴市として、折り返しの電話もできない職員の対応管理や業務の遅滞を放置されていた理由につきましてご説明ください。 私も元公務員ですので公務の忙しさは理解していますが、何度も同じような事が起こるのは少し怠慢が過ぎるのではないでしょうか。受給者証に関わる職員はもちろん、それを管理される方々がそのような怠慢をされているのでは利用者が安心して利用できる日がこないのではないでしょうか。 〇〇様がおっしゃるように、事務の遅滞が常態化されていることは不始末だと私も思います。その不始末に対して、一人一人の職員の方の努力と意識が変わらぬのであればまた同じような事態が起こりえるかと思います。 差し出がましい意見ではあろうかと思いますが、貴市の利用者が誰一人取り残されず、安心して障害サービスを享受できるよう、同じ思いで、障害福祉行政をお互いの立場から支えていただければと考えております。ぜひお願いいたします。	本市職員の対応により、〇〇様に大変不快な思いをさせてしまいましたこと、また、利用者様及び事業者様に多大な御迷惑をお掛けしておりますことにつきまして、重ねて深謝申し上げます。 お電話にて対応いたしました職員の接遇はもとより、遅滞を招くに至った業務管理のあり方につきまして、障がい福祉室長である私の不徳の致すところでございます。 事務遅滞の常態化については、以前から私まで報告が上がっており、不適切な事態を改善すべく、事務の見直しを図っておりますが、未だ事業所様に御迷惑をお掛けしている状況でございます。折り返しの電話ができない職員につきましては、本件の該当者かどうか、確認はできませんが、個別に接遇状況を確認し、不適切な接遇があったことを確認いたしましたので、是正するよう厳しく指導致しました。 このたび〇〇様から御指摘を頂戴いたしましたことを真摯に受け止め、職員一人一人の意識改革と、業務管理体制の見直しを図り、皆様方の御信頼の回復に努めてまいります。 繰り返しとなりますが、この度の不始末につきましては、障がい福祉室長である私の責任でございます。利用者の皆様が御安心して障がい福祉サービスをお受けいただけますよう、また、事業者様の御信頼にお応えすることができますよう、私の責任の下で厳しく管理、指導して参りますので、何卒御理解、御容赦賜りますよう、お願い申し上げます。	障がい福祉室	R5.3.20	R5.3.31

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
106	児童ディサービス子供死亡事故	私たちには支援学校に通う13歳の息子がいました。自閉症があり、いつも学校が終わってから放課後デイサービスに行っていました。2022年12月9日、デイサービスの車から降りる際に走り出し、神崎川に入ってしまい死亡しました。遺体は1週間後に見つかりました。 危険認知がなく走り出すこともある子供でしたので、車の乗り降り際は充分注意してもらうよう何度もお願いしていて、施設側とは2名体制でと取り決めをしていました。しかし事故の時は1名で行いました。 市の聞き取り調査では過去には1名で何回か移動をさせていたことが分かっていますが、施設側は知らないと言っています。施設に入るには内側から鍵を開けないと入れない構造になっており、施設側が知らなかったとは思えません。 また子供はこの施設には6年間ほぼ毎日通っており、子供の障害特性のことはよく分かっていました。事故を起こしたスタッフも2名で移動をさせなければならないことも分かってたが、なぜ1名で行ったのか理由は分かりません。 車内にはもう1人別の子供もおり、その子供も目を離して危険にさらした事にもなります。 これはうちの子供だけでなく、この施設の利用者全員の保護者にもきちんと説明をする必要があると思っています。また事故についても分からない部分があり、遺族に対しても充分説明をする責任があると思っています。しかし施設側は口頭で説明をしたからと言って事故説明会を開くことを拒否しています。 このような事故を起こさないためにも、事故説明会を開いて広く問題を共有する必要があると思っています。お力を貸してもらえないでしょうか。よろしくお願いします。	令和5年（2023年）3月30日付けにて事業者に対し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき、3か月間の新規利用者の受入停止の行政処分を行いました。 なお、本市福祉指導監査室より、行政処分に至った経過、事故の再発防止策等について、施設利用者の方を対象とする説明会を開催するよう、当該事業者に対し指示しているところです。	福祉指導監査室	R5.3.27	R5.3.31

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
107	障害受給者証事務遅滞のについて	昨日送付した福祉行政についての回答、お詫びについて早速の回答ありがとうございました。 しかし残念ながら、事務遅滞についての具体的な改善が記載されていなかったことは残念でなりません。 利用者の情報を提供すれば個別に事由を回答とのことでしたが、担当者の方から回答いただいているので結構です。 前回お電話させていただいた際に担当の方にお伺いした理由は「上司の決裁中なので」とのことでした。また、その際に「請求は通せるので大丈夫です」と言われました。 ふざけるなと言いたい。受給者証が届いていない利用者が居てどんな思いをされているか想像もできないのですか？お金の問題ではないですし、信頼している市の職員からそのような発言が出ることに、憤りを感じるとともにとても悲しい思いをしました。私も公務員の経験があり、今は福祉に思いがあり、現在は福祉事業者として従事しています。その公務員の経験で言わせてもらうなら、貴市の障害福祉室の職員方々は公務員としてふさわしくないと言わざるを得ません。 福祉部を統括する方はこのような部署をどのようにお考えか。障害課の統括は福祉部長でよろしいか。 詫び状にもありましたが、様々な関係者が関りをもって利用者を支えており、市の職員のみで仕事されていないことは存じていますが、貴方方は事務遅滞が市ではなく関係者側にあるとお考えですか？それであれば連絡もなく遅れても問題ないとお考えですか？ だとするとどこまでも思い上がったお考えではないでしょうか。一部遅れているくらいなら電話の一本でもかければ良いし、それが当然でしょう。残念ながら具体的な数はいただけませんでしたが、このような対応では、うちの利用者同様にほかの分もほとんど期限に間に合っていないのではないですか？ 障害課は事務遅滞の割合だけでもお示しください。 部長様には、このような職員、部署に対し、どのような改善をされるのかお示しいただきたい。吹田市の利用者が不憫に思えてなりません。 このような事で手を煩わせるのは本意ではありませんが、同じ福祉に携わるものとして、貴市の対応は到底許容できません。何卒適切な対応をお願い申し上げます。	本市職員の対応により、〇〇様に大変不快な思いをさせてしまいましたことにつきまして、改めて謝罪させていただきます。誠に申し訳ございませんでした。 また、受給者証発行の遅延につきまして、利用者様及び事業者様に多大な御迷惑をお掛けしており、重ねてお詫び申し上げます。 現在、関係事業者様には多大な御迷惑お掛けしている状況にあるため、1件1件原因調査を行っており、市の処理遅延に起因する場合は、担当者間の応援体制を敷くなどの対応策を講じることと致しました。その他、利用者様のお考えが確定しない場合や、関係事業所様の書類作成状況に起因する場合につきましては、遅延により利用者様及び事業者様に御迷惑が掛かる旨を丁寧に説明し、遅延の防止に努めてまいります。 また、本件につきまして是非とも直接お伺いし、〇〇様へ謝罪を申し上げたく、事業所名をお教えいただきましたら幸甚に存じます。 この度の不始末につきましては、障がい福祉室長である私の責任でございます。接遇に関する指導につきましては、事例を挙げるなど、より具体的なものとし、再発を防止してまいります。 なお、本市の受給者証発行の遅延割合につきましては、お答えは差し控えさせていただきたいと存じます。また、障がい福祉行政に係る広聴業務につきましては、責任者である障がい福祉室長において対応させていただきます。	障がい福祉室	R5.3.10	R5.3.17

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
108	障害受給者証事務遅滞のについて	先ほどこちらに意見を書かせていただいた〇〇です。 すみません、やはり障害福祉課からの回答はもう結構です。 お電話で対応されたその男性の言い草がとても横柄で嫌な思いをしたことを思い出しました。お金の心配をしてるととられたような発言をされたのもとても不快でした。 正直貴市の職員とはもう、関わらせていただくのは遠慮したいです。 事務遅滞の割合も併せて福祉部長からお願いします。	本市職員の対応により、〇〇様に大変不快な思いをさせてしまいましたことにつきまして、改めて謝罪させていただきます。誠に申し訳ございませんでした。 また、受給者証発行の遅延につきまして、利用者様及び事業者様に多大な御迷惑をお掛けしており、重ねてお詫び申し上げます。 現在、関係事業者様には多大な御迷惑お掛けしている状況にあるため、1件1件原因調査を行っており、市の処理遅延に起因する場合は、担当者間の応援体制を敷くなどの対応策を講じることと致しました。その他、利用者様のお考えが確定しない場合や、関係事業所様の書類作成状況に起因する場合につきましては、遅延により利用者様及び事業者様に御迷惑が掛かる旨を丁寧に説明し、遅延の防止に努めてまいります。 また、本件につきまして是非とも直接お伺いし、〇〇様へ謝罪を申し上げたく、事業所名をお教えいただきましたら幸甚に存じます。 この度の不始末につきましては、障がい福祉室長である私の責任でございます。接遇に関する指導につきましては、事例を挙げるなど、より具体的なものとし、再発を防止してまいります。 なお、本市の受給者証発行の遅延割合につきましては、お答えは差し控えさせていただきたいと存じます。また、障がい福祉行政に係る広聴業務につきましては、責任者である障がい福祉室長において対応させていただきます。	障がい福祉室	R5.3.10	R5.3.17
109	障害者への福祉行政についてのお願い	2週間以上前に市民の声に受給者証の発送遅れに対して指導と改善について障害課について送りましたが残念ながら返事がありません。 またうちの利用者で2月も送付されていないと聞きました。利用者の受給者証や事業者への返事が遅れるのは吹田市では通常なのですか？遅れる場合には連絡などもされないのですか？私の常識では考えられないのですが。 すみませんがやはり職員の方の信用ができないので、課長さんですか？一番上の責任者の方の今回の遅れについてのお考えを教えてください。遅れても仕方ないとお考えですか？また事務の遅滞は把握されていて放置ですか？ 課長が無理なら福祉の責任者はどなたか教えてください。回答できないならその方にお伝えさせて欲しいです。ここまで誠意もなく対応もされない職員の方々は他の市でお会いしたことがありません。本当に残念です。 また、うちの施設だけが遅れているのか知りたいので、うちの利用者と同じように2月末が更新期限の方のうちで、月末までに送付が間に合ってない数も教えてください。その数を持って責任者の方と相談します。よろしくお願いします。	この度の本市職員の対応につきまして、〇〇様に大変不快な思いをさせてしまいましたことについて、心からお詫び申し上げます。また、令和5年2月19日付けで頂戴いたしておりました御意見に対しましても御回答を差し上げることに遅れが生じましたことを、重ねて深謝申し上げます。 窓口や電話での応対につきましては、相手の気持ちに寄り添った丁寧な対応を行うよう、職員に対し定期的に接遇の研修を行っているところですが、今回のような対応になってしまいましたことは誠に遺憾に思うところでございます。 また、障がい福祉サービス受給者証の発行につきましては、現在、一部の御利用者様に遅延が発生しており、遅延を解消すべく、鋭意処理を進めているところでございます。お問合せいただいております具体的な遅延数を申し上げることは致しかねますが、具体的な発生原因を御説明差し上げる必要があると存じますので、差支えがなければ、御利用者様の情報を頂戴できましたら幸いでございます。 御存知のとおり、受給者証の発行には、市以外にも関与する方があり、全てを期限内に送付完了に至ることは困難な状況ですが、可能な限り遅延が発生することがないよう、発行事務の改善に努めてまいりますので、御理解の程、重ねてお願い申し上げます。	障がい福祉室	R5.3.9	R5.3.9

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
110	吹田市地域自立支援協議会の職員が職務怠慢	吹田市地域自立支援協議会 当事者会において、事務局の職員が職務怠慢です。 ●経緯 ―2022年 5月　委員から指摘された書類（地域自立支援協議会の概要）を修正すると言ったが、未だに修正されていない 7月　議事録を吹田市のHPに載せると会議で決定したが、未だに掲載されていない 8月　議事録の修正点をメールで送ったが、未だに修正されていない 10月　広聴から苦情を伝えたところ、忙しくてできていないとの返答 11月　事務局からの添付ファイルが winmail.dat になる件について調査すると言ったが未だに回答なし（添付ファイルが開けない人がいる可能性がある） 11月　職員がまともに返答しないため職員の上司に苦情を伝えたところ、議事録がHPに載っていないのはHPのリニューアルと被ったためとの返答。しかしリニューアルは10月に終わっているのに未だに掲載されていない 常時　議事録とレジュメが送られてくるのに3,4週間かかる これらを踏まえた上で質問です。 ・仕事の遅れについて、職員から委員に対し説明も謝罪もなく、いつ行う予定かも伝えないのは何故か。 ・仕事の遅れは障がい福祉室の上司にも伝わっている筈だが、一切改善されないのは何故か。この状態を容認しているのか。 ・今後改善する予定はあるのか。あるならそれはいつか。 改善できないのなら、このまま会議を進めるのは時間と予算の無駄であり、委員に対しても迷惑です。 11月に伺った上司の方は嘘の言い訳をされたので、その上の上司の方からの返答を求めます。	本市地域自立支援協議会・当事者会運営に関する事務の進め方、及び対応につきまして、〇〇様に大変不快な思いをさせてしまいましたことを心からお詫び申し上げます。 ホームページへの掲載を始め、当事者会運営に関する事務をできるだけ当事者会委員の皆様の御賛同を得ながら進めて参りたいと考えておりましたが、事務局においてその方法についての検討が思うように進まず、結果として遅れが生じておりますことを大変遺憾に感じております。 当事者会の活動を広く市民の方へお知らせすることは非常に重要なことであると認識しており、掲載内容の精査が整い次第、ホームページ上に掲載を行いたいと考えております。 これまで委員の皆様へ十分な御説明を行うことができていなかったことにつきましても重ねてお詫び申し上げますとともに、当事者会委員の皆様がより有意義に会議に御参画いただけるよう、事務局の役割や運営方法について改善に努めてまいりますので、御理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。	障がい福祉室	R5.2.21	R5.3.6
111	障害者への福祉行政についてのお願い	うちを利用している利用者の受給者証が、期限を切れても送付されてこず、市に対応をお願いしましたが折り返しの電話もなく、繋がっても謝罪もまともにありませんでした。一度だけでなく、何度もこのような事があり相談しました。利用者は不安になっていますし、私も市の担当者への信用がありません。 豊中市ではこのようなことがないのに、吹田市では何度もこのようなことがあるのですが、市では指導されないのですか？このような事が普通なのですか？吹田市では市長や議員もこのような状況を知っていて放置ですか？同じ福祉に関わるものとして信じられません。改善や指導をお願いします。	平素は、本市の障がい福祉行政に御理解、御協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。 この度の本市職員の対応につきまして、〇〇様に大変不快な思いをさせてしまいましたことについて、心からお詫び申し上げます。該当の職員については厳しく指導致しました。今後、このようなことが無きよう、職員一同、適切な対応に努めてまいりますので、何卒、御容赦いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。 また、障がい福祉サービス受給者証の発行につきましては、現在、遅延を解消すべく、処理を進めているところでございます。御利用者様に一部で遅延が発生しており、安心して障がい福祉サービスを御利用いただけますよう、改善に努めてまいりますので、御理解の程、重ねてお願い申し上げます。	障がい福祉室	R5.2.20	R5.3.3

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
112	岸辺駅北口歩道橋の路上生活者	岸辺駅北口歩道橋に半年くらい前より、ホームレスの方が滞在されております。使用禁止のコーンが設置されているにも関わらずそれを避けて荷物を広げて傘などで囲っておられます。先日それを注意する男性と口論になっているところを見かけました。 治安もよくクリーンなイメージの岸辺駅北口周辺には似つかわしくなく、毎日JRを利用する身としてとても不愉快です。 こちらの方に注意いただいて、退去頂くと共に路上生活者に本来の目的外に利用されないよう市として仕組み作りをして頂けませんでしょうか。何卒よろしくお願いします。	御連絡ありがとうございます。 令和5年2月6日に吹田市役所に送信いただいたメールに関して、吹田市福祉部生活福祉室困窮担当より回答させていただきます。 今回、メールにあった岸辺駅の路上生活者はおそらく、高齢の女性のことかと思われます。 この女性に対しては、定期的に巡回対応しており、その都度、行政でできる支援について説明を行っているところですが、御本人が支援を受け入れず、今に至っているところです。 引き続き、御本人へは行政による支援を受け入れるよう説得に努めて参りますので、御理解いただきますようよろしくお願いします。	生活福祉室	R5.2.6	R5.2.13
113	ヤングケアラーのポスターについて	障害福祉室近くの出入り口に貼ってありますが、あれは貼らない方がいいのでは？私は2021年入院し退院後の生活について市役所にご相談させていただきましたところ「お子さん　おいくつですか？高校生？だったら出来るじゃなーい　ご主人もお元気なんですよね？ご家族に頑張ってもらいましょう！！」って平気で言われましたよ。ヤングケアラーは国の方針です。障害者は家族と同居するとサービスが受けられないため生活保護を受けて家族と別居しサービスを受けると言うことを自立生活センターがしている事も知らないのですか？ 常々思っていますが、そんなんだから役人は…って言われるんですよ。何にも知らず座ってたら給与も貰えてクビにもならないか知りませんが、あの様なポスターを貼るのは吹田市は違います。 私は家族に頑張ってもらいましょうって言われましたから。 その辺はどの様に考えてやってるのか疑問です。 あと、市長も恥ずかしげもなく　正月にお子さんとバラエティーか何かに出て、そんな事より市政を真面目に行って下さい。我が家の高校生が呆れていましたよ。 ジャルジャルが何もせんと…って。 吹田は年々悪くなってると思います。	障がい福祉サービスの利用について 障がい福祉サービスの利用につきましては、本人の心身状況や支援の必要度、支援者の有無等を勘案して、必要なサービスの決定を行います。 居宅介護支援につきましては、本人に必要となる範囲についてサービス提供するものであり、御家族に対する支援は実施しないことから、御家族の状況を確認し障がい福祉サービスの利用について御案内しております。 （担当：障がい福祉室） ヤングケアラーのポスター掲示について ヤングケアラーについては、厚生労働省が令和4年度（2022年度）から3年間を認知度向上のための集中取組期間としており、本市でも広く周知することを目的として、ヤングケアラーのポスターを市役所本庁舎の定められた場所及び市内の各施設に掲示しております。 （担当：家庭児童相談室）	家庭児童相談室、障がい福祉室	R5.1.20	R5.2.1
114	HPVワクチンの男子への接種助成について	現在、吹田市においても女子には助成がありますが男子にはありません。東京都中野区ではR5.8月より男子にも助成が開始されます。男子の接種は任意になる為、全額自己負担になるため経済的負担が伴います。吹田市でも中野区と同様、HPVへの感染予防を女性にだけではなく男性にもアプローチしてほしいです。	貴重な御意見をありがとうございます。 本市の予防接種につきましては、原則として国の法律に基づいた定期の予防接種を実施することとしており、定期接種の対象外となる男性への子宮頸がんワクチンの接種について、補助の対象とすることは考えておりません。 今後、国が子宮頸がんワクチンの男性への接種を定期予防接種の対象とする場合は本市においても、実施致します。	地域保健課	R5.1.25	R5.1.30

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
115	路上での喫煙、受動喫煙について	歩きタバコや自転車タバコそしてポイ捨てする人がいて迷惑です。年末年始は特に多いですね。 条例で立ち止まっての喫煙を良しとしていることで、人通りが多い場所でも立ち止まって喫煙し更にはポイ捨てしている人が多いです。 登下校の時間帯に狭い通学路で立ち止まり喫煙する者を何度も見たことがありますが、子供たちが受動喫煙を強いられるのはおかしいと思います！ 実際に佐井寺小学校の目の前で歩きタバコをしている男性を見たことありますし、学校周辺にも吸い殻は落ちています。 ねむの木公園や佐井寺北公園でもベンチに喫煙者がいることが多く、喫煙者が居なくても吸い殻はたくさん捨てられています。 スモークフリーシティを目指しているのであれば、歩きタバコ禁止だけではなく市内路上喫煙禁止とすべきですし、公園は豊中市のように禁煙にすべきだと思います！公園内は火気厳禁なのでタバコの火気も禁止にすべきではないでしょうか？ そもそも歩きタバコ禁止という掲示が少なすぎて、南千里の駅前なんか駅を出てすぐに路上喫煙者が複数います。せっかくわざわざ喫煙所があるのにも関わらずです！しかもその喫煙所、歩道橋の真下にオープン型の喫煙所だなんて周囲に受動喫煙させまくりで衝撃でした…。せめて人通りが少ない場所で、密閉型にしてもらわないと受動喫煙は防げません。 そしてせっかく喫煙所があっても、南千里駅前のロータリーのような広場(どこの管轄なのか分かりかねますが、セブンイレブンやスタバの横・バス停前の広場です)での喫煙者も多く迷惑です！とても迷惑なので禁煙と大きく複数書いてほしいです！！ 路上でも公園でも、ポイ捨てが原因による火災や火傷など特に子供たちに何かあってからでは遅いですし、市民をタバコ被害から守って欲しいです。 2025年には万博があるので吹田市にも観光客など多く訪れると思います。外から来た人たちへも分かるよう、駅周辺はもちろん駅から離れた場所にももっと多くの掲示をして頂きたいです！ 市民ですら歩きタバコ禁止を知らない喫煙者がいると思うので、もっと周知に力を入れてほしいです。吸い殻のポイ捨ては軽犯罪法違反なので、禁止は当然としてポイ捨て＝犯罪と知らせる掲示をしてほしいです。 そして市内のコンビニ前に喫煙者が多く、歩道まで煙が広がるためコンビニをあまり利用できません。コンビニ前の道を避けるため毎日遠回りして生活していてとても不便に感じます。子連れだと尚更避けたいので…。 実際近所にあるコンビニの店舗前に灰皿があり各コンビニさんへお願いはしていますがどこも灰皿を撤去してくれません。 受動喫煙をなくすため、立ち止まっての喫煙同様コンビニなどの店舗前(歩道に近いのなら尚更迷惑)に灰皿を設置することを禁止にしてほしいです。 タバコの煙は無風でも7メートル四方へ広がります。受動喫煙により乳児や妊婦さんや喘息の方にとっては命に関わるケースもあるのでその危機感をもっと喫煙者に伝えてほしいです。今より厳しい条例をどうかお願いします！	コンビニなどの店舗等については、健康増進法の規定により、周囲に望まない受動喫煙を生じさせることがないよう、灰皿の設置場所に関する配慮義務等が課されています。店舗等において望まない受動喫煙が生じている旨の通報等があった場合には、同法の規定に基づき灰皿の移動等の必要な措置を行うよう指導等が可能なことから、現在のところ新たな条例制定の予定はありませんが、引き続き望まない受動喫煙の防止に取り組んでまいります。 （担当：健康まちづくり室） 本市では、まちの環境美化の推進を目的として、吹田市環境美化に関する条例に基づき、市内全域の道路や公園でのポイ捨てや歩きたばこを禁止しております。 また、ポイ捨てや不適正な路上喫煙を特に防止する必要がある地域（阪急南千里駅周辺など市内9か所）を環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区に指定しています。 歩きたばこや路上喫煙の相談は多々いただいており、当室の職員で都度現場確認を行い、啓発看板の設置や違反者に対し指導を行っております。御指摘の南千里駅周辺につきましては、不定期とはなりますが継続的に巡回してまいります。 （担当：環境政策室） 吹田市内の公園におきましては、たき火や指定された場所以外での火気の使用は禁止しておりますが、火気全般を禁止しているわけではありません。しかしながら、健康増進法により受動喫煙を防止する必要があることから、タバコのポイ捨ても含めまして、必要に応じて啓発看板の設置を行ってまいります。 （担当：公園みどり室）	健康まちづくり室、環境政策室、公園みどり室	R5.1.4	R5.1.18

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
116	卒煙支援ブースに関する質問・提案	駅前に2ヶ所、設置が予定されている卒煙支援ブースなる名称の喫煙所について、質問や提案がある。それぞれ回答願いたい。 (1) 卒煙支援ブースを利用できるのは20歳以上の現在喫煙者のみと制限するのか？つまり卒煙支援ブースに20歳以上の非喫煙者もしくは過去喫煙者が入り、最初もしくは再開の一本を吸い現在喫煙者となることをどう防ぐのか？防ぐつもりがないのであれば、タダのよくある喫煙所なので卒煙支援ブースという名称は止めるべきだ。 (2) ニュージーランドでは喫煙可能年齢を毎年1歳ずつ引き上げることにより、将来的に全ての国民を非喫煙者とする法律が今般可決された。スモークフリーを標榜する吹田市においても、市が設置する卒煙支援ブースの利用可能年齢を毎年1歳ずつ引き上げることによって、喫煙者を減らしてはどうか？ (3) 喫煙者が卒煙を期待し、専ら卒煙支援ブース内のみで喫煙を継続したものの、卒煙できずにCOPD等のタバコ関連疾患による健康障害が生じた場合、市は補償してくれるのか？しないなら免責事項としてブースに明記すべきだ。 これは質問ではないが、市議会の議事録(令和４年３月予算常任委員会（健康福祉分科会） 03月10日－06号)及び(令和４年２月定例会03月01日－05号)に「卒園支援ブース」とあるが、「園」は誤字なので訂正されたい。	(1)及び(2)について 施設利用対象として想定するのは、利用をきっかけとして禁煙に取り組もうとする者であるため、卒煙支援ブースの名称を使用しています。それ以外に、利用に制限を設ける予定はありません。 （担当：環境政策室） (3)について 卒煙支援ブースにおける禁煙（卒煙）支援は、禁煙の大切さの啓発や禁煙外来の紹介等により喫煙者の行動変容を促すものであり、喫煙による健康被害への補償を行うものではなく、支援の範囲を超える事項について、免責事項として案内する予定はございません。 （担当：健康まちづくり室）	環境政策室、健康まちづくり室	R4.12.28	R5.1.10
117	何も出来ない生活困窮者自立支援センターの対応	今回も綺麗なA4のフライヤー「経済的に苦しい・・・生活に困っている・・・こんなときはご相談ください」が来ましたが。 以前もメールで深刻な内容をメールしております。しかしメールの返事すらないのが現状で、センター自身が何も苦しい市民に対応すら出来ない、対策する事さえも出来てないのが現実だと思います。 こんな状況では自殺者が増えるのも当然ですよね？ もっと真剣に個々の苦しい状況に取り組み、対策案を出すのが仕事ではないでしょうか？ 話だけなら誰でも聞いてくれます。残念ですが生活困窮者自立支援センターも話を聞くだけで、何も具体策が出来ないこれが現実だと思います、これでは生活困窮者の自殺が増えるのも仕方ないかと、こんなフライヤー頂いても無駄と感じます。	吹田市生活困窮者自立支援センターのメールに、申出人から同様のメールが送信されたことから同日、同センター相談員より要望、質問について緊急小口資金等の特例貸付の借受人への償還猶予申請等の情報提供及びその他の支援についてのメールを返信しました。	生活福祉室	R5.1.4	R5.1.4

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
118	「〇〇における健康増進法29条違反について」	〇〇での違法喫煙がなくならない(写真参照)。 特定屋外喫煙場所は煙ダダ漏れの囲いが新たに設けられたが、その外で喫煙する者がいた。健康増進法29条違反である。 また特定屋外喫煙場所の出入口のすぐ横で〇〇も行われていた。やはり設置場所が不適切であるという他にない。管理者には移設ないし撤去を指導すべきである。 その他、東門から〇〇の周囲における一帯に吸い殻が多数投棄されていた。健康増進法29条違反の痕跡である。管理者には掲示物を増設させるなどの再発防止の措置を講じるように指導されたい。 ※写真については、公表しておりません。	御指摘の件につきまして、現地の確認を行い、管理権原者に対して現在の状況について改善するよう指導を行いました。 特定屋外喫煙場所の外で喫煙する方がいることについては、現在は喫煙所内の仕切りを利用し啓発物の掲示を行っているところですが、喫煙所外での喫煙を防止するため、喫煙所の囲いに分かりやすい形で直接啓発物を掲示すること等について検討するとのことでした。 なお、特定屋外喫煙場所の出入口のすぐ横で〇〇が行われていた件に関しては、〇〇は〇〇の様々な場所で実施しており、喫煙所付近が通常利用される〇〇として認識されているものではないとの回答を得ております。 また、東門から〇〇の周囲に吸い殻が多数投棄されている件については、指定された喫煙場所以外での喫煙を行わないよう、掲示物の増設等について検討するとのことでした。	健康まちづくり室	R4.12.22	R4.12.28
119	非課税世帯への5万円給付金について	非課税世帯への5万円給付金ですがいつから確認書発送、振込になるのでしょうか？	この度、お問い合わせいただきました、非課税世帯への5万円給付金（価格高騰緊急支援給付金）の確認書の発送日は11月11日（金曜）、振込日は11月30日（水曜）を初回振込予定日としております。 なお、今回の価格高騰緊急支援給付金につきましては、確認書のほかに支払通知書による支給があり、支払通知書が届いた方は、給付金の受給のための手続きは不要となります。 この支払通知書は、住民税均等割非課税世帯のうち、本市から住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（10万円の給付金）の支給を受けた世帯であって、令和4年6月1日時点と9月30日時点で世帯構成が同じか、6月2日以降に転入した方がいない世帯に、11月11日（金曜）に郵送します。 その他、価格高騰緊急支援給付金の情報については市のホームページに掲載していますので、ご確認いただくようお願いします。	福祉総務室	R4.10.24	R4.10.31
120	産後ケアについて	以前、出産した時に周りにサポートしてくれる人がいなかったので産後ケアを利用したかったのですが、「夫の車での送迎は家族のサポートがありとみなすので不可」「新生児を抱えて電車かタクシーで行って下さい」と当たり前のように言われました。コロナ禍で新生児を抱えて電車はリスクが高過ぎですし、産後すぐで体がボロボロなので産後ケアを利用したいのに電車かタクシーで新生児を抱えてなど行けません。しかもタクシーだと数万かかるような距離ばかりで利用できませんでした。 全然子育て世帯に寄り添ってくれていないので悲しくなりました。 他の市ではそんなことはないようなので、もう吹田市で出産はしたくないと思いました。	サポートがなく、産後ケアを利用されたいお気持ちで相談いただきましたのに、悲しいお気持ちにさせてしまったこと、大変申し訳ありませんでした。 ご相談をいただいた際に、お気持ちを汲み、ご事情を丁寧に伺うなどの配慮が足りなかったこと、反省しております。 日頃より、子育て支援は「保護者に寄り添う」べきものだと認識し、心がけているところですが、今回ご指摘をいただいたことを職員一同肝に銘じ、妊産婦及び子育て家庭の皆様に寄り添える支援となるよう努めてまいります。 子育てにおいてお困りのことや、悩みなどございましたら、ぜひ母子保健課までご連絡ください。	母子保健課	R4.10.19	R4.10.21
121	緊急支援給付金の家計急変世帯の件	緊急支援給付金が政府で支給発表になり、令和4年1月～12月の家計急変世帯も対象になるとお聞きしております、吹田市の対応と家計急変世帯への対応や条件、手続き方法をお知らせください。	この度、お問い合わせいただきました、価格高騰緊急支援給付金（5万円）につきましては、現在、準備を進めているところであり、現時点で具体的な手続方法等について、お知らせできない状況です。詳細が決まり次第、市ホームページや市報にてお知らせさせていただきますので、恐れ入りますが、今しばらくお待ちいただきますようお願い申し上げます。	福祉総務室	R4.10.13	R4.10.18

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
122	生活困窮者自立支援金の件	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金が１２月まで延長になった事を知りました。申請をしたいので書類一式の郵送をお願いしたいのですが。	要望のとおり、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の再申請関係書類を郵送いたします。	生活福祉室	R4.10.13	R4.10.13
123	市民の声への回答について	中核市として他の市は対象が変わっても続けているところもある市内感染者の発表もやめてしまい、ピーク時には検査も病院に電話すら繋がらず、食料支援も家族全員が陽性でなければ申し込めないなどそもそも要件として確認が無理なことが書いてある。 吹田市が保健所のある中核市であるが故に府の食料支援も受けれない。吹田市が中核市でよかったと思ったことはありません。 市民にメリットは無いのになんのために吹田市は中核市になったのでしょうか。後藤市長、お答えください。	食料支援の配布対象者につきましては、大阪府におきましても一定の要件が設けられており、本市ではより細かい要件を設定しているものの、食料確保の手段がない方に対して支援を行うという目的は同一であり、本当に必要とされる方に対しては大阪府と同様に配布できているものと考えております。 配布対象者となるか御判断に迷う場合は、個別の御事情に応じて相談を受け付けておりますが、ホームページに掲載する要件につきましても、今後の社会情勢や国の方針等に応じて都度見直しを図ってまいります。	地域保健課	R4.10.3	R4.10.11
124	吹田市コロナ感染者数の発表はなぜやめるのですか。	吹田市は市内コロナ感染者数の毎日の発表をやめるようですが、他の府下中核市の八尾市、寝屋川市、堺市は対象は変わるものの毎日公表継続、枚方市も対象は変わるものの毎週公表するそうです。吹田市も高齢の方や介護施設、病院も多いので市民への注意喚起のためできる限り公表を続けた方がよいと思うのですが、なぜやめてしまうという判断に至ったのですか。	新型コロナウイルス感染症の市内感染者数につきましては、発生届の全数届出の見直しに伴い、届出対象外の方や自己検査で陽性だった方の人数や居住地の把握が困難になるため、本市ホームページでの公表を終了することとしておりました。 しかし、市内医療機関で同感染症の患者と診断された方の人数については引き続き把握できることから、一定の感染状況はお示しできるものと判断し、当該人数については公表を継続することといたしました。	地域保健課	R4.9.30	R4.10.7
125	コロナワクチン	吹田市のホームページより3回目の新型コロナウイルスワクチン接種予約を実施し、当日に予約病院(〇〇)に行ったが、病院が閉まっていてワクチン接種ができなかった。 吹田市のコールセンターに電話し現在状況確認して頂いているが、このような出来事が通常に頻発している状況なのか、頻発しているのであれば、今後改善を行う予定があるのかメールで回答願います。 また、ワクチン接種会場に向かい、ワクチン接種も受けれず、交通費も無駄に出費している状況で、とても遺憾に思います。	吹田市の新型コロナウイルスワクチンの予約システムにつきましては、利用されている市内の協力医療機関が、それぞれの医院の診療時間等に合わせて予約枠を設定しております。 今回の件につきましては、〇〇が休診日に予約枠を設定してしまい、該当日に予約された方には、事前に当該クリニックより日程変更等の連絡をされておりますが、〇〇様には連絡が取れなかったものと思われます。 このような出来事は通常に頻発している状況ではございません。 この度は、御迷惑をおかけして誠に申し訳ございませんでした。 改めて予約システムを利用されている協力医療機関には注意喚起を行ってまいります。	地域保健課	R4.10.3	R4.10.5

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
126	吹田市長後藤圭二様	8月にコロナに感染しました。私は専業主婦で出かけるのは吹田市内のスーパーくらいですので感染経路は不明ながらそのあたりだと思われます。発熱と喉の痛みがあったものの府のHPに記載されている吹田市の初診可の病院に電話は繋がらず、それ以外にもかけましたが繋がらず家にあった医療用抗原検査キットで検査しましたが陰性、症状は治らず丸2日経って再度同じ検査キットで検査して陽性になり、大阪府のオンライン事業者に結果を送り吹田市保健所に感染者として届けられました。検査もできない間、かといってもし感染していたなら買い物もできないので食料の支援を頼もうと市のHPを見たら、くどくどと家族全員が陽性であることなどが条件として書かれており心が折れ電話するのもやめました。そもそも私の検査も電話が繋がらずできないのに家族全員が陽性であることなどどうやったら分かるのでしょうか。私が感染したのもスーパーだと思います。吹田市の支援の無さが結局どうしようもなくスーパーに行く人を作り出し感染を広げているのだと思います。中核市とは一体なんなのでしょうか。検査もできず独自の保健所があるから府の食糧支援も受けられず、市に申し出るしかないのに市のHPには他市に見ないほどの厳しい食料支援拒否の文言。市民を独自に守る気が無いなら中核市は返上してはどうでしょうか、後藤市長。	療養期間中の食料支援につきましては、陽性者となった場合は外出が制限されるため行っているものであるため、陽性判明前での支援は行っておりません。 また、配布対象者につきましては、本当に必要とされる方に行き渡らないという事態を避ける必要があることから、食料の確保の手段がない方に限定するため、一定の要件を設け、ホームページに掲載しているものです。	地域保健課	R4.9.22	R4.9.28

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
127	障がい者施策にかかる保健所と障がい福祉室の連携について（NO.2）	私の拙い文章のためか、聞きたいことの意図が伝わらなかったようですので、再度お聞かせください。 四肢機能全廃で常時介護を必要とする身辺面全介助の障がい者から相談を受けたということは言いました。その方はコロナ陽性となり、保健所から自宅待機を言われたとのことですが、必要な介護が受けられず困ってしまい私のところに相談がありました。 その方は、家にいても介護を受けることができない（介護に来てくれる事業者がない）ということで入院を希望されました。 私は、入院までの目処や常時介護が必要なため入院待機中の介護について相談するため、保健所に電話をしましたが、「入院の目処は全く分からない、入院待機中の介護のことも保健所ではわからないから、障がい福祉室に相談してほしい。」と言って、相談には応じていただけませんでした。 次に、障がい福祉室に電話をしました。障がい福祉室からは「コロナ陽性患者のところへ行く事業所などほぼないし、そのような情報もない。陽性患者であり、入院を希望しているのであれば入院待機中の介護も含め保健所に相談してほしい。」とこちらでも相談には応じていただけませんでした。 ここには、4吹市総第28（5486）号 令和4年（2022年）8月25日付でいただきました障がい福祉室からの回答にある「感染症が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的かつ継続的に提供される」「陽性者が重度障がい者である場合は、重症化のリスクを考慮し、速やかに保健所と連携を図る」「陽性者の対応において、相互の情報共有と連絡が迅速になった」といったことが一切ありません。 保健所からの回答にある「障がい者が陽性者となった場合の療養中の介護サービスの提供等、保健所のみでは対応しきれない相談について連携して対応する」といったことも一切ありません。 典型的なたらい回しに不満を感じ、中核市になって、保健所が市の機関になったにも関わらず、このように全く連携がないことに疑問を感じ、市民の声を提出した次第ですが、その不満や疑問に対する回答は、現場で起こっていることと全くかけ離れたもので、さらに不信も加わりました。 このような矛盾した説明で「御理解賜りますよう」と言われましても理解できませんので、なぜ、このような現場で起こっていることとかけ離れた回答をされたのかご説明ください。① 併せて、障がい福祉室と保健所がこのような状態で、障がい者保健福祉施策全般について不安を感じました。特に、大阪府が担っていた業務のうち、重症心身障がい者（難病患者）の支援、精神障がい者の支援は府から市へ引継がれる中で、取り残されてしまったのかとも感じるぐらいです。 そこで、重症心身障がい者（難病患者）に係る保健福祉施策、精神障がい者に係る保健福祉施策についてお聞かせください。これらについては、中核市への移行にあたり、具体的に移譲される業務もある中で、市としての方針や業務内容等について吹田市の特徴、抱える課題に照らし合わせ、十分に議論されたと思いますので、これら2つのテーマについてどのようなことを課題として挙げており、保健所機能を活用しながらそれらをどのように解決していこうと計画したのか、また、その進捗状況はどの程度かを教えてください。② なお、障がい福祉計画や、障がい児福祉計画等に掲げられていることは、国が示した全国共通の課題（取り組み）で吹田市特有のものではありませんので、混同しないで区別してください。 以上、上記①②について、ご回答ください。 吹田市において障がい者福祉に携わる仕事をしている身として、吹田市の方針等をしっかり理解しておくことは重要と考えますので、よろしくお願いします。	①について 陽性者が重度障がい者である場合は、陽性者の対応において、重症化のリスクを考慮し、情報共有を行い、入院の必要性について保健所に伝えております。 また、入院待機中の介護につきましては、これまで支援されている事業所に対して、利用者が陽性者となった場合においても感染予防に細心の注意を払いながら、引き続き支援いただけるようお願いしております。 なお、継続して支援に入ることができない場合においては、別事業所に対して、支援の新規依頼をさせていただいておりますが、陽性者であることを受けて、支援に至らない場合が多い状況となっております。 したがって、陽性者が重度障がい者であることから、引き続き入院の御相談をいただくよう、御案内しております。 （担当：障がい福祉室） 障がい者が陽性者となった場合におきまして、保健所では健康観察や療養先の決定といった感染症に基づいた業務を所管しており、介護サービスの提供等に係る対応ができないため、障がい福祉室と連携して対応しているところです。 （担当：地域保健課） ②について 中核市移行により、吹田市保健所が設置され、保健・医療・福祉分野における一層の連携強化を実現するため、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた取組みを保健所との共同実施により、令和3年度から既存の会議体である地域自立支援協議会の専門部会に位置付けることで協議を重ね、精神障がい者に対する支援ネットワーク及び連携体制の構築を図っております。 （担当：障がい福祉室）	障がい福祉室、地域保健課	R4.8.29	R4.9.9

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
128	○○	私は昨年、喉頭癌にて、喉頭全摘となり、声帯を失い、障がい者(発声機能喪失)となりました。あと、扶養する母親も障がい者1級であり、なにかと市役所に出向くことが多々あります。そこでお世話になっている身ですが、私なりに、気づいた意見を聞いていただきたいことが二つございます。 ①昨年の手術直後は、声が出せず、市役所への問い合わせ手段がなく、メールにて問い合わせや質問をしていました。しかし明らかに、メールの場合、返答が遅い部署があります。 ファックス番号は記載されていますが、今は一般家庭でフアックス送信ができる家庭も少なくなっていると思います。どうか午前に一度、午後に一度、問い合わせのメールを確認するような決まりを作っていただけないでしょうか?私のように発声障害の市民は多々存在すると思われます。市役所への問い合わせとしては、メールが非常に便利でございます。しかしなから、受信確認の頻度が不安定てあれば私たちの不安も増していきます。何卒検討お願いいたします。 ②私は喉頭全摘後、食道発声という代替発声法を習得しつつあります。そのため、店舗や理髪店、病院などで、自分の声で意思疎通できるようになりました。しかし市役所に出向いた時、なかなか、声が届きません。自分なりに理由を探ったところ、アクリル板が理由のようです。アククリル板が、私のような声量の小さい人間の声を聞きにくくしているようなのです。とはいえコロナ禍の中、アクリル板のようなものは飛沫感染を防ぐ意味でも必要だと思っています。ただし私のような喉頭全摘者や、高齢者などの声が小さい市民にとってもアクリル板の存在は、声が伝わらない厄介な存在です。そこで、下記に記しているようなNTTが開発しているような「窓口拡声キット」の導入を検討いただくことは難しいでしょうか? もしくは何らかの合図で、アクリル板の向こうではなく、隣に来て声を聞いてくれるようなシステムを作ってくれることは可能でしょうか?隣に来ていただき平行に座っていただければ飛沫感染のリスクは軽減される上に、声の小さい市民の声も、アクリル板越しよりしっかりと聴こえると思います。 切実にお願いいたします。何卒、ご検討いただければ幸いです。	①本市･障がい福祉室には代表メールアドレスの他、各担当ごとにメールアドレスがあり、職員一人１台の端末環境のもと、市民の方からの御意見やお問い合わせ等を含め、いただいたメールにつきましては逐一確認し、内容に応じて各担当が迅速に対応しております。 障がい者の方にとってメールは非常に有用な意思伝達手段の一つであるという認識のもと、引き続き迅速かつ適切に対処してまいります。 ②窓口におけるアクリル板は、飛沫感染防止の観点から、現下の状況では依然必要と考えておりますが、窓口応対の際、市民の方の御状況によりアクリル板が意思疎通の点で支障を来たすような場合には、飛沫感染に十分気を配りながら、職員がお隣で聞き取りを行う等、その場の状況により臨機応変に応対させていただきますので、ひと言お声掛けいただければ幸いに存じます。	障がい福祉室	R4.9.2	R4.9.6
129	吹田市の新型コロナ感染者対応について	家族全員コロナ陽性となり自宅療養中ですが、吹田市の配食を利用できないのはなぜですか？30代でも大阪市は貰えるのに吹田市は貰えないのは同じ税金を払う身として納得できません。ネットスーパーや宅配食は値段も高く頻繁に利用できません。配食しないならせめて宅配食頼めるよう感染者に給付金を出すべきではありませんか？保健所には電話も繋がらず、今回のコロナ対応で吹田市に失望しました。納得できる説明をお願いします。	療養期間中の食料支援につきましては、食料の確保が困難である方に対して支援するものとしており、本市ホームページに掲載しているとおり、７４歳以下の方であっても、家族全員が陽性である等の要件に該当する場合には配布しているところです。また、自宅療養される方々の御事情は様々であり、知人等を通して食料を確保できる方もいらっしゃるため、現時点では一律に給付金等を交付する検討はございません。 御不便をお掛けしますが、御理解いただきますようお願い申し上げます。	地域保健課	R4.8.24	R4.8.26

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
130	障がい者施策にかかる保健所と障がい福祉室の連携について	先日、四肢機能全廃の障がいがあり身辺面全介助で、まだ介護保険の対象でない方から相談を受けました。 その方は病院でコロナ陽性の診断を受け、保健所から電話連絡があり、介護については相談支援専門員に相談するようにと言われたとのことでした。 本人の希望は入院で、入院先が決まるまでの介護体制をどう組むのかという支援計画を立てるにあたり、保健所はその方向で動いており待機はどれくらいになるのか等を知りたく保健所に連絡しました。 保健所からは「入院はいつになるのか分からない。その方向で動いているかも担当者でないと分からない。介護については障がい福祉室に相談してほしい。」と言われました。 障がい福祉室からは「コロナ陽性患者の所へ行ってくれる事業者はほぼない。本人の希望が入院であるならば、保健所に相談してほしい。」と言われました。 ご本人は、身辺面全介助の障がい者です。常に介護が必要な方ですが、そのようなご本人の生活は一切考慮頂くことなく、それぞれの言い分のみを言われる縦割り的な対応に感じました。 中核市となり、保健所も市の機関になったことにより強化された点、改善された点、新たな点等、障がい者保健福祉に関することのみで結構ですのでお教えください。 回答につきましては、それぞれの専門性があると思いますので、保健所、障がい福祉室それぞれから、矛盾なく連携していることがわかるような内容でいただければと思います。 よろしくお願いします。	1）障がい福祉サービスは、障がい者及びその家族の生活に欠かせないものであり、感染症が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的かつ継続的に提供されることが重要であると認識しています。 本市では、障がい者等を支援されている事業所に対して、利用者が陽性者となった場合においても感染予防に細心の注意を払いながら、引き続き支援いただけるよう通知するとともに、必要に応じて感染防止用の衛生物品を事業所へ配布しております。また、陽性者が重度障がい者である場合は、重症化のリスクを考慮し、すみやかに保健所と連携を図っております。 中核市となり強化された点は、障がい福祉サービス事業所における感染対策にかかる各種相談窓口の役割分担を図ることで、保健所と福祉部局において相談支援体制の構築が進んだことです。 また、精神疾患及び精神疾患の可能性のある方への支援体制構築においては、保健所と共同で事務局を運営しており、市が保健所機能を担ったことで、保健・医療・福祉の連携強化に繋がっております。 改善された点は、個人情報の取扱いが、本市の規定として一本化されたことにより、陽性者の対応において、相互の情報共有と連絡が迅速になったことです。 引き続き、安定的に障がい福祉サービスが提供されるよう努めてまいります。 （担当：障がい福祉室） 2）保健所におきましては、大阪府所管時と比較し、市の障がい福祉室と連携を図ることにより、より市民に身近な相談体制に繋げられているものと考えております。 新型コロナウイルス感染症対応の現場におきましては、障がい者が陽性者となった場合の療養中の介護サービスの提供等、保健所のみでは対応しきれない相談について連携して対応しております。 （担当：地域保健課）	障がい福祉室、地域保健課	R4.8.10	R4.8.25
131	7月頭に健康保険のコロナ減免申請の件	7月の頭に健康保険のコロナ減免申請をしましたが、お盆前になっても何の連絡もありません、当初窓口ではお盆前までには連絡出来ますとの事でした、一体どうなっているのでしょうか？	コロナ減免は受付しており、6月29日に減免の処理が完了しています。 通知書については、6月29日に住民票の住所あてに発送処理をしました（庁内郵便締切の関係で翌業務日発送となることもあります）が、7月15日に「あて所に尋ねあたりません」との事由により、郵便局から市役所に返戻となり、市役所国民健康保険課で保管しています。 住民票の住所に再送付するか、送付先申請書を提出の上で申請された送付先に再送するか、本人に返答依頼しました（メール返信か電話で返答いただくよう依頼しました）。 後刻、本人から連絡あり、転居届の際に本人が住所を誤記した旨判明し、市民課に錯誤届出をされました。	国民健康保険課	R4.8.12	R4.8.15

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
132	公共施設に設置されているAEDについて	山田小川地区でAED設置場所と利用できる時間を調べています。そこで問題なのが、利用できる時間です。 全ての会館が開館時間帯だけとなっています。これを24時間のすべて利用できるようにしていただきたい。あっても利用できない！これ是非、改善してください！東京都ではやっていると聞いています。即検討してください!	山田小川地区内で、AEDを保有している公共施設について、回答いたします。 ①山田第一小学校 教育委員会が市立小中学校に配備しているAED機器は、「当該校の児童・生徒及び教職員(隣接の市立幼稚園の園児を含む)」及び「保護者その他の施設利用者」への使用を主な目的としています。 設置場所については、各校で決定していますが、全ての学校が校舎内に設置しており、夜間のAEDの利用については、防犯上の問題から現状では困難です。 （担当：保健給食室） ②山一地区公民館 本市の地区公民館にはAEDを設置しておりますが、施設内に設置しておりますことから、開館時間中のみの使用となります。 御指摘のとおり、通年、24時間の使用を想定した場合、開館時間外においても対応できる体制整備や、施設内における配置上の課題、その他防犯対策やセキュリティ上の課題を解消する必要がございます。 また、必要な時に機器の不具合で使用できないといった事態を避けるためにも、施設の開館中に施設管理者による点検が可能な体制で運用しております。施設外に設置することも考えられますが、盗難やいたずらなどによる被害も想定されることから、現時点において御要望には添いかねます。 （担当：まなびの支援課） ③山田ふれあい文化センター 市民部では市内の各市民センター、山田ふれあい文化センター、各コミュニティセンター、各市民ホールにAEDを設置しております。 AEDは、突発的な病人の発生に備え、常に万全の状態で使用できるよう維持管理する必要がある機器です。 施設の外側に設置した場合、盗難やいたずらの被害を受ける可能性もあり、万が一機器の不具合で使用できないといったリスクを避けるためにも、施設の開館時間中に常時スタッフによる点検が可能な体制で運用しております。 （担当：市民自治推進室）	市民自治推進室、保健給食室、まなびの支援課	R4.7.29	R4.8.12

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
133	吹田市の胃がん検診の件	7月に、初めて吹田市の胃がん検診を受けました。費用は市報等で2000円となっていましたが、受診時、65歳以上は無料とわかり、個人的には大変助かり、御礼もうしあげます。 しかし、疑問があります。65歳以上の人々にはやさしい市政ですが、本当に無料が正しいのかということです。私は反対です。 無料はやめ、65歳以上にも2000円を徴収し、その費用を日本の将来を託す子供たちのための教育あるいは子育て等に使うべきではないかと思いました。 吹田市がどの程度、教育・子育てにコストをかけているかは不明ですが、高齢者にやさしい市政をそろそろ見直し、もし他にも無料があるのであれば高齢者にもある程度コストを負担してもらい、その費用を若者達にまわし、吹田市の将来をになう人々に役立てていただくことを希望します。（有料では受診者が減り、結果的に対応がおくれ、入院費が増え、医療費が逆にかかりデメリットが多いことが一因かとも推察されますが・・・）	本市の自己負担金額につきましては、「吹田市使用料・手数料及び自己負担金改定に関する基本方針」により、特定の行政サービスを利用する方と、利用しない方がおられるなか、利用することにより利益を受ける方は、その利益に見合うだけの負担をお願いするという受益者負担の原則を基本としております。 今回いただきました御意見は、御本人様の個人的内容ではなく、「受益と負担の公平性」を担保するために、より広い視野に立脚され、本市行政サービスのあるべき観点から御意見を賜ったものと理解しております。 なお、現在、本市の胃がん検診をはじめとする各種検（健）診において、65歳以上の受診者の自己負担金額を無料としていることにつきましては、「受益者負担の原則」の例外として、受診率を向上させ、疾病の早期発見、早期予防など健康の保持増進に繋げるための施策として、また高齢福祉の一環で市民の方が低廉な負担で、検（健）診制度を効果的に利用できるよう政策的な判断から実施しているものでございます。 そのため、政策的な判断にあたっては、定期的に現状を分析し、状況に応じて改定することが肝要であり、今後は、他市の事例や取組方針、制度等を踏まえ、受益者負担の原則と行政サービスを両輪とし、トータルコストで費用対効果を判断していく必要があると考えおりますので、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	成人保健課	R4.8.5	R4.8.9
134	吹田市新型コロナ受診相談センター平日以外の連絡先	吹田市新型コロナ受診相談センターの平日以外の連絡先になっている電話番号にかけると、接続さえされず切れてしまいます。こちらのスマホの問題はありませんでした。 回線が一杯であればそのようなアナウンスをしていただきたいですし、回線を一時的にも増やしていただきたいです。 接続さえされず無音になったときの悲しさとがっかり感は大変ストレスでしたし、パフォーマンスで番号だけ用意されているのかと疑いたくなりました。 医療機関が一杯のときの検査先や方法ももっとわかりやすくサイトに載せてほしいです。テキストとリンクだけで凄くわかりにくいです。	平日夜間・休日の吹田市新型コロナ受診相談センターにおいては、電話の混雑により接続されなかった場合は、話中音が流れるようになっております。設備上自動的に切れることはありませんが、何らかの原因で接続が遮断されたものと思われます。今後につきましては、混雑中は自動アナウンスを流すようにできないか検討しております。 電話回線数につきましては、現在、平日夜間・休日の回線数を一時的に増設していますが、それでも感染拡大中は繋がりにくい状況となります。お手数をお掛けいたしますが、お掛け直しいただくようお願いいたします。 かかりつけ医で予約が埋まる等診察できない場合は、大阪府ホームページにて診療・検査医療機関を検索いただけます。本市ホームページ「新型コロナウイルスに関する検査について」において、検索画面のリンクを設置するとともに、受診相談に係るフロー図を掲載しております。今後もわかりやすいホームページの掲載に努めてまいります。	地域保健課	R4.7.25	R4.8.5
135	ヘアーサロンにおける健康増進法違反2件	健康増進法違反2件の通報です。 ヘアーサロン〇〇の店内に灰皿が設置されていたのを見かけました（写真参照）。 健康増進法30条違反なので撤去を指導願います。 この前にも通報した〇〇のヘアサロンの店内に相変わらず灰皿が設置されていました。 健康増進法30条違反なので撤去を指導願います。 ※写真については公表しておりません。	（1）ヘアーサロン〇〇 現地を訪問し、管理権原者に対して、現在の状況は健康増進法に違反しており、喫煙器具の撤去が必要である旨について指導を行いました。 （2）〇〇のヘアサロン 管理権原者に対して、現在の状況は健康増進法に違反しており、喫煙器具の撤去が必要である旨について、文書により改めて指導を行います。	健康まちづくり室	R4.7.15	R4.7.29

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
136	食品店でノーマスク	食品販売のお店で店員がマスクをしない店舗があります。 こういった場合は、どこに報告したらいいのでしょうか？ 食品の盛り付けの際にお金を触った後に消毒せずに盛り付けをしているし、一部の店員はマスクをしていません。飛沫が食品にとびます。 暑いのもあるし、不織布が苦しいなら、ひんやりマスクやピッタマスク、芸能人がよく使っている口元を被う透明のシールドでもいいのでするべきです。 店名 〇〇	今回ご相談いただいた内容を踏まえ、食品衛生上の危害防止のため適切なマスク着用、調理の作業前後における手指消毒の徹底等、必要な衛生管理を実施するよう口頭指導を行いました。 ご指摘にありましたマスク着用については、食品衛生法では食品取扱者は必要に応じてマスクを着用することと定められているため、着用ルールは事業者の判断となります。	衛生管理課	R4.7.25	R4.7.29
137	吹田市の職員は個人情報を他に漏洩していると思う	私は障がいがあるのですが、数年前から福祉作業所やグループホームのチラシがたまに入るようになりました。 それも障がいが発覚してからです。その前はそのようなチラシが入ったことはありません。 当然たまたま入ったのならいいのですが、その福祉事業所のチラシが投函されていた日に、隣の郵便受けを覗くと数枚のチラシが入っていましたがその家の郵便受けには福祉事業所のチラシは入っていませんでした。 去年も隣には入ってなくて自分のところだけに入っていたので、これは市側が事業者にどこの誰が障がい者であるかを、意図的に漏らしたものであることは明らかです。 ちなみに隣の家には今まで一回も福祉事業所のチラシが入っているところを見たことがありません。 私も以前、塾でポスティングをやってましたが、ポスティングは全戸配布なのでチラシ禁止とかでない限り特定の家に入れないようなことはしません。 ちなみにその家はチラシ禁止ではありません。 なんでこのようにどこの誰が障がい者であるかという情報を市側が福祉事業者に漏洩するのか。 こんなことあっていいのか？ いいはずがない。 記者会見ものの大問題ですよこれ。 もし会見しないというなら、今後同じようなことが起きた時に動画で証拠を撮って送ります。	本市の保有する個人情報につきましては、吹田市個人情報保護条例によって法令等の規定に基づくときや、本人の同意に基づくときなど以外外部提供が制限されており、本市においては当該条例に基づいて適切に取り扱っております。	障がい福祉室	R4.7.11	R4.7.25

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
138	○○の「大阪府受動喫煙防止条例」違反について	○○の○○の「大阪府受動喫煙防止条例」違反について。 ○○の2階の打席（51～56番）の通路には喫煙エリアと称してソファ2脚とスタンド式灰皿6個を置いて喫煙所としている。 「改正健康増進法」、「大阪府受動喫煙防止条例」ではこの種の施設は屋内は禁煙にすることになっている。喫煙所を設置するなら、屋外に設置しなければならない。もし屋内に設置するなら、基準を満たした密閉型の独立した部屋でなければならない。 しかし、○○は前述した通り、2階打席後ろの通路にソファと灰皿を置いただけの喫煙所を違法に設置している。ここで喫煙すればタバコ煙が四方八方に拡散し受動喫煙の害をバラまくことになる。 「改正健康増進法」、「大阪府受動喫煙防止条例」が2020年4月に全面施行されてから、もう既に2年以上が経過しているにも関わらず、このような違法な状態を臆面もなく確信犯的に続けているのは非常に悪質である。即刻○○通路の喫煙所を撤去廃止させるべきである。 またこの様な違法な行為を2年以上も指導もせずに放置したことは、吹田市の行政としても怠慢である。この怠慢さを挽回するべく至急に措置してもらいたい。	○○は、改正健康増進法における「第二種施設」に該当します。第二種施設は、屋内については原則禁煙となるものの、屋外については喫煙所の設置が認められており、また、屋外に喫煙所を設置する場合における構造等について、特段の制約がございません。 御指摘の喫煙所については、その周囲が側壁により半分以上覆われていないこと等から屋外喫煙所に該当するものの、この度の御意見を受け、施設の管理権原者に対し、喫煙所へのパーテーションの設置や密閉された喫煙専用室の設置等の対応策の提案を行い、望まない受動喫煙を防止するための対策について御検討いただける旨の返答を得ております。	健康まちづくり室	R4.7.7	R4.7.21
139	KDDIで2日未明から、発生している大規模通信障害時には、市民病院はどのような対応をされるのでしょうか	・KDDI（au）で2日未明から、発生している大規模通信障害は、3日18時には、まだ完全復旧ならず。 ・市民病院の1・2階の通院診察エリアには、公衆電話が有りません。今回は土日の休診日であり、影響は無かったですが、平日の場合は公衆電話が無い事による混乱が生じます。 ⇒添付画像参照（平面案内図） ・市民病院では、今回のような通信障害が生じた場合は、どのような対応策を考えておられるのでしょうか。 ※写真については公表しておりません。	通信障害時の対応として、吹田市民病院では、1階売店横に設置している公衆電話を御利用いただけます。 御覧いただきました院内フロアマップには、公衆電話の位置が表示されておりませんでしたので、いただいた御意見を吹田市民病院に伝え、フロアマップに公衆電話の位置を表示することとなり、あわせて、ホームページに掲載しているフロアマップにも表示いたしました。 貴重な御意見を賜り、誠にありがとうございました。	健康まちづくり室	R4.7.4	R4.7.15

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
140	更生医療申請	大学1年の子供が口唇口蓋裂で阪大歯学部に通院しています。 夏に手術を予定しており、病院から更生医療の申請をしてはと3月に言われ、3月に市役所までお話をお伺いに行きました。 その際に、障害者手帳申請が必要で、その為には登録されている耳鼻咽喉科の先生の意見書が必要なコト、手帳と更生医療の申請は同時でも間に合うコトを教えていただきました。 3月までなら子供医療が使えましたが、阪大での検査の予約が間に合わなかったので、3割負担で4月に病院に行き後日意見書を郵送いただきました。 その用紙を持って一昨日手帳申請に行き、更生医療の用紙をもらおうとした所、担当の方がいらっしゃらず、昨日お電話で説明がありました。 なんと所得制限で更生医療の申請出来ないとの事… そんなバカな話ありますか？ なぜ3月に説明いただいた時、所得に引っかかる旨教えていただけなかったのでしょうか？ 正直、200万かかる手術の更生医療が目的なのに… 手帳申請の為の時間、検査費用、意見書の費用…全て自己負担。申請出来ないならやらなかった。市役所にお伺いするのも、仕事を休んでお話を聞きに行ったりしてるのです。決して私の時間が余ってるわけではないのです。 私達、税金払ってます。 いやらしい事言うと、人より払ってると思ってます。 保育園でお世話になった時もたくさん払う側でした。 児童手当も所得制限で引っかかりました。 でもそれは仕方ないと腹は立つけど我慢できました。 保育園時代、パートで3時半や4時過ぎにお迎えに行く母親を見て悔しい思いもしましたが… しかし、本当に必要とし、生まれつきの病気だから、医療保険には入れなかった今回の入院は自己負担です。 少額なら自力で頑張りますが、今回の手術で多額がかかり、その後の治療、また1年後の手術、全て自力で頑張れっておかしいと思います。 せめて、一定額の治療費を超えた分は、所得制限なく公平に使えるようにしてもらえませんか？ 税金を払ってる分、公平に市民に還元してください。 市民が頼れる吹田市であってください。	この度は、障がい福祉室の窓口におきまして、更生医療制度における所得制限の説明が不十分であったことから、貴方様に大変御迷惑をお掛けすることになり、誠に申し訳ございませんでした。 更生医療制度の御申請につきましては、御事情をお伺いし大変心苦しく感じておりますが、関係法令等によって所得制限も含め全国一律に基準が定められておりますので、何卒、御理解くださるようお願いいたします。 なお、高額な医療費が発生する際、健康保険組合等の公的医療保険において、予め支払いを限度額までにおさえる「限度額適用認定証」の発行や、お支払い済みの医療費について「高額療養費制度」にて限度額超過分が戻ってくる場合がございますので、御加入中の健康保険組合等へお問合せくださるようお願いします。 今回の御意見を受け、7月11日（月）に職員会議を開催し、改めて説明すべき事項の確認を行いました。今後ともこの様なことが生じないよう、丁寧な説明について全職員に指導徹底してまいります。	障がい福祉室	R4.7.8	R4.7.14
141	骨髄等移植ドナー助成金制度について	大阪府内で骨髄等移植ドナー助成金制度を導入している自治体がありますが、吹田市でも導入する予定はあるのでしょうか？ ドナー登録はしているが仕事などの関係で提供まで至らないケースがよくあると聞きました。助成金制度があることで、提供者も増えるのではないかと思います。箕面市でも4月に開始したとのことなので、吹田市でも是非検討して頂けたらと思います。	お問い合わせの骨髄ドナー提供者に対する助成金の件について、骨髄移植には一人でも多くの方のドナー登録が必要であり、ドナーが安心して骨髄を提供できるようにするために助成金等の制度は有効な手段の一つであることは認識していますが、現在のところ、本市では実施しておりません。 今後、骨髄移植を推進するために、市としてどのような取組ができるのか、箕面市を含めた先進市の取組も参考に検討してまいります。	地域保健課	R4.4.28	R4.7.1

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
142	国民健康保険料支払いの件	5月末日での国民健康保険料の一括支払いが困難な為分割払いで合意し、5月末に1回目を支払った。本日初めて見る金額で督促状が届き6月末までに支払えとある。何のことか分からず国民健康保険課に電話すると、当初の金額から5月支払い分を差し引いた金額(残全額)だと言う。 冒頭の通り分割で合意しているにも拘らず、全額が支払われるまで毎月支払い分を差し引いた金額で督促状が届くとのこと。電話して分かったけど正直に両方払ったらどうなる？二重請求やないか！分からずに払ってる人もおるやろ!?二重に受け取ったらどうしてる？後で連絡、返金するにしても利息は加算してないやろ。こちらの支払いが遅れたら金利は請求するくせに。とにかくやることが勝手。 督促状に使用している用紙代、印刷代、郵送料、処理する人の人件費…誰の金？税金以外の何物でもない！何の意味もないものに税金を使ってるということ！一般企業ならあり得ない経費の無駄使い。元が税金やということをもっと肝に銘じて仕事せぇ！今後督促状を送付してくるな！ 電話に出た男の態度も悪かったな。職員の教育も求む。	国民健康保険料は、法律上、正規の納期限までに納付しなければならないこととなっており、分納は制度として存在しておりません。しかし、実際には様々な理由により一時的に納付困難となられることもあり、便宜上の処理で分納を行っているものです。 督促状は、正規の納期限までに納付されないものがあるときは、吹田市債権管理条例により送付しなければならないこととなっており、分納されましても送付させていただくこととなりますので、何卒御理解を賜りますようお願い申し上げます。 電話対応につきましては、分かりやすく失礼のない対応を行うよう指導を徹底してまいりますので、今後とも御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。 御不明な点がございましたら、下記まで御連絡ください。 国民健康保険課収納グループ（吹田市役所1階112番窓口） 電話06－6384－1240（直通）	国民健康保険課	R4.6.23	R4.6.28
143	吹田市民病院について	1. 1月12日夜10時過ぎに妻〇〇が右わき腹の腹痛を訴え自家用車で吹田市民病院救急外来に連れて行った。 2. 夜中でもあり検査体制も十分ではないので担当医の勧めもありとりあえず2～3日検査入院をするということで13日午前2時に帰宅した。 入院について部屋は大部屋でよろしいと回答した。 その他治療費、入院費に関しては何の説明もなかった。 3. 14日、1日検査があり15日朝10時までに退院するよう連絡があった。 4. 15日朝、9：30に病院を訪れ退院した。 5. 入院診療費を見てびっくり！ 総額184390円（3割負担として57923円） 支払いを保留して1月19日に診療費の算出根拠を聞きにいった。 ・包括療養制度は理由のはっきりしない治療に適用される。 ➡1日約46000円 ・入院料は大部屋に関係ないもので病名がわかるまで適用される。 ➡10000円 ・計56000円は厚生省の定めたものである。 ・それでは退院日1月15日は朝10時までに退院している治療費56000円を計算しているがおかしい。 治療していない日の費用まで負担する理由は無いと言ったがこれも厚生省が定めている、との回答あり。 止む無く3割負担分を支払ったが納得できない。 厚生労働省が定めていればどんな理屈に合わない事でもとおるのか？ 腹痛で病院に行ったぐらいで高額な医療費を請求されるのは何のための市民病院なのか？	御意見いただきました入院診療費につきましては、法令に基づき、厚生労働大臣により、地域、病院を問わず一律に定められているため、本市及び市立吹田市民病院の裁量で変えることはできかねるものとなります。 何卒御理解賜りますようお願い申し上げます。 今後は、より丁寧な御説明がなされるよう、市民病院には、御意見あった旨を申し伝えます。	健康まちづくり室	R4.6.10	R4.6.27

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
144	「健康増進法違反3件」	以前通報した吹田市〇〇のヘアサロンの店内に相変らず灰皿が設置されていました(写真参照)。 健康増進法30条違反なので撤去を指導願います。 ららぽーとEXPOCITY 吹田市千里万博公園2−1の屋内には喫煙専用室が設置されていますが、ららぽーとEXPOCITYの出入口には喫煙専用室設置施設標識が掲示されてませんでした。掲示するよう指導して下さい。 過去に何度も同様の指摘をしているが、関西大学千里山キャンパスの第2実験棟の南側出入口の手前、向かって左の白いテーブルの下や周囲にタバコの吸い殻が複数落ちていた。ここで常習的に喫煙する者がいるようだ。健康増進法29条違反なので取締って欲しい。 それと中央体育館横の受動喫煙所を囲うように新たに柵が設けられたがタバコの煙を素通しにするものなので、かえって周囲への受動喫煙を促進している。そもそもこの受動喫煙所は特定屋外喫煙場所の要件を満たしていない。 2021年2月26日に関西大学学長室学長課長は、同所について「人の往来はあるところである。」と回答している。したがって、撤去を指導すべきである。同課長の「今すぐに行うと、学外で喫煙する人が増え、近隣住民へ受動喫煙をさせてしまうことになる」との主張は違法性の有無とは何ら関係ない。 世界禁煙デー・禁煙週間・スモークフリーについての街頭啓発を関西大学正門で行う予定とのことだが、この受動喫煙所で行うべきだ。 ※写真については公表しておりません。	1.ヘアサロンについて 現地を訪問し、管理権原者に対して現在の状況は健康増進法に違反しており、ただちに喫煙器具の撤去が必要である旨について改めて指導を行いました。 本件については、管理権原者による今後の対応を注視し、是正がなされない場合には、同法の規定に基づき、必要な措置をとってまいります。 2ららぽーとEXPOCITY 吹田市千里万博公園について 管理権原者に確認を行いましたところ、喫煙専用室設置施設等標識については店舗の主たる出入口の付近に掲示を行っているものの、喫煙専用室標識については掲示がはがれている場所があったとのことでしたので、速やかに掲示を行うよう指導し、ただちに是正した旨の報告を得ています。 3関西大学について 管理権原者への聞き取りを行ったところ、御指摘の第2実験棟付近については、平素より職員による見回りを行っているとのことですが、御指摘の事案について職員内で周知し、見回りいただくよう改めて依頼をいたしました。 また、中央体育館横の屋外喫煙所についてですが、特定屋外喫煙場所の設置場所となる「施設を利用する者が通常立ち入らない」場所については、施設の状況に応じて、各管理権原者が望まない受動喫煙を防止するという観点から判断するとされています（厚生労働省「改正健康増進法の施行に関するQ&A）。 管理権原者に確認したところ、御指摘の屋外喫煙所は、見通しが良く幅の広い道に設置されており、施設間の移動の動線から外れていること等を総合的に勘案したうえで、望まない受動喫煙を防止できると判断し、設置しているとのことです。 また、5月31日に実施した、世界禁煙デー・禁煙週間・スモークフリーについての街頭啓発に関しましては、厚生労働省が定める令和4年度の禁煙週間のテーマが「たばこの健康影響を知ろう！～若者への健康影響について～」であり、非喫煙者の学生に対して今後も喫煙をしないよう呼びかけることや、喫煙者だけでなく多くの方に禁煙週間やスモークフリーの取組について周知することを目的としていたことから、通行する学生の多い正門で実施をいたしました。	健康まちづくり室	R4.5.30	R4.6.13
145	JR岸辺駅北口における条例違反の喫煙について	JR岸辺駅の北口での条例違反の喫煙が一向になくならない。 線路沿いの道で喫煙する者がいたり、吸い殻が投棄されていた(写真参照)。 跨線橋の下、造花を植えたプランターで塞いで入れないようにした部分にも吸い殻が不法投棄されていた。 これらは廃棄物処理法違反という犯罪なので、福岡県警が摘発したように、警察と連携して取締って欲しい。 たばこポイ捨て“執念の捜査” 実態記録1年、張り込み…門司の74歳、摘発に貢献 ※写真については公表しておりません。	本市では、まちの環境美化の推進を目的として、吹田市環境美化に関する条例に基づき、市内全域の道路や公園でのポイ捨てや歩きたばこを禁止しております。 また、ポイ捨てや不適正な路上喫煙を特に防止する必要がある地域（阪急吹田駅周辺など市内9か所）を環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区に指定しています。 いただいた内容につきましては、今後の参考とさせていただきます。御連絡ありがとうございました。	環境政策室	R4.5.30	R4.6.13
146	生活保護	就労意欲向上や自立をしやすくするためにも、生活保護の基礎控除額増額を求めます！	生活保護の基礎控除については、社会保障審議会の意見を踏まえ国において定められているため、市独自で控除額を増額することはできません。国（厚生労働省社会・援護局保護課）へ御要望いただきますようお願いいたします。	生活福祉室	R4.6.6	R4.6.8

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
147	国民健康保険料ご担当者の対応について	3月下旬に吹田市に引っ越ししてきました。 3月までは国保でしたが、4月から社会保険となり、国保の脱退手続きも4月12日に済ませました。 しかし、その後、国保の納付書が届いて、脱退してるのにおかしいなと思い、電話で問い合わせをしたら、行き違いで手元の納付書を処分しても結構ですというご回答でした。 しかし、後日また納付書が届いてしまって、しかも督促料もついてしまいました。 また電話で問い合わせをしたら、それは3月分なので納付の必要がある、それに転入の関係でこれまで通りの口座引き落としができないから納付書での納付となると言われました。 なるほどと思い、保険料は払うべきだけど、督促料には納得できず、窓口まで行って納付書の再発行をお願いしたら、やはり督促料込みのものが作成されてしまい、そこで、「督促料についてなんですが、こちらの責任ではなく、実は」と事情説明しようとしたら、対応の職員さんが話しを聞こうともせず、「督促料なしだったら払えます？」と冷たく対応されました。 最初の納付書が来た時点で市役所の確認不足だったのに、まるで滞納がこちらのミスみたいな。この件で何度も連絡せざるをえなく、無駄な時間も費やされましたが、謝りが一切ありませんでした。 外国人の場合は日本人と違い、公共料金の滞納が信用に繋がり、ビザの更新やローン審査などと全部リンクしていて、審査が厳しい場合もあります。勝手に督促料がついてしまうと本当に困ります。 今回の件は、勝手に督促料がついてしまうことと、窓口の職員さんの対応に不満がありました。今後は改善してほしいです。	この度は、最初にお電話をいただいた時の職員の確認不足により御迷惑をおかけし、また、窓口に来られた際にも職員からお詫びの言葉がなかったとのことであり、申し訳ございません。 今回の件は、最初に電話対応した職員が、内容の正確な聞き取りと収納台帳の確認をしなかったことにより、回答を誤ったものです。 今後につきましては、慎重に業務を行い、再発防止に努めてまいりますので、今後とも御協力を賜りますようお願い申し上げます。御不明な点がございましたら下記まで御連絡ください。 担当　国民健康保険課　収納グループ 電話06－6384－1240（直通）	国民健康保険課	R4.6.6	R4.6.7
148	コロナ禍の出産について	もうすぐ、吹田市内の産婦人科で出産を控えています。 コロナ禍で出産の立ち会いや面会が出来ないらしいです。 今はもうだいぶ落ち着いて、居酒屋なども行ける様になっているのに、何故産婦人科だけまだコロナ禍の状況のままなのでしょうか。 一人で出産するのは、すごく不安です。 産婦人科もコロナ禍緩和の呼びかけを市からしていただくことは出来ないのでしょうか？大勢の面会はもちろん我慢しますが、せめて旦那だけでも立ち会い出産が出来る様にしてほしいです。	現在、立ち会い分娩におきましては、各医療機関が、入院患者や面会者のワクチン接種歴や検査結果等を考慮して、各自で判断することとなっており、保健所には指導や呼びかけをする権限はありません。 また、日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会の見解では、令和3年11月17日付の「新型コロナウイルス感染症の現状について」におきまして、「パートナーの立ち会い分娩を行うことはまだ困難と思われる」と示されているところです。 以上よりコロナ感染症の流行が続く中、立ち会い分娩については、まだまだ対応していない医療機関が多いのが状況です。 なお、大阪府におきましては強い不安を抱えて生活をしている妊産婦の方々に対し、「助産師による妊娠・出産・子育てに関する無料電話相談」を実施しております。 詳しくは、下記のとおりとなります。 ●電話番号：06－6775－8894（専用ダイヤル） ●開 設 日 ：月曜日から金曜日までの平日 ●開設時間：午前9時から午後5時まで （府ホームページ） https://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/boshi/ninsanpudenwasoudan.html	保健医療総務室	R4.5.23	R4.6.2

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
149	おかしい国民保険のコロナ減免制度	今年も健康保険の減免制度があるという事で手続きの準備中ですが、どうしても納得できない事があります。以前お電話で減免制度の比較対象月が、今年の1月～5月までの収入と昨年の同時期との比較をすると言う事です。 多くの方はここ数年の新型コロナの影響で収入が激減している方が多いです。自営業も業種によってはまだ全く回復していません。当方もイベント主催業なので、メインの自営業のイベントが全く回復していないのが現状です。 この現状がコロナが始まった2020年2月から現在に至るまで続いており、業績も回復していない現状です。ここ数年は国からのさまざまな支援金で維持しているのが現状です。 そんな中今回のコロナ減免の比較が昨年2021年の同じ時期を比較にする事に納得が出来ないのです。2021年もコロナの影響を受けている年になります。 コロナ前の年2019年の収入状況と比較するなら納得は出来ます。多分市民の殆どの方が、減免の比較対象を昨年2021年と比較するのは乱暴な行為ではないですか？ コロナ前の2019年と比較するのが妥当です。この件に関しては吹田の議員さんにも相談したいと思います。	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免要件は、「世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。」と厚生労働省より示されております。 上記のことから、令和4年度における取り扱いとしましては、令和4年分の事業収入等の減少額が令和3年分の事業収入等の額の10分の3以上であることが要件となります。	国民健康保険課	R4.5.26	R4.6.1
150	吹田市HPのコロナワクチン接種実績の速やかな掲出のお願い他	・コロナワクチン接種実績の掲出が4月20日から本日5月9日時点で、掲出されていません。他市では、5月も掲出がされています。 ・コロナワクチン接種実績の3回目の表に、接種率の記載のお願い。 ・吹田市HPの「新型コロナウイルスのワクチン接種について」のサイトの「ワクチン接種実績・接種実施計画」のクリックボタンに、「更新日」の追記を願います。 ⇒水曜日が定期的な掲出日ですが、遅れる事があり、更新がされたのか否かが分かりませせん。または、「お知らせ【新着情報】」欄に表記願います。 ・出来れば、1～3回目の接種率で吹田市民の対全人口率の表記が欲しい。 ⇒首相官邸の接種率のサイトは、全人口となっており比較がしやすいです。	この度は本市の新型コロナワクチン接種状況について、ホームページへの掲載が遅れて、大変申し訳ありませんでした。 ご指摘のあった部分も踏まえ、現在掲載内容について検討しております。 今後も、より丁寧で適切な情報発信に努めてまいりますので御理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。	地域保健課	R4.5.9	R4.5.11

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
151	Suitasstに関する意見	小中学校の校外学習で、Suita sstの見学をさせて下さい。 将来の市民の中心になる子供達が、先進的な取り組みを知る事は、今後の都市計画に必要です。 子供達を通じて、保護者を含め多くの市民への啓発効果も期待できます。 また、吹田市主催で市民向けの見学会も検討して下さい。	学習指導要領では校外学習の目的を「平素と異なる環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などにについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと。」と示しており、吹田SSTにおいて、目的に合った活動が可能であれば、見学や活用について学校への周知を検討してまいります。 （担当：学校教育室） Suitaサスティナブル・スマートタウン（Suita SST）は、異業種が相互に連携し、分野横断で様々な取組を講じて、社会のあるべき姿を提案するまちづくりめざすという、パナソニックグループが進める関西初のプロジェクトとなります。まちづくりの推進に当たって、多くの関係事業者等で構成するSuitaサスティナブル・スマートタウン協議会を立ち上げており、本市もアドバイザリとして参画をしています。 お問い合わせをいただきました市民の皆様を対象とした見学会について、市主催で行う予定はございませんが、協議会において、居住者以外の市民の皆様も参加できるイベント等の実施を検討しているとお聞きしています。 本市といたしましても、まちの魅力向上を図るため、Suita SSTの近隣でまちづくりを進める北大阪健康医療都市（健都）との相互連携を深めてまいります。 （担当：健康まちづくり室）	学校教育室、健康まちづくり室	R4.4.15	R4.4.27
152	新型コロナに関する声（質問ではなく意見、公表希望）	まず、連日お忙しい中、丁寧にご対応いただいた保健所の皆様にとても感謝しています。 毎日、手洗いうがい・購入商品の消毒・手で触れた所の消毒・子どもの手が手すりに触れないようにするなどなど、とにかく徹底していましたが、コロナに罹りました。もう気をつけるにも限界があるなと実感しました。 ただ、コロナに罹った後の、病院探しが大変です。検査してくださった病院の方は、薬ありますか？と配慮いただきました。私の場合、解熱剤は持ってましたのでお断りしましたが、その後発熱以外の症状に苦しみました。30代でコロナ症状に対応するかかりつけ医なんてもってません。自宅療養の方へで公表している病院も問い合わせましたが、往診はかかりつけのみ、外来は自家用車で、とのことで困難。以前受診した病院も一定期間空いてるので対応不可とのことでした。症状がきつい中病院を検索するのも大変でした。そこで、医療機関もひっ迫して難しいとは思うのですが、かかりつけ医がない世代への症状対応を、どこか市と連携して確保してほしいものです。もしくは、普段症状なくて通院してなくても、かかりつけ医として登録してくれるようなシステムを希望します。そしたらかかりつけ医がもちやすくなると思います。	現在、かかりつけ医のない方の受け入れについて、吹田市と医療機関が連携して行うシステムを構築することは考えておりませんが、新型コロナウイルス感染症にり患された方には、注意事項を記載した吹田市のHPをショートメールにてご案内しており、こちらには大阪府の自宅療養者支援サイト、さらに大阪府下の新型コロナ自宅療養者への診療医療機関一覧をご案内しています。新型コロナ自宅療養者への診療医療機関一覧には、かかりつけ患者以外も対応可能な医療機関がありますので、ご希望の条件の医療機関を選択できます。また、吹田市保健所や大阪府自宅待機SOSにお問い合わせいただければ、ご対応はさせていただいております。	地域保健課	R4.4.11	R4.4.25
153	吹田市のワクチン接種ファイザー製を何故入れない	三回目の接種をしないといけないのですが、現状吹田市ではモデルナしか対応がありません。 モデルナはご存じの通り副作用が強くなるので世間一般でも敬遠されてます、1回目2回目もファイザー製だったので副作用はあまりありませんでした、やはり安全で副作用が大きくないファイザー製を希望する方が大半なので3回目の接種も進んでいない現状を考え、吹田市としてファイザー製の導入をいつ頃考えているのでしょうか？	吹田市では、個別接種において3月末までファイザー社製ワクチンを供給しておりましたが、国からのワクチン供給状況により4月から個別接種へは供給を停止しております。 今後の国からのワクチン供給状況を踏まえてファイザー社製ワクチンの供給再開について、検討してまいります。	地域保健課	R4.4.4	R4.4.15

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
154	アスマイルに関する意見	アスマイル事務局から、「歩数計リーダー設置場所の変更案内」が届きました。 郵便物を確認しない方もいるとおもいます。 市報やホームページでも情報発信することを検討して下さい。 大阪府ホームページでは、府下の市町村別利用者割合が、吹田市は2.4%でした。 近隣の茨木市は、4.7%でした。 取り組み次第では、同様の数値が達成できると考えます。 市報やホームページで定期的に情報発信することを検討して下さい。	いただきました御意見を踏まえ、市ホームページに歩数計リーダー設置場所の変更に関する情報を掲載いたしました。 なお、アスマイルの周知につきましては、令和3年度（2021年度）よりSNSや市役所本庁舎でのデジタルサイネージを活用した情報発信を進めております。本市としましても、引き続き、市民の皆様が楽しみながら健康づくりに取り組んでいただけますよう、より多くの方々へアスマイルの周知・啓発に努めてまいります。	健康まちづくり室	R4.3.29	R4.4.11
155	「全国有志医師の会」送付の書類内容の公開	全国有志医師の会より市長宛に「内容証明」の書類が送付されていると思います。 全市民に対し、書類内容を公開お願い致します。	いただいたご要望内容も参考にさせていただき、市民の皆さまが接種の判断をしていただけるよう、より丁寧な情報発信に努めてまいります。	保健センター	R4.3.24	R4.4.4
156	吹田市保健センター〇〇氏の職務怠慢および医師会優遇について	>具体的には、往診や施設での接種をされる医師会に加入していない医療機関については、接種対象が限定されることから医療機関一覧に掲載していないものですが、新型コロナワクチンについても同様の取扱いをするものと思い込み、内容を確認しないまま誤った認識のもと処理してしまったものでございます。？？？？？？？？？ 保健センターから昨年末3回目の接種を受託するか、また、吹田市の予約システムを利用するかのアンケートメールが当院にも届いており、きちんと締め切りまでに返信しました。 「接種対象が限定される」といういいわけは、荒唐無稽であるとがわかるはずです。 当院は昨年9月からかかりつけ以外の近隣の吹田市民にワクチン接種を行っており、接種実績報告も行っており、このような言い訳は見苦しいと思います。 たとえは悪いですが、ロシアがウクライナは攻撃していないといっているのと同じです。 そもそも、コロナワクチンの予算は国のものであり、吹田市独自のものではないはずです。 「高齢者インフルエンザワクチンの医療機関一覧と同様の取扱いをするものと認識を誤ったものでございます。」という返信も、看過できません。 繰り返しになりますが時系列の経過です。 1. 昨年末に、3回目の接種を受託するか、市の予約システムを利用するかのいうアンケートメールが当院に届き、締め切りまでに返信。 2. 2月7日（月） 保健センターに、当院がコロナワクチン個別接種一覧施設に掲載されていないことを連絡 3. 保健センター 〇〇様より、 個別接種会場一覧については医師会とりまとめのものになりますので、掲載先は医師会会員の医療機関のみとなります。 ご了承いただきますようお願い申し上げます。との返信あり。 4. 吹田市医師会にクレームを入れたところ 5. 吹田市医師会の〇〇事務長より、医師会は全く関与しいていないとの連絡あり。 6. 医師会から連絡があった後、手のひらを返したように、保健センターより、コロナワクチン個別接種一覧施設に掲載する旨の連絡あり。 吹田市保健センターは、延々しつこく詭弁を弄し続けて、相手を根負けさせる弁法で、医師会員以外を排除するということを、今までやってこられたと推測します。 このような非常識がまかり通ることはおかしいと思います。	新型コロナウイルスワクチン接種事業担当につきましては、所属は保健センターとなっていますが、今回のコロナウイルスワクチン接種のために臨時的に組織され、保健センターで予防接種業務を担っている職員とは別の職員が配属されています。 新型コロナウイルスワクチンの医療機関一覧を作成する際に、高齢者インフルエンザワクチンの医療機関一覧を参考にしたものですが、その際に、医師会会員のみが掲載されている理由の確認が不十分なままに、漠然と医師会会員のみを掲載するという思い込みで処理したものでございます。 市民の声№6211で回答させて頂きました認識誤りとは、前述の内容となり、医師会を優遇するという意図はございません。	保健センター	R4.3.15	R4.3.29

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
157	吹田市より臨時のファイザー製ワクチンの供給が当院にはありませんでした	○○のホームページに「吹田市より臨時のファイザー製ワクチンの供給がありましたので、3/15からおおむね3月末頃までファイザー製ワクチンに戻ります」との記載がありましたが、なぜか、当院には、吹田市から上記の連絡が届いておらず、モデルナのワクチン供給に関する連絡のみです。 本当に、施設一覧に医師会員のみ掲載した件といい、今回の件といい、いい加減にしてほしいです。	本市より各医療機関へのファイザー製ワクチンの供給については、2月28日の週で終了しております。 御指摘の件については、予約状況等から余剰となったワクチンを医療機関同士で融通したものと認識しており、本市が当該クリニックへ臨時で供給したものではございません。	保健センター	R4.3.17	R4.3.29
158	返信頂いておりますが、内容が矛盾だらけです	＞本市としては、市内に開設いただいている医療機関が約370（歯科を除く）あることから、これらの医療機関と1件1件単価契約のもと委託契約を結ぶことは、職員の事務量に限りがある中、現実的な方法ではありませんので、本市の契約条件を満たす相手として吹田市医師会のお話をさせていただいたもので、同医師会に入会していなければワクチンの価格を決定できないとお伝えしたことはございません。 370医療施設のうち、医師会に入会していない施設はいったい何施設あるのでしょうか？医師会以外のクリニックを把握せず、医師会に丸投げの○○氏は、無責任すぎます。 またまた、論理の飛躍、すり替えです。 370施設すべてに個別に契約している訳ではないですよね。 このような怠慢な役人が吹田市の健康行政のトップに居座り続けることに、市民に不利益を与え続けることが許される状況を危惧いたします。 お隣の豊中市は、医師会に入会していない施設でも、ワクチン接種が可能です。 コロナワクチン個別接種のほうがさらに複雑なはずで、この返信は言い訳にしか聞こえません。 しかも、医師会に入会していないクリニックに対しては、患者さんが個別に保健センターに連絡し個別接種の手続きを行い、当院でインフルエンザワクチン接種を受けた後、その領収書を送れば後から振り込まれるという、さらに手間のかかることを、吹田市保健センターは許可されています。 価格の上限も設定されていないため、1回のワクチン接種が10万円でも100万円でもよいということですね。 ＞また、予防接種費用に関し、医療機関に対してお支払できる費用（委託料）は本市で決定しておりますが、接種費用は各医療機関でワクチンの仕入れ値や手技料を踏まえ決定されており、本市で決定するものではございません。 昨年の○○氏から私に対しての説明は、医師会との間でないと価格が決められないとのは話をされていました。昨年の電話では、吹田市が価格を決定しているとの説明はありませんでした。 嘘をつくのははよくないと思います。	日頃より本市保健行政にご協力いただき大変感謝申し上げます。 本市の委託先の選定ついての考え方は、「職務等の公正な職務の執行について」に関し、2月17日付のメール及び市民の声No6222、6228でご回答させていただいたとおりです。 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンに関しましては、市民の声No6228でご回答させていただいたとおり、国が主導のもと実施しているものです。契約については、市町村ごとに契約条件が異なることがないよう、全国統一様式の契約書を使用し、代理人となる日本医師会、全国知事会との間で締結をしており、また支払い業務等、ワクチン接種の実施に際しては、国の仕組みを利用したものとなっておりますので、インフルエンザワクチン接種とは実務上全く別のものとお考えください。 任意のワクチン接種費用につきましても、市民の声No6269でご回答させていただいたとおり、ワクチンの仕入れ値や手技量を踏まえ、各医療機関で決定されるもので、本市が関与するものではございません。 最後に、予防接種費用に関し、誤認されていた内容については、市民の声No6269で改めてご説明させていただいたとおりで、○○様が思われているようなことは一切ございません。	保健センター	R4.3.14	R4.3.28
159	医師会に入会していない医療施設数を教えていただけますか？	吹田市の検診業務・ワクチン接種などは、すべて医師会会員に限定されています。 保健センターによると、「医療機関と1件1件単価契約のもと委託契約を結ぶことは、職員の事務量に限りがある中、現実的な方法ではありません」とのことです。 豊中市は、医師会に入会していない医療施設でも、検診業務・ワクチン接種が可能です。 吹田市の医師会に入会していない医療機関はいったい何施設あるのでしょうか？ 吹田市が医師会に入会していない医療機関に対応できなほどに、吹田市医師会の入会率は少ないのでしょうか？	日頃より本市保健行政にご協力いただき大変感謝申し上げます。 「職務等の公正な職務の執行について」に関し、2月17日付メールにて、ご返答差し上げたとおりとなります。ご確認をお願いいたします。	保健センター	R4.3.14	R4.3.28

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
160	市のコロナ感染者への対応について	自宅療養パックについて質問したところ3月7日以降は65歳以上に電話で希望を聞くことになりました、と回答頂きましたが私が聞きたいのはそうではなく、保健所に電話するのではなく豊中市のようにネットで申し込めるようにするつもりは無いのかなど吹田市にこの感染者に対してほぼ何のフォローもない状態を改善する気があるのか無いのかを問うています。先日30代の吹田市内の知人が感染しましたが陽性判明から10日以上経ってようやくSMSが届いたそうです。感染者が増えて保健所がフォローできる年齢が上がり人数が減りました、ではなく保健所の体制を強化したり保健所以外がフォローできる体制を整えるのが市の仕事ではないのでしょうか。市のHPを見ても府のナビダイヤルを案内するだけで独自で市民を守る気が後藤市長には無いのかな、と思います。	本市では、新型コロナウイルス感染症感染者数の大幅な増加により、自宅療養支援パックの配付対象年齢を高齢者に限定し、対象年齢以外の希望者に対しては、電話でお申込をいただき、必要な世帯であるかを確認したうえで配付を行っております。 現在、本市では高齢者の入院が増えており、業務を重点化しております。軽症者が多い64歳以下の方には、医療機関から発生届が届き次第、国のシステムからショートメールを送信し、健康観察を行っております。なお、他市の医療機関で診断を受けられた場合は、発生届が本市に届くまで時間を要する場合もございます。 本市におきましては、職員を増員し対応にあたるなど、保健所体制を強化しております。また、本市のホームページにつきましても、より分かりやすい内容になるよう検討してまいります。 今後とも、市民の健康を守るため、努めてまいります。	地域保健課	R4.3.14	R4.3.17
161	○○病院で診察拒否に合いました	本日ピロリ菌除菌の影響による、腹痛と下痢のため診察して、整腸剤を処方してほしいとお願いした所診察拒否に合いました、吹田市からも病院に対してクレームして下さい、病院の近所まで来て診察拒否は許せない行為です	申し出人にTELし、事実確認をしたところ、A病院にてピロリ菌の除菌治療をしたが、治療後に下痢をしたので、B病院に向かっている途中で、病院に対し外来診療について問い合わせたところ、当院では診れないと診療拒否された。また、1月にのどの痛みがあったので、同病院に問い合わせたところ、その時も拒否された。受付の対応が悪すぎる。保健所から病院に対し、指導してほしいとの事。 B病院に連絡し、病院担当者と談。上記苦情を伝え、説明を求めたところ、B病院では、発熱患者の対応については、かかりつけ患者のみとさせていただいており、それ以外の患者については、診療・検査医療機関等を紹介させていただいている。1月の件については、当院はコロナ病床が満床であり、のどの痛みがあったとの事で、別の医療機関を紹介させていただいた。 3月の件については、当院の医師に相談したところ、ピロリ菌除去後の副作用による下痢であり、当院ではなく治療を行った病院を受診するように指示があったので、それをお伝えしたところ、無理だと言われたため、救急安心センターを紹介したとの事。	保健医療室	R4.3.10	R4.3.16
162	美馬市と同様に告知して下さい。	美馬市と同様に、『このワクチンは、日本で特例承認されたものであり、承認時において長期安定性に係る情報は限られているため、製造販売後も引き続き情報を収集中です。また、予防効果の持続期間は確立していませんので、ご注意ください。』、『「努力義務」とは、特定の予防接種について、接種の対象者や保護者に「受けるよう努めなければならない」「受けさせるため必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と定める予防接種法上の規定で、義務とは異なります。感染症の緊急のまん延予防の観点から、皆さまに接種にご協力をいただきたいという趣旨からこのような規定となっております。』を、市ホームページに明文化して告知して下さい。 美馬市「【コロナワクチン】小児（5歳から11歳）接種のお知らせ」	御指摘の件につきましては、厚生労働省のホームページにおいて、新型コロナワクチンQ＆Aのコーナーに掲載されており、本市のホームページでは、「【新型コロナワクチン】有効性と安全性について」のページにおいて、厚生労働省のQ＆Aのページのリンクを貼って紹介することで、市民の皆さまに情報提供をしております。 貴重な御意見を基に、市民の皆さまが接種の判断をしていただけるよう、より丁寧な情報発信に努めてまいります。	保健センター	R4.3.14	R4.3.15

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
163	吹田市保健センターと吹田市医師会との不適切な関係について	吹田市保健センターと吹田市医師会との不適切な関係について 吹田市保健センターは、医師会の圧力は全くなかったと返信頂いておりますが、以下のようなやり取りが2月にありました。 問題行動を起こしている当事者にメールが転送され、当事者からの返信であるため、毎回投書しても、業務を改善する気のない型どおりの、極めて不誠実な内容です。 ＜時系列の経過＞ 1. 2月7日(月) 保健センターに、当院がコロナワクチン個別接種一覧施設に掲載されていないことを連絡 2. 保健センター　〇〇様より、個別接種会場一覧については医師会とりまとめのものになりますので、掲載先は医師会会員の医療機関のみとなります。 ご了承いただきますようお願い申し上げます。との返信あり。 3. 吹田市医師会にクレームを入れたところ 4. 吹田市医師会の〇〇事務長より、医師会は全く関与しいていないとの連絡あり。 5. 医師会から連絡があった後、手のひらを返したように、保健センターより、コロナワクチン個別接種一覧施設に掲載する旨の連絡あり。 6. しかし、訂正文章の発送は、当院が連絡指定から、なんと1ヶ月後。 質問1. 国が予算を出しているはずだが、なぜ、医師会会員のみの医療機関を掲載したのか？ こちらが指摘しなければ、そのまま放置するつもりだった？ 質問2 ミスを侵したのは吹田市役所であり、市民に不利益を肩代わりさせるのはおかしい。 一般企業であれば、すぐに訂正の案内を郵送すると思うが、なぜ、吹田市保健センターは、こちらが指摘するまで放置して、3／7発送まで何もしないのか？ 2／7に連絡して1ヶ月かかるのはおかしいのではないか？	日頃は、本市保健医療行政にご協力いただきありがとうございます。 新型コロナウイルスワクチン接種に係る個別接種実施医療機関一覧につきましては、本来であれば、掲載を希望される医療機関全てを掲載すべきところを、高齢者インフルエンザワクチンの医療機関一覧と同様の取扱いをするものと認識を誤ったものでございます。 具体的には、往診や施設での接種をされる医師会に加入していない医療機関については、接種対象が限定されることから医療機関一覧に掲載していないものですが、新型コロナワクチンについても同様の取扱いをするものと思い込み、内容を確認しないまま誤った認識のもと処理してしまったものでございます。 個別通知に同封している一覧につきましては、先日に回答させていただきました内容の補足説明となりますが、対象となる方にお送りしている封入物には、最新の医療機関情報はホームページで確認していただくようご案内していることや、工場での委託業者による、印刷及び封入封緘を実施していることから、すでに作業が完了している送付物があるため、訂正した原稿の反映が本年3月７日発送予定の封入分からとなったものでございます。 今後は、このようなご迷惑をおかけすることのないよう努めてまいります。貴重なご指摘をいただきありがとうございます。 このたびの件につきまして、重ねてお詫び申し上げます。	保健センター	R4.3.2	R4.3.14

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
164	独禁法違反にあたりませんか？	どれだけ意見を述べても、問題行動を起こしている当事者に連絡が行き、その部署で市民の意見が握りつぶされている状況です。 吹田市には、自浄作用できる部署はないのでしょうか？ ＞　本市で開設いただいている医療機関は約370（歯科を除く）ございます。これらのうち、実施医療機関への国の通知やマニュアルの周知、研修など、円滑な実施体制が確保でき、かつ支払いなどの事務の効率化が図られるという契約の条件等を満たす委託先として、吹田市医師会と契約を締結しております。 要するに、めんどくさい事務作業は、医師会に丸投げで済ませたい、ということですね。 自分たちの仕事を増やしたくない、公務員の典型的な逃げ口上ですね。 お隣の豊中市は、医師会会員でなくても、全ての市民検診を行っています。 ＞　さらに、胃がん検診等各種健（検）診事業につきましては、結果通知書の作成や保健指導対象者の階層化にかかるシステムの構築、検査機関と協力医療機関や本市への帳票や画像等の搬送、要精密検査となった場合の帳票等の協力医療機関への配布などを行っていただく必要があります。 ＞　また、がん検診につきましては、適切な方法及び精度管理の下で実施することが不可欠であることから、一次・二次読影の体制の整備や実施方法の改善等、精度管理が可能であることも併せて必要となります。 医師会会員が全症例2時読影のダブルチェックをかけているとは聞いたことがありません。 市の胃癌検診を申し込んだところ、当日申し込んだクリニックを受診した際に鎮静剤を希望したところ、十分な説明無く、保険診療に切り替えられました。 更にひどいことに、内視鏡検査の所見でどう見てもヘリコバクターピロリがいない所見にもかかわらず、ピロリ菌の迅速検査を行い、さらに3mm程度の胃底腺ポリープを生検していました。 こういうコスト重視のいい加減な施設が、吹田市医師会会員に私が知るだけでも2人存在しております。 医師会員に独占することでの、デメリットも生まれております。 因みに、私は、消化器内科専門医です。 内視鏡機器も、最新鋭の上位機種を導入しており、AI補助診システムも導入しているため、無駄な生検、ポリープ切除は行っておりません。 ＞　以上のことから、高齢者に対するインフルエンザワクチンや肺炎球菌ワクチン、胃癌検診など、本市の契約条件等を履行できる団体等に業務の方をお願いしているものです。 上記の検診業務業務と、ワクチン接種にどのような関係があるのでしょうか？ 以下の質問にきちんと答えてください。 論理のすり替えはやめて頂きたい。 〇〇より電話で、医師会に入会していないと、インフルエンザワクチンの価格が決められないとの話もされていました。 しかし、独禁法により、インフルエンザワクチンの医師会統一価格は禁止されているはずです。 このような、法令違反となるいいわけもされていました。 市の税金で行う事業が、医師会会員のみに限定されるのは問題があると思います。 これは、立派な官製談合ではないでしょうか？ 吹田市医師会が圧力をかけているのであれば、独禁法違反に当たるのではないでしょうか？ 〇〇は、法的な部分のクレームは、法制室に訴えるようにと電話でお話しされていましたので、法制室にも、ccにて、メールします。 論理のすり替えと、苦しい言い訳ばかりで呆れてしまいます。 市民の健康を守るべき役人が、自分達の仕事を減らすことと、医師会利権の誘導に力を注がれることに憤りを覚えます。	はじめに、先日お電話にてお伝えさせていただきました内容につきまして、少し誤認されているようにお見受けいたしましたので、改めてご説明させていただきます。 ご指摘の医師会に入会していないとワクチンの価格が決められないとのお話についてですが、本市としては、市内に開設いただいている医療機関が約370（歯科を除く）あることから、これらの医療機関と1件1件単価契約のもと委託契約を結ぶことは、職員の事務量に限りがある中、現実的な方法ではありませんので、本市の契約条件を満たす相手として吹田市医師会のお話をさせていただいたもので、同医師会に入会していなければワクチンの価格を決定できないとお伝えしたことはございません。 また、予防接種費用に関し、医療機関に対してお支払できる費用（委託料）は本市で決定しておりますが、接種費用は各医療機関でワクチンの仕入れ値や手技料を踏まえ決定されており、本市で決定するものではございません。そのため、ご指摘の独占禁止法に抵触するとは考えておりません。	保健センター	R4.3.2	R4.3.11

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
165	関西大学千里山キャンパスにおける健康増進法29条違反について	吹田市保健所御中 関西大学千里山キャンパスでの違法喫煙が以前より酷くなっている(写真参照。2022年2月22日撮影。) 特定屋外喫煙場所の周囲では当然のように違法喫煙している。健康増進法29条違反だ。 第4学舎実験棟(1～5)の周囲やその南側の駐輪場にかけてタバコの吸い殻が散乱していた。特に実験棟3の出入口前が酷い。常習的違法喫煙者がいるようだ。 他にも屋上庭園等の様々な場所に吸殻が落ちていた。いずれも健康増進法29条違反の痕跡である。 もう卒業の季節である。これら規範意識の鈍麻した喫煙者が野に放たれるかと思うと残念である。 以前の回答だと大学は年度内に喫煙所の改修に着手するとの話であったが、何の関係もない。違法行為は今もなお行われている。 これで5度目の通報である。府の保健所であれば5度通報すると現地確認してくれる。吹田市保健所は大阪府・保健所設置市連絡調整会議に出席しているのだからこのことは知っていると思う。 令和2年4月14日の第17回の会議で大阪府受動喫煙防止対策関係指導要領をメールで受け取ってるはずだ。そこにそう書かれていると思う。 現地確認をして欲しい。違法行為が野放しにされているのだから。 ※写真は公表しておりません。	お問い合わせいただきました内容につきましては、これまでも現地確認を行い、管理権原者に対し学内外の巡回及び周知啓発の強化を指導しております。 3月2日（水）に施設の管理権原者に対し改めて現在の状況を確認したところ、 喫煙所の区画の外での喫煙を防止するため、3月7日（月）～3月11日（金）の期間に喫煙所の改修工事を行い、パーテーションの延長をするとのことでした。	健康まちづくり室	R4.2.28	R4.3.10
166	原則50歳未満には自宅療養パックがないことについて	市のHPを確認したところ感染者の急増に伴い自宅療養パックは50歳以上の自宅療養者にお渡ししている、とありました。確保が困難な場合は保健所に連絡を、とは書いてありますが50歳で区切る意味がわかりません。豊中市では年齢関係なくスマホ入力で申請できるようになっていますし、吹田市も人手不足の保健所に電話応対させるのではなく豊中市のようにできないのでしょうか。50歳以下の方が経済的には苦しい若者も多いでしょうし50歳以上でもネットスーパーで買い物できる人もいます。年齢で区切るのはやめた方がいいと思います。	本市では、新型コロナウイルス感染症感染者数の大幅な増加により、自宅療養者が増加したため、自宅療養支援パックを一部の方への配付に変更しております。 具体的には、50歳以上の方で、自宅療養支援パックを希望されるかを電話で確認し、必要な世帯へ配付を行っております。また、49歳以下の方につきましても、食品のオンライン注文等が困難な方、近隣に支援者がいない方など、食料品等の確保が困難な方については、配付を行っております。 なお、大阪府へのまん延防止等重点措置が延長となった3月7日以降は、電話での希望確認を行う年齢を65歳以上に変更しております。	地域保健課	R4.2.24	R4.3.9
167	吹田市医師会にたいする業務委託について	かかりつけ患者様や近隣にお住まいの皆様から、市民検診やインフルエンザワクチン、肺炎球菌ワクチンワクチン等の接種がなぜできないのか、開院以来多数の問い合わせを受けております。 吹田市のホームページに、きちんと、医師会会員の医療施設のみと契約していますと書くべきだと思いますが、なぜ書かないのですか？ なにか後ろめたいことがあるのですか？	日頃より本市保健行政にご協力いただき大変感謝申し上げます。 市民の声No6210及び6222でもご回答差し上げた通り、本市の契約条件等を履行できる団体等に業務をお願いしているものです。	保健センター	R4.2.18	R4.3.8

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
168	吹田市の検診・ワクチン業務が医師会員に限定される理由について	吹田市医師会の病院で、市民の検診業務・ワクチン接種は、十分カバーできているとの返信を頂いておりますが、なぜ、コロナワクチン個別接種のみ当院で可能なのでしょうか？ 公的な補助のあるコロナワクチン個別接種が当院でできて、その他のワクチン接種や検診業務ができない理由をお聞かせ下さい。 近隣に住む当院のかかりつけの患者さんからは、当院でのワクチン接種や市民検診の受診を希望されています。 かかりつけ主治医がかかりつけ患者さんの病態把握をするのがよいと考えますが、なぜ、それができないのでしょうか？ わざわざ、自宅から離れた病院に検診やワクチン接種に出向かなければいけない理由をお聞かせ下さい。 吹田市市長が最終責任者でしょうか？ ご回答頂いた内容を、そのまま、かかりつけ患者様に説明し、当院ホームページでも公開しますので、今回の返信には、必ず、責任者の名前も入れて下さい。	日頃より本市保健行政にご協力いただき大変感謝申し上げます。 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンにつきましては、感染拡大を防止し、国民の生命及び健康を守るため、円滑な接種を実施する必要があることから、国が主導で接種体制を構築しております。接種については、原則、住民票所在地の市町村において行うこととなりますが、住民票所在地以外においても接種を受ける機会を確保する観点から、全ての接種実施医療機関等との間で契約を締結するという国の方針に基づき、貴医院へ接種のお願いをさせていただいているものです。 一方、定期予防接種につきましては、市が実施主体となって実施しているもので、適正かつ円滑に予防接種を実施するため、市の要請に応じて予防接種に協力する旨を承諾した医師が医療機関で行う個別接種を原則とすることから、市民の声No6222でご回答させていただいたとおり、本市の契約条件等を履行できる団体等に業務をお願いしているものです。 最後に、保健センターにおける予防接種事業（新型コロナワクチン接種を除く）については、〇〇と〇〇が担当しております。	保健センター	R4.2.18	R4.3.8
169	医師会独占の委託業務について	「吹田市医師会は市内298の医療機関を会員としていることから、契約を締結することで、おおむね市内全域において高齢者インフルエンザ予防接種を実施することができると考えています。 しかしながら、通院困難な方に対しても予防接種の機会を講じる必要があることから、吹田市医師会員である医療機関だけでは不足する、往診や高齢者施設等での接種を実施していただける医療機関については、医療機関と個別に委託契約を結んでいます。」との、返信を頂きましたが、当院は、高齢者専用のマンションが隣接しており、そこにお住まいのかかりつけの患者様が増えております。〇〇病院に行くには、高齢で足が悪く大変だったため、近くに病院ができて嬉しいとの声を頂いております。 しかし、保健センターの対応は、相変わらず、医師会員のみ限定とのこと。 当院近隣のかかりつけの患者様が当院での接種を希望しているにもかかわらず、医師会会員に限定する理由をお聞かせ下さい。 ちなみに、コロナワクチンは、毎週50－120件程度、近隣の方を接種しています。 改善を望みます。	日頃は、本市保健行政にご協力いただき大変感謝申し上げます。 高齢者インフルエンザの予防接種の助成事業につきましては、地方自治法第２３４条第２項及び同法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づき、契約の条件等を満たす委託先として、吹田市医師会と契約を締結しているところです。 ただし、ご回答させていただいたとおり、通院困難な方に対しても予防接種の機会を講じる必要があることから、吹田市医師会員である医療機関だけでは不足する往診や高齢者施設等での接種を実施していただける医療機関とは、ケース数にかかわらず、個別事由に基づき、別途委託契約を結ばせていただいております。しかしながら、今回お話しのありますケースにつきましては、通院が可能な状況にあることから、契約に必要となります個別事由に該当するものとは現段階では考えておりません。	保健センター	R4.2.17	R4.3.3

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
170	ワクチン接種、検診業務について	高齢者に対するインフルエンザワクチンや肺炎球菌ワクチン、胃癌検診などの吹田市が補助を行っている医療行政は、医師会会員の医療機関でしか受けることができない。 市の税金で行っているに関わらず、特定の団体にしか業務の参入を認めない状況はおかしい。高齢者に対するインフルエンザワクチンや肺炎球菌ワクチン、胃癌検診などの吹田市が補助を行っている医療行政は、医師会会員の医療機関でしか受けることができない。 医師会会員以外にも業務をできるよう保健センターに伝えたが、事務手続きが煩雑になるという理由で断られた。 市の担当者に、医師会に入会していない医療施設はどれくらいあるのかと質問したら、把握していないとの回答であった。 市の税金で行っているに関わらず、特定の団体にしか業務の参入を認めない状況はおかしい。	本市で開設いただいている医療機関は約370（歯科を除く）ございます。これらのうち、実施医療機関への国の通知やマニュアルの周知、研修など、円滑な実施体制が確保でき、かつ支払いなどの事務の効率化が図られるという契約の条件等を満たす委託先として、吹田市医師会と契約を締結しております。 さらに、胃がん検診等各種健（検）診事業につきましては、結果通知書の作成や保健指導対象者の階層化にかかるシステムの構築、検査機関と協力医療機関や本市への帳票や画像等の搬送、要精密検査となった場合の帳票等の協力医療機関への配布などを行っていただく必要があります。 また、がん検診につきましては、適切な方法及び精度管理の下で実施することが不可欠であることから、一次・二次読影の体制の整備や実施方法の改善等、精度管理が可能であることも併せて必要となります。 以上のことから、高齢者に対するインフルエンザワクチンや肺炎球菌ワクチン、胃癌検診など、本市の契約条件等を履行できる団体等に業務の方をお願いしているものです。	保健センター	R4.2.14	R4.2.28
171	子供たちのワクチン接種について	小児は努力義務なしなので、接種券を送付して積極的に進めることは控えて頂きたいです。 接種券を送られた人は、受けなければならないという心理的圧迫を受けます。 申請制にしていただき、親がワクチンのリスクとベネフィットをよく考える機会を与えてください。 そういう自治体もあるようですので、吹田市もできると思います。 また、宮沢孝幸准教授の昨日のフォーラムで説明された内容が興味深いものでした。	対象者の方に接種券を送付する際に、ワクチン接種は任意のものであり強制ではないことや副反応について記載したリーフレットを同封させていただき、ワクチン接種についての正しい知識を保護者と接種される本人で共有し、一緒に考えていただける情報を提供するとともに、市ホームページや市報等においても情報発信してまいります。	保健センター	R4.2.21	R4.2.24
172	コロナ3回目接種パンフレット内容の件	追加（3回目）接種に使用するワクチンについてのお知らせについて、（ワクチンを受けるにわご本人の同意が必要です。）の文章にワクチンを受ける際には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持っていただいた上で、ご本人の意思に基ずいて接種をご判断いただきますようお願いします。 上記の文章ですが、コロナの3回目ワクチンの効果、副反応の正しい知識をおしえてください。私は医療の勉強もしていませんし、3回目のワクチンの副反応のリスクは もう公表されてるのですか？正しい知識がないのでワクチンは打つ資格なしとのことですか？3回目のワクチンを打った方が良いと判断されたのは行政ではないのですか？ とりあえず、正しい知識の資料をメールください。問合せ電話番号でもいいです。	新型コロナウイルスワクチン追加（3回目）接種の効果については、追加接種を行わなかった場合と比較して、デルタ株等に対して、感染予防効果や重症化予防効果等を高める効果があるとされております。 一方、副反応については、初回（1，2回目）接種と同様に接種部位の痛みや頭痛、発熱などの症状が現れることがあり、また、まれな頻度でアナフィラキシー（急性アレルギー反応）が発生したことが報告されています。 新型コロナウイルスワクチン追加（3回目）接種に係る安全性や有効性については、厚生労働省のホームページを御確認ください。 また、厚生労働省では新型コロナウイルスワクチンに関する電話相談窓口を設置しています。 「厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター」 電話番号　0120-761770（フリーダイヤル）	保健センター	R4.2.21	R4.2.24

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
173	ワクチンの接種券が来ないことについて	表題の通りです。ワクチンの3回目の接種券が高齢者の両親の分は届きましたが、基礎疾患のある私の分がまだ届いてません。3月になると多くがモデルナになるそうなので早く打ちたいです。まだ30代前半なのでモデルナは副反応が強く、過去2回ともファイザーを打ちましたが、2回目を打った翌日早朝に38度5分の熱が出ました。3回目もファイザーを希望しているので早く接種券を送ってください。大阪では16人に1人がコロナに感染しているという異常事態。関東に住んでいる同級生もコロナに感染して死にかけたそうです。	吹田市では65歳以上の方と64歳以下の方に区分し、2回目のワクチン接種日に応じて、順次接種券を発送しています。 御年齢、2回目ワクチン接種日別の接種券の発送日については、吹田市HPをご確認ください。 なお、発送日を1週間～10日間程度過ぎても接種券が届かない場合、接種した記録が登録されていない場合や郵便の不着などが考えられますので、改めてお問合せいただけますようお願いいたします。	保健センター	R4.2.21	R4.2.24
174	吹田市が配布したコロナワクチン接種に関する	吹田市が配布したコロナワクチン接種会場一覧に当院が掲載されておらず、本日受診されたかかりつけ患者さんから、当院ではワクチン接種は行っていないと思って他院で予約したとの報告を受けました。 いったい、訂正はいつになるのでしょうか？ 紙媒体に掲載するのは、医師会員のみですか？ 税金でも行っているかかわらず、このような扱いはおかしいと思います。 医師会との癒着が酷すぎます。 これは、吹田市としては、全く問題無いと考えておられるのでしょうか？	新型コロナウイルスワクチン接種に係る個別接種実施医療機関一覧につきましては、ホームページへの掲載分は、御指摘を頂いた後、直ちに掲載いたしましたが、接種対象となる市民の方への個別通知に同封している一覧につきましては、委託業者による工場での印刷のため、すでに印刷が完了している分もあり、訂正した原稿の反映が本年3月7日発送予定の封入分からとなっております。 貴院の掲載が遅れましたことを、重ねてお詫び申し上げます。	保健センター	R4.2.18	R4.2.22
175	保健センターから嫌がらせを受けています	コロナワクチン個別接種の会場一覧に、当院は掲載されておりません。 そのことについて、保健センターに問い合わせたところ、 個別接種会場一覧については医師会とりまとめのものになりますので掲載先は医師会会員の医療機関のみとなります。ご了承いただきますようお願い申し上げます。 との返信が来ました。吹田市医師会に問い合わせたところ医師会は全く関与しいていないとの返答であった。 2／10の市長名義の「ワクチンの追加接種の促進」に関する通達も当院へは、患者さんからの問合で判明し、保健センターに連絡するまで送られてこなかった。 コロナワクチン個別接種になっているにもい関わらず、当院へは市からの情報がもれ、会場としても外されております。 吹田市のコロナワクチン個別接種は、国から委託ではなく、日本医師会から業務をうけおっておられるのですか？	新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、国の主導のもと、全国知事会及び日本医師会がそれぞれ市町村及び接種実施医療機関等の代理人として契約を締結する集合契約となっております。 個別接種実施医療機関一覧への掲載漏れや、通知が遅れたことにつきましては、当方の認識誤りや事務手続きの遅延によるものであり、深くお詫び申し上げます。 ホームページに掲載している個別接種実施医療機関一覧には、御指摘を頂いた後、直ちに掲載しております。 今後は、このようなことがないように努めてまいりますので御理解賜りますようお願いいたします。	保健センター	R4.2.14	R4.2.17

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
176	乳がん検診の年齢を早めてほしい	吹田市在住30代女ですが、最近乳がんを宣告されました。私のような世代の乳がん患者は確かに数が少ないですが、20代30代でもなる人はいますし、自治体の定期検診も行われていない年代ですので、自分でしこりに気づいて受診することが多いです。しこりは1～2センチないとなかなか気付きませんし、そうなると、既に転移を始めており、ごく早期というわけではなくなってしまっています。私もそうでした。予算の関係があるのはわかりますが、もっと若年層も乳癌検診を受けられるようにしていただけませんか。私も定期検診などにはまめにいく方でしたので、乳癌検診があればきっと行っていたと思います。よろしくお願いいたします。	市町村が行う対策型がん検診のあり方につきましては、国の「がん検診のあり方に関する検討会」において議論され、その対象や具体的な方法は、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に示されております。 その中で、40歳未満の方への乳がん検診につきましては、現時点では、死亡率減少という利益が明らかにされておらず、検査の擬陽性や、過剰診断等の不利益が、利益を上回る可能性が否定できないものと位置づけられており、本市におきましても、40歳未満の方の乳がん検診については、実施しておりません。 今後、国の動向を注視し、若年層への有効性が明らかになり、実施方法等が示された際には、本市においても、検討を進めてまいりたいと考えております。 また、早期に乳房等自身の体の変化に気づくことができるよう、日常健康管理としてのブレストアウェアネス（ご自身の乳房の状態を意識する生活習慣）や、気になる症状があれば速やかに受診することについて、積極的に啓発を行ってまいりたいと考えております。	保健センター	R4.1.31	R4.2.10
177	接種券	当方は、〇〇区の〇〇病院で病室などの日常清掃に携わっている関係で昨年6月に1,2回のコロナワクチンの接種を受けましたが、追加の3回目の接種券が7ヶ月以上たった2月になっても届きません。 webで接種券の請求もしましたが、いつになったら届くのでしょう？	お調べしたところ、〇〇様の3回目接種券は令和4年1月31日に発送させていただきました。到着していないようでしたら再度お問い合わせください。	保健センター	R4.2.2	R4.2.10
178	保健所コロナ電話対応	コロナに陽性1/21になり、陽性確定の電話の後、保健所からの電話連絡を待ってと言われるがかかってこない。吹田市の保健所の電話番号が繋がらず、繋がっても2分で自動的に切れる。陽性か確定してない人の問い合わせ番号にもなっており、かかる見込みがない。早急に、陽性者対応と、それ以外の人を分けて、二回線対応の番号を作って欲しい	御不安を抱える中、御不便をお掛けし大変申し訳ございません。 陽性と判明した方への連絡につきましては、順番に対応させていただいておりますが、感染者急増により連絡が遅れているほか、保健所の電話についても大変混みあった状況となっております。 陽性が判明しているが保健所から連絡がない場合は、大阪府が設置している「自宅待機者等24時間緊急サポートセンター」（TEL：0570-055221）の御利用が可能であり、お待ちいただいている間に体調が悪化した場合の御相談等に対応しております。 その他、「吹田市新型コロナ受診相談センター」（月～金曜日午後9時～午後5時30分TEL：06-7178-1370、夜間・休日TEL：050-3531-4455）等複数の相談先をご用意しており、現在のところ体制の変更の予定はございません。 可能な限り早急な対応に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。	地域保健課	R4.1.27	R4.2.8
179	三回目コロナワクチン接種券について	ブースター用の接種券を年齢区分を取り払って、すべからく発送していただけないでしょうか。 近隣の自治体と比較しても吹田市の発送は遅すぎると思います。 国も接種を前倒しすると表明していて、府知事も年齢の枠を取り払う意向のようです。 しかしながら接種券がなければ、こちらは動けません。 前回、接種登録も吹田市は遅れていて問題視されてました。 ここで挽回していただけませんか。	3回目のワクチン接種について、一度に多くの方に接種券を発送した場合、予約や問い合わせ等が大幅に増加し、混乱が生じることが懸念されることから、当初の国の方針に基づき、年齢と2回目の接種日に応じて順次接種券を発送させていただいております。 令和4年3月以降は65歳以上の一般高齢者は2回目接種後から6か月、64歳以下の方については7か月で接種券を発送する予定となっております。 3回目の接種券の早急な発送に努めておりますが、度重なる国の方針変更により、接種券発行に大きく影響が出ている状況です。 市民の皆様には大変ご迷惑をお掛けしますが、今しばらくお待ちくださいますようお願い申し上げます。 3回目のワクチン接種については、今後も国の動向を見極めながら進めてまいります。 また、発送スケジュールの前倒し等、今後変更がございましたら、吹田市ホームページにてお知らせいたします。	保健センター	R4.2.3	R4.2.8

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
180	昨年11月26日の府の感染者の発表について	吹田市は感染者の情報は府のHPに飛ぶばかりですが昨年11月26日の府の発表でいきなり10件以上の感染経路不明者が吹田市児童施設、高齢者施設などにクラスターの一部として計上しなおされる事態が起こりました。あれはなぜああなったのですか？吹田市が府に正しい情報を出していなかったのですか？市独自でクラスターの情報くらいは発表するべきと前々から申し上げています。これからも市独自でクラスターの情報公開をし、市民を感染から守るお考えは後藤市長にはないのでしょうか。	クラスターの把握は、保健所が行う個々の陽性者への「積極的疫学調査」の情報をもとに総合的に判断しているものであり、発症日や調査の時期によりクラスターと認識するのに時間を要する場合があります。 引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染者情報等については、感染症のまん延防止と感染された方等の人権への配慮、並びに個人情報保護の観点から、大阪府と連携し、必要な範囲のみ公表するとともに、感染予防に向けた必要な情報を広く市民に発信していきます。	地域保健課	R4.1.24	R4.2.7
181	吹田市民病院のコロナ感染対策に不安	吹田市民病院に来院される患者・介助者・同行の運転手などの検温されない方を見受けます。また病院スタッフが不在の時が有り、感染力が強いオミクロン株で感染者が激増（先週1週間で約1606人）の中で不安を感じ、投稿します。 下記に市民病院の現状と阪大歯学部病院の現状について記しておりますので、改善をされるように又市民病院は、他の施設の模範となるようなコロナ感染対策をされる事を望みます。 A－添付画像1；検温（画像は、R3年・異なる日にち）。万が一発熱されていたら・・・ ・来院者が検温器の所に必ず来るような動線になっていません。また岸辺駅方面から右側通行で来られる方は、検温器前のバリケードが総合案内所の関係で、支障に。誘導路があれば良いかと・・・ ・体調不良で来られる初診の方は、手続きの場所が分からず、また早く診てほしい・・意識が優先して、初診の窓口に直接。 ・紹介状を持って来られた方は、再来器を使う事も無く、紹介状の受付窓口に直接行かれます。 ・2階北側入口。駐車場から来られた来院者で、同行者や運転手（患者さんを先に1階正面で降車させた後で駐車場へ）さんが、検温をされずに患者さんの方に行かれる方がおられます。 ・冬場は、メガネが曇る事から“鼻出しマスク”の方も見かけます。 A－添付画像2；車いすの患者さんの検温。万が一発熱されていたら・・・ ・上；この方は、車いすを他の患者さんの支障のない場所に置いて、介助者が受付窓口へ。車いすの方は、検温されずじまい。 ・中；車いすの方は、検温器のセンサー部が高い位置にあり、検温不可と思います。 ・下；検温器の所に、病院のスタッフが居られたので、ハンディ型の検温器で測定。左側の方は検温されず。 A－添付画像3；病院のスタッフが居られますが、「検温のお願い」の声掛けも無く、どのような役割を指示されているのでしょうか？ B－添付画像4、5；阪大歯学部は、検温～患者・付添人の体調、家族の感染状況などについて「問診票」に記入。病院職員が来院者全員の確認。 ・市民病院では、A～Dなどの各受付ケ所に“このような症状はありませんか？”の用紙がカウンターに置いてあるだけ。自己申告方式で職員からの確認の言葉の声掛けも有りません。 ・患者さんの中には、高齢者や緑内障・白内障の方、車いすの方。加えて同行者の確認は、フリーパスの状態。 ・患者さんで、当日が採血のみやCT検査・MRI検査の方は、再来器に診察券を投入後、当該場所に行かれるので健康状態の確認はどのようにされているのか不安。 ・阪大の病院では、入口と出口を夫々専用にしておられて、来院者全員の確認をされています。 1手指消毒⇒2検温⇒3問診票記入・確認⇒4再来器、初診受付。5問診票を受診窓口に提出。ルートが水色のラインが床面に施されて分かり易いです。 ※阪大の病院では、第一波から上記の方法で運用をされています。 C－添付画像6；病院内の換気について、大阪府からは「定期的に窓や扉を開けて喚起を」と言われていますが、市民病院ではこのような光景を見たことが有りません。 ・北側の通路の天井には、換気の排気口が有りますが、室内からの暖かい空気が排気されているケ所と、全く排気が無い箇所も有ります。 ・阪大では、定期的に「窓を開けて換気をする時間になりました・・」が館内放送されています。 D－添付画像7；市民病院2階のレストランには、大阪府が推奨されている“ゴールドステッカー”が貼られていません。コロナ対応をされて認証を受けられてはどうでしょうか？ ・現在、窓際のカウンター席のみ、アクリル板が設置されていますが、テーブル席（2人・4人）にはアクリル板は有りません。 対面で座られる方も見かけます。対角線または横並びになるように勧められては如何でしょうか？ ・隣接する職員用の食堂には、アクリル板が無い様に思えます。 ※写真は公表しておりません。	同病院は地方独立行政法人となっており、市が直接、運営を行っていないため、市民病院から聞き取った内容をお伝えします。 当院の外来エリアでは主に以下の感染対策を行っています。 1　新型コロナウイルス感染症患者との接触がある場合や、発熱・咳などの呼吸器症状、味覚異常、嗅覚異常が続いている場合は来院前にまず電話でのお問い合わせをお願いしています。 2　来院される方は全員マスクの着用をお願いしており、未装着時には退去をお願いしています。 3　再来受付機前に設置しています簡易の検温器にて外来受診前のセルフ検温をお願いしています。 4　各窓口に飛沫防止シートを設置しています。 5　発熱や咳などの呼吸器症状がある方は、別のエリアで受付と問診を行い、他の患者様と交差しない取り組みを行っています。 2階北側通路の排気につきましては平日の外来診察時は運転を確認しています。また、当院では、外のきれいな空気を取り入れる設備により定期的な換気を行っているほか、可能な箇所においては扉を常時開放するなど感染対策を実施していますのでご安心ください。 レストランにつきましては遮へい板を設置します。 今後も感染の状況に応じて感染防止策を講じてまいります。 なお、当院では、患者さま及び職員のプライバシー保護のため、院内の写真・動画撮影、録音、および SNSへの投稿等は、原則禁止しています。保存されている写真等は削除してください。 ご理解のほどお願い申し上げます。この度は貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。	健康まちづくり室	R4.1.24	R4.2.7
182	1月21日に〇〇テレビで放送された吹田市の保育園もしくは幼稚園での感染について発表が無いのはなぜですか。	1月21日放送の〇〇テレビ「〇〇」において吹田市の幼稚園あるいは保育園でコロナに感染している園児が出たためその兄姉にあたる小学生が100人ほど学校を休む事態になっているという報道がありました。おそらく未就学児の検査結果がでるまで兄姉らは学校に行けないのでしょうが、その数100人にのぼるとなると園ではクラスターが発生していると考えるのが妥当です。しかし府の発表を見ても吹田市のクラスターはなく市のHPにもなんの情報も出ていません。クラスターは起きていないのですか？府に伝えれば府は公表する義務があるはずですが。	クラスターの発生状況につきましては、吹田市ホームページではなく、大阪府ホームページにて公表しておりますので、ご参照ください。	地域保健課	R4.1.24	R4.2.7

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
183	24日発表の児童施設関連クラスターはなぜ77名になってから発表したのか、経緯をお知らせ下さい	昨日24日吹田市の児童施設関連クラスター77名が府の発表に出ましたが21日時点で既に〇〇テレビにて取り上げられているわけであり、いきなり77名計上というのはおかしいのではないかと思います。5名以上のクラスターであることが確定すれば発表すべきではないのでしょうか。いつ最初の感染者が分かりどのような経緯で77名のクラスターになったのか、お知らせ下さい。	ご質問のあった児童施設関連クラスターにつきましては、短期間に多数の陽性者が判明したものです。市としては、詳細について公表しておりません。	地域保健課	R4.1.25	R4.2.7
184	不育症検査助成金について	今年度の不育症検査及び不育症治療の助成金を決めていただき、感謝しております。しかし、もう少し助成金の対象となる検査を広げていただけないでしょうか？ 流産した胎児の染色体検査が対象とのことでしたが、私が受けたのはGバンド法ではなく、より高額で詳しく調べるPOCでした。その検査法では助成金の対象外であるとクリニックから伝えられました。検査対象は同じなのに、検査方法が違うだけで対象外というのは納得がいきません。 あと、流産した人全員が胎児染色体検査をするわけではないので、夫婦染色体検査や不育症検査(免疫や血液凝固要因など)についても助成金の対象にするよう検討していただきたいです。	吹田市では、不育症検査費用助成事業の国の要綱に基づき、国が指定する特定の不育症検査を受けられた方に、その検査費用の一部を助成しています。 不育症の検査につきましては、有効性や必要性について明らかな科学的根拠が示されているものと、研究段階のものがあります。様々な手法の検査がありますが、現時点では、臨床的エビデンスが十分にあり推奨される検査（推奨検査）とされる「流産検体を用いた染色体検査（Gバンド法による染色体検査）」を助成の対象としています。 今後も引き続き、国や不育症の動向を見定めながら、事業の内容について検討していきます。	地域保健課	R4.1.24	R4.2.2
185	将来もらう年金が少なく生活出来ない可能性	現在自営業しています、副業もしています60歳です、年末の掃除で将来もらえる年金額が年間で70万しかない事がわかりました、自営業もあと出来て15年が限界、副業も体力必要なのであと10年しか無理と感じています、コロナの影響で自営業も止まったままで将来に大きな不安が出できました、まだ10年後の事になりますが何か対策案はあるのでしょうか？	これまでは、明けない夜は無いとの思いで事業を継続されてきた自営の方々が、コロナ禍が長期化する中で、先行きに不安を感じられるお気持ちは、深くお察しします。 生活困窮者自立支援センターでは、コロナ禍における各種生活支援策の御案内や、将来に向けた生活相談を承っています。また、厚生労働省のホームページには、生活を支えるための支援についてのリーフレットも掲載されていますので御参照ください。	生活福祉室	R4.1.4	R4.1.17
186	府営住宅3棟階段付近での喫煙について	12月25日17時過ぎ、吹田市藤白台の府営住宅3棟にとんでもない人がいました。藤白台の府営住宅3棟でエレベーターを降りてエントランスに向かう途中、階段から高齢の男がエントランス方面に降りてきたのですが、なんと男は顎にマスクをしてタバコを吸いながら歩いていました。近隣の5棟などは敷地内喫煙は禁止だし、3棟も苦情を受けてか駐輪場などの敷地内では禁煙となっています。駐輪場でも禁止なのに階段で吸うなんてありえません。市の方からも自治会に通報し、今度の議題としてあげてくださいますようお願いします。追記：またエントランスの掲示板に敷地内は禁煙（住宅内、共用通路・階段、エントランス、駐輪場含め）という張り紙お願いします。最近は違法喫煙に関してはかなり減っています。このまま撲滅していきたいです。	令和4年（2022年）1月4日に、当該府営住宅を管理している大阪府住宅供給公社に連絡し状況確認及び御意見についてお伝えいたしました。 御指摘いただきました場所における喫煙については居住空間であるため、現在の健康増進法の規制対象外となり、行政としましては指導等の対応は困難でございます。 しかしながら、共用部分で多くの住民の方が通られる場所であることから、望まない受動喫煙を防止するための配慮ができないかお話したところ、大阪府住宅供給公社から自治会に今回の御要望をお伝えいただきました。また、市作成の啓発ポスター（居住空間での受動喫煙への配慮）の掲示についても提案したところ、自治会で御検討いただけることになりました。 法の対象外によるたばこの煙により困っておられる方々の実情を踏まえ、引き続き望まない受動喫煙を防止するため啓発を行ってまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。	健康まちづくり室	R3.12.27	R4.1.7

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
187	住所地特例制度と重度障がい者医療費助成制度について	以前母は吹田市の一般住宅に居住していたが、現在は大阪市内にある高齢者施設に住民票を置いている。 このような中で、令和3年11月1日付で、母が大阪市から発行を受けていた「重度障がい者医療証」の発行元が「住所地特例制度」により以前居住していた吹田市に変更になった。 令和3年10月から母は病院入院しており、吹田市では大阪市と異なり入院時の食事代の自己負担に対する助成がないため、令和3年11月分から病院への支払いが高額になる見込みである。 既に大阪市民である方に対して住所地特例制度を適用させたことは納得できないので、大阪府に「住所地特例制度」について問い合わせを行ったところ、「大阪市と吹田市で話し合って、大阪市で『重度障がい者医療証』を発行してもらえるか問い合わせるように。」「市民の方に不利益を生じさせる制度変更ではない。」とのことであった。 なぜ、住所地特例制度を導入し、なぜ、既に大阪市民である方に住所地特例制度を導入させるのか。大阪市または吹田市でこれまでどおり入院時の食事代の助成を受けられるようにご配慮いただきたい。	このたびは、大阪府・大阪市及び吹田市にお問い合わせをいただき、ご負担をおかけしましたことをお詫び申し上げます。 御指摘の入院時食事療養費の助成制度につきましては、大阪市が独自に実施しており、大阪市が発行した「障がい者医療証」をお持ちの方が対象となっている制度ですが、本市においては該当する制度がございません。 一方、「重度障がい者医療証」を発行する「重度障がい者医療費助成制度」につきましては、大阪府の補助制度に基づき、大阪府内の各市町村が実施しております。 また、「住所地特例制度」は、原則住所地の自治体が行う社会保障について、原則どおりに行うと施設が多く所在する市町村の財政負担が過重になることを理由に、施設等に入居される前の住所地の自治体が社会保障を行う制度であり、国民健康保険や介護保険でも導入されているものです。 大阪府の「重度障がい者医療費助成制度」においても、市町村間の財政負担の不均衡が生じていることから、大阪府と府内の各市町村が共同して改正を行い、令和3年4月1日からは高齢者向けの施設等も住所地特例制度の対象となりました。その際に、市町村間の不均衡を早急に是正するため、高齢者向け施設など、新たに住所地特例制度の対象になる施設に既にお住いの方につきましても令和3年11月1日から住所地特例制度を適用させることとなり、お母様もその対象となった次第です。 大阪府は「補助金交付要綱」により「重度障がい者医療費助成制度」における各市町村への補助制度について定めており、府内各市町村はこの「補助金交付要綱」を基礎にして条例等により制度の実施内容等を定めております。 今般、〇〇様が大阪府にお問い合わせをされた際、大阪府の担当から「大阪市と吹田市で話し合って、大阪市で『重度障がい者医療証』を発行してもらえるか問い合わせるように」という返答があったとのことですが、大阪市によると大阪市の規定では、市町村間の話し合いで「住所地特例制度」の適用を変更できることにはなっていないとのことです。吹田市でも規定によらず他市と財政負担を変更することはいたしかねます。 また、吹田市に存在しない食事療養費の助成を吹田市の予算で負担することは困難です。 以上により、重度障がい者医療証の発行及び医療費の負担については本市が責任をもってお引受けいたしますが、入院時食事療養費の助成については、大変恐縮ではございますが本市では対応させていただくことができません。 ご期待に沿ったお答えをできず誠に申し訳ございませんが、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。	障がい福祉室	R3.12.20	R3.12.28
188	座位保持イスの昇降機能について	先日、子ども（障害者手帳1級、療育手帳Aの重度障がい児）の為の座位保持イスの作り替えの申し込みをさせて頂きました。 その際、昇降機能がつけれる条件を言われました。 その場でも意見を言わせて頂き、私の意見書の作成もさせて頂きましたが、大阪府に相談するとのことでした。 支給券の決定は吹田市がされているとのことですので、吹田市が考え方や昇降機能の条件を変更していただかないと、私だけでなく障がい児を育てている多くの保護者（介助者）が困っている状況です。 昇降機能はなぜ介助者の為にはつけれないのか、介助者の心身の健康は介護していくうえで必須条件だと思います。 また、座位保持イスに座り、食事、遊び、兄弟児とのやり取り、家族とのやりとり等様々なことを通して、日々の生活を通して成長していくのではないでしょうか？自分で動くことができないからこそ、その大事な瞬間を有意義に使うためにも昇降機能は必要だと思います。 どうかしっかり検討していただきたく思います。	このたび補装具費として御申請いただきました座位保持装置のうち、昇降機能付き構造フレームにつきましては、原則として、その機能を使用することにより自力乗降が可能となる方や、その機能が生活面においてどうしても必要であるという理由のある方が交付の対象となります。また、学校の机や食卓テーブルの高さなど使用環境が異なる場合におきましては、基本的に机やテーブルの高さなど環境因子を調節することが優先され、昇降機能の付加による利便性の向上や介護者の負担軽減という理由のみでは、現時点において交付を認めておりません。何卒御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。 なお、大阪府にも問い合わせをいたしましたが、当該事案について交付の対象となる旨の回答は得られておりません。	障がい福祉室	R3.12.15	R3.12.28

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
189	市政に対するご意見・ご要望「関西大学千里山キャンパスにおける健康増進法29条違反について」	吹田市保健所御中 過去に何度も指摘していることですが、関西大学千里山キャンパスでは、以前と同様に違法喫煙が野放しにされています。規範意識の鈍麻した喫煙者が多数います。彼らが卒業後、社会に出て法律や条例違反の喫煙により他者に危害を加えるのかと思うと戦慄を覚えます。 12月20日15時過ぎ及び16時過ぎ、中央体育館横の特定屋外喫煙場所の区画の外で違法に喫煙する者が多数いました。違法喫煙者を囲むように談笑する者もいて受動喫煙が生じています。 この他、学内の至るところにタバコの吸い殻が投棄されていました。いずれも健康増進法29条違反及びその痕跡です。 一度学内へと立ち入り検査して下さい。違法状態が野放しにされているが一目瞭然です。早く見にいって下さい。喫煙者からは過料を徴収すべきです。管理権原者の説明を鵜呑みにして騙されるのは止めて下さい。 ※写真は公表しておりません。	お問い合わせいただきました内容について、当該施設の管理権原者に対し確認いたしました。 喫煙の問題については学内においても重点的に対処すべき問題と捉えており、特定屋外喫煙場所の区画の外での喫煙を防止するため、年度内に喫煙所の改修に着手していくとのことであり、引き続き学内外の巡回指導及び周知啓発の強化をお願いしております。	健康まちづくり室	R3.12.21	R3.12.27
190	入院が月をまたぐ場合の高額医療費の限度額について	この度、同居家族が網膜症の手術をしました。その際、入院が2か月に渡ることから、高額医療費の限度額を超えず、自己負担額がかなりの負担となっています。障害者で年金生活者の為、なんとかならないでしょうか。	医療費の計算は月単位での計算となりますので、1つの医療機関で自己負担限度額を超えない場合は、月ごとに自己負担割合（1～3割）に応じた金額をご負担いただくこととなります。 ただし、同じ月に複数の医療機関で診療があり、その月の自己負担額の合計が自己負担限度額を超えると、高額療養費に該当する場合があります。詳しくは、同居のご家族様が加入されている健康保険にお問合せいただきますようお願いします。 なお、国民健康保険、または後期高齢者医療保険に加入されており、高額療養費に該当した場合は、診療を受けられた月の3～4か月後に通知を送付させていただいております。 また、障がい者の方で要件を満たしている場合は、自己負担分の一部の助成を受けることができる場合があります。詳しくは障がい福祉室（06-6170-4816）にお問合せください。	国民健康保険課	R3.12.14	R3.12.21
191	3回目のワクチン接種	3回目のワクチン接種の計画について教えてください。 当方、2回目を6月に接種しました。	新型コロナウイルスワクチン3回目接種につきましては、国が示すとおり2回目接種後から原則8か月経過された方から接種券を発送することになります。 〇〇様におかれましても、2回目接種後から8か月経過後に接種券が発送される予定ですので、しばらくお待ちください。 （2回目接種が6月なので、令和4年2月中にはお手元に届くかと存じます。） 申込みについても、今後、市報やホームページ等でお知らせしていきますので、御理解いただきますようお願いいたします。	保健センター	R3.11.26	R3.12.3
192	風邪でお医者の診療拒否の件	本日朝から喉だけかイガイガするのでお医者さんに見てほしいと事前にお電話したら、みんな診察拒否でした。吹田市の医療機関は一体どうなつているのですか？正直ビックリしてます。仕方なく大阪府救急センターに電話し、何件かあたり大阪市内でようやく見つけました。吹田市の医療機関はこれは大きな問題だと思います。診察拒否は、公開をしてください。	相談者に対し、医療機関が正当な理由もなく診察を拒否することは、医師法に定められた応召義務違反となる旨を説明しました。 該当診療所から、時間をずらしての来院依頼や、診療可能な他の診療所を紹介されたりはしなかったか。また、保健所から診療所に対し状況確認を行いたいので、どこの医療機関にどのような対応をされたのかを尋ねるも、「覚えていない。のどは治ったし、この件についてはもういいです」との事でした。 もし状況等を思い出せば、保健所に連絡をいただきたい旨依頼いたしました。	保健医療室	R3.10.29	R3.11.4

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
193	コロナワクチンの健康被害救済制度について	コロナワクチン摂取において健康被害をうけた際の救済制度を利用しようと、担当窓口の保健センターにご連絡いたしました。 すると、症状等経過を聞き取るよりもまず最初に、手続きが煩雑だ、認められるとは限らない、判断が降りるまでの期間が1年半から2年かかる、医療費がかえってくるものではない、など申請をとどまるよう勧めるような発言をされました。 認められない可能性があるのは承知の上申請はする旨伝えて、後日連絡いただけるとのことだったので、連絡先をお伝えしてその日は終りました。 しかし、一週間待ってもなんのご連絡もなかったので、必要書類等を知りたくてこちらから再度ご連絡しました。 お電話をとってくださった方に、軽く経緯と必要書類を知りたい旨お伝えしたところ、再度重症じゃなければ認められませんけど申請するんですかといわれました。再度認められない可能性があるのは承知の上、申請はしますとお伝えしたところ、わかる方に繋いでいただき、必要書類を教えていただきました。 貴市もリンクを貼られている厚生労働省のサイト等を拝見し調べたところ、申請受理からの処理期間の目安は12ヶ月程度であり、因果関係の有無は問題になりますが、軽症だと認められないとの一文は見当たりませんでした。 医療費の自己負担分についても認められた場合は支給されるものかと思いますが違うのでしょうか。 事実を過大に伝えすぎではないでしょうか。 また、電話がないからと電話してきた相手に、経緯を確認するより先に、再度申請意思の確認をする必要性が私にはわかりかねます。 ご対応してくださった皆さんが同じようなご対応なので、理由は分かりませんが、貴市では何としてでもこの制度を利用させたくないんだなと捉えています。 リスクがある中、接種を決めたのは自分なので、仕方ないとは思っていますし、このご時世大変なのは重々承知していますが、用意されている制度を利用するのは、そんなにいけないですか。 申請してもなんだかんだ理由をつけて受理していただけないのかなと不安に思ってしまいます。	この度は、予防接種健康被害救済制度の申請に際し、ご不快な思いをお掛けしまして、誠に申し訳ありません。また、書類の送付時期が通常よりも遅くなってしまったことを重ねてお詫び申し上げます。 保健センターでは、市民の方より予防接種健康被害救済制度のご相談があった場合、ご本人様もしくはご家族様のご理解・ご了承を得た上で手続きが進められるよう、国が個別に審査し、予防接種との因果関係が認められた場合にのみ給付が行われることや、いくつかの必要書類を入手していただくこと等、手続きが煩雑であること、必要書類の入手にかかる費用の補助はないこと、また、認定の有無に関する結果が分かるまでに年単位で時間を要すること等、丁寧な説明に努めております。 今回は、その説明が何度も繰り返されることにより、ご不安な思いにさせてしまいましたので、今後はご相談があった際には同じ担当者が対応するなど、申請された方に不快な思いをさせないよう留意してまいります。	保健センター	R3.10.14	R3.10.21

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
194	集合住宅などの受動喫煙トラブル	以前も相談いたしました。 集合住宅などにおける受動喫煙の相談でチラシも市の方でつくっていただいた事、本当にありがたく思っております。ですが、何ヶ月たっても改善はされません。 東京都のように受動喫煙で困っている場合　警察が介入できるようにしていただきたい。このままでは子供を守ることができません。皆が皆、すぐに引っ越しができるわけではなく、本当に日々困っております。受動喫煙の原因を作っている隣人は事もあろうか、マンションの玄関先やエレベーターホールなどで、遭遇した際こちらに暴言を吐く始末です。子供もその隣人に怯えています。暴言を吐くのは日本人らしき男性と結婚した外国人の女性です。 隣人夫婦2人が共にタバコを吸うため、ベランダ側や廊下から　猛烈に毎日のように部屋に有害が入り込みます。換気ができない。こんなコロナである時期なのに。あげくにすれ違い際に暴言を吐いてくる始末です。子供も何度となく睨まれています。同じ小学校の低学年の保護者です。今年3月に越してきてずっと、吸い続けています。マンションにはチラシも貼っており、自治会からも配慮のおねがい等がありましたが、権利じゃ。ごちゃごちゃいうな。お前が出て行けなど。母親である外国人の女性がそのような態度です。 他者危害者が、被害者に対して暴言を吐く。子供の肺機能を低下させる。綺麗な空気を吸う権利を奪う。すれ違い際に睨み、子供へも威嚇する。受忍限度の範囲を超える案件ではないでしょうか。 吹田市は喫煙問題には力をいれているはずです。大阪府住宅供給公社の物件など、まずは　府や市の息のかかる外郭団体のところから禁煙マンションにしていただきたい。 喫煙所ばかり、減らしても住宅における受動喫煙は増えるばかりです。その点にスポットをあてていただきたい。	居住空間での喫煙についての市作成チラシの全戸配付、掲示板への掲示の実施について、施設管理者に確認いたしました。近隣の方からのたばこの煙により日々苦慮されており、前回同様の回答しかできないのが大変心苦しいのですが、現在の健康増進法におきましては、屋外における近隣の方からのたばこの煙に対する規制は法の対象外となっており、行政としてはこれ以上の対応が難しいのが現状でございます。 しかしながら、喫煙者本人の健康を守り、望まない受動喫煙を防止するため、本市では「スモークフリーシティ・すいた」の実現を目指し、段階的に取組を推進しているところです。今後も受動喫煙防止や禁煙支援に向け、関係部局と連携しながら市ホームページやチラシ、SNSを活用し、より多くの市民の方への周知啓発を図ってまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。	健康まちづくり室	R3.10.5	R3.10.19
195	○○通りの○○たばこ店屋外喫煙所	吹田市○○の○○たばこ店は屋外喫煙所を設置しているが、受動喫煙対策のセパレーション等は何も設置されていない。 通りの反対側を歩いてもタバコの煙・臭いが届いている。 受動喫煙対策を実施するように働きかけて欲しい。	当該たばこ店に令和3年10月18日現地確認をしました。御指摘いただきました場所における喫煙については屋外のため、現在の健康増進法の規制対象外となり、行政としましては指導等の対応は困難でございます。しかしながら、直接店主と話をし、受動喫煙防止のための配慮ができないかお話しましたところ、ポイ捨て禁止、広がって喫煙しない等のチラシを掲示し注意喚起を既に実施しているとのことであり、引き続き喫煙者のマナー向上に向けた周知を行うとのことでした。マナー向上のためのチラシについては、本市作成のものも掲示いただけるとのことで、今後お渡しする予定です。なお、御意見をいただいていましたセパレーションにつきましては、今後○○からの支援を受け、仕切りのある屋外喫煙所の設置を検討されているとのことでした。 法の対象外によるたばこの煙により困っておられる方々の実情を踏まえ、引き続き望まない受動喫煙を防止するため啓発を行ってまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。	健康まちづくり室	R3.10.7	R3.10.19

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
196	30歳代健康診査の受診券が郵送されないことについて	30歳代健康診査の受診券が郵送されていません。去年までは毎年発送されていました。忙しかったりで受診できてないので今年は受診しようと思ったところ、今度は受診券が来ません。一体どうなっているのでしょうか？30代は全員受けれるんですよね？ちなみに社会保険の扶養です。	令和2年度までは、当該年度にて30～39歳になられる方、全員に30歳代健康診査の勧奨はがきを送付しておりましたが、令和3年度からLINEセグメント配信による受診勧奨や健診やがん検診についてわかりやすく説明した各種健診・検診ガイド（冊子）を全戸配布するなど勧奨方法を変更しており、勧奨はがきについては、当該年度の誕生日で30歳となる方へのみ、誕生日の前月末に送付しております。 30歳代健康診査等は、勧奨はがきがお手元になくても受診できますので、吹田市協力医療機関に直接予約の上、受診していただきますようよろしくお願いいたします。 受診票は、各医療機関に設置しています。 なお、今後の健（検）診は、吹田市LINE公式アカウントを「友達追加」して登録していただくと健(検)診の案内がLINEで届くようになります。 案内通知設定につきましては、下記の方法で設定をお願いいたします。 1）「LINE」アプリをスマートフォン等にインストールした後、吹田市LINE公式アカウントを「友達追加」してください。 2）吹田市LINE公式アカウントメニュー画面内の[受信設定]>内容・注意事項等を確認し[許可する]>[健康・医療・福祉]>[検診・健診・予防接種]を選択、誕生日を入力し[登録]で設定は完了です。設定した誕生日に基づき、受けられる健(検)診の案内が誕生月の1日にLINEで届くようになります。	保健センター	R3.10.13	R3.10.19
197	スモークフリー	たばこの煙のない街の実現とは？喫煙者を無くすと解釈します。巷が言うのは勝手です。市が大々的には公平性ではありません。表面上綺麗に聞こえますが喫煙者は必ずいます。さて、その人達どこで吸うのでしょうか？裏路地、歩きながら？公平に喫煙所を設けてください。タバコ税が少なくとも皆さんのお役にたっているはずです。喫煙者にも権利はあるはずです。スモークフリーすいたで喫煙者を追い込まないでください。	本市では、望まない受動喫煙を防止するとともに、喫煙者御本人も喫煙により健康を害することから守るため、「スモークフリーシティ・すいた」の実現を目指しています。 過度な規制を設けるものではなく、市民の皆さまの健康の保持・増進のため、禁煙支援をはじめとした健康づくりへの支援を行っております。 全ての方が健康で安心して暮らせるまちを目指して、スモークフリーシティ・すいたの取組を進めてまいりますので、何卒御理解賜りますようお願いいたします。 （担当：健康まちづくり室） 喫煙所に係る内容につきましては、環境部環境政策室から回答いたします。 本市では、まちの環境美化の推進を目的として、吹田市環境美化に関する条例に基づき、市内全域の道路や公園でのポイ捨てや歩きたばこを禁止しております。 また、ポイ捨てや不適正な路上喫煙を特に防止する必要がある地域（阪急吹田駅周辺など市内9ヵ所）を環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区（以下、「重点地区等」と省略します。）に指定しており、各エリア内に市指定喫煙所一覧のとおり、市内6箇所に喫煙所を設けて、利用していただいているところです。 また、重点地区等に指定していないエリアでの喫煙につきましては、通行の妨げとならない場所で立ち止まり、吸い殻入れの使用をお願いしているところです。 一方で、本市はスモークフリーシティの実現に向けて、全庁挙げて取組を進めているところでございますので、今後、新たな場所に喫煙所を設けていくことにつきましては、現時点では検討しておりません。 市指定喫煙所一覧 1.江坂公園 2.豊津公園 3.JR吹田駅北口 4.JR岸辺駅南口 5.阪急南千里駅歩道橋下 6.JR南吹田駅高架下 重点地区等指定箇所一覧 1.地下鉄江坂駅周辺 2. JR吹田駅周辺 3.阪急北千里駅周辺 4.阪急関大前駅周辺 5.阪急南千里駅周辺 6.JR岸辺駅高架下 7.大阪モノレール万博記念公園駅周辺 8.阪急吹田駅周辺 9.JR南吹田駅周辺	健康まちづくり室、環境政策室	R3.10.1	R3.10.18

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
198	市民のPCR検査無料化のお願い	以前吹田市に泉佐野市のような市民無料のPCR検査場を作ってほしいとお願いしたところ検討しないと返事頂きましたが、泉佐野市は新大阪にある民間のPCRセンターに行っても「泉佐野市民は無料です」と張り紙ありましたし、寝屋川市も月2回までは市民のPCRを無料にするそうです。検査場を作らなくても無料化はできますしワクチン打てない方の陰性証明にPCRは要りますし是非吹田市でもPCRの無料化に取り組んで下さい。後藤市長の決断力に期待しています。	市民のPCR検査につきまして、有症状の方に対して検査を行う医療機関は感染流行当初に比べ格段に増えており、医師が必要と判断した際には地域の身近な医療機関で保険診療（検査費用のみ公費負担）として受検できる環境が整備されていると認識しております。 無症状の方に対する検査につきましては基本的には本人負担と考えておりますが、今後の国の動向を注視してまいります。	地域保健課	R3.10.4	R3.10.18
199	ヘアサロンにおける健康増進法30条違反について	吹田市〇〇のヘアサロンの店内、レジ横と待合スペースにそれぞれ灰皿が設置されているようでした(写真参照)。健康増進法30条違反となりますので、撤去を指導願います。 ※写真は公表しておりません。	お問い合わせいただきました内容について、当該施設の管理権原者に店内の灰皿については、撤去するよう指導しました。	健康まちづくり室	R3.9.28	R3.10.12
200	インフルエンザ予防接種について	インフルエンザ予防接種の効果期間は何ヵ月ですか？いつ打つのがベストなのでしょうか？コロナの予防接種から2週間後以上経ってから打つべきと聞きましたがそうなんですか？教えていただけませんか？	インフルエンザ予防接種における予防効果の期間は、接種後2週間からおよそ5か月程度と言われています。従来の季節性インフルエンザの国内流行が通常12月末から翌年3月頃ですので、これに備えて、遅くとも12月中旬までには接種が完了するようにしていただくと良いと考えております。 また、新型コロナウイルス予防接種からインフルエンザ予防接種の間隔は2週間です。	保健センター	R3.10.8	R3.10.12
201	市立吹田市民病院のジェネリック医薬品の強制	9/16日から手術入院したのですが、この病院で院内処方される薬がジェネリック医薬品との説明が無く、ジェネリック医薬品に変わる薬は全部変わっているといわれました。、かかりつけの医者から貰っている薬と種類が違うので私が問い合わせて初めて知りました。手術までの3回のお薬手帳見ているはずなのですが、ジェネリック医薬品を私がなぜ引用していないのか聞く人が居ませんでした。病院の方針でジェネリック医薬品を使用しているようですが、患者には選択技がないのですか？強制的に飲用を促してきます。ジェネリック医薬品では、体調に合わない患者もいるのにおかしいと思います。一度調べて欲しいです。20年前の薬品が安いからと言って公共の病院が患者の意見を聞かないとは？患者に寄り添わない病院は初めてです。宜しくお願いします。	地方独立行政法人市立吹田市民病院では、院内処方に関しては基本的にジェネリック医薬品を採用しているため、先発医薬品を処方できない場合があると聞いております。今回の件につきましては、そのことをしっかりとお伝えし、事前に病院と相談ができていれば、他の対応策も講じることができたのかもしれません。市としては病院に対して、患者が安心して医療を受けられるよう、より一層細やかな説明を行うよう求めてまいります。	健康まちづくり室	R3.10.4	R3.10.4
202	コロナワクチン接種	日々頑張っておられる職員の方々には頭が下がります。 コロナワクチン接種ですが、未だ他の市町村に比べると接種率が低いように思われます。我が家では医療従事者、一般申し込みとして夫婦共に済ませておりますが周りでは予約に困難な方が多数おられます。 今の時期ならば中、高校生の専用接種を学校から職域扱いでする市町村もあります。豊中市のように個人でも人数を集めれば出張接種をするなどの方法で済ます。接種する側から求めるのでなく、接種される側からの需要にあわせて頂けるのもありかと思います。他の市町村が早くに接種出来ている現状は吹田市住民としては歯痒くて仕方ありません。 こうして意見を申し立てしたところで、行政の方が一生懸命やっておられるのはわかっておりますし、申し訳ないとも思いますが、一市民として、他の市町村との差に疑問に思ったので。	新型コロナウイルスワクチンの接種については、対象者数や人口構成、その他医療機関数等の地域特性により接種状況が変わることから、一概に接種率等の数字だけで進捗比較を行うことは出来ません。 その上で、では御座いますが、接種実績は接種記録システム（VRS）に入力された情報をもとに算出されており、通常、接種医療機関で情報入力されるところ、本市においては接種医療機関に接種だけをしていただき、入力は市で行うこととしています。そのため、実績反映が1週間程度遅くなりますので、その状況を踏まえると、近隣自治体と同程度の水準で接種が進んでいると考えています。 また、新たに南千里クリスタルホテル会場での集団接種会場を設置し、12歳以上の全対象者に対して予約受付を行っていますが、同会場での受付状況を踏まえても、一定、希望される方への接種は進んでいると考えています。 いただきました情報・アイデア等につきましては、今後の接種を進めるうえで参考とさせていただきます。	保健センター	R3.9.14	R3.9.21

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
203	ワクチン集団接種で40,50代を除外する理由	吹田市の最近のワクチン集団接種において、 ・大阪大学のキャンセル待ち ・南千里クリスタルホテル いずれも16～39歳に限定されています。 しかし市のデータによると、8月31日時点で、30代の想定接種者まではあと14,452人。40代の想定接種者まではあと14,119人で、ほぼ同じです。 接種率は40代の方が進んでいますが、30代とは人口が違うので、打てていない人の数はほぼ同じです。 感染者数では30,40,50代に大きな違いはありません。 「市で定める優先順位について」では、50＞40＞30代の順に優先になっています。 以上のことからは、集団接種から40代を除外する理由が見当たりません。 40代は子供を持つ人が多く、家庭内感染を引き起こす可能性が高いです。 50代も接種が進んでいるとはいえ、まだ想定接種者に達しておらず、重症化のリスクが高いのに、除外するのは疑問です。 どういった理由で集団接種から40,50代を除外しているのか、お教えください。	本市ではこれまで吹田市新型コロナワクチン接種実施計画のとおり、集団接種・個別接種を65歳以上の方より順次ワクチン接種を開始し取り組んできています。 まず、大阪大学でのワクチン接種についてです。これにつきましては、接種の加速化を図る観点から制度化された「職域接種」での取組です。コロナ禍が続く中、若年層においても重症化リスクが高まっており、通常予約で職域接種の対象年齢を40歳から59歳と決定し、接種機会を設けました。しかしながら、通常予約で一部枠が残っていたこともあり、接種機会がなかった16歳からとさせていただきました。 次に、南千里クリスタルホテルでのワクチン接種についてです。これにつきましては、より感染力の高いデルタ株が広がりを見せている中で若年層から家庭内感染が広がるケースも報告されており、これまでに職域接種では接種機会がなかった若年者層への接種加速のため、対象者を12歳以上の全市民に拡大して、9月14日（火）正午から予約受付中です。 最後に、今後のワクチン供給に伴い希望される方にワクチンを接種いただけるよう市全体として進めてまいります。	保健センター	R3.9.8	R3.9.16
204	吹田市民病院の対応についての苦情	身内が市民病院から転院する際、介護タクシーを手配してもらいましたが、タクシーチケットを使って支払いを済ませようとすると、費用が聞いていたよりずっと高く、転院先での手続きもあって領収書を受け取れないまま曖昧に支払うことになりました。市民病院が手配したのでどこの業者かもわからず、病院に領主書の発行を依頼するよう伝え、フォローも入れましたが、事案発生から一週間たっても全く動きがありません。 市民病院に対しては、院内関係者の連携ミスが原因で発生したトラブル（一部医療事故と言えるレベル）に関する苦情も入れており、それも何の音沙汰もないので、これについても今後相談させていただくことになると思いますが、まずは費用発生に関する案件を収集させたいと考えております。市役所のしかるべき権限を有するところから指導を入れてタクシーを手配した責任として、領収書を発行させてください。 金が絡む話なので、対処できないようなら警察に相談するしかないと考えております。 タクシー代については、病院側は支払うのが自分ではないから適当なことを言っていたとしか思えません。これほどの金額になるなら、他の業者を探すとか、信頼できるケアマネージャに事前に見積もりを取ってもらうとか手段はいくらでもあったので、市民病院に任せてしまったことを後悔しています。	本件について（地独）市立吹田市民病院へ確認したところ、すでに同院担当者が〇〇様と直接お話をさせていただいており、タクシーの明細書についても送付させていただいたとのことでした。ご不明な点等ございましたら、引き続き同院へお問い合わせください。 なお、本件につきましては、〇〇様へ十分な説明がされていなかったことが一つの原因かと思います。同院では今後とも、患者様等に対するより一層丁寧な対応、説明に努めていくとのことですので、本市といたしましても、サービスの向上が図られるよう同院に求めてまいります。	健康まちづくり室	R3.9.9	R3.9.15

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
205	コロナウイルスのワクチンの集団接種について	この度の吹田市の、コロナウイルスのワクチンの集団接種ですが、ことごとく裏切られた感じがします。 接種券が届くまでは、市内6カ所ほどの会場が設けられましたが、私に接種券が届く頃には受け付けができなくなりました。 その後、メイシアターでも受け付けをしていたようですが、すぐに受け付けを締め切りました。 そして、今度は、39歳以外を対象とした受け付けをしており、なぜか市外からの受け付けも可としております。 なぜ、このようなことをしているのでしょうか？ 明確な回答をお願いします。	本市のワクチン接種については、個別接種を基本としながら、補完する形で集団接種を行っています。 当初は国からのワクチン供給が十分な量であったため、個別接種に加えて集団接種を実施しておりましたが、7月以降、ワクチン供給が本市の希望する量を大幅に下回っており、集団接種会場を閉鎖せざるを得ない状況となっています。 8月17日に行ったメイシアターの集団接種の予約につきましても、上記と同様の理由で予約枠が約2,500人分しか確保できず、予約開始後すぐに予約枠が埋まり、受付終了となったところです。 他方、大阪大学と連携した接種では40～59歳に限定した予約受付を行いましたが、その際の受付状況や年代別の接種実績を見て、40～59歳の希望する方への接種は一定進んでいるものと判断し、その上で、若年者層の感染拡大に対応するため、9月11日からは16～39歳を対象として予約受付を行っているところです。 最後に、市外からの受付についてですが、下宿中の人や単身赴任中の人など、やむを得ない事情がある場合は、居住する市町村に申請を行うことで、住民票のある市町村以外でワクチンの接種を受けることが出来る仕組みとなっており、今までの集団接種等でも同様の対応を行っています。ご理解のほどお願いします。	保健センター	R3.9.7	R3.9.10
206	北千里高校の生徒がマスクをしていないことについて	北千里駅から1kmほど北に行ったところの北千里高校の生徒が自転車乗車中マスクをしていないことが多い。マスク着用の指示お願いします。	北千里高校の生徒のマスクについては、大阪府を通じて、指導等をお願いしたところです。	危機管理室	R3.8.31	R3.9.6
207	妊婦及びその家族のコロナワクチン接種について	現状、若い世代はワクチン接種の予約が取りにくい状態が続いているが、妊婦及びその家族については、優先的にワクチン接種できるようにしていただきたい。	新型コロナウイルス感染症の急拡大の状況下において、妊娠中の方への感染も増加していることを踏まえ、本市では妊婦とその配偶者（パートナー）について、優先的に接種することといたしました。 9月1日（水）より予約受付を行います。まずは、予約開始日以降、かかりつけの産婦人科に接種のご相談をしていただきますようお願いします。 その上で、かかりつけ医で接種を行っていなければ、市のコールセンターにて予約調整を行いますので、お電話をお願いします。 ※予約の申込状況により、調整に時間がかかる場合があります。 また、大阪府の大規模接種センターにおいて、妊婦及び配偶者（パートナー含む）の予約枠が設けられることとなりました。 こちらについては、9月3日（金）16時からWEBで予約が開始されます。予約のWEBページは現在準備中とのことで、開設されましたら、市のホームページでもお知らせします。	保健センター	R3.8.23	R3.8.30
208	コロナワクチン接種について	最近、毎日のように、クリニックの予約受付に行ってますが、ワクチン数は、少ない、人が多すぎで、しかも、朝9時からの、受付に、早い人では、朝5時から、並んでいて、9時より前に、予約がもう、できなくなってしまいます。毎日、暑い中、炎天下、長時間、座る場所もなく、待たされ、あげく、ワクチン予約できません。私は、障害者なので、あまり遠方の場所には行けず、近い場所でと、考えていますが、ぜんぜん予約がとれません。せめて、前にあった、江坂公園内の場所でも、集団ワクチン接種をしてほしいと思います。メイシアターでは、私には、少し遠く、近くのクリニックでは、予約がとれません。なるべくなら、老親と暮らし、障害もあり、喘息もあるので、接種したいのですが、近くのクリニックでは、予約が、とれません。せめて、前のように、江坂公園内の場所か、近くの、学校の、体育館などを借りて、集団接種できませんか。	協力医療機関での個別接種の維持を優先しているところですが、個別接種では土日にしか接種できない方の対応等が難しい部分があるため、1会場かつ土日に限定して文化会館（メイシアター）にて集団接種の予約受付を8月17日に再開したところです。 現在、多くの方々が早く接種したいとお考えになり、集中的に予約を試みておられます。 そのため、予約が取りにくい状況となっていますが、ワクチンは順次供給されてまいりますので、今後、希望されるにも関わらず接種出来ないという事はございません。 お待たせしてしまい、申し訳ございませんが、順次予約可能になって来るかと思いますので、時期を空けるもしくは少し離れた医療機関でも予約を試みるなどしていただきますよう、よろしくお願いいたします。	保健センター	R3.8.10	R3.8.19

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
209	コロナワクチン接種について	コロナワクチン接種について、まず吹田市は接種券が届くのが大阪府下の自治体のなかでも圧倒的に遅く、届いた頃には市内の大規模接種がワクチンが足りず終了。さらに各診療所でもワクチンがなく、予約もできず。コールセンターに電話しても、府・国の集団接種をと。そちらもすぐに定員となり予約がとれない。厚労省のワクチンナビも市内の診療所も最終的にはこちらから電話するしかなく、それもつながらないや今はワクチンがないなど。吹田市のWEB予約も「予約できるところがありません」となり、まったく機能しておらず。一体どうすれば予約がとれる?状態。 申し訳ないですが、こんなに住民が労力を使わないと吹田はワクチン接種も満足に実施できないのでしょうか??システムの作り方、仕事のやり方が悪いとしか。。ワクチン接種で集団免疫を得るためにはスピード感が必要ということが周知徹底されてないのではないでしょうか。 市長は11月には吹田市民のワクチン接種が終了するとSNSでつぶやいていましたが、この状態でどんな根拠があってそんなことを発信するのか?お聞きしたい。言ったからには期間内に必ず終わるよう必ず有言実行していただけますよね。言い訳などせず。とにかくスムーズに予約・接種ができる方法を今からでも再構築し、実施していただきたい。ワクチン予約・接種を中心に生活をしているわけではないので、住んでくれている人に寄り添った住民サービスを初心に戻って考えていただきたい。	本市では、国が定める優先順位とともに、市で定める優先順位に沿って接種を進めています。優先順位の高い方の接種が概ね完了した時点で、次の優先順位の方がスムーズにご予約をいただけるようにする必要があり、接種券の送付を段階的に行うことで、予約・問合せを順に実施していくことを想定していました。 しかし、国・府の大規模接種センターが急遽全ての対象者に拡大したため、前倒しして接種券を送付したところです。ご理解を頂けましたら幸いです。 現在、多くの方々が早く接種したいとお考えになり、国からのワクチン供給が少ない中で集中的に予約を試みておられます。 そのため、予約が取りにくい状況となっていますが、ワクチンは順次供給されてまいりますので、今後、希望されるにも関わらず接種出来ないという事はございません。 お待たせしてしまい、申し訳ございませんが、順次予約可能になって来るかと思いますので、時期を空けるなどしていただきますよう、よろしくお願いいたします。 本市市長のSNSにつきましては、市長が個人として情報発信しているものであるため、本市としてはお答えしかねます。 本市としては、集団接種や個別接種だけでなく、市内大学が学生に行う職域接種など、順調に接種が進んでいるとの認識をしており、11月末までの接種希望者への接種完了に向けて、引き続き取り組んで参ります。	保健センター	R3.8.13	R3.8.19
210	ヘルプマークの周知について	本日ヘルプマークを付けて、（脳梗塞右側で麻痺があるため）リックを背負って買い物に〇〇店を利用したが、後ろから押され、そのうえ70代くらいの男性（茶色の服）に怒鳴られました。もっとヘルプマークに対する周知をしていただけませんか?ライフには、お客様センターに電話し、〇〇さんから回答をいただきましたが、市民が解ってない人が多いので。もっと承知してください。御願いします。	本市におきましては、障がい福祉室のホームページ及び市報への掲載、市役所内や関係機関でのポスター掲示、障がい者週間等の行事開催時におけるチラシ配布等を通じ、市民の皆様にヘルプマークを知っていただくと共に、ヘルプマークの趣旨について御理解いただけるよう、啓発・周知を図っているところです。 今回頂戴いたしました貴重な御意見をしっかりと受け止めさせていただき、今後も、より一層、広く市民の皆様への啓発・周知に取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。	障がい福祉室	R3.8.5	R3.8.18
211	ワクチン大量破棄について	本日（8/3）の〇〇新聞の北摂欄にて吹田のワクチン大量破棄の記事を確認しましたが本当なのでしょうか？ 全国的にワクチン不足の中（周りにもかかりつけ医にもワクチンの在庫無く未だに打てず困っている人がおります）非常に重大な失敗と認識しております。 本件も含めそもそも接種券配布を遅らせた市長に問題があるのではないのでしょうか。 （接種券配布について印刷業者に交渉もしなかったという記事も見ました） 私自身も基礎疾患枠で打つ必要があるにもかかわらず接種券送付が遅く集団接種会場では大阪府以外の人に先に打たれている状況でした。 ※本件はこのフォームで問い合わせしたが（下記）未だ回答なし 市長のツイッターには良い事だけ通知し悪いことは一切ツイートしない等、吹田市民を軽く見ている様子が見受けられており、何らかの謝罪をすべきだと考えております。 （吉村知事、松井市長、堺市長など逐一状況をツイッターで報告しておられますが、） ご検討のほど宜しくお願いします。	ワクチン廃棄の件につきまして、別添「新型コロナウイルスワクチン集団接種会場でのワクチンの廃棄について（報告）」のとおり、８月１日（日）に、集団接種会場である千里市民センター（千里ニュータウンプラザ2階）において、92バイアル（552回の接種分に相当）のワクチン廃棄を行う事案が発生しました。 本件につきましては、ご指摘のとおり重大な事案と認識しており、今後はチェック体制をより厳格に行う等、再発防止に努めて参ります。この度は、貴重なワクチンを廃棄することとなり深くお詫び申し上げます。 接種券の送付につきましては、6月29日（火）20時10分にメールで別添内容にて回答しております。再度、ご確認いただければ幸いです。 なお、接種券の送付につきましては、国の定める優先順位に従い、印刷業者と協議のもと配送時期を決定しており、先般の国・府の大規模接種センターの対象者拡大時においても、当初定めていたスケジュールから出来る限り前倒しで送付いただけるよう、業者にはご協力をいただいておりました。 本市市長のTwitterアカウントにつきましては、市長が個人として情報発信しているものであるため、本市としてはお答えしかねます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。 本市におきましては、市のホームページで廃棄事案について公表しています。	保健センター	R3.8.3	R3.8.12

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
212	北千里駅のカーブス前の階段で路上飲みをしている人がいたことについて（またいました）	８月５日１８時１５分頃、北千里駅のディオス５番館のカーブス前階段で男が２人路上飲みをしていた。一人は立っており、一人はこの前の男に似ているようで座り込んで酒のようなものを飲んでいた。緊急事態宣言中で東京は５０００人を超えるコロナ感染者、大阪も１０００人を超えています。市職員や警察等の巡回の上、注意お願いします。またこのような状況で感染拡大を助長する路上飲みに関しては条例等で禁止（罰金刑など）としていただきたい。	前回、8月4日付けで回答させていただいたとおり、公用車・ゴミ収集車・消防車・青色防犯パトロール車を活用し、路上や公園等の公共の場における集団での飲食、また酒類やカラオケを提供している飲食店の利用を控える等、感染リスクが高い行動を自粛していただくよう、引き続き呼びかけを行っていますので、御理解いただきますようお願いします。	危機管理室	R3.8.6	R3.8.10
213	吹田市のHPのワクチン接種情報がわかりません	６０歳ですがワクチン接種が出来ない状況です、吹田市のHPは国や大阪府が行っている情報や吹田市が行っている情報等、情報がバラバラに記載されており、一体吹田市内の施設でのワクチン接種がいつから予約出来るのか？どこにや予約電話すれば良いのか？HPに情報がありすぎてわかりません？また問い合わせしても電話つながら無いし、出来たら電話ください、困っています	（電話にて応答対応を行ったところ、既に当該案件については解決済とのことでした。）	保健センター	R3.8.3	R3.8.8
214	北千里駅のカーブス前の階段で路上飲みをしている人がいたことについて	８月１日１６時１５分頃、北千里駅のディオス５番館のカーブス前の階段で高齢男が座り込んで酒のようなものを飲んでいた。路上飲みの事案であり、コロナ感染拡大につながる行為のため、警備員や警察と連携の上、注意、排除お願いします。	本市では、これまでも公用車・ゴミ収集車・消防車・青色防犯パトロール車により、外出自粛の呼びかけを行ってまいりましたが、8月2日より緊急事態宣言が再発令されたことに伴い、引き続き効果的な呼びかけを行ってまいります。 また、御指摘の路上や公園等、公共の場における集団での飲食をはじめ、感染リスクが高い行動を自粛していただくよう本市HPでも周知しておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。	危機管理室	R3.8.3	R3.8.4
215	ワクチン接種ボランティアの方への感謝	17日にメイシアターでワクチンを接種しました。1回目で戸惑いや不安があった中、ボランティアの大阪大学の看護学生の方に応対して頂きました。的確でありながらニコニコと優しく丁寧で、おかげで戸惑いも不安も払拭され、無事に接種することができました。ありがとうございました。 優しい立派な看護師さんに成長されるよう、祈っています。	この度は、集団接種会場でのコロナワクチンの接種、お疲れさまでした。 また、出務している看護学生に対して、温かい励ましのお言葉ありがとうございます。今回は、集団接種会場の一部において千里金蘭大学と大阪大学の看護学生にボランティアとして参加協力をお願いしています。学生にとっても、集団接種の出務は、市民の方と直接、接することのできる機会で、貴重な経験となっております。 今回頂いた激励のお言葉は、必ず大学に伝えます。学生にとっても市民の方からの感謝の言葉をいただくことは、やりがいにもなり、今後の励みになると思います。 2回目の接種も無事終わることを願っております。	保健センター	R3.7.19	R3.8.2
216	泉佐野市のように市民無料のPCR検査場を作って下さい	泉佐野市は市民が無料で受けれるPCR検査場を作ったそうです。吹田市も健都の名に恥じぬよう市民無料のPCR検査場を作って下さい。	現在、本市では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、医療機関や医師会等の関係機関と協力し、かかりつけ医や身近な医療機関での検査実施や、検体回収センター、地域外来検査センターの設置など、PCR検査体制の充実及び検査件数の増加に向けて取り組んでいるところです。御提案いただきました無料のPCR検査場の開設については、現時点では検討しておりませんが、今後も新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた取組を検討してまいります。	地域保健課	R3.7.12	R3.7.28

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
217	吹田市のコロナウイルスのワクチン接種対象が、64才～20才代の方への接種場所・曜日・時間などの改善の提案。	接種日の予約について今迄の高齢者の方は、日時調整の制約を受ける事が少なかったですが、64才以下の方は、大半が勤労者と考えると平日での接種を考える方が少なくなり、現状での接種体制では大変不便。 ・副反応の発症率は高齢者に比べて強めに出る事から、接種の翌日が休日である事を考えた金曜・土曜日に接種されると考えます。 ・また、勤務を終えて帰宅前の接種を考えておられる方は、金曜日の夜間の接種を希望されると考え、駅近く又は、自宅近くの医療機関を選択されるのでは？ 【現状】 ・7／14に吹田市は、集団接種会場の接種終了・休止についてHPに掲出され、今迄、土曜・日曜19時30分迄の接種が可能であった会場が無くなり、今後は個別接種、大規模接種のみとなります。 ・64才～20才代の方は、高齢者に比べて“かかりつけ医”を持っておられない方が大半と考えると、吹田市の個別接種の医療機関の一覧表の内容は不十分。かかりつけ医・一般別の表記が無く、予約の空き状況や夜間接種の可否も不明であり、非常に使い勝手が悪い。 ⇒このような状況では、接種希望者は、各医療機関へ電話での問い合わせ・確認に手間と時間を要します。裏返せば対応される医療機関も一般受付の可否他、余計な対応業務が増え、日常の医療業務にも支障の懸念が…。 ⇒若い方の中には、「若者の死亡・重傷者は少ない」「年末には、国産ワクチンの報道」の背景に加えて「こんなにもめんどくさかったら打つのを止めとこ～」という方が出ませんでしょうか？ ・吹田市の接種体制が整わない場合、勤務先近く（他市）の医療機関を選択される場合も考えられ、他市に迷惑を掛ける事になりかねません。 【提案】 ・集団接種会場の再開。但し、金曜の午後～土曜日の夜間の接種に限定。 ⇒自営業者・主婦・無職などの実態は分かりませんので、実運用は吹田市にて考えて下さい。 ・“かかりつけ医”を持たない方の利便性を高める為ならびに医療機関への被接種者からの問合せ対応業務の負担軽減の為に、吹田市の個別接種の医療機関の一覧表の内、“一般の方の接種が可能”な医療機関を「厚生労働省の（コロナワクチンナビ）」サイトへの移行。 ※「コロナワクチンナビ」では、〇；予約可能、△；若干空き有り、X；予約不可能。の区別が有り、また住所別等での検索が可能である。また夜間接種の可否について、コメント欄に記入が可能と思われます。 ※「コロナワクチンナビ」には、吹田市の集団接種会場の6か所が掲載され、予約準備中になっており、紛らわしいので一旦、削除をされたら・・・ ・中核市である西宮市・尼崎市・豊中市・枚方市の個別接種医療機関一覧では、全て“かかりつけ医・一般別”の表記がされており、吹田市には、5／19にワクチン接種の個別接種の医療機関一覧表の改善要望をしましたが、未だ改善がされていません。 ※吹田市の接種券は50～64才は発送済み。40～49才は8月に予約受付開始との事。スムーズな接種を進める為にも、速やかな対応をお願い致します。 ※千葉県柏市では、“働く世代”のために夜間の集団接種を午後7時から10時まで柏市医療センターで行う…の報道が。	現状の吹田市におけるワクチン接種の問題点、また、それに伴う提案等、貴重なご意見をいただきまして誠にありがとうございます。 現在、ワクチン供給の減少に伴い、集団接種の新規の予約受付を行うことが出来ない状況となっています。 他方、ご指摘の通り、平日ではなく休日・夜間に接種を希望する方が多くいらっしゃることを踏まえ、現在、医師会を通じて、今後も休日・夜間に接種できる医療機関がどれぐらいあるのか等を確認中です。 その確認結果やワクチン供給量等を踏まえ、各医療機関の予約者に影響しない範囲で、集団接種の実施の可能性を検討いたします。 また、本市が発行しているワクチン接種の協力医療機関一覧の記載ぶりについてですが、本資料は医師会を通じて各医療機関から許可をいただいた上で、その公表範囲等を決めています。 いただきました情報を踏まえ、接種可能医療機関等を簡便に負担なく探しやすくなる方法を早急に医師会と協議・検討いたします。なお、その際はご指摘のとおり、ワクチンナビを有効に活用することを念頭にさせていただきます。	保健センター	R3.7.19	R3.7.28
218	障がい福祉室の対応について	6月24日付で、障がい福祉室の対応と後藤市長の見解をお尋ねいたしましたが、本日現在ご回答をいただけておりません。市長はご回答されないのであれば、ふさわしい担当者あるいは責任者から、お返事くださるようよろしくお願いいたします。	本市におきましては、精神障がい者の方が増加傾向にあることから、当該手帳の交付や精神通院の自立支援医療制度に係る事務が増大し、事務処理に相応の時間を要している現状がございます。今後、他市の状況等も参考にしつつ、本市が著しく時間を要しているようであれば、適切に対応してまいりたいと考えておりますので、なにとぞ御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	障がい福祉室	R3.7.12	R3.7.19
219	不育症助成について	吹田市では不育症についての助成は今後も行われないのでしょうか。 近辺の市では一部ですが助成が行われており、豊中市でも始まったようです。 自身も不育症の治療をしており、保険適応外のため1回の妊娠で100万円近く費用がかかります… どうかご検討の程よろしくお願い致します。	不育症につきましては、その半数以上が原因不明であることや不妊症と重なることも多いと言われていることから、市としては不妊治療に対する助成を優先してまいりました。 しかしながら、不育症の患者数も多いことも認識しておりますので、国・府の動向を踏まえ、その支援につきましても今後、検討していく予定です。	地域保健課	R3.7.7	R3.7.15

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
220	ワクチン接種に関する案内について	本日の、ラインにきた集団接種停止の案内にひきつづき、国と府の大規模接種があると案内されていますが、自衛隊(国)は八月末までの期間であり、既に新しい予約を受け付けてません。そんなこともしらずに、市の集団接種をやめる判断をしたのでしょうか？まずこれに回答をください。 そして、働く人のために集団接種の継続を検討ねがいます。また、神奈川県のように個別接種のキャンセル待ちシステムのようなもとを市として導入ねがいます。大阪市にくらべて吹田は大幅に接種券をだすのが、遅れたんですから市としても努力をお願いいたします。	7月15日16:00時点では、国（自衛隊）が実施する大阪大規模接種センターでは、「7月19日（月）以降の1回目の接種予約は、7月16日（金）18時頃からWeb予約サイト、LINE及び専用お問い合わせ・予約窓口で受付を開始します。」と案内されています。ご確認ください。 集団接種会場及び個別接種に係るシステムにつきまして、ご意見をいただきありがとうございます。 今回の集団接種の終了は、集団接種に配分するワクチン量が供給されないことによる対応となります。今後については、ワクチン供給量や個別接種での接種実績等を踏まえ、検討してまいります。 また、個別接種に係るシステムにつきましては、厚生労働省のコロナワクチンナビにてリアルタイムで予約可能な医療機関が検索可能です。 他方、予約可能／不可の切り替えは医療機関自身に反映していただくものとなりますので、当市としても医師会を通じて、各医療機関にこまめな入力をお願いしてまいります。	保健センター	R3.7.15	R3.7.15
221	手洗い啓発ポスター	すいたんを使って、手洗い啓発ポスターの作成をお願いします。ダウンロードし使えるようにしていただけたら子どもたちの目線に貼って使います。	感染症の予防において、適切な手洗い習慣を身につけることは大変重要です。保健所では、市報やホームページ、市の公式ツイッター等を活用し、定期的に手洗いに関する啓発を行っているところです。すいたんを使った手洗い啓発ポスターの作成は、現時点では考えておりません。	地域保健課	R3.7.12	R3.7.13
222	新型コロナワクチン接種の64歳以下の前倒し検討依頼について	大阪市は7月12日から64歳以下の新型コロナウィルスワクチン接種を段階的に始めると発表し、6月末までに21歳以上に接種券を発送するとしており、既に大阪に居住の40代の職場の人は届いたと言っている。 また、インテックス大阪では19日から64歳以下の接種を始めている。 吹田市は大阪市のように、接種会場を増やしたり、1日辺りの接種者を増やしたりして、64歳以下のワクチン接種を前倒しするなど対応はしないのか。 大阪府内でワクチン接種の年齢に格差が出るのは如何なものかと考えるので、吹田市も早期の対応を求めます。	以前、市民の声で回答したとおり、吹田市では国が定める接種順位に従い、新型コロナウイルスに罹患した際に重症化するリスクの高い、65歳以上の高齢者を優先して接種券を発送しました。 今般、国の状況や大規模接種会場の予約状況等を鑑み、国（自衛隊）や大阪府が実施する大規模接種専用接種券発行の事前申請受付を、6月28日（月）及び7月5日（月）のそれぞれ正午から、電子申請の受付を行い、現在は終了しております。 50歳～59歳、保育・学校教育施設従事者については、7月12日、12歳～49歳の方については、7月中旬を目途に接種券の発送を予定しております。	保健センター	R3.6.28	R3.7.12
223	大規模接種専用接種券の事前申請について	吹田市に言うものではないと思いますがよろしくお願いします。 この件、早い者勝ちの方式に関して意見いたします。他の人を押しのけて申し込む方法に非常に抵抗を持っております。その気になれば、PC10台くらい並べて申し込むことはできますが、その気になりません。今回は空いた時間に準備もせず、普通に申し込んでみました。 命の奪い合いみたいなことは極力したくありませんので、いい加減、抽選で行ってもらいたいものです。	吹田市では国が定める接種順位に従い、新型コロナウイルスに罹患した際に重症化するリスクの高い、65歳以上の高齢者を優先して接種券を発送し、次の順位である60歳～64歳の方、また基礎疾患を有する方、高齢者施設等従事者の方に対しても発送が終了しております。 今回の大阪府等が実施する大規模接種専用接種券の事前申請を電子申請により行いましたが、御提案いただいた方法ついては貴重な御意見として、今後の参考とさせていただきます。 なお、50歳～59歳、保育・学校教育施設従事者については、7月12日、12歳～49歳の方については、7月20日頃を目途に接種券の発送を予定しております。	保健センター	R3.6.29	R3.7.12
224	妊婦検診タクシーチケット	現在私は妊娠5ヶ月なのですが、コロナ禍の通院は非常に気を遣い毎回タクシーで通院しています。往復となると、毎回5000円ほどかかりますし、週数が進むにつれ妊婦検診の頻度も増えてきます。吹田市からの妊婦への支援として、タクシーチケットの配布をお願いしたいです。 隣市の豊中市はコロナ禍の妊婦負担軽減のため、配布を開始しています。どうぞ、早めに考慮していただき、一人でも多くの妊婦が安心安全に妊婦検診を受けれるようご検討くださいませ。	妊婦健診に関する補助については、個々人の置かれた状況により、様々な御要望があることは理解しておりますが、本市では、全ての妊婦に広く補助が行き渡るよう、その在り方について、検討を進めています。 妊婦健診の補助については、令和2年7月から補助金額を上限120,000円に引き上げており、同年10月からは、新生児聴覚検査の補助を新たに開始するなど、補助内容の充実に向け取り組んでおります。 御要望いただきました妊婦健診のためのタクシーチケットの配付については、現時点では検討しておりませんが、保健センターでは、今後も市民ニーズを踏まえて妊娠・出産・子育て期における支援策の強化に努めてまいりたいと考えておりますので、何卒ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。	保健センター	R3.6.3	R3.7.7

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
225	吹田市長後藤圭二様	先日また吹田市ワクチン集団接種において100歳代の女性が二回目接種の日を規定の間隔を開けずに行う事故が発生したようですが、二回目の予約方法がファックスであったと報道されていました。市のホームページを見ても集団接種でファックスによる予約方法など記載されていませんが、どういう経緯でそうなったのかご説明下さい。市長個人のTwitter、Instagramで何度聞いても答えられませんし市が関与していないことも存じておりますが、市民をブロックし選び答えられる様子が市長であるようには思われませんので再度この意見が後藤市長の目に届き吹田市長後藤圭二氏本人のものであるか確認されることを望みます。	本市における 新型コロナワクチン接種における予約は、電話もしくはインターネットで受付を行っておりますが、対象者が聴覚障害または発語障害をお持ちの場合に限り、ファックスでも受付ができる旨、市ホームページの「新型コロナウイルスのワクチン接種について」内で御案内しております。 当該対象者からファックスでの申請を受け付けましたが、接種希望日の日程間隔の確認が不十分なまま予約を受け付け、そのまま2回目の接種に至ったものです。 今後、ファックス予約入力の際は接種間隔の点検を徹底することや、予約システムで入力された接種間隔を確認するなど再発防止に努めてまいります。 なお、市長個人のTwitter及びInstagramなど、市長が私人の立場で行う行為に関するお問合せについては、お答えいたしかねます。	保健センター	R3.6.21	R3.7.5
226	コロナワクチン接種につきまして	市の方針は分かりましたが、大阪市や神戸市、伊丹市のように接種券は年齢層に関係なく送付されているところもあり、また摂津市は希望する市民には接種券を先行して発行するところもあります。吹田市は、早い接種を希望する市民に対してはどのように対応する予定でしょうか。市民サービスはどのようにお考えでしょうか。市民が早く安心して暮らすように、計画を変えてでも全住民に接種券の配布をする事は必要だと思います。コロナ禍で職員の方々が一緒懸命に対応していただいているのに、非常に残念な思いです。市長のご判断なのでしょうか。	吹田市では国が定める接種順位に従い、新型コロナウイルスに罹患した際に重症化するリスクの高い、65歳以上の高齢者を優先して接種券を発送し、次の順位である60歳～64歳の方、基礎疾患を有する方、高齢者施設等従事者の接種券については、6月24日に発送しました。 また、今般、国の状況や大規模接種会場の予約状況等を鑑み、国（自衛隊）や大阪府が実施する大規模接種専用接種券発行の事前申請受付を、7月5日（月）の正午から電子申請により受付を行いました。 その後50歳～59歳、保育・学校教育施設従事者については、7月12日、12歳～49歳の方については、7月中旬を目途に接種券の発送を予定しております。	保健センター	R3.6.23	R3.7.5
227	関西大学千里山キャンパスにおける健康増進法29条違反について	関西大学千里山キャンパスでは、相変わらず違法喫煙が横行しています。喫煙者の規範意識が鈍麻しています。無法状態です。それともここは治外法権なのですか？ 6月7日16時37分、中央体育館横の特定屋外喫煙場所の区画の外で違法に喫煙する者が3名いました。その横をベビーカーを押す女性2名が通っています。当然、子どもにも受動喫煙が生じていました。大丈夫なのでしょうか？受動喫煙は乳幼児突然死症候群のリスク因子です。16時38分、青い服を来た別の者が区画の外で違法に喫煙を開始しました。同じ頃、反対側でも区画の外で違法に喫煙する者がいます。 以上のように区画の外で入れ替わり立ち代わり常習的に違法喫煙がなされているのが実態です。この他、キャンパス内に吸い殻が2つ落ちていました。違法喫煙の痕跡です。立入調査をした上で、施設の管理者に違法を是正するよう指導願います。喫煙所には監視カメラを付けることや監視員を常駐させるなど実効性のある対策が必要です。 ※写真は公表しておりません。	内容について、当該施設の管理権原者に対し確認いたしました。6月21日の大学の対面授業再開に伴い、巡回体制を更に強化し違反行為者を発見した際には、喫煙の中止を求めているとのことでした。	健康まちづくり室	R3.6.21	R3.7.2

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
228	国民健康保険の徴収に関しての職員の対応	10年以上前に国民健康保険が自営業の業績悪化で支払いが困難になり、役所に相談しに行き、約半年間国保の支払いが出来ませんでした、当時役所に相談したのにも関わらず、本日支払いをしていないのは悪者ような扱いを受けたのでクレームをさせて頂きます。支払いをしない場合は財産の差し押さえも行うというのは少し乱暴過ぎませんか？支払いをしたくても正当な理由があり高額な保険料の支払いが出来ない程困窮した事実もあります、現に昨年から当方はコロナの影響で自営業の収益が今日に至るまで殆どなく、政府の支援金や社会協議会からの借金での困窮生活状態です、故意に国保の支払いを拒否している者と同じ扱いは吹田市として乱暴過ぎます。	令和3年6月29日に国民健康保険課窓口において平成20年度と平成31年度の未納国民健康保険料の分納誓約をされた際に差押の説明を行った件でございますが、分納の対象となっている全ての期について納期限を過ぎており、各期について督促状を発送した日から10日以上経過しているため、法律（地方税法）によりますと全ての期が差押の対象となります。 しかし、過去から継続して〇〇様から自主納付（分納）の申出がされて来たことから、便宜上の処理により分納を行ってまいりました。 分納は便宜上行っているものであり、制度ではございません。納期限を過ぎている保険料につきましては、法律上、一括納付が必要となります。 この度、差押の説明を行ったことにつきまして、乱暴とのご指摘をいただいておりますが、法律（地方税法、国税徴収法）には「差押えなければならない」と定義されており、その説明をしなければならないため、窓口で説明させていただいたものです。 また、分納する場合、未納保険料を長くても一年以内に納付いただく必要があると説明した件につきまして、法律（地方税法、国税通則法）に基づく徴収猶予の申請がされた場合において、猶予できる期間が一年以内となっているため、これに準じたものです。 ただし、徴収猶予を行うには下記のいずれかの要件に該当する必要があります。 ① 財産につき、震災、風水害、火災、その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき。 ② 本人、又は生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。 ③ 事業を廃止、又は休止したとき。 ④ 事業につき、著しい損失を受けたとき。 ⑤ その他①～④に該当する事実に類する事実があったとき。 法律上の徴収猶予の要件は前記のとおりです。一般的に多くの方が正当と認識される理由であっても該当しないことが多く、該当した場合でも猶予できる期間は一年以内となっております。 また、国のコロナ対策としまして、コロナの影響により概ね20％以上減収していて、一時に納付を行うことが困難な場合は、特例的に徴収猶予できる制度が設けられましたが、これは令和2年2月1日から令和3年1月31日（1月31日は日曜日であったため、実質は2月1日）までに納期限が到来するものを対象とされており、〇〇様におかれましては、対象の期の国民健康保険料は全てコロナ特例減免により免除となっております。 法律どおりの判断となりますと、未納となっている保険料につきまして、前記の徴収猶予の要件に該当しない場合は全て一括納付をお願いしなければなりませんが、一般的には一括納付が無理とのことであれば一年以内の分納を皆様にご案内しているところです。 一年を超える分納となる場合は、所有されている不動産や生命保険等の財産について、完納となるまでの間、担保的に差押えの記録を付けさせていただいているものです。	国民健康保険課	R3.6.30	R3.7.2
229	ワクチン集団予約サイトにログインできない事象について	6月25日に吹田市より接種券が順次発送され、本日26日に到着しました。早めにご対応いただきありがとうございます。しかし、ワクチンの集団接種のサイトに接種券番号とパスワード（生年月日）を入力してログインしようとしても間違っていますとの表示が出てログインできません。基礎疾患を持っている人等の予約開始は7月1日10時からとなっているのですが、予約サイトでのログインも7月1日10時からなのでしょうか？それまではログインすらできないのでしょうか？	ワクチン接種券が届いたがログインできない事象につきましては、接種券到着日6月26日時点では65歳以上の方のみを対象としており、60歳～64歳の方の接種券データをインプットしていないため、ログインができない状況になっておりました。 今回の予約については、6月15日から開始しました第2回目の集団接種予約枠（65歳以上のみ）に余裕があったため、7月1日から予約枠を開放したものであり、予約開始の7月1日10時時点ではログインできる状況となっております。 今回の市の集団接種予約ができなかった場合でも市内の協力医療機関や大阪府等が実施する大規模接種会場及び第3回目の接種が可能となっております。 また、第3回目集団接種予約が7月6日（火）午前9時から開始を予定していますので、御利用ください。	保健センター	R3.6.28	R3.7.1

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
230	特定医療費（指定難病）受給者証の申請書の送付時期	特定医療費（指定難病）受給者証の申請書の送付時期を教えて下さい。 毎年（※昨年はコロナでありませんでした）6月末の届いていましたが、届いていません。 大阪府に問い合わせたところ吹田市保健所は他市に比べて遅れているとの回答がありました。 おそらくコロナのために全国的に役所内の業務がハードなっている事が原因かと思いますが、同じように特定医療費（指定難病）受給者証の申請書発送が遅れるのではないかと危惧しております。 大変かと存じますが7月中には申請したいので遅れないよう何卒宜しくお願い致します。	この度は特定医療費(指定難病)受給者証の更新申請書類の発送が遅くなり大変お待たせいたしました。 更新申請書類につきましては、令和3年6月30日に発送いたしました。	地域保健課	R3.7.1	R3.7.1
231	ワクチン接種券について	59才以下のコロナワクチン接種券は年齢別に順次、7月中旬から配布との事ですが、少しでも早くなりませんか？大阪の大規模接種会場では高齢者の予約が少なく、本日吉村知事が若年層の受付も可能にすると言われていましたが、接種券がないと受けられないのでは矛盾が生じる現状です。ネット上の市民の声を見ると、接種券が無くてもマイナンバーカードにて、接種状況を管理すればいいとの意見が多い中、吹田市はこの様な意見をどう受け止め、対処されるかを教えてください。	吹田市では国が定める接種順位に従い、新型コロナウイルスに罹患した際に重症化するリスクの高い、65歳以上の高齢者を優先して接種券を発送し、次の順位である60歳～64歳の方、また基礎疾患を有する方、高齢者施設等従事者の接種券については、事前に申請いただき、6月24日に発送したところです。 さらに、今般、国の状況や大規模接種会場の予約状況等を鑑み、国（自衛隊）や大阪府が実施する大規模接種専用接種券発行の事前申請受付を、7月5日（月）の正午から電子申請により受付を行う予定となっております。 その後50歳～59歳、保育・学校教育施設従事者については、7月12日、12歳～49歳の方については、7月中旬を目途に接種券の発送を予定しております。 御提案のマイナンバーカードの利用については、国による方針が示され接種に関する環境が整備されれば対応が可能と考えますが、現状、そのような方針が示されていないため、市独自での対応はできません。	保健センター	R3.6.17	R3.6.30
232	新型コロナウイルス　ワクチン接種券発送について	全対象者への発送完了は7月中旬とのことですが、なぜこんなに遅いのですか？大規模接種センターでの接種を可能とするべく、隣接の摂津市や、当市より人口の多い大阪市等を含め、6月末までに発送を前倒ししたところが多いです。当市の対応はあまりにも遅すぎると感じますが、なぜ他市で可能な6月末までの発送完了ができないのでしょうか？	吹田市では国が定める接種順位に従い、新型コロナウイルスに罹患した際に重症化するリスクの高い、65歳以上の高齢者を優先して接種券を発送し、次の順位である60歳～64歳の方、また基礎疾患を有する方、高齢者施設等従事者の接種券については、事前に申請いただき、6月24日に発送したところです。 さらに、国の状況や大規模接種会場の予約状況等を鑑み、国（自衛隊）や大阪府が実施する大規模接種専用接種券発行の事前申請受付を、7月5日（月）の正午から電子申請により受付を行う予定となっております。 その後50歳～59歳、保育・学校教育施設従事者については、7月12日、12歳～49歳の方については、7月中旬を目途に接種券の発送を予定しております。	保健センター	R3.6.18	R3.6.30
233	新型コロナ　大規模接種センターでのワクチン接種について	52歳のものですが、早くワクチンの接種を受けたいです。大規模接種センターでの接種を希望しますので、接種券の先行送付を検討願います。高槻市、茨木市、門真市等で実施中の対応です。各市のホームページで確認できます。吹田市で対応不可なら、その理由も説明願います。	吹田市では国が定める接種順位に従い、新型コロナウイルスに罹患した際に重症化するリスクの高い、65歳以上の高齢者を優先して接種券を発送し、次の順位である60歳～64歳の方、また基礎疾患を有する方、高齢者施設等従事者の接種券については、事前に申請いただき、6月24日に発送したところです。 さらに、国の状況や大規模接種会場の予約状況等を鑑み、国（自衛隊）や大阪府が実施する大規模接種専用接種券発行の事前申請受付を、7月5日（月）の正午から電子申請により受付を行う予定となっております。 その後50歳～59歳、保育・学校教育施設従事者については、7月12日、12歳～49歳の方については、7月中旬を目途に接種券の発送を予定しております。	保健センター	R3.6.21	R3.6.30

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
234	直ちに新型コロナワクチン接種券の発送を	直ちに新型コロナワクチンの接種券を18歳以上の全市民に送付すべきである。接種券が国や府が行う集団接種の利用条件となっているからである。 他の自治体が接種券を送付しているのに、吹田市が送付しないのであれば、吹田市民だけが国や府の接種機会を利用できないことになる。一部の市民が国や府の接種機会を利用して接種すれば、その分だけ吹田市による接種の負担が軽くなり、国や府の接種機会を使わない市民にも吹田市による早期の接種機会の提供が可能になる。 この点、すでに他の自治体では接種券の送付が始まっている。特に賢明な自治体であれば、18歳以上の全住民に一斉送付という形をとっている。一人でも多くの住民に自治体以外の接種機会を利用してもらい、一刻も早く全住民の接種を完了しようとする大変賢明な戦略と言える。 この期に及んで接種券を段階的に送付するというのは吹田市の都合でしかない。現実に18歳以上一斉送付という形をとっている自治体があること、及び接種券を一斉送付したとしても年齢で区切って予約を受け付けることで予約の混乱も避けられることから、一斉送付の不利益など存在しない。 （唯一ありうる問題として、接種券が届いたにも関わらず吹田市ですぐ接種が受けられないことについて理解不足による不満の声が出るということがありうるが、これは接種券の送付に併せて説明を丁寧に行えば良い。） 以上から、早急に現在の接種券送付の計画を見直し、1秒でも早く18歳以上の全市民に対し接種券を発送すべきである。	吹田市では国が定める接種順位に従い、新型コロナウイルスに罹患した際に重症化するリスクの高い、65歳以上の高齢者を優先して接種券を発送し、次の順位である60歳～64歳の方、基礎疾患を有する方、高齢者施設等従事者の接種券については、6月24日に発送したところです。 また、今般、国の状況や大規模接種会場の予約状況等を鑑み、国（自衛隊）や大阪府が実施する大規模接種専用接種券発行の事前申請受付を、7月5日（月）の正午から、電子申請により受付を行う予定となっております。 その後50歳～59歳、保育・学校教育施設従事者については、7月12日、12歳～49歳の方については、7月中旬を目途に接種券の発送を予定しております。	保健センター	R3.6.16	R3.6.29
235	ワクチン注射の現場の整理整頓を要望	コロナワクチンの誤注射が全国で頻繁に起こっています。同じ内容のミスであることが情けないです。吹田市ではワクチンの冷凍・冷蔵保管場所と注射現場が整理整頓されていますか。工場で整理整頓の悪い現場では事故災害が頻発します。ワクチン注射開始前に毎日、整理整頓の見回りをすることを要望します。見回り要員は市職員でなく、民間工場で労働災害防止に従事する人を勧めます。市職員は事故防止のコツを知らないと思います。指差呼称をすることもコツです。74歳の私は7月に集団接種を申し込むつもりですが、誤注射が心配です。市民を不安にさせないでください。	集団接種会場では、作業工程の順守や、作業を行う看護師によるダブルチェックの徹底、市の職員の保健師・看護師が最後に薬液のトリプルチェックを行うなど厳格に作業を進めております。 また、作業スペースのレイアウトを見直すとともに、作業開始前には、作業がしやすいよう整理整頓等を行った上で作業を進めております。 最後に、市の職員でございますが、保健所の職員が不定期に会場を巡回調査しており、その指摘を踏まえ、日々改善に努めておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いします	保健センター	R3.6.16	R3.6.29
236	新型コロナウイルス　ワクチン接種券について	吹田市在住です。新型コロナウイルス　ワクチン接種券の発送についてです。 自衛隊が設置している大規模接種会場では18歳以上の予約が開始されたと報道されています。 吹田市の64歳以下へのワクチン接種券発送は遅すぎるように思います。高齢者を優先する事に異論はありませんが、同時に若年層への接種も進める事で、経済活動をいち早く再開できると思います。「かかりつけ医がいい」「遠い」「行きにくい」などの理由で大規模接種会場での接種を希望しない高齢者に対しては吹田市の集団接種会場で優先接種してもらい、64歳以下には大規模接種会場での接種を並行して行えるよう検討することを強く求めます。 われわれ64歳以下は接種券が届かないため、大規模接種会場での接種予約する権利すらないのです。本当の意味で「平等」とするならば、全市民に対して接種券を発送すべきと考えます。吹田市のお考えをご回答ください。	吹田市では国が定める接種順位に従い、新型コロナウイルスに罹患した際に重症化するリスクの高い、65歳以上の高齢者を優先して接種券を発送し、次の順位である60歳～64歳の方、基礎疾患を有する方、高齢者施設等従事者の接種券については、6月24日に発送したところです。 また、今般、国の状況や大規模接種会場の予約状況等を鑑み、国（自衛隊）や大阪府が実施する大規模接種専用接種券発行の事前申請受付を、7月5日（月）の正午から、電子申請により受付を行う予定となっております。 その後50歳～59歳、保育・学校教育施設従事者については、7月12日、12歳～49歳の方については、7月中旬を目途に接種券の発送を予定しております。	保健センター	R3.6.16	R3.6.29

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
237	接種券発送の前倒しのお願い	接種券の発送予定ですが、前倒ししていただきたいです。 吹田市民の感染者数、重症者数を早く低減させるためにも重要です。 当初の想定と違って、自衛隊大規模接種、開業医さんのご協力などで65歳以上の接種が進んでいるかと思います。 6月15日からの集団接種の予約も余裕があります。市民の接種希望率が予想を下回っていることも原因の一つです。 職域接種も始まり、吹田市が予定していた接種場所での接種はかなり少なくなるのではないでしょうか。 早く接種券を発送した市区町村ほど、早く接種が完了する状況に変化してます。 変化への早急な対応をお願いします。できないではなく、どうやってやるのかをご検討お願いします。	吹田市では国が定める接種順位に従い、新型コロナウイルスに罹患した際に重症化するリスクの高い、65歳以上の高齢者を優先して接種券を発送し、次の順位である60歳～64歳の方、基礎疾患を有する方、高齢者施設等従事者の接種券については、6月24日に発送したところです。 また、今般、国の状況や大規模接種会場の予約状況等を鑑み、国（自衛隊）や大阪府が実施する大規模接種専用接種券発行の事前申請受付を、7月5日（月）の正午から電子申請により受付を行う予定となっております。 その後50歳～59歳、保育・学校教育施設従事者については、7月12日、12歳～49歳の方については、7月中旬を目途に接種券の発送を予定しております。	保健センター	R3.6.17	R3.6.29
238	基礎疾患枠のワクチン接種券が届かない件について	基礎疾患枠のワクチン接種券申請（下記）しましたが未だに届いていません。接種番号だけでも教えて欲しいです。大阪府の集団接種は昨日(6/16)から64歳以下も予約開始しましたが予約ができません。奈良県、兵庫県の難病の知り合いは接種券を持っており予約してますが、なぜ大阪府民が予約できないのか、基礎疾患を持っている市民を危険に晒している事をよく考えて下さい。もし感染した場合、接種券送付遅速の為に吹田市を集団で訴える事も考えています。	吹田市では国が定める接種順位に従い、新型コロナウイルスに罹患した際に重症化するリスクの高い、65歳以上の高齢者を優先して接種券を発送し、次の順位である60歳～64歳の方、基礎疾患を有する方、高齢者施設等従事者の接種券については、6月24日に発送したところです。 また、今般、国の状況や大規模接種会場の予約状況等を鑑み、国（自衛隊）や大阪府が実施する大規模接種専用接種券発行の事前申請受付を、7月5日（月）の正午から電子申請により受付を行う予定となっております。 その後50歳～59歳、保育・学校教育施設従事者については、7月12日、12歳～49歳の方については、7月中旬を目途に接種券の発送を予定しております。	保健センター	R3.6.17	R3.6.29
239	ワクチン接種券	ワクチン接種券が、まだ届きません。教職員の優先は理解します。しかし、自衛隊の大規模接種センターや大阪府の大規模接種センターでの接種の機会を、奪う必要はないでしょう。早急に送付願います。	吹田市では国が定める接種順位に従い、新型コロナウイルスに罹患した際に重症化するリスクの高い、65歳以上の高齢者を優先して接種券を発送し、次の順位である60歳～64歳の方、基礎疾患を有する方、高齢者施設等従事者の接種券については、6月24日に発送したところです。 また、今般、国の状況や大規模接種会場の予約状況等を鑑み、国（自衛隊）や大阪府が実施する大規模接種専用接種券発行の事前申請受付を、7月5日（月）の正午から電子申請により受付を行う予定となっております。 その後50歳～59歳、保育・学校教育施設従事者については、7月12日、12歳～49歳の方については、7月中旬を目途に接種券の発送を予定しております。	保健センター	R3.6.18	R3.6.29
240	妊婦のコロナワクチン優先接種のお願い	本日、吹田市内コロナワクチンの接種順が発表されました。 接種を希望する妊婦も優先接種に加えて欲しいです。妊娠後期のコロナへの罹患は重症化リスクが高いと産婦人科医会が発表しました。これを受け山口県周南市では、妊婦・ひとり親を優先接種にする取り組みを市が独自に行なっています。子育てしやすいまちを掲げている吹田市でも妊婦やひとり親世帯に配慮して欲しいです。希望する妊婦、ひとり親に優先接種をお願いします。ただでさえ不安な妊娠にコロナ変異株の心配もありとても苦しい毎日を過ごしています。 胎児への影響は分からないところも多いですが、後期に妊婦の重症化リスクが高まることはわかっているので、高齢者や基礎疾患のある人と同じくらいのレベルで扱ってください。希望する妊婦へのワクチン接種を一刻も早く実現して欲しいです。どうかよろしくお願いします。	妊婦のワクチン接種について、厚生労働省は妊娠中、授乳中、妊娠を計画中の方も、ワクチンを接種することができるとしており、海外の実使用などから現時点で特段の懸念が認められているわけではないものの、安全性に関するデータが限られていることから、接種のメリットとデメリットをよく検討して接種を判断していただくこととしています。 吹田市では国が定める接種順位に従い、新型コロナウイルスに罹患した際に重症化するリスクの高い、65歳以上の高齢者を優先して接種券を発送しました。 今般、国の状況や大規模接種会場の予約状況等を鑑み、国（自衛隊）や大阪府が実施する大規模接種専用接種券の事前申請受付を、7月5日（月）の正午から、電子申請により受付を行う予定となっており、接種券の申請をされる場合は、御利用ください。 その後50歳～59歳、保育・学校教育施設従事者については、7月12日、12歳～49歳の方については、7月中旬を目途に接種券の発送を予定しております。	保健センター	R3.6.14	R3.6.28

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
241	ワクチン接種券を早く送って下さい	自衛隊の大規模接種会場で接種券があれば高齢者でなくても打てるようになりましたので、吹田市は早く接種券を市民に送って下さい。40代は7月末から送付する予定などを拝見しましたがもっと早く送って下さい。	吹田市では国が定める接種順位に従い、新型コロナウイルスに罹患した際に重症化するリスクの高い、65歳以上の高齢者を優先して接種券を発送しました。 今般、国の状況や大規模接種会場の予約状況等を鑑み、国（自衛隊）や大阪府が実施する大規模接種専用接種券発行の事前申請受付を、7月5日（月）の正午から、電子申請により受付を行う予定となっております。 その後50歳～59歳、保育・学校教育施設従事者については、7月12日、12歳～49歳の方については、7月中旬を目途に接種券の発送を予定しております。	保健センター	R3.6.15	R3.6.28
242	65歳以下のワクチン接種券の発送時期	国の大規模接種会場では予約に空きがあることから、65歳以下も住居に関係なく6月16日から予約受付が、17日からは接種が開始される。可能であればそこでの接種も考えたいが、接種券が必要になる。接種券は何時までに発送されるのか。また、早く発送して頂きたい。	吹田市では国が定める接種順位に従い、新型コロナウイルスに罹患した際に重症化するリスクの高い、65歳以上の高齢者を優先して接種券を発送しました。 今般、国の状況や大規模接種会場の予約状況等を鑑み、国（自衛隊）や大阪府が実施する大規模接種専用接種券発行の事前申請受付を、6月28日（月）及び7月5日（月）のそれぞれ正午から、電子申請により受付を行う予定となっております。 その後50歳～59歳、保育・学校教育施設従事者については、7月12日、12歳～49歳の方については、7月中旬を目途に接種券の発送を予定しております。	保健センター	R3.6.16	R3.6.28
243	学生のワクチン接種時期夏休みに	ワクチンの接種を年齢で分けて計画されています。 関東では学生が夏休みに受けられるような計画にされてるところを報道で知り、吹田市も考えてくださると思っていたのですが残念です。先程計画表を見ました。中学高校も学校で受けられるなら問題ないのですが、夏休み明けになると学校を休まないといけなくなったり、体育祭の練習でワクチン接種の次の日に激しい運動になったりします。それも考えての計画でしょうか？学校はワクチン接種で公欠扱いになるのでしょうか？夏休み中に接種できるようもう一度考えてください。	吹田市では国が定める接種順位に従い、新型コロナウイルスに罹患した際に重症化するリスクの高い、65歳以上の高齢者を優先して接種券を発送しました。 今般、国の状況や大規模接種会場等の予約状況等を鑑み、次の順位である60歳～64歳の方、基礎疾患を有する方、高齢者施設等従事者の接種券については、6月25日頃に発送する予定です。 その後50歳～59歳、保育・学校教育施設従事者については、7月12日、12歳～49歳の方については、7月中旬を目途に接種券の発送を予定しております。 （担当：保健センター） 児童・生徒の新型コロナウイルスワクチン接種時の出席の取り扱いについては、実施時期、場所等、詳細を確認のうえ、国や府の方針を踏まえて、安全に配慮した対応を検討してまいります。 （担当：学校教育室）	保健センター、学校教育室	R3.6.14	R3.6.24
244	○○	先般、障がい福祉室　○○様より障がい福祉サービス等の更新調査書の送付依頼がありましたが、返信用封筒が同封されていなかったので、着払いの宅配便で送付したところ、受け取りを拒否られました。民間企業等、一般的な常識として、「依頼者が送料を負担する」では、ないのでしょうか？最終的には、私が送料(610円)を負担しましたが、一方的に書類を送り付けて来て、返送を要求。その上、送料までも負担させるとは、新手の悪徳業者ですか？また、「送付が嫌なら、市役所に持参して下さい」とまで言われました。全世界的に外出自粛が求められている時に、抵抗力の低い障がい者に対して、危険を犯せと言うのは、どう言う事でしょうか？ 市職員への教育は、どうなっていますか？ 市役所の見解をお聞きしたく、至急の電話での回答を求めます。	・メール内容には「依頼者が送料を負担する」とあるが、本件において依頼者は吹田市ではなく、サービス利用者であります。 ・障がい福祉サービスの更新申請は利用者が引き続きサービスを利用する場合に行うものであり、この内容は更新案内文に記載しております。 ・返信用封筒の添付については、他利用者も同様の取扱いにしており、特別に対応することはできません。 ・障がいの内容によっては記入・送付行為が困難な方もいるため、代筆を行う等の柔軟な対応は行っております。 ・○○様においては、今後サービス更新の意向がある場合、担当者からの電話連絡の際に申請書代筆の意向を表明いただきたく存じます。本市でもサービス更新に係る申請書の代筆対応を行うよう記録を残しておくようにいたします。	障がい福祉室	R3.6.24	R3.6.24

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
245	精神障害者保健福祉手帳交付手続き	精神障害者保健福祉手帳交付の件で6月9日に障害福祉室から電話を受けた件です。担当者（〇〇様男性）の説明が不十分で、大阪府こころの健康総合センター医療審査課（以下大阪府と表記）に問い合わせました。大阪府からの回答は、「診断書は令和3年4月23日付けで吹田市から障害等級判定依頼があった」でした。当方は、令和3年3月9日に申請書を提出しておりますが、この間約1カ月半、申請書の所在と事務の進捗状況を明らかに調査・確認のうえ回答願います。なお、同様の調査依頼を大阪府にも依頼済みです。御庁への電話照会の日時、内容も、当方で記録媒体に保存しておりますので、当方との詳しいやり取りが、不明であればお答えできます。	精神障がい者保健福祉手帳交付のお問い合わせをいただいた際、当方の回答内容が不十分で、大阪府へお問合せされるなど御迷惑をお掛けしたことをお詫び申し上げます。 現在、精神障がい者保健福祉手帳の申請は毎年増加傾向にあり、連日、数多く寄せられる受付書類の確認や、不備や不足書類の補正、診断書記載内容の医療機関への確認など、事務処理に大変時間を要している状況です。 とりわけ、昨年度末から今年度当初にかけましては、通常よりも申請件数が増えており、貴方様の御申請につきましても、診断書の記載内容の確認が必要で処理に時間を要し、4月15日に確認できた後、4月23日にようやく大阪府へ提出したものでございます。 窓口では、当該手帳の交付には通常3か月程度掛かると皆様に御案内しておりますが、徐々に長くなっており、新規申請の方や書類の補正や確認が必要な場合は、3か月以上掛かることが多くなっています。 大変お待たせをし、誠に心苦しく存じますが、大阪府からの回答が届き次第速やかに処理いたしますので、今しばらく御時間を頂戴するようお願いいたします。 また、今後、事務の効率化にも努めてまいりますので、よろしく御理解くださるようお願いいたします。	障がい福祉室	R3.6.16	R3.6.23
246	国のワクチン接種記録システムに吹田市が記録を残していない件について	先日国のワクチン接種記録システムに吹田市が個人接種集団接種とも記録を登録していないという報道を見ました。大阪市と高槻市もできていないようですが、ワクチン接種は今国をあげてコロナと戦うための一大プロジェクトであり、円滑なワクチン供給のために記録を取りまとめることは不可欠です。なぜできていないのか、いつできるのか、市長の考えをお聞かせ頂きたいです。	この度は、接種記録の件に関しまして御心配と御迷惑をおかけして申し訳ございませんでした。 吹田市においては、国のシステムへ入力する前に市独自のシステムへ入力する作業を進める必要があったことから、作業が遅れておりました。 現在、国のシステムへの入力作業については、鋭意進めているところ	保健センター	R3.6.8	R3.6.22
247	ワクチン一般に接種	市内在住の〇〇です。大阪市内で勤務しております。吹田市ホームページでは、一般の接種券発送は年齢層単位としていますが、早急に全ての一般者に配布してもらいたいと思います。厚労省での通達では、市外での接種は特定の方としていますが、大阪市内の大型接種会場など、今後は一般者にも対象となることから、接種出来る方から接種すら方が効率的と思います。	吹田市では国が定める接種順位に従い、新型コロナウイルスに罹患した際に重症化するリスクの高い、65歳以上の高齢者を優先して接種券を発送しました。 今般、国の状況や大規模接種会場等の予約状況等を鑑み、次の順位である60歳～64歳の方、基礎疾患を有する方、高齢者施設等従事者の接種券については、6月25日頃に発送する予定です。 その後50歳～59歳、保育・学校教育施設従事者については、7月12日、12歳～49歳の方については、7月中旬を目途に接種券の発送を予定しております。	保健センター	R3.6.8	R3.6.22
248	タクシー運転手の路上喫煙　豊津駅出入口	毎朝、タクシーの運転手がバス停に車止めて、駅の出入り口付近でタバコを吸ってます。毎日臭くて最悪なんですが、なんとかなりませんか？ ※写真は公表しておりません。	令和3年6月9日（水）午前10時頃に現地を確認しましたところ、お問い合わせいただきました場所での喫煙者については、現地で確認できませんでした。 屋外でのたばこの煙に対する規制は法の対象外となっており、行政としましては、指導の対応は困難でございます。ただし、公益財団法人大阪タクシーセンター（タクシー運転者の指定登録機関・適正化事業の実施機関）にタクシードライバーの喫煙情報があったことを伝え、各社ドライバーに対し、喫煙について配慮いただくよう周知を依頼いたしました。 本市では、すべての方が健康で安心して暮らせるまちを目指して、引き続き、禁煙支援と受動喫煙防止に向けた取組を進めてまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。	健康まちづくり室	R3.6.8	R3.6.18

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
249	○○の喫煙所について	○○の入り口横に喫煙所がありますが、そこから道に漂う煙に困っております。我が子は肺に病気を持って生まれており、タバコの煙で呼吸が苦しくなるので、外出時は煙を吸わないよう気をつけるようにと、医者から指示を受けております。しかし、家の立地上どうしても毎日○○の横を通らなければならず、その際煙を吸ってしまうことになります。産まれたばかりでまだ外出はしていませんが、来月頃から毎日○○横を通ることになります。 朝は特に、出勤前の方たちが同時に4,5名程喫煙されている印象で、喫煙所から道までは多少距離はあるものの、道側にも煙が漂っているのが臭いでわかる状況です。 周囲への健康被害を考えていただき、喫煙所を撤去していただけないか、せめて人通りのある道側(大通りと、○○入口側の道)に煙が行かないよう、パーテーション設置などの工夫をしていただけないかというのが、要望です。 ○○の敷地は私有地で、市の管轄ではないかもしれませんが、この○○の前の道は、小さな子供たちが通学で大勢通っている道でもあり、その中には命に関わるような子もいますので、どうか改善に動いていただけますよう、よろしくお願い致します。	御指摘の喫煙所は屋外であり、法及び条例の規制対象に該当しない場所になりますが、たばこの煙による健康面の症状等でお困りの方々がいる実情をお伝えし、受動喫煙防止へ御配慮いただくようお願いしました。	健康まちづくり室	R3.6.9	R3.6.18
250	コロナワクチン受付対応	人口150万人の京都市は今日5/20から14000人分の65歳以上のワクチン受付を開始、8:30からのNET受付は25分で終了、電話受付は午後4時41分に終了。即日終了した旨HPに掲載されました。尚京都市の次回予約受付は当初の予定を前倒しして5月末日です。 我が吹田市はどうであったか？5/6からNET受付10分で終了、つながらない電話受付を1週間引っ張った。しかも次回受付が「6月中旬ごろ」の由。これでは市民はいらいらするし、今も大阪府で毎日何十人と亡くなっている状況で恐くて仕方がないでしょう。 京都市と吹田市のこの住民サービスの大差は何でしょうか？有事対応の中、よく考え練られ修正する能力のある京都市と、平時対応でさほど考えもせずワンパターンで修正する努力も無く、つながらない電話を放置し続けた吹田市という事が言えるでしょう。	この度は電話がつながりにくい状況となり、申し訳ありませんでした。 吹田市では新型コロナウイルス感染症と診断される方のうち、重症化する人の割合が高齢者は高い傾向にあることから、65歳以上の皆様一斉にご予約を開始させていただきました。 予約受付に際して、吹田市ではご高齢の方はインターネットからの予約を行うことが出来ない方が多くおられることから、電話での予約を約14,500件、インターネットからの予約受付を約4,500件とさせていただきましたところ、インターネットからの予約は約30分、電話での予約は11日（火）16時に定員に達しました。 御指摘いただきましたように、前回は大変電話が繋がりにくい状況となっていた結果を踏まえまして、６月１５日（火）から開始を予定しております第２回の接種受付では、コールセンターの人員の増加やweb予約と電話予約の割合の見直しなどを行い、少しでも御予約を取りやすくなるよう努めてまいりますので、御理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。	保健センター	R3.5.21	R3.6.4

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
251	吹田市のコロナウイルスのワクチン接種のHPの改善要望	1）吹田市HP-ワクチン接種予約で「予定定員に達したため、受付を停止しました」の掲出がされましたが、（集団接種）の文言の補記が必要。市民から見れば、“個別接種”も受付停止…と誤解される方もおられると思います。 2）吹田市HPのトップページやワクチン接種のサイトには、個別接種の申込開始の日時の記載が無く、市民および医療機関に混乱が生じています。市報5月号添付のチラシには、「各医療機関に問い合わせを」の記載が。集団接種の申し込みは、5月6日からの記載が有り、市民は、これに準じてと考え医療機関に電話や直接訪問などで問い合わせをしておられます。某医療機関では市民からの問合せに「未だです。18日からです。HPを見て下さい」などの対応をしておられ、業務に支障が。何件も個別接種のサイトの内容は、「個別接種は5月24日の週から開始する予定です」。 ⇒今日は5月19日です。予定では無く具体的な月日の記載が必要。 3）個別接種の申込開始の日について吹田市HP内を探すと、よくある質問の問18に「5月18日以降に直接医療機関にお問い合わせください 」の記載がやっと見つかりました。 ⇒申込開始の日をワクチン接種のサイトへの記載をして、市民および医療機関の混乱を防ぐ必要があると考えます。 ⇒吹田市と医療機関との事前協議で、豊中市のように統一出来なかったのですか？ 4）吹田市の個別接種の医療機関のサイトが有りますが、リストには市民と医療機関の利便性を考え、豊中市のような“かかりつけの方のみ” “新規の方も可”」の表示が必要。加えて、豊中市のように「予約の受付開始日、接種開始日の記載」があり非常に分かり易い。また予約の枠が一杯になった時に、市民への周知が出来るフォームが必要と考えます。 ⇒吹田市と医療機関との事前協議では、どのようになっていますか？ 5）吹田市HPの「コロナウイルスのワクチン接種について」⇒「ワクチン“集団接種”の予約に関する情報」が表示され、“個別接種”のサイトへの案内が非常に不親切です。 6）個別接種の現在の予約枠合計は何回分ですか。また第二次の申込予約は、いつ頃ですか。 ※写真は公表しておりません。	この度は、新型コロナワクチン接種に関するホームページの掲載内容につきまして、御意見いただきありがとうございます。 ワクチン接種予約におけるホームページの内容について、一部誤解を生じさせるような表現や個別接種のサイトへの案内がわかりにくく、不十分であったところは、貴重な御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。 吹田市の新型コロナワクチン取扱医療機関の掲載について、市内の医療機関に対して掲載に関するアンケートをさせていただいた結果を掲載しており、かかりつけか否かの判断については、各病院の判断によるところが大きいところから、本市の一覧には掲載しておりません。また、個別接種の開始日においても同様に病院ごとに決められていることから、御指摘いただいた表現となっております。 個別接種の現在の予約枠合計につきましては、各病院ごとに設定されているため、本市では把握しておりません。 最後に、次回の集団接種の予約受付は6月15日（火）を予定しており、予約枠についてWEB予約と電話予約の割合の見直しやコールセンターの増設を予定しております。 詳しくは、市ホームページや市報6月号を御確認ください。	保健センター	R3.5.19	R3.6.2
252	学校での濃厚接触者にならないマスクは布ですか不織布ですか	「濃厚接触者は、マスクをしないで、手で触れることのできる距離（目安として1m）で、感染者と15分以上の接触があった者※聞き取り等により、個々の状況から総合的に判断します。」と市のHPに記載されてますが、このマスクをしないで、のマスクは不織布ですかそれとも布やウレタンでもマスクをしていれば濃厚接触者ではないのでしょうか。あと、子供はたいがい鼻が出てますがそれでもマスクさえしていれば濃厚接触者ではなく調べず知らせずでしょうか。	濃厚接触者に該当するかどうかについては、厚生労働省の通知を元に判断しており、現時点においては、マスクの種類によって濃厚接触者に該当するかの判断とはなっておりません。 また、マスクを着用していても鼻が出ているかどうか等の状況は、陽性者への聞き取り等をもとに明らかになるものであり、マスクを着用していても会話の時間、部屋の広さ、換気などの状況を詳細に聞き取った上で、濃厚接触者に該当するかどうか総合的に判断を行っています。	地域保健課	R3.5.18	R3.5.31

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
253	covid-19 の感染症分類と緊急事態宣言	現在の感染者数の多さは PCR 陽性のみで症状が無い人も感染者として数えるからであり、医療の逼迫はエボラよりも脅威と法的に扱われ対応できる医療機関が少ないからです。 covid-19 の感染症分類を5類以下に引き下げる事で症状が出た人だけを現状より幅広い病院で診察してもらえ医療の逼迫が解消されます。 5類以下に引き下げると手洗いうがいや必要な人へのリモートと言った残すべき以外の対策を要さずに教育や文化や娯楽や経済が再開できます。 吹田市には多くの教育機関が有りながら現状ではオンラインになっていますが一年半前まで対面だったので対面の方が多くの事が伝わる可能性が高いです。また学生は二学年上までに近い学生生活も送れるべきです。 医療も教育も学生も文化や娯楽も経済も疲弊していますので6月1日には緊急事態宣言が解除され感染症分類が引き下げられる必要が有ります。緊急事態宣言中に吹田市から国と府へ要請してください。	感染症分類の検討については、国において、専門家で構成する会議等で議論の上、判断されており、本市から要望する予定はありません。	地域保健課	R3.5.21	R3.5.31
254	望まない子供の受動喫煙（住宅被害）	受動喫煙防止法が施行されましたが集合住宅等による近隣からのタバコ被害、副流煙、呼出煙を毎日のように逃げることもできず被害にあっている者です。 コロナ禍による住宅＋市外からの転入者の意識の温度差やタバコは自由だ、権利だとの主張も、現在では通用しないのではないでしょうか。法で裁くことのできない住宅では受動喫煙が無法地帯です。自ら好んで吸入する有害物質を近隣にまきちらす行為によりまきこまれる事。このコロナ禍で、肺機能を低下させられることは他者危害だと思います。ノースモーク吹田を市民にもっと強いメッセージをお願いしたい。東京のように子供被害を含む受動喫煙の被害に対する対応をお願いします。転入者へも吹田市はタバコによる他者危害、受動喫煙にも力を入れていると意識改革が必要ではないでしょうか。転入時に一声あるだけでもまた変化もあるように思います。昭和を生きてこられた方々はタバコくらいと大丈夫と思っておいでだと思います。副流煙のおそろしさ、このコロナ禍による肺機能の低下、守ることのできない住宅による他者危害、声をあげるか、住宅ごと引越をするしかない現状に憤りを感じます。ノースモーク吹田をうたい喫煙所を撤去したしわよせは望まない住宅による受動喫煙です。喫煙所は近づかなければいい。住宅は逃げることができない。ホームステイ、自粛だと言われても、住宅が危険でどこにも手だてがない市民はどうすればいいのか、憤りを感じます。 コロナによる在宅ワークが増えた今、この問題は少なくないはずです。 住宅による喫煙被害、近隣住民に著しく不利益が生じる場合は配慮よりも強いメッセージができるよう改革をお願いします。 相談の場所をもっと増やして声をひろう吹田市を望みます。 市報吹田や吹田のテレビ番組などで、受動喫煙による被害や不利益、生活が脅かされることが防げない現実の今の問題に対して、スポットを当てる場を望みます。意識が広まれば喫煙者の中に配慮がルールへとなるようにも感じます。まだタバコを知らない子どもの喫煙被害、タバコを望まない市民を有害から守ることのできる吹田市を強く望みます。	現在の健康増進法におきましては、近隣の方からのたばこの煙に対する規制は法の対象外となっており、行政としましては、指導等の対応は困難でございます。 しかしながら、法の対象外によるたばこの煙により、困っておられる方々がいることも踏まえて、市としましてもたばこ対策は重要な取組の1つと考えております。 本市では、望まない受動喫煙を防止するとともに、喫煙者本人も喫煙による害から守るため、「スモークフリーシティ・すいた」の実現を目指した取組を進めており、在勤、在学等の方も含め、市ホームページ等により、広く周知啓発を図っているところです。 子供を含めたすべての方が健康で安心して暮らせるまちを目指して、引き続き、受動喫煙防止と禁煙支援に向けた取組を進めてまいりますので、御理解賜りますようお願いします。	健康まちづくり室	R3.5.12	R3.5.26

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
255	緊急事態宣言と covid-19	covid-19 の感染症分類を5類に引き下げると症状が出た人だけを厳重な設備を要せずに幅広い医療機関で診察してもらえ医療の逼迫が解消されます。そして更に過剰な感染対策を要さずに経済や教育や娯楽が再開できオリンピックパラリンピックも開催できます。従っていま必要な事は緊急事態宣言や PCR 検査や濃厚接触の追跡やマスクと三密回避の促しではなく感染症分類で covid-19 を新型インフルエンザ等感染症から5類に引き下げる事です。その認識を市政に関わる方々で共有してください。学生が学校で授業を受けられず娯楽産業にも負担を強いていますので緊急事態宣言が延長された期間には吹田市から国と大阪府へ対して covid-19 の感染症分類を引き下げ緊急事態宣言を解除し蔓延防止も不要だと明言する事を求めて行ってください。	いただいたご意見につきましては、関係する部署で共有しています。 緊急事態宣言の延長については、本市だけでなく府内全体の状況を考慮した上で府知事が判断されているものと考えており、本市から緊急事態宣言の解除を要望する予定はありません。 また、感染症分類の検討については、国において、専門家で構成する会議等で議論の上、判断されており、本市から要望する予定はありません。	地域保健課	R3.5.12	R3.5.26
256	コロナワクチン予約電話つながらない	コロナワクチン予約電話に相談のために5/6からかけ続けていますが全く繋がりません。※毎日1時間以上費やしています。 こちらに問い合わせさせて頂きました。 父親の予約をネットでできたのですが1回目（5/29）と2回目（6/26）の間隔が開いているため、2回目を早める等調整をして頂きたいのです。 ※ファイザーワクチンは18～20日が有効、それ以降は効果が下がる（70%）検証報告がありました。 ネットのワクチン予約については、1回目と2回目の間隔が21日以上あればその旨警告ダイアログ表示などの仕組みも必要かと思います。 ※同ケースが多発していると予想しています。 ご検討ご対応宜しくお願い致します。	ワクチンの接種間隔が3週間を超えた場合の効果は十分に検証されていませんが、WHO、米国やEUの一部の国では、3週間を超えた場合でも、1回目から6週間後までに2回目を接種することを目安としていることが厚生労働省のウェブサイトに記載されていますので、差し支えないと考えております。	保健センター	R3.5.11	R3.5.25
257	新型コロナワクチン接種業務遂行者へのワクチン接種について	妻が元看護師なのでワクチン集団接種の接種者に応募し、今月接種業務に就きます。しかし接種者を含め集団接種業務遂行者へは事前にワクチンを打たないと聞き、驚いております。年配者への接種を開始する前に、接種業務に就く者に接種するのは当然に思うのですが、何故打たない、打てないのでしょうか。	医療従事者への接種については、大阪府が主体となって該当者の接種を進めていることから、今回の接種業務に従事していただく方への接種について、本市としては予定しておりません。 なお、令和3年5月17日（月）から集団接種を開始しており、接種日当日にキャンセルによる余剰が発生した場合は、ワクチン接種従事者（医師、看護師等）やできるだけ早く接種する必要のある市職員（保健師・看護師・消防士・保育士・教諭）に接種するなど、可能な限りワクチンが無駄にならないよう努めてまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。	保健センター	R3.5.11	R3.5.25
258	新型コロナウイルスワクチン接種予約について	昨日はワクチン接種の質問に回答いただきありがとうございました。5月6日の予約開始以降電話予約をしていますが全くつながりません。昨日の質問でコールセンターは38回線で対応しているとのことですが、さいたま市では166回線で対応してもパンクしていることから、吹田市の回線数は少なく見通しが甘かったのではないでしょうか、そこで質問です、次回の予約は6月中旬とのことで回線数を増やすとのこですが回線数はいくらにするのですか、回線数次第では今回と同様に電話がつながらないことになるのではないのですか、それと集団接種時にキャンセルがあった場合の余ったワクチンはどのようにされるのですか、まさか廃棄されることはないと思いますが、接種会場に携わる医療従事者の方はワクチンを接種していると以前コールセンターに問い合わせをした際に回答をもらっていますので、その場にいる医療従事者には接種できないと思います。来週から接種が開始されるとのことでありキャンセル時の対応は計画されていると思いますので担当部署より回答をお願いします。ちなみに市が公表している接種計画には記載されていません。	予約方法については、WEB予約と電話予約の割合の見直しやコールセンターの大幅な増設などの検討を進めているところです。 国が示す接種順位において医療従事者は、上位に位置づけられワクチン接種は大阪府において実施しております。また、集団接種に従事する職員のPCR検査の実施は求めておりません。 接種日当日にキャンセルされた方のワクチンについては、有効に接種できるよう、ワクチン接種従事者（医師・看護師等）で接種がまだの方がおられた場合やできるだけ早く接種する必要のある市職員（保健師・看護師・消防士・保育士・教諭）に接種するなど、可能な限りワクチンが無駄にならないよう努めてまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。	保健センター	R3.5.11	R3.5.25

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
259	コロナワクチン	先日、予約については電話をかけ続けるよう、回答いただきました。新聞報道にて通信制限がかかる、緊急の通信ができなくなると知り、間をあけてかけ続けました。ナビダイヤルも含めて合計700回。今日勤務終了の後にかけたら予約終了。納得がいかない。腹立たしさしか残らない。集団接種会場に90歳の親を連れて突入したいです。	この度は、電話がつながりにくい状況となってしまい、大変申し訳ございませんでした。 集団接種の予約については、御意見いただいたように、高齢の方にとってWEBでの予約が困難な方も多くおられることから、予約枠数の７５％（約13,500件）を電話による予約枠、25%（約4,500枠）をインターネットによる予約枠とさせていただきました。 次回の集団接種受付は６月15日（火）を予定しており、予約枠についてWEB予約と電話予約の割合の見直しやコールセンターの増設を予定しております。 また、接種に関する情報については、５月末に市内全戸配布いたします市報６月号や市ホームページやSNSを通じてより丁寧な情報発信に努めてまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。	保健センター	R3.5.12	R3.5.25
260	ワクチン6月電話予約は年齢別に	6月中旬以降の電話予約は必ず年齢別でお願いしたい。他市例（人口16万人）では最初は80歳以上に限定しています、それが終了するまで、80歳以下の予約は受け付けないとHPで明言しています。吹田市の場合は80歳以上でも無理があり、85歳以上か90歳以上優先にすべきかも知れません。それが終了すれば年齢を段階的に下げていけば（HPで公開しながら）、自分はいつ電話すればよいかが個別に明確になり、電話の集中は回避できます。私は65～69ですが、そうして頂ければ、電話予約が例え8月にずれ込んでも毎日電話がつながらずイライラするよりはいいと思っています。	この度は、電話がつながりにくい状況となり、大変申し訳ありませんでした。 吹田市では、5月24日から市内の医療機関による個別接種も順次開始されます。また、国による大規模接種会場での接種受付も5月24日から大阪府民を対象として開始されることから徐々にではありますが、混雑は解消されると認識しております。 次回の集団接種受付は６月15日（火）を予定しており、予約枠についてWEB予約と電話予約の割合の見直しやコールセンターの増設を予定しております。 接種に関する情報については、市ホームページまたは市報６月号を御確認ください。	保健センター	R3.5.12	R3.5.25
261	ワクチン接種に関して	私の同僚(70代)方が何十回と電話かけてやっとこさ繋がり予約すると1回目の予約は取れたが3週間後の2回目の予約はいっぱいで取れず、対応の方は「ホームページ掲載の全ての町の協力医院へ電話して2回目の予約してください」とのこと、2回目取れる保証がない状態で良いのですか。1回目2回目セットで予約とれなければ不安で仕方ないでしょうが、どれほど労力使わすのか？	この度は、電話がつながりにくい状況となってしまい、大変申し訳ございませんでした。 集団接種の予約については、高齢の方にとってWEBでの予約が困難な方も多くおられることから、予約枠の75%（約13,500件）を電話による予約枠、25%（約4,500）をインターネットによる予約枠とさせていただきました。 また、接種の予約については、基本に御自身で取っていただくようお願いしておりますが、1回分の予約しか取れていない方への対応につきましては、現在検討中でございます。 なお、次回の集団接種受付は６月15日（火）を予定しており、予約枠についてWEB予約と電話予約の割合の見直しやコールセンターの増設を予定しております。 接種に関する情報については、市ホームページまたは市報６月号を御確認ください。	保健センター	R3.5.12	R3.5.25
262	マスクをしていない不審者が歩いていることについて	５月１８日５時５５分頃、ピアノ池に向かう市道でユニフォームを着た不品者男がマスクをしていなかった。吹田市はマスクは屋外では不要だと言っているが、ここは日本だ。米国のABCニュースによるとアメリカではワクチンを2回接種して2週間経過した場合、屋外でのマスク着用が免除される。マスクをしないなどテロリストも同等である。市の車によるマスク着用のアナウンス等お願いします。	市の車によるアナウンスにつきましては、４月２８日以降、公用車・ゴミ収集車・消防車・青色防犯パトロール車により、緊急事態宣言期間中の外出自粛呼びかけのアナウンスを行っております。また、マスクの着用につきましても、HP等を通じて公共の場における適切なマスクの着用について周知しておりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。	危機管理室	R3.5.19	R3.5.25
263	マスクをしていない不審者が歩いていることについて	５月１９日５時５５分頃、ピアノ池に向かう市道で赤い服の不審者男がマスクをしていなかった。吹田市はマスクは屋外では不要だと言っているが、ここは日本だ。米国のABCニュースによるとアメリカではワクチンを2回接種して2週間経過した場合、屋外でのマスク着用が免除される。マスクをしないなどテロリストも同等である。先ほどの不品者は不審者の誤りです。市の車によるマスク着用のアナウンス等お願いします。	市の車によるアナウンスにつきましては、４月２８日以降、公用車・ゴミ収集車・消防車・青色防犯パトロール車により、緊急事態宣言期間中の外出自粛呼びかけのアナウンスを行っております。また、マスクの着用につきましても、HP等を通じて公共の場における適切なマスクの着用について周知しておりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。	危機管理室	R3.5.19	R3.5.25

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
264	マスクをしていない不審者について	5月20日5時50分頃、マスクをしていない上はグレーの服の男がいた。市の車によるマスク着用のアナウンスをお願いします。早朝も同様です。	市の車によるアナウンスにつきましては、4月28日以降、公用車・ゴミ収集車・消防車・青色防犯パトロール車により、緊急事態宣言期間中の外出自粛呼びかけのアナウンスを行っております。また、マスクの着用につきましても、HP等を通じて公共の場における適切なマスクの着用について周知しておりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。	危機管理室	R3.5.20	R3.5.25
265	新型コロナワクチン接種について	コールセンターでの申し込みは混み合う事が予想されます、webでの申し込みをお勧めします、と記載しながら、webは直ぐに定員に達しました、とはどういうことですか？ 仕事をしながらどうやって「混み合う事が予想される」電話予約をしろと？吹田市は石器時代ですか？webに定員を設けるなんて。こんなでは仕事を持つ者は永遠にワクチン接種を受けられない、それでもいい、というのが吹田市の見解ということですね。市民全員に行き渡る、と言いながら。どうしろと？	コロナワクチンの接種について、本市では様々な媒体で市民の皆様へ情報提供に努めてまいりましたが、「高齢者はインターネットを見られない、インターネットでは情報を得ることができない」という御意見を多く頂戴してまいりました。 今回の予約開始にあたり、インターネットにより予約することが出来ない方のために予約枠数の75%（約13,500件）を電話による予約枠、25%（約4,500枠）をインターネットによる予約枠とさせていただきました。今回の予約に際して高齢者の方ご本人に限らずご家族の方などが協力して予約を取られたものと思われます。 次回は、6月15日（火）から第2回集団接種の予約受付を予定しており、予約枠の設定についても見直しております。詳しくは、市ホームページまたは市報6月号を御確認ください。	保健センター	R3.5.10	R3.5.24
266	高齢者の新型コロナワクチン予約について	5月6日から始まった高齢者の新型コロナワクチン予約ですが、web予約はものの数分でできなくなったようですが、一体何人予約できたのでしょうか。電話は2日目の今日も全然繋がらないし、web予約と電話予約の配分がおかしくないでしょうか。なんのためのweb予約なのか。またあとどれくらいの人数が予約を取れるのかも分からずただひたすら繋がらない電話をかけなければならない状態もうんざりします。HPに残りのワクチン数でも出したらどうですか？	今回の予約開始にあたり、web予約することが出来ない方のために予約枠数の75%（約13,500件）を電話による予約枠、25%（約4,500枠）をインターネットによる予約枠とさせていただきました。 予約枠の残り状況については、5月6日から市ホームページに掲載させていただきました。また、今回の予約に際して高齢者の方ご本人に限らず、ご家族の方などが協力して予約を取られたと考えております。 なお、6月15日（火）から第2回の予約受付の開始を予定しており、予約枠の設定につきましても見直しを行いましたので、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。 予約受付の詳細については、市ホームページや市報6月号で御確認ください。	保健センター	R3.5.10	R3.5.24

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
267	続・マイナンバーカードの健康保険証としての利用開始が3月下旬からの予定ですが、遅れるとの事。吹田市民への広報が必要	【4／27国民健康保険課回答】 マイナンバーカードの健康保険証としての利用については、【中略】全ての健康保険が対象であり、国【中略】が制度の実施主体 として、制度全般の周知を行っているところです。本市 としましては、制度に関して独自の広報を行うことは考えておりません。 【質問】 Q1 吹田市の回答では、「独自の広報は行いません。」ですが、今回投稿しました「健康保険証としての利用開始の延期」について、被保険者（市民）への周知は誰がどのように行うルールと考えておられますか。【参考画像】3月25日に大阪府後期高齢者医療広域連合（以降、広域連合）から郵送されて来た「マイナンバーカードの健康保険証利用案内」のリーフレット（部分） Q2 4／28に“広域連合”に電話をしたところ、「マイナンバーカードの健康保険証としての利用開始が3月下旬からの予定でしたが、遅れる…」について「府下の各市町村にメールで既に連絡をしております。」との事でした。※メールの内容は聞いておりません。 ⇒吹田市は、“広域連合”からの連絡を受けて、被保険者に対して何もアクションをされていません。何故されなかったのでしょうか。 ⇒“後期高齢者医療制度の仕組み”の概念図を見ますと、被保険者（市民）との窓口は、市町村と考えます。 Q3 “広域連合”のQ&A一8関連。マイナンバーカードを健康保険証としては未だ利用は出来ませんが、マイナンバーカードの保有者は健康保険証としての事前登録が必要。お住まいの市区町村の窓口で申込を…の文言が有ります。 ⇒吹田市は、被保険者に対しての受入れ体制が必要。また遅れるようで有れば被保険者に対しての広報が必要と考えます。 ⇒吹田市は今回、延期がされずに計画通り3月に本格運用がされていたら、被保険者に対して「マイナンバーカードの健康保険証としての利用の概要・案内」が全く周知されていなかった事になります。⇒広報が必要。 ※豊中市では、4／9に「マイナンバーカードの健康保険証利用申込について」の項の中で「マイナンバーカードによる保険証利用の本格運用（中略）が延期」の文言が有ります。 また「マイナンバーカードの保険証利用開始時期ついては、今のところ未定ですが、厚生労働省より連絡があり次第ホームページでお知らせいたします。」の文言も有ります。 【お願い】 ・吹田市HPトップページ“くらしの情報”の「健康・医療・保険」を開いたページに「後期高齢者医療」の項を新たに設けて頂けませんでしょうか。 ⇒“後期高齢者医療制度の仕組み”の概念図では、被保険者（市民）との窓口は、市町村となっており、吹田市の役割の業務内容についての記載が必要。 ※写真は公表しておりません。	今回のご質問の件につきましては、本市においては、後期高齢者医療制度の保険料の徴収及び窓口業務（届出・申請受付等）を行っているため、これまでも市ホームページ等において広報活動を行っているところであり、市のホームページ国民健康保険課の「後期高齢者医療制度」のページから大阪府後期高齢者医療広域連合のページへアクセスできるように対応してきたものです。 この度のマイナンバーカードの健康保険証利用については、令和3年3月時点において本格運用が国からの通知により延期されたところです。 今般、国民健康保険課として、国民健康保険、後期高齢者医療保険の被保険者への周知を行う必要があったものと認識を改めさせていただき、市のホームページにおいてお知らせをするよう改善することとしたところですので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。	国民健康保険課	R3.5.7	R3.5.21

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
268	「健康増進法の違反2件(関西大学千里山キャンパス、〇〇整形外科)について」	市内において、健康増進法への違反2件を目撃しました。 ・関西大学千里山キャンパス 以前も周辺での違法喫煙を指摘した中央体育館横の特定屋外喫煙場所ですが、4月30日16時17分にも違法喫煙する者がいました。特定屋外喫煙場所の外側で、加熱式タバコを喫煙する者、紙巻タバコを喫煙する者がそれぞれ1名いました。健康増進法29条違反の違法行為です。その横をランニングする者が2名います。当然、受動喫煙が生じていることと思われます。3月10日付けで「大学内の巡回の強化を行うとともに、違反者へは違反行為の中止を求めます。」との回答をいただきましたが、そのような実態は全く見られませんでした。喫煙者は当然のように違法行為を継続し、喫煙を終了した後、立ち去りました。施設の管理者は、違法行為の中止を何ら求めてはいません。健康増進法30条2項違反です。施設の管理者に対して罰則を適用して下さい。違法行為がまかり通っています。 ・〇〇整形外科(吹田市〇〇町) 第1種施設であるにもかかわらず、敷地内出入口の前に灰皿が設置されています。特定屋外喫煙場所の要件を満たすものでは何らなく、健康増進法30条違反です。 撤去を指導願います。(なお、歩道への移設は道路法違反となりますので、敷地外であろうと違法であることには変わりません。) ※写真は公表しておりません。	お問い合わせいただきました内容について、当該施設の管理権原者に対し、以下のとおり確認いたしました。 1　関西大学 昨年度より大学内の巡回は強化しており、違反行為者には喫煙の中止を求めていることを確認いたしました。 2　〇〇整形外科 入口の灰皿については、撤去するよう指導しました。	健康まちづくり室	R3.5.7	R3.5.20

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
269	マスクをしていない不審者の件（回答について意見）	「北千里周辺にマスクをしていない不審者がいたことへの回答について 平素は市政発展のために御理解・御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。 令和3年（2021年）4月8日にいただきました件につきまして、下記のとおり回答いたします。 記 新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染します。閉鎖した空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされており、そのため、感染防止策として、マスクの着用をお願いしています。 しかしながら、屋外で人と十分な距離（2m以上）が確保できる場合には、必ずしもこの限りではありません。 マスクの正しい着用について、市報やホームページ等を活用し、周知しておりますが、今後も広く市民へ啓発できるよう取り組んでまいります。」 とありますが、屋外だろうが関係ないんですけど？ なら路上飲みは屋外だから距離さえ取ればいいんですか？ありえないでしょ。 ランニングなどしているときの息にも飛沫は含まれます。 タバコの煙なんて5m離れてても臭いわかるから、5mほどは届くんですよ？ ほんま吹田市はコロナ感染拡大させたいみたいやな 朝6時過ぎの電車も全く人減ってないし ちなみに私は飛沫浴びた記憶ないのに数年前にある感染症にかかり入院したことがあります。コロナも同じでしょ。結局空気感染するんですよ。	新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染します。閉鎖した空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされており、そのため、感染防止策として、マスクの着用をお願いしています。 しかしながら、屋外で人と十分な距離（2m以上）が確保できる場合には、必ずしもこの限りではありません。 吹田市保健所におきましては、積極的疫学調査の実施により特定した濃厚接触者や陽性者の対応等に尽力いたしておりますので、マスクの着用に関し市内をパトロールすることは予定しておりません。	地域保健課	R3.4.27	R3.5.13
270	covid-19 対策と感染症分類	covid-19 にまつわる混乱は感染症分類がエボラやコレラよりも上に位置付けられている事で発症とは全く別ごとの PCR 陽性と濃厚接触を調査した上で医療機関を限定している事が原因です。分類を5類以下に下げれば医療では幅広い病院で過剰な対策も要さずに重症者だけに集中してもらえ逼迫も解消されます。更に陽性と濃厚接触は問題でなくする事で手洗いうがいや好景気など必要な事とは違い効果も不明な消毒やマスクも要さずに教育や娯楽や経済が再開できます。従って吹田市からは国や大阪府に対して緊急事態宣言ではなく covid-19 の感染症分類を引き下げる事を求めるべきです。	緊急事態宣言の延長については、本市だけでなく府内全体の状況を考慮した上で府知事が判断されているものと考えています。 また、感染症分類の検討については、国において、専門家で構成する会議等で議論の上、判断されており、本市から要望する予定はありません。	地域保健課	R3.5.6	R3.5.13

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
271	コロナ禍における医療機関の受診について	最近、吹田市では医療機関を受診する際、コロナの疑いのある症状（発熱、咳など）がある場合、通常診療が終わるまで外の待合室などで待機し、その後受診するようになっていますが、仮にその人がコロナ感染者の場合、コロナをまき散らしていることになり本末転倒では？知ってる中では〇〇内科は一般患者とは別時間帯で診察、〇〇内科外科は一般診療がすべて終わってから診察だそうです。しかもコロナなら相当な倦怠感で待てないはずです。 市内医療機関に対し、別動線で入れる別室を設けそこで診察、会計できるよう要望します（コロナの疑いがある患者を最後まで待たせたりなどの特別扱いしない医療機関はこの限りではありません）。 コロナ重病人が待合室で何時間も待たされた挙句に、コロナまき散らすとか何の冗談ですか。マスクしてても飛沫はマスクを通り抜けて少し飛びますし。	市保健所は、院内感染防止のため、コロナの疑いのある患者が地域の診療所を受診する際は、診療機関が適切に対応できるように、必ず事前に症状を電話で伝え、医療機関の指示に従って受診していただくよう市報やホームページ等を通して周知しております。 さらに、診療機関に対しては、コロナの疑いのある患者が、コロナ以外の患者と院内で接触しないよう、診察室や会計を別々にする等により患者の動線を分けたり、または診察の時間を別々にする等、可能な限り患者同士を時間的または空間的に分けるよう指導をしています。 ご指摘のとおり、患者間の動線を分け、診察・会計を分けることは非常に有効な方法と考えられますが、建物の構造や医者、看護師等の人的資源を考慮すると、物理的に難しく、実際は診療時間を分ける等の対応をしている診療所が多いと思われます。 ただ、コロナ疑いのある患者を別室に何時間も待たせるといった行為は現実的ではありませんので、適切な対応をするよう指導周知していきたいと考えております。	保健医療室	R3.4.27	R3.5.11
272	早朝にマスクをしてない不審者がいることについて（追記）	４月２１日午前5時５５分頃、吹田市藤白台３丁目の一時停止のある市道交差点からピアノ池方面（北千里駅に向かう制限30キロの道路）に向かう道路でマスクをしてない不審者が、３名いました。 一人目はあずき色のような服を着たマスクをしてない不審者男、二人目はパジャマ（スウェットのようなもの）を着たマスクをしてない高齢の不審者男、三人目はスーツを着たマスクをしてないサラリーマン風の男です。二人目の高齢男についてはマスクをしてないことを確認するために一瞥すると睨んできました。 マスクをしてない不審者はテロリストも同等なので警察等と連携の上、パトロール、マスク着用のお願い等お願いします。 また不審者情報として吹田警察に情報提供お願いします。私も提供しますが、市の方からも提供してもらった方が確実ですので。 このようにマスクをしてない不審者情報を公開しみんなで共有することで街の治安は守られます。不審者は絶対撲滅します。許さない。	新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染します。閉鎖した空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされており、そのため、感染防止策として、マスクの着用をお願いしています。 しかしながら、屋外で人と十分な距離（2m以上）が確保できる場合には、必ずしもこの限りではありません。 マスクの正しい着用について、市報やホームページ等を活用し、周知しておりますが、今後も広く市民へ啓発できるよう取り組んでまいります。	地域保健課	R3.4.21	R3.5.7

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
273	「吹田市内での新型コロナウイルス感染症の検査数」のサイトの改善のお願い	4月21日にサイトが更新されていますが、内容は最近1週間の【検査件数・陽性数・陽性割合】と、これまでの【検査件数（月次）のみ】の表であり、月次の陽性率の記載が無いので推移が分からず傾向が分かりません。 ・吹田市はこのサイトの目的を教えて下さい。市民から見ればこのサイトの何を見てどのような判断をすべきなのか分かりません。 ・第三波からの検査件数と陽性率の推移（週単位）の棒グラフと折れ線グラフをお願い。加えて第四波以降は変異株の感染拡大が言われており、陽性者の内、変異株が80%を占めているとの報道も。「変異株による感染者の状況と特徴を市民に周知」する事により、感染者数の増加だけでは無く、何故行動抑制が必要なのかの要因の説明になると考えます。 ・吹田市の「コロナウイルス感染症に関する情報（総合トップページ）」および「感染者の状況」のサイトには“変異型”という文言は見当たりません。感染者数の激増の中、“変異型”についての吹田市の現状を市民への情報提供は必要と考えます。 ・市民が陽性率を見て、危険なレベルなのか大丈夫なレベルなのかが分かるように、欄外に政府が示すステージ4（感染爆発）の目安値となっている10%。ステージ3の場合は、5%以上の指標の記述が必要と考えます。 WHO基準では「検査の陽性率」が少なくとも2週間、5%未満でなければ、感染が抑制されているとはみなされない。の記述も必要。 ・このサイトの閲覧者数（2月・3月・4月度）を教えて下さい。	変異株による検査につきましてはPCR検査対象者の全数に実施はしておらず、把握している変異株感染者の状況が市全体の状況と特徴を反映しているとは言い難いため、公表の予定はございません。 検査件数には他市民も含まれており、市民が他市で受けた検査は含まれておりません。また、行政検査には職場などでの接触者の検査も含まれることなどから、感染が拡大している時期においては検査数が多くなり、実際の陽性者の率は低くなることがあります。そのため、陽性率が市域の感染状況を正確に反映しているとは言い難く、一概に比較できるものではないと考えておりますので、ホームページ上で掲載する予定はございません。 （担当：保健医療室） 「吹田市内での新型コロナウイルス感染症の検査数」ページは、直近の市内での検査実施状況を周知する目的で作成しており、陽性者数及び陽性率については参考までに掲載しているものです。 市内の検査規模では、一時的な検査対象の属性の偏り等で陽性者数や陽性率が大きく変動する可能性があり、感染動向の正確な把握が困難であることから、検査件数と陽性率の推移のグラフについては、現時点では掲載の予定はございません。検査件数や陽性者数等の動向については「大阪府新型コロナ感染症対策サイト」をご覧ください。 当該ページの2月の閲覧数は8,784件、3月の閲覧数は10,291件、4月（27日まで）の閲覧数は11,096件となっております。 （担当：広報課）	広報課、保健医療室	R3.4.23	R3.5.7
274	コロナワクチンの予約について	予約受付開始にあたり、質問と要望です。 WEB予約にあたり、入力項目は何か？何を手元におけばよいのか？事前にサイトがアップされないのであれば、事前広報してほしい。早いもの勝ちという現状の中で、95歳の母の接種を早くしたい想いから、先行している自治体を参考に、無駄のない効率的な運用をぜひ追求してほしい。また、廃棄が発生しないような手だてもぜひとってほしい。	ウェブ予約に必要な情報は、接種される方の「接種券番号」、「生年月日」、「氏名」、「電話番号」となります。「接種券番号」は、3月29日に65歳以上の方へ送付しました「接種券（クーポン券）」に記載されている番号です。 また、御要望いただいております、事前の広報については、予約開始までにはホームページを更新し、入力項目や予約できる期間を明示する予定です。 効率的な運用につきましても、ワクチンの供給量等を確認のうえ、廃棄の発生等がないよう努めてまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。	保健センター	R3.4.14	R3.4.28
275	アスマイルに関する意見	先日、ローソン(吹田千里山東4丁目店)で歩数計の読み取りが行われない(端末に設置しても自動認識されない)ことがありました。 他の市内リーダー設置場所でも、同様のトラブルがないか、確認して下さい。 運動の習慣化に活用するため、市報等での周知機会を増やして下さい。 アスマイル登録者の数値目標を設定することを検討して下さい。	頂きました御意見について、令和3年4月22日、端末の管理を行っている大阪府アスマイル事務局に連絡を行い、市内ローソンで歩数計の読み取りがうまく行われなかった事実をお伝えいたしました。他の市内リーダー設置場所でも同様のトラブルがないか確認を行ったところ、他の場所については不具合はないとの回答を得ております。 また、歩数計の電池残量が少ない場合や磁気が摩耗している場合などは正しく磁気を読み取ることができない可能性があるとのことでした。 なお、アスマイルにつきましては、大阪府が府内全域で登録者数30万人を目指しておりますので、本市としましても引き続き市民の皆様が楽しみながら健康づくりに取り組んでいただけますよう、アスマイルの周知・啓発に努めてまいります。	健康まちづくり室	R3.4.19	R3.4.28

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
276	マイナンバーカードの健康保険証としての利用開始が3月下旬からの予定ですが、遅れるとの事。吹田市民への広報が必要と思います。	・マイナンバーカードの交付申請書が、3月25日に大阪府後期高齢者医療広域連合から郵送されて来ました。同封のリーフレットには、「令和3年3月からマイナンバーカードが健康保険証として利用できる」の記載が有ります。 ・かかりつけ医に問い合わせると、「まだ連絡が来ていません。カードリーダーが用意出来ていません」との事です。 ・遅れている事ならびに今後の予定を、市民への広報が必要かと思います。	マイナンバーカードの健康保険証としての利用については、国民健康保険、後期高齢者医療保険のみならず全ての健康保険が対象であり、国（総務省及び厚生労働省）が制度の実施主体として、制度全般の周知を行っているところです。本市としましては、制度に関して独自の広報を行うことは考えておりません。	国民健康保険課	R3.4.20	R3.4.27
277	コロナワクチン接種に関して	新型コロナワクチンは【100%危険なモノ】とご存じでしょうか？吹田市役所にお勤めの職員さんの中にも何人かは気付いてる方はいらっしゃると思いますが、基本的には大勢の情報弱者による間違った対策がなされています。本来、市民(国民)の健康維持を目的とするのであれば【全ワクチン接種を即刻中止】をするべきです。しかし、そういった論調の元となっている情報には触れることをせずに、国連・WHO・厚生労働省・日本医師会・内閣府…などから出てる情報のみをベースにしているから間違えてしまうんです。しっかりと本当のことを調べてください。沖縄の座間市では市民からの意見をもとに調べられワクチン接種を停止中とすることになりました。基本的な間違いである【PCR検査の陽性者 ＝ 感染者ではない】ということすら理解できない方ばかりです。2019年度と2020年度の総死者数を比較してみてください。世の中の理解できてない方たちが大騒ぎして危険なワクチンを強制する様な事象ではないって事が分かると思います。本当に怖いウイルスが猛威をふるって人々を殺しまくってるなら2020年の総死者数は対前年比として増えてなくては辻褄があいませんよね？陰謀論でも都市伝説でもなく【事実のデータ】を元にしている主張です。テレビや新聞で垂れながしているものは【真実ではありません】ですが、そちらも色々とご都合があるでしょうから、ここはひとつ【ワクチンを接種したあとの副反応(事例)】をYouTube(市のホームページ)でアップして危険性(リスク)もシッカリと情報を出すと同時に【ワクチンは強制ではない】という説明動画や【職場でワクチン接種を強制された場合の相談窓口の設置】の報告動画などをアップしていただけませんか？もう時間がありません。これを読んでる方の親族や友人が犠牲になる可能性があります。ご年配の方は特にインターネットで情報を得ることが不得手なのでワクチン接種の危険性を理解できていない方がほとんどです。…が、普段からSNSなどを使いこなしている若い世代が【こんな大事な情報を得てない】ということ自体に【罪】を感じます。ファイザー製薬の元副社長が告発した【ワクチンは不妊になるから接種してはいけない】という主張は知っていますか？ちなみに〇〇さん(〇〇市長)は【数少ない気付いてる側の人】なのでホームページでシッカリとワクチン接種リスクとワクチン接種は任意という事を市民へ向けて発信するそうです。吹田市として市民を守るための最善の努力をお願いします。まずは【自分は情報弱者という自覚】を持って【思考をニュートラル】にして【世の中の色んな情報】に触れて見てください。トップダウンの指示や情報を【一旦保留】にして慎重に進めるべき案件であると思います。命をかけてまでワクチン接種する必要がある伝染病ではありません！その証拠となるデータはたくさんあります！吹田市からワクチン犠牲者を出してはいけません！吹田市として市民を守るための最善の努力をお願いします。以下に貼ったリンクURLの動画を【コロナウイルスワクチンの推進に関わる全ての方】へ見せて会議をして下さい。本当に時間がありません！！！！！！今まで常識として認識していたものとは全く違うものに触れると【認知的不協和】を感じて拒否反応を起こしてしまい『これは陰謀論だ』とか『子供だましの都市伝説だ』などと切り捨てようとする行動にでてしまうのを私は理解できています。その上で強く進言させて頂きます！！！！！！【新型コロナワクチンは非常に危険です】市民を守る..という大義も大事な事ですが、これを読むあなたが愛する親、兄弟、子供、孫、友人、知人の命を守る事を最優先に考えてみてください。よろしくお願いいたします。	新型コロナウイルス感染症のワクチンの接種は、強制ではなく、予防接種法に基づき実施しますので、国が勧め、国民が受ける努力をする勧奨接種方式となり、本人の同意が必要となることを市報、ホームページなどで周知しております。また、接種券送付の際の案内文にも記載しております。 ワクチンの安全性と副反応に関する情報につきましては、厚生労働省ホームページにおいて、接種部位の痛みや、頭痛・倦怠感・筋肉痛などの事象、また、アレルギーを持つ方の接種など詳細な情報が掲載されています。 本市におきましても、市ホームページに副反応について正確な情報が、より伝わるよう、厚生労働省の当該ページへのリンクを設けております。 今後とも、より一層、市民に向けて丁寧な情報発信に努めてまいります。	保健センター	R3.4.14	R3.4.26
278	北千里駅周辺にマスクをしてない不審者がいたことについて	4月8日朝6時頃、北千里駅近くのピアノ池から駅に向かう道路で上下白の服にオレンジの靴のマスクをしてない不審者がいました。 なんだまた不審者かと思い、チラ見すると睨みつけられました。 今日だけでマスクをしてない人が4，5人いました。 マスクをしてない頭のおかしい人間がどんどん増えています。 おそらくネットなどでコロナはただの風邪とかいうのに騙されています。 職員による巡回お願いします。 コロナ感染者数が過去最高になっているのでマスクをしないで歩いている不審者については警察による職務質問、市職員によるマスク着用の声掛けお願いします。 このような行動をすることによって警察に職質される＝面倒だからマスクをしようとなるのです。 コロナはただの風邪ではありません。 大阪ではイギリスの変異株が流行っていてヤバくなっています。 また警察への情報提供お願いします。	新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染します。閉鎖した空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされており、そのため、感染防止策として、マスクの着用をお願いしています。 しかしながら、屋外で人と十分な距離（2m以上）が確保できる場合には、必ずしもこの限りではありません。 マスクの正しい着用について、市報やホームページ等を活用し、周知しておりますが、今後も広く市民へ啓発できるよう取り組んでまいります。	地域保健課	R3.4.8	R3.4.22

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
279	吹田市のHPに「オンライン診療」の掲出のお願い	・吹田市のコロナの感染者数は、3月末から急激に増加しており、外出自粛が必要なレベルであり、特に高齢者の死亡の確率は高いです。このような現状に鑑み、吹田市においても“オンライン診療”についてHPへの掲出をお願いします。 ・厚生労働省では、平成30年3月に通知を出しておられ、令和2年4月には新型コロナウイルス対策としてオンラインによる、診療・服薬指導【中略】早期に実施する。保健所の設置の市宛てにも出されており、豊中市では、昨年の6月にHPに「オンライン診療を活用しよう」を掲出されています。 ・取り敢えずは、かかりつけ（再診）のみとし、薬の処方箋が可能な医療機関の掲載をお願いします。 ・吹田市では、「来庁・来所せずにできる手続き」を言っておられます。外出自粛の観点からみれば、同様と考えます。	本市ホームページ上では「新型コロナウイルスに関するQ&A（健康医療部）」の問9にて電話やオンラインで診療ができる医療機関について情報提供をしているところでございます。しかしながら、オンライン診療が可能な医療機関については厚生労働省ホームページ上の一覧から吹田市内の医療機関を探していただく形になっております。オンライン診療については必要な時にすぐご覧いただけるように本市ホームページの掲載方法について見直しをしてまいります。	保健医療室	R3.4.20	R3.4.22
280	コロナ感染対策が全くなされていない店	4月10日にランチに入った店です。 アルコール無し。検温無し。席の間隔無し。パーティション無し。カウンター内にいた店員二人マスクせず。しかも常連客とお喋り。マスク会食のお願いもせず。客もほとんどマスクせずに飲食。 許せません。見廻りと指導を徹底して下さい！ 1年我慢してどうしても会う約束があり、1年ぶりに外食でたまたま入った店。 たしか知事の安全な店ステッカーも貼ってたと思います。どういうことでしょう。	申し出内容について、大阪府に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R3.4.22	R3.4.22
281	コロナと施設利用について	コロナ感染防止対策について。 大阪府からは不要不急の外出自粛がでていますが、吹田市内スポーツ施設は使用可能となっています。府としては外出自粛ではあるが、市としてはスポーツ（運動するため）での外出は許可している、という認識なのでしょうか？	ご意見をいただきました令和3年4月19日の時点では、大阪府からの要請は21時までの営業時間短縮であり、府や近隣市のスポーツ施設も使用可能となっております。本市といたしましても、消毒や人数制限、マスク着用等の感染防止策を徹底したうえで、施設を開館しております。 今後、大阪府の要請内容によって、対象施設の使用について必要な対応を行ってまいります。	文化スポーツ推進室	R3.4.20	R3.4.20
282	コロナワクチンの接種について	私は精神疾患をもっている精神障害者手帳2級です。 私の親が高齢者で接種券が郵送されましたが、私の分がありません。 基礎疾患を持っている人はまだなのでしょうか？ そしてファイザーのワクチンとありましたが、ファイザー以外は選べないのですか？ 日本の情報以外にもアメリカのABCニュースなどで情報を仕入れていますが、副作用等の情報がなかなか出てきません。 基礎疾患を持っている人も対象のはずで、それには精神疾患等で手帳を所持している人も含まれます。	高齢者以外の方（16歳～64歳）の方につきましては、ワクチンの供給や接種状況によりますが、6月以降に接種券、予診票を送付する予定です。なお、国が示す優先順位では、基礎疾患を有する方は高齢者に次ぐ順位となり優先されますが、接種時期など詳細につきましては、決定しだい市ホームページや市報・SNS等でお知らせします。 また、接種するワクチンにつきましては、国から承認されたワクチンを接種することとなっており、現在承認されているのはファイザー社のみでございます。	保健センター	R3.4.5	R3.4.19

市民の声と市の回答（分野別：健康・福祉・医療・保険）

（回答日の新しい順）

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
283	コロナ対策	コロナ対策ご苦労様です。吹田市は感染者が多く心配しております。市長は感染者が多い理由をどのように考えておられますか。また、保健所や医療現場がひっ迫してるとのことですが、視察されての状況を教えて下さい。また、その対策をどのように行っておられますか。 患者数、感染者の年齢、自宅療養者数、自宅療養者への食事の提供などの情報を教えて下さい。また、市報への掲載をぜひお願いします。 12月議会では高齢者施設でのコロナ検査はしないとのことでしたが、方針転換された理由は何でしょうか。また、施設の職員の検査こそ必要だと思います。ぜひ、お願いします。 ワクチン接種についてどのようにすすめられるのか、教えて下さい。	最近の新型コロナウイルスの感染状況の傾向としましては、感染力の強い英国型等の変異株の流行とともにいわゆる「自粛疲れ」からくる自宅の外での活動が活発になったことから比較的若い年代の人たちの間での感染が拡大し、それが家族間や高齢者に広がるという傾向が見られます。 保健所や医療現場では、感染症が拡大し、大きな責任と負担がかかる状況の中、今も懸命に使命を果たしていることに感謝するとともに、市としてできる限りの支援をしてまいりたいと考えております。 現在、比較的症状が重症化するリスクの高い高齢者への新型コロナウイルスの広がりの傾向が見え、これから特に高齢者施設での感染症が広がり、クラスターが発生した場合、直接、重症者・死亡者の急増につながることとなります。 そのような中、本市では、国が示した「感染多数地域における高齢者施設の従事者等の検査の集中的実施計画」に基づき、本年3月に市内の高齢者、障がい者施設の従事者に対するPCR検査を実施したものです。 令和3年3月31日までの吹田市内での患者数は延べ1,585人となっており、感染者の年齢については20歳代、40～50歳代の年齢層が多くなっています。自宅療養者数については、日々変化するため、お答えすることは困難です。またこれらの数字については吹田市ホームページに掲載させていただいております。 PCR検査で陽性となった患者の方につきましては、その様態等に応じて、病院への入院、宿泊療養施設への入所、自宅療養の措置をとらせていただいており、自宅療養の方には陽性判明の翌日に、急がれる場合には当日に療養期間（基本発症日から2週間）に応じた個数の自宅療養支援パック（レトルト食品・飲料水等で構成）をお届けしているところでございます。 （担当：地域保健課） 4月からの接種開始を予定しておりましたが、本市に国・府から4月25日までに供給されるワクチン量が、対象となる高齢者約9万4千人に対して800人分と極めて少量であることから、まずは、高齢者施設入所者への接種を優先し、集団接種の開始を見合わせることとしました。 本市では3月29日に65歳以上の方に対し、接種券を発送させていただきました。 接種を受けていただくにあたって、事前の予約が必要となりますが、現在予約受付は行っておらず、予約開始は5月6日からの予定です。 御予約をしていただいたうえで、接種を受けていただきますようお願いいたします。 （担当：保健センター）	地域保健課、保健センター	R3.3.31	R3.4.14
284	中核市として適切な情報公開をして下さい	連日吹田市内で10名以上の感染者が出ています。市は毎日市民に気をつけて下さいと注意喚起し大阪府のHPに誘導するだけ。独自の保健所を持つ中核市なのに、なぜ11月16日以前のような個票を独自で作成しないのですか。大阪府の方針に従っているは聞き飽きました。寝屋川市などは独自で情報を発表しています。感染が広がっているのですから具体的な注意喚起は必要です。学校も日々感染者がでているかどうかさえ分からず学期末に一回の感染者数の発表などはっきり言っていりません。市民を守るために市の方針を変えて情報を発表して下さい。	過日、ご回答させていただいたとおり、新型コロナウイルス感染者の発生状況については、令和2年11月16日から大阪府が公表する内容を見直した（個票による事例番号・年代・性別等の公表を中止）ことに伴い、本市においても同様に公表内容を変更しております。 本市では、大阪府と緊密な連携のもと感染対策を行っており、別紙の「新型コロナウイルス感染症が発生した場合における吹田市の情報公表についての基本的な方針」のとおり、大阪府の公表内容以上の情報は公表いたしておりませんので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。	地域保健課	R3.3.29	R3.4.12
285	藤白台に早朝マスクをしていない不審者が歩いていることについて	最近、朝5時50分～6時頃、北千里駅のゆらら藤白台のロータリーを降りて制限30キロの市道に入ったところから北千里駅に向かう歩道で上下黒の眼鏡をかけたマスクをしていない不審者男がいます。 今日も朝、自転車乗車中にマスクをしていない男を見たので振り向くとその男が睨んできました。 目つきがやばいのですぐわかります。 また、同じ歩道では高齢の女がマスクをせずに毎日歩いています。 警察と連携の上、職務質問、マスク着用の徹底等対応して下さい。	本市では、正しくマスクを着用する、入念な手洗いをする等の基本的な感染予防策を徹底していただくよう、ホームページやSNS等を活用し、周知に努めているところです。今後も新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた取組を継続してまいります。 また、今回ご相談いただいた内容につきましては、吹田警察署にも情報提供をさせていただいております。	地域保健課	R3.3.23	R3.4.1